

土佐町地域防災計画

令和8年3月

土佐町防災会議

目次

【第1編 共通編】	1
第1部 総則.....	3
第1章 計画の趣旨	5
第1節 計画の目的	5
第2節 計画の構成	5
第3節 被害を最小化するために重点を置くべき事項	5
第4節 計画の効果的な推進	6
第5節 計画の修正	7
第2章 土佐町の特性	9
第1節 地理的条件	9
第2節 社会的条件	13
第3節 気象条件	15
第4節 地質、地層構造	16
第5節 災害の特徴	17
第3章 予想される災害	19
第1節 南海トラフ地震被害想定概要	19
第2節 風水害等の被害想定概要	21
第4章 防災ビジョン	23
第1節 災害に強いまちづくり	23
第2節 要配慮者に配慮した防災体制づくり	25
第3節 コミュニティ防災力の向上	26
第5章 土佐町防災会議	27
第1節 設置及び所掌事務	27
第2節 組織及び運営	27
第6章 防災関係機関	29
第1節 防災関係機関の責務	29
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	30
第7章 住民、事業所の責務	37
第1節 住民	37
第2節 事業所	37

第2部	災害予防対策	39
第1章	災害に強いまちづくり	41
第1節	防災のまちづくり	41
第2節	建築物等災害予防対策	43
第3節	災害に強い土地利用の推進	46
第4節	土砂災害を予防する施設及び体制の整備	48
第5節	山地災害・農地災害を予防する施設整備	51
第6節	風水害を予防する施設整備	53
第7節	風水害予防活動	54
第8節	ライフライン等の対策	56
第9節	火災予防対策	58
第10節	危険物等災害予防対策	63
第2章	地域防災力の育成	65
第1節	防災知識の日常化	65
第2節	実践的な防災訓練の実施	70
第3節	自主的な防災活動への支援	74
第4節	事業所等における自主防災体制の整備	77
第5節	要配慮者対策	78
第6節	消防団を中心とした地域の防災体制	84
第7節	自発的な支援への環境整備	86
第3章	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	91
第1節	防災施設の限界と避難開始の時期	91
第2節	危険性の周知	93
第3節	避難を可能にするサインの整備	94
第4節	自主的な避難	96
第5節	避難計画	98
第6節	避難体制の整備	101
第4章	災害に備える体制の確立	107
第1節	災害対策本部	107
第2節	情報の収集・伝達体制	115
第3節	防災担当者の人材育成	118
第4節	防災関係機関相互の連携体制	119
第5節	防災中枢機能の確保、充実	121
第5章	災害応急対策・復旧対策への備え	123
第1節	消火・救助・救急対策	123
第2節	災害時医療対策	124
第3節	緊急輸送活動対策	126

第4節	緊急物資確保対策	129
第5節	消毒・保健衛生体制の整備	131
第6節	廃棄物処理にかかる防災体制の整備	132
【第2編 一般対策編】		133
第1部 災害応急対策		135
第1章	災害時応急活動	137
第1節	活動体制の確立	137
第2節	気象予警報等の伝達	144
第3節	情報の収集・伝達	150
第4節	通信連絡	159
第5節	応援要請	163
第6節	広報活動	166
第7節	警戒活動	171
第8節	避難活動等	182
第9節	災害拡大防止活動	197
第10節	緊急輸送活動	201
第11節	交通確保対策	204
第12節	社会秩序維持活動等	209
第13節	地域への救助活動	210
第14節	ライフライン等施設の応急対策	227
第15節	教育対策	230
第16節	労務の提供	234
第17節	要配慮者対策	236
第18節	災害応急金融対策	238
第19節	災害応急融資	239
第20節	二次災害の防止	240
第21節	自発的支援の受入れ	241
第2章	自衛隊の災害派遣	243
第1節	災害派遣要請ができる範囲	244
第2節	災害派遣要請の手続	246
第3節	派遣部隊の受入体制	248
第4節	派遣部隊の業務及び撤収等	248
第2部 災害復旧・復興対策		251
第1章	災害復旧・復興対策	253

第1節	復旧・復興の基本方向の決定	253
第2章	災害復旧対策	255
第1節	迅速な原状復旧の進め方	255
第2節	公共施設等復旧対策	256
第3章	復興計画	259
第1節	復興計画の進め方	259
第2節	被災者等の生活再建等の支援	261
第3節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	264
【第3編 震災対策編】		265
第1部	災害応急対策	267
第1章	災害時応急活動	269
第1節	活動体制の確立	269
第2節	情報の収集・伝達	275
第3節	通信連絡	280
第4節	応援要請	280
第5節	広報活動	280
第6節	避難活動等	281
第7節	災害拡大防止活動	286
第8節	緊急輸送活動	287
第9節	交通確保対策	287
第10節	社会秩序維持活動等	287
第11節	地域への救助活動	288
第12節	資機材、人員等の配備手配	289
第13節	ライフライン等施設の応急対策	290
第14節	教育対策	290
第15節	労務の提供	290
第16節	要配慮者対策	290
第17節	災害応急金融対策	291
第18節	災害応急融資	291
第19節	二次災害の防止	291
第20節	自発的支援の受入れ	291
第2章	自衛隊の災害派遣	293
第1節	災害派遣要請ができる範囲	293
第2節	災害派遣要請の手続	293
第3節	派遣部隊の受入体制	293

第4節	派遣部隊の業務及び撤収等	293
第2部	南海トラフ地震防災対策推進計画	295
第1節	総則	297
第2節	重点施策に関する事項	299
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	299
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	300
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	301
第6節	防災訓練に関する事項	305
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	307
第3部	災害復旧・復興対策	309
第1章	災害復旧・復興対策	311
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	311
第2章	災害復旧対策	311
第1節	迅速な原状復旧の進め方	311
第2節	公共施設等復旧対策	311
第3章	復興計画	313
第1節	復興計画の進め方	313
第2節	被災者等の生活再建等の支援	313
第3節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	313
第4部	重点的な取組み	315
第1章	命を守る対策	317
第2章	命をつなぐ対策	319
第3章	生活を立ち上げる対策	321
第4章	震災に強い人・地域づくり対策	323
【第4編	火災及び事故災害対策編】	327
第1章	大規模な火事災害対策	329
第1節	火事災害の予防対策	329
第2節	火事災害の応急対策	331
第2章	林野火災対策	333

第1節	林野火災予防対策	333
第2節	林野火災応急対策	334
第3章	重大事故発生時の町の措置	335
第4章	道路事故対策	337
第1節	道路事故予防対策	337
第2節	道路事故応急対策	338
第5章	陸上における排出油災害対策	339
第1節	陸上における排出油災害予防対策	339
第2節	陸上における排出油災害応急対策	339
第6章	危険物等災害対策	341
第1節	危険物災害予防対策・応急対策	341
第2節	高圧ガス災害予防対策・応急対策	341
第3節	火薬類災害予防対策・応急対策	341
第4節	毒物・劇物災害予防対策・応急対策	341
第5節	住民の安全確保のための体制整備	341
第7章	原子力事故災害対策	343
第1節	原子力事故災害予防対策	343
第2節	原子力事故災害応急対策	344
第3節	原子力事故災害復旧対策	347
第8章	その他の災害対策	349
【資料編】		351
1	防災関係機関連絡先	353
2	災害危険箇所等	355
3	危険物等施設	378
4	土場（貯木場）及び原木市場	378
5	過去の災害記録	379
6	避難施設一覧	380
7	空中消火用ヘリポート	382
8	災害対策用ヘリコプター発着場	382
9	し尿処理施設	382

10	ごみ処理施設	382
11	水門・樋門等一覧表	382
12	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	383
13	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	383
14	協定一覧	384

実施機関別関係計画一覧

本計画においては、各章又は節に対策機関を掲載するとともに、各機関ごとに関係する計画を次のとおり索引として作成した。

計 画 名	機 関 名									
	総務課	議会事務局	出納室	住民課	健康福祉課	建設課	企画推進課	農畜林振興課	教育委員会	消防団
第1編 共通編										
第1部 総則										
第2部 災害予防対策										
第1章 災害に強いまちづくり										
第1節 防災のまちづくり	●					●				
第2節 建築物等災害予防対策	●					●			●	●
第3節 災害に強い土地利用の推進	●			●		●		●		
第4節 土砂災害を予防する施設及び体制の整備						●				●
第5節 山地災害・農地災害を予防する施設整備						●		●		
第6節 風水害を予防する施設整備						●				
第7節 風水害予防活動						●	●			●
第8節 ライフライン等の対策	●					●	●			
第9節 火災予防対策	●						●	●	●	●
第10節 危険物等災害予防対策	●						●			●
第2章 地域防災力の育成										
第1節 防災知識の日常化	●				●		●		●	
第2節 実践的な防災訓練の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 自主的な防災活動への支援	●						●			●
第4節 事業所等における自主防災体制の整備							●			
第5節 要配慮者対策					●					
第6節 消防団を中心とした地域の防災体制	●									●
第7節 自発的な支援への環境整備					●					
第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策										
第1節 防災施設の限界と避難開始の時期	●					●				
第2節 危険性の周知							●			
第3節 避難を可能にするサインの整備							●			
第4節 自主的な避難	●			●	●		●			

機 関 名 計 画 名	総 務 課	議 会 事 務 局	出 納 室	住 民 課	健 康 福 祉 課	建 設 課	企 画 推 進 課	農 畜 林 振 興 課	教 育 委 員 会	消 防 団
第5節 避難計画	●			●	●		●		●	●
第6節 避難体制の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4章 災害に備える体制の確立										
第1節 災害対策本部	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 情報の収集・伝達体制	●			●			●			
第3節 防災担当者の人材育成	●									
第4節 防災関係機関相互の連携体制	●									
第5節 防災中枢機能の確保、充実	●									
第5章 災害応急対策・復旧対策への備え										
第1節 消火・救助・救急対策	●									●
第2節 災害時医療対策					●					
第3節 緊急輸送活動対策	●									
第4節 緊急物資確保対策	●									
第5節 消毒・保健衛生体制の整備					●					
第6節 廃棄物処理にかかる防災体制の整備					●					

計 画 名	機 関 名									
	総務課	議会事務局	出納室	住民課	健康福祉課	建設課	企画推進課	農畜林振興課	教育委員会	消防団
第2編 一般対策編										
第1部 災害応急対策										
第1章 災害時応急活動										
第1節 活動体制の確立	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 気象予警報等の伝達							●			
第3節 情報の収集・伝達	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 通信連絡	●						●			
第5節 応援要請	●									
第6節 広報活動							●			
第7節 警戒活動	●					●	●			●
第8節 避難活動等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第9節 災害拡大防止活動	●			●						●
第10節 緊急輸送活動	●			●						
第11節 交通確保対策						●				
第12節 社会秩序維持活動等	●									
第13節 地域への救助活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第14節 ライフライン等施設の 応急対策						●	●			
第15節 教育対策									●	
第16節 労務の提供	●				●		●			
第17節 要配慮者対策					●					
第18節 災害応急金融対策							●			
第19節 災害応急融資							●	●		
第20節 二次災害の防止						●				●
第21節 自発的支援の受入れ					●					
第2章 自衛隊の災害派遣										
第1節 災害派遣要請ができる範囲	●									
第2節 災害派遣要請の手続	●									
第3節 派遣部隊の受入体制	●									
第4節 派遣部隊の業務及び撤収等	●									
第2部 災害復旧・復興対策										
第1章 災害復旧・復興対策										
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2章 災害復旧対策										
第1節 迅速な原状復旧の進め方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 公共施設等復旧対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

機 関 名 計 画 名	総 務 課	議 会 事 務 局	出 納 室	住 民 課	健 康 福 祉 課	建 設 課	企 画 推 進 課	農 畜 林 振 興 課	教 育 委 員 会	消 防 団
第3章 復興計画										
第1節 復興計画の進め方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 被災者等の生活再建等の支援				●	●		●	●		
第3節 被災中小企業の復興その他 経済復興の支援							●			

機 関 名 計 画 名	総	議	出	住	健	建	企	農	教	消
	務	会	納	民	康	設	画	畜	育	防
	課	事	室	課	福	課	推	林	委	団
	局	務			祉		進	振	員	
		局			課		課	興	会	
第3編 震災対策編										
第1部 災害応急対策										
第1章 災害時応急活動										
第1節 活動体制の確立	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 情報の収集・伝達	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 通信連絡	●						●			
第4節 応援要請	●									
第5節 広報活動							●			
第6節 避難活動等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7節 災害拡大防止活動	●			●						●
第8節 緊急輸送活動	●			●						
第9節 交通確保対策						●				
第10節 社会秩序維持活動等	●									
第11節 地域への救助活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第12節 資機材、人員等の配備手配	●			●	●	●		●		●
第13節 ライフライン等施設の応急対策						●	●			
第14節 教育対策									●	
第15節 労務の提供	●				●		●			
第16節 要配慮者対策					●					
第17節 災害応急金融対策							●			
第18節 災害応急融資							●	●		
第19節 二次災害の防止						●				●
第20節 自発的支援の受入れ					●					
第2章 自衛隊の災害派遣										
第1節 災害派遣要請ができる範囲	●									
第2節 災害派遣要請の手続	●									
第3節 派遣部隊の受入体制	●									
第4節 派遣部隊の業務及び撤収等	●									
第2部 南海トラフ地震防災対策推進計画										
第1節 総則	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 重点施策に関する事項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

機 関 名 計 画 名	総務課	議会事務局	出納室	住民課	健康福祉課	建設課	企画推進課	農畜林振興課	教育委員会	消防団
第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6節 防災訓練に関する事項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3部 災害復旧・復興対策										
第1章 災害復旧・復興対策										
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2章 災害復旧対策										
第1節 迅速な原状復旧の進め方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 公共施設等復旧対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3章 復興計画										
第1節 復興計画の進め方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 被災者等の生活再建等の支援				●	●		●	●		
第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援							●			
第4部 重点的な取組み										
第1章 命を守る対策										
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 命をつなぐ対策										
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 生活を立ち上げる対策										
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4章 震災に強い人・地域づくり対策										
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

計 画 名	機 関 名									
	総務課	議会事務局	出納室	住民課	健康福祉課	建設課	企画推進課	農畜林振興課	教育委員会	消防団
第4編 火災及び事故災害対策編										
第1章 大規模な火事災害対策	●			●		●	●			●
第1節 火事災害の予防	●			●		●	●			●
第2節 火事災害の応急対策	●			●		●	●			●
第2章 林野火災対策	●			●			●	●		●
第1節 林野火災予防対策	●			●			●	●		●
第2節 林野火災応急対策	●			●			●	●		●
第3章 重大事故発生時の町の措置	●			●	●		●			●
第4章 道路事故対策	●			●		●	●			●
第1節 道路事故予防対策	●			●		●	●			●
第2節 道路事故応急対策	●			●		●	●			●
第5章 陸上における排出油災害対策	●			●			●			●
第1節 陸上における排出油災害予防対策	●			●			●			●
第2節 陸上における排出油災害応急対策	●			●			●			●
第6章 危険物等災害対策	●			●			●			●
第1節 危険物災害予防対策・応急対策	●			●			●			●
第2節 高圧ガス災害予防対策・応急対策	●			●			●			●
第3節 火薬類災害予防対策・応急対策	●			●			●			●
第4節 毒物・劇物災害予防対策・応急対策	●			●			●			●
第5節 住民の安全確保のための体制整備	●			●			●			●
第7章 原子力事故災害対策	●			●	●		●			●
第1節 原子力事故災害予防対策	●			●	●		●			●
第2節 原子力事故災害応急対策	●			●	●		●			●
第3節 原子力事故災害復旧対策	●			●	●		●			●
第8章 その他の災害対策	●			●			●			●

【第1編 共通編】

第1部 総則

第1章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定める。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、本町の地域に係る防災に関し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守り、町土の保全と住民の生活の安定確保を図ることを目的とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条の規定に基づき、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の構成

本計画は、「共通編」、「一般対策編」、「震災対策編」、「火災及び事故災害対策編」及び「資料編」で構成する。

「共通編」は、総則と災害予防対策に関する事項を記載する。「一般対策編」は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、土佐町地域防災計画における基本的な計画とする。「震災対策編」、「火災及び事故災害対策編」においては、それぞれの災害に対する応急、復旧の各段階における諸施策を具体的に記述する。

また、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「震災対策編」に含まれる。

第3節 被害を最小化するために重点を置くべき事項

1 重点事項

本町は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきたが、災害の根絶には限界があり、時として多大な人命並びに財産を失ってきた。

このため、本町においては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災対策を推進する。

さらに、地域における住民の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するとともに、自らの命、安全、財産は自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進める。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を進める。

2 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

複合災害の発生可能性を認識し、本計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

様々な複合災害を想定した机上訓練の実施に努める。また、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、実働訓練の実施に努める。

第4節 計画の効果的な推進

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、本計画に記述される地域の実態を踏まえ、防災業務計画に修正を加える。

町は、地域の自然的、社会的条件等を踏まえて本計画に記述する各事項を検討し、地域防災計画に修正を加える。

防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、次の3点を実行する。

- 1 本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 各種計画、アクションプランの定期的な点検と見直し
- 3 他の関連計画（開発計画、投資計画等）と連携した地域防災の観点から、総合的な防災体制確保に向けた計画相互の整合性と諸計画との連携

第5節 計画の修正

本計画は災害に関する経験と対策の積み重ねなどにより、随時見直されるべき性格のものであり、災対法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加える。

〔注記〕 本計画における用語について

用語	定義
住民	土佐町に住所を有する者、他県、他市町村から通学・通勤する者及び災害時に町に滞在する者等も含める
要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦その他の特に災害時に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
防災関係機関	国、県、町、指定公共機関及び指定地方公共機関
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関
県	高知県の部局、高知県警察及び出先機関、高知県教育委員会等
町	土佐町の課室局、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防署、消防団を含める）
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道及び通信の事業
避難施設	緊急避難場所、避難所の総称
緊急避難場所	災害時の危険を回避するために緊急的・一時的に避難する場所
指定緊急避難場所	緊急避難場所のうち、災害対策基本法の基準に適合するもの
避難所	災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送る建物等
指定避難所	避難所のうち、災害対策基本法の基準に適合するもの
福祉避難所	要配慮者で、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所をいう
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、町等が活動の中心となる町地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの
罹災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの
被災者台帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう

第2章 土佐町の特徴

第1節 地理的条件

1 位置、沿革

土佐町は、高知県の中央北部に位置し、北緯33度44分、東経133度32分25秒、東西南北それぞれ約20km、面積212.13km²のまちである。東は長岡郡本山町、西は吾川郡いの町、南は南国市、高知市、北は土佐郡大川村及び愛媛県四国中央市に接している。

また、吉野川の源流域に位置する本町は、多目的ダムとして西日本一の規模を誇る早明浦ダムのあるまちとして知られており、その水は四国四県に分水され、『四国の水がめ』として多くの人々の暮らしや産業を支えるとともに、流域の洪水被害も軽減してきた。

本町の沿革は、昭和30年3月31日に土佐郡地蔵寺村、森村及び長岡郡田井村が合併し、土佐村として発足し、その後昭和36年に長岡郡の西部5部落を編入合併、さらに昭和45年4月1日に町制を施行し、土佐町となり現在に至っている。

■土佐町位置図



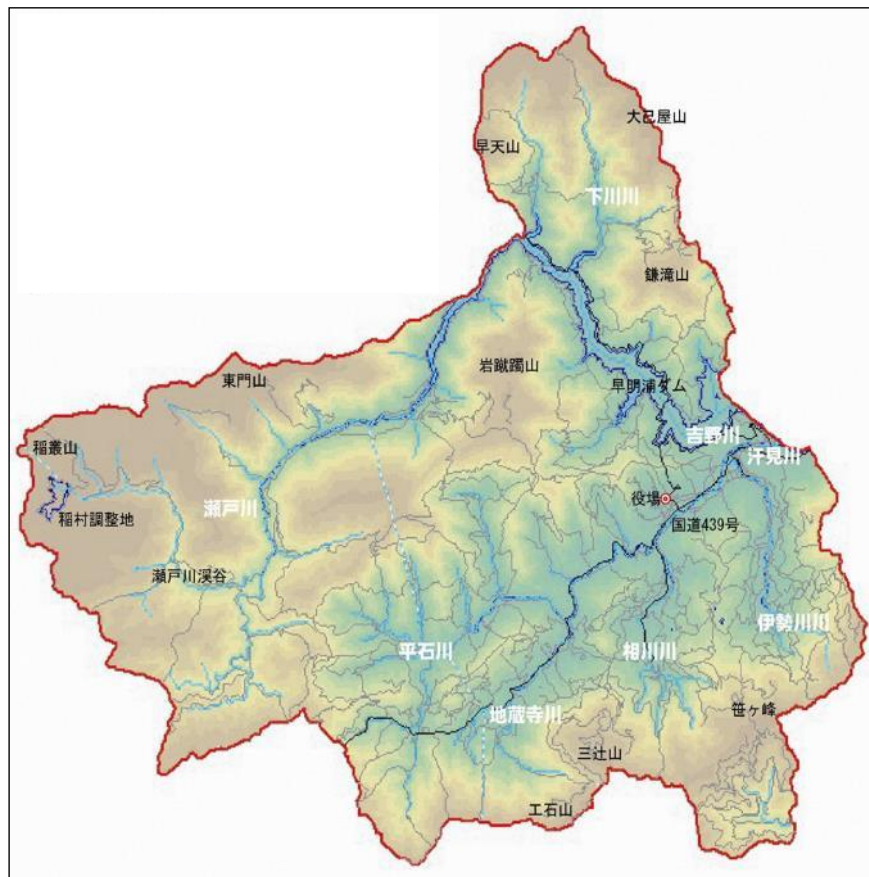
2 地勢

(1) 地形

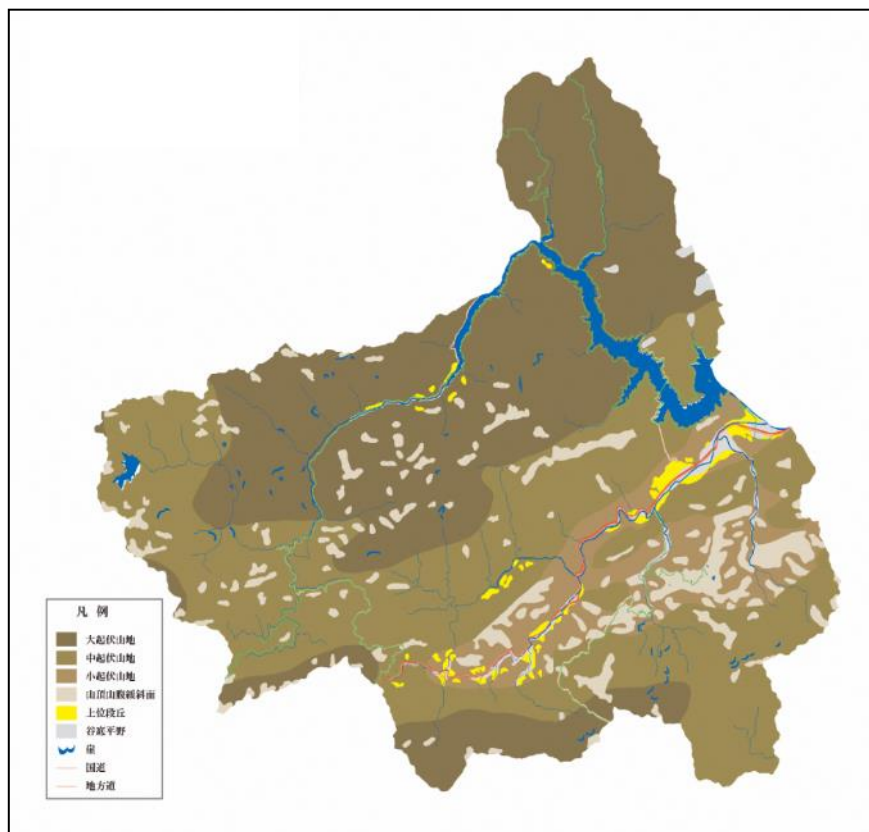
本町は、吉野川の源流域に当たり、面積の87%を山林が占めている。北、西、南の三方を1,000m級の山々に囲まれており、標高も約250mから最も高い稲叢山は1,506mあり、起伏に富んだ地形を呈している。

また、町北部から東部へ流れる吉野川と、町西部から東部へ流れる地蔵寺川が合流する田井付近で平坦地が開け、これに注ぐ支流に沿って主要道路が発達し、耕地が開け、集落が形成されている。

■地形図



■地形分類図



主 な 山 岳	稲 叢 山	1,506.2m
	と ぎ の 山	1,496.7m
	登 岐 山	1,446.4m
	門 山	1,382.0m
	黒 岩 山	1,341.6m
	大 己 屋 山	1,262.0m
	早 天 山	1,209.8m
	工 石 山	1,176.4m
	能 谷 山	1,153.0m
	笹 ケ 峯	1,131.4m
	雄 滝 山	1,115.8m
	岩 躑 躅 山	1,102.8m

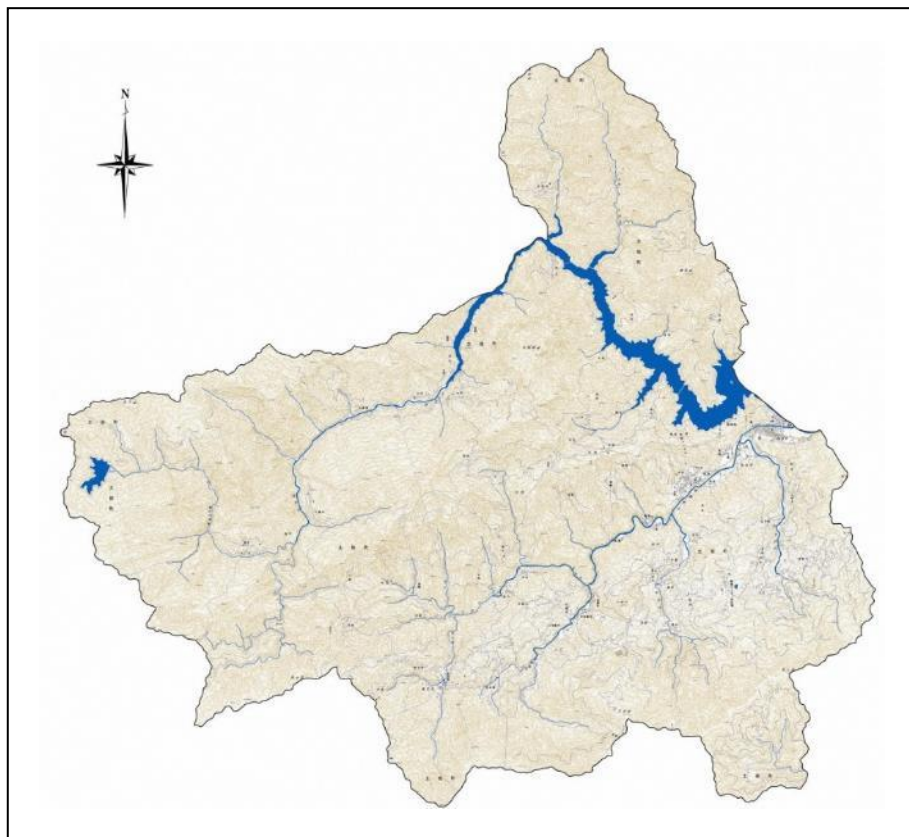
(2) 水系

土佐町の河川は、東部を国土交通省管轄一級河川・吉野川が南北に貫流し、町中央部は県管轄一級河川・地蔵寺川が貫流しており、これに一級河川・伊勢川、相川川、平石川が流入している。

また、一級河川・瀬戸川は早明浦ダムに流入している。

町内を貫流している河川の多くは急峻な河道であるため、重要水防区域や地すべり防止区域、急傾斜地崩壊区域等が多数分布している。

■水系図



■町内の法定河川一覧

水系名	河川名	区 間			河川延長 (m)			
		自		至	左岸	右岸	兩岸平均	
吉野川	吉野川	左岸	吾川郡いの町字寺川字白猪谷104番地先		徳島県界	85,500	85,500	85,500
		右岸	" " " " 182番3地先					
	瀬戸川	左岸	土佐郡土佐町瀬戸字シウロヲ1063番地先		吉野川合流点	24,150	24,150	24,150
		右岸	" " " " 字一ノ谷1052番地先					

資料：県河川課「河川調書」

(3) 林野

本町の林野面積は18,246haであり、総面積の86.0%を占め、その内訳は民有林15,205ha(83.3%)、国有林3,043ha(16.6%)で、人工林・天然林合わせて総蓄積量は9,018千m³となっている。

森林は、林産物の生産、国土の保全、水資源のかん養、自然・生活環境の保全等多面的な機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついている。人工林の齢級別配置をみると、間伐や保育等の手入れを必要とする35年生以下の若齢林は、全体の11%である。

水源のかん養をはじめ、山崩れや土砂流失の防止、自然環境や生活環境の保全等に、大きな役割を果たしており、これらの森林のもつ公益的機能を維持するため、水源かん養保安林3,597ha、土石流出防備保安林406ha、土砂崩壊防備保安林2haがあり、また各種治山対策が実施されている。

第2節 社会的条件

1 土地利用

土佐町の総土地面積は21,213haで、このうち森林面積が18,246haと、町土面積の86.0%を占め、可住地面積は2,604haで、町土面積の12.3%となっている。

また、本町は本山町とともに、本山都市計画区域を構成しており、本町における都市計画区域面積は500haとなっている。

■土地面積

区 分	面 積
総土地面積	21,213ha
可住地面積	2,604ha
都市計画区域面積	500ha
耕地面積	446ha
森林面積	18,246ha

出典：土佐町森林整備計画（令和7年10月21日変更）

2 人口・世帯

(1) 人口の推移

土佐町の令和2年現在の人口は3,753人（国勢調査）で、若年層を中心とした人口の流出が続き、45年前の昭和50年と比べて2,926人減少し、56%となっている。

土佐町の令和2年現在の世帯数は1,618世帯で、昭和55年に増加した後は、緩やかに減少し、80%となっている。

また、一世帯当たりの世帯人員も、昭和50年の3.31人から、令和2年は2.32人まで減少しているが、直近5年間ではほぼ横ばいとなっている。

■人口の推移

（単位：人）

年度	総人口	男	女
昭和50年	6,679	3,212	3,467
昭和55年	6,663	3,409	3,254
昭和60年	5,872	2,831	3,041
平成2年	5,566	2,641	2,925
平成7年	5,292	2,502	2,790
平成12年	5,035	2,353	2,682
平成17年	4,632	2,154	2,478
平成22年	4,358	2,039	2,319
平成27年	3,997	1,869	2,128
令和2年	3,753	1,780	1,973

資料：令和2年国勢調査

■世帯数の推移

年度	世帯数（世帯）	一世帯当たり人員（人）
昭和50年	2,017	3.31
昭和55年	2,393	2.78
昭和60年	1,958	3.00
平成2年	1,928	2.89
平成7年	1,913	2.77
平成12年	1,913	2.63
平成17年	1,860	2.49
平成22年	1,799	2.42
平成27年	1,734	2.31
令和2年	1,618	2.32

資料：令和2年国勢調査

第3節 気象条件

1 気温

土佐町は高知県の中部山間地帯に属し、かつ盆地であるため、寒暖差のある気候が特徴である。1991年から2020年における年平均気温は14.2℃で、年平均最低気温は-1.1℃、年平均最高気温は31.4℃となっている。

2 降水量

高知地方気象台本山観測所における平均年間降水量（1991年から2020年の平均）は2892.3mm/年で、平均最大日降水量は274.9mm/日となっている。

また、過去の観測値をみると、2018年に最大日降水量510.5mm/日を記録しているほか、2014年492.0mm/日と集中的な豪雨が記録されている。

さらに、平均最大1時間降水量は57.5mm/hで、最大日降水量を記録した2018年には、78.5mm/hの降雨となっている。

第4節 地質、地層構造

本町の属する高知県の地質の特徴は、基盤岩類を三地帯に分けるほぼ東西性の二大構造線がある。北側を中央構造線、南側を仏像構造線と呼ぶ。

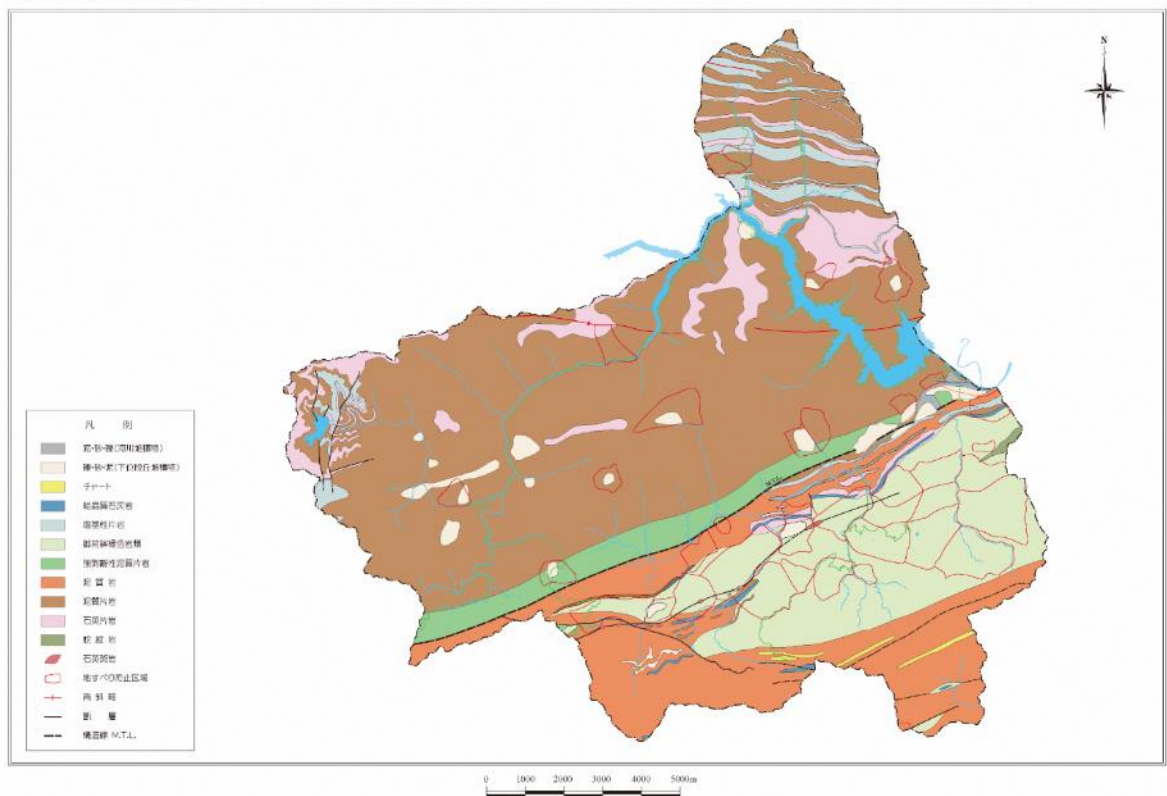
これらの構造線によって、高知県は北から三波川（さんばがわ）帯、秩父帯及び四万十帯に分かれる。

以上の基盤岩類を被覆して、各帯には不規則に分布する未固結堆積物の第四系と、また四万十帯には未固結ないし固結堆積物の鮮新統が分布する。

本町の地質は、東西方向に帯状の特徴的な地質分布をしているが、大半を占める黒色片岩・緑色片岩・清水構造帯の三波川結晶片岩やミカブ緑色岩類等は、すべて岩質的に軟弱で、地すべりを起こしやすい地質となっている。

さらに、吉野川上流地域は、年間平均降雨量が2,500mmに達する状況にあり、地下への滞水が助長するなど、留意が必要となっている。

■表層地質図



第5節 災害の特徴

1 土佐町に被害を及ぼす地震

(1) 南海トラフを震源とする地震

ア この地震は、100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部（令和7年9月）から発表されている。

■南海トラフを震源とする地震の発生確率

30年以内
60～90%程度以上

イ 町内全域が震度6強、一部震度7の地震動が予測される。

ウ 地質・地層構造から土砂災害（地すべり・がけ崩れ・山体崩壊等）の可能性がある。

エ 近年で大きな被害を受けた事例

＜昭和21年の南海地震による被害＞

土佐町：死者・不明者2人、負傷者57人

住家全壊261棟、住家半壊397棟、住家流失3

2 風水害

町における主な風水害は、資料編5「過去の災害記録」のとおりである。

第3章 予想される災害

第1節 南海トラフ地震被害想定概要

本計画では、「高知県第二弾 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（令和7年10月）、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成25年5月）に基づき、以下のとおり被害を想定する。

1 地震の規模

地震の規模は、「発生頻度の高い一定程度の地震」と「最大クラスの地震」を想定する。

■地震の規模

規 模		内 容
地震L1	発生頻度の高い一定程度の地震	・平成15年度に県が公表した地震予測（安政南海地震クラス）を最新の地形や地盤データにより再度推計したもの
地震L2	最大クラスの地震	・最新の科学的知見に基づく発生し得る最大クラスの地震 ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

2 地震の設定

内閣府の南海トラフ巨大地震モデルの検討においては、震源を点ではなく、静岡県から宮崎県にまたがる12の「強震動生成域」（強い地震波を発生させる領域）で考えており、この12の「強震動生成域」すべてについて、基本ケース以外に、東側、西側、陸側にずらした合わせて48ケースで揺れをシミュレーションしている。

本町が最も強い揺れに見舞われるケースは、土佐湾の「強震動生成域」がさらに陸側にずれた「陸側ケース」で、町内全域が震度6強、一部震度7に達すると予測されている。

3 被害の想定

県の想定によると、本町における主な項目の被害状況は、次頁の表のとおりである。発生頻度の高い一定程度の地震の場合では比較的被害が小さいが、最大クラスの地震が発生した場合、倒壊や火災などにより被災する建物は470棟、死者数30人、負傷者数が280人となるほか、1日後の避難者数（指定避難所以外への避難も含む。）は、610人以上に上ると推計されている。

こうした被災者への速やかな救援には、多くの人的・物的資源が必要となるが、最大クラスの地震では、太平洋沿岸部が広域にわたって被災し、国道をはじめとするインフラが破壊され、他の地域からの応援が簡単には得られない状況となることを想定しておく必要がある。

加えて本町においては、自らが受けた被害への対応とともに、県沿岸部に対する後方支援地としての機能も同時に求められる可能性があり、この点にも留意する必要がある。

一方で、住民の防災意識の向上や避難路・避難施設の整備、住宅の耐震化などの適切な防災・減災対策が行われた場合の最大クラスの地震の被害想定は、建物倒壊が若干数、町内の死者が若干数、負傷者数が30人、避難者数が70人まで圧縮することが可能と推計されている。

今後とも、本計画や、防災関係機関等がそれぞれ策定する計画、また、地域で自主的に作成する地区防災計画などに基づいた地道な防災対策を積み重ね、被害を最小にする努力が求められる。

■高知県による土佐町の被害想定

想定項目		発生頻度の高い 一定程度の地震		最大クラスの 地震（陸側）	
		現状	対策後	現状	対策後
条件					
建物棟数		4,372			
建物被害	液状化（棟）	0	—	0	—
	揺れ（棟）	*	*	450	30
	急傾斜地崩壊（棟）	*	—	10	—
	地震火災（棟）	*	—	10	—
	合計（棟）	*	—	470	—
人口 H17 国勢調査		4,632			
人的被害 （死者数）	建物倒壊（人）	*	*	30	*
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	—	*	—
	急傾斜地崩壊（人）	*	—	*	—
	火災（人）	*	—	*	—
	ブロック塀（人）	*	—	*	—
	合計（人）	*	*	30	*
（負傷者数） 人的被害	建物倒壊（人）	*	*	280	30
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	—	*	—
	急傾斜地崩壊（人）	*	—	*	—
	火災（人）	*	—	*	—
	ブロック塀（人）	*	—	*	—
	合計（人）	*	*	280	30～
人的被害 （負傷者の うち重傷者数）	建物倒壊（人）	*	*	160	20
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	—	*	—
	急傾斜地崩壊（人）	*	—	*	—
	火災（人）	*	—	*	—
	ブロック塀（人）	*	—	*	—
	合計（人）	*	*	160	20～
避難者数 1日後の	指定避難所（人）	*	*	370	40
	指定避難所外（人）	*	*	250	30
	合計（人）	*	*	610	70

※「*：若干数 —：未算出」

※想定条件：冬の深夜に発生。避難速度は1分当たり35m

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

第2節 風水害等の被害想定の概要

1 大雨・台風・集中豪雨

春期から秋期にかけて平均雨量が増加する傾向にある。7～9月に至っては、局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）が多発するとともに、台風が上陸及び接近し影響を及ぼすことが多いため、特に警戒が必要である。

2 土砂災害

本町は、面積の約86%を林野が占めている。山の地形は急峻で、土砂災害の危険が非常に高い。

台風の常襲地帯であり、豪雨災害を受けやすい条件を備えていることに加え、土砂災害警戒区域が多数存在することから、常に警戒が必要である。

3 突風・竜巻

近年高知県では被害をもたらす突風や竜巻が発生しており、本町においても突風及び竜巻に対する注意が必要である。

第4章 防災ビジョン

近年全国各地で発生している水害・土砂災害・竜巻災害・震災等には、いつ・どこで・どのような災害が発生するのかといった予測を超えるものが多くなっている。

本町は、平石川・地藏寺川流域に位置することから、水害等を中心に風水害の対策が必要な地域であるとともに、南海トラフ地震の発生が懸念されていることから、災害の多様性を考慮し、以下に本町の防災ビジョンを示す。

いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、自らの安全を確保する『自助』、地域コミュニティ等による相互扶助による『共助』、行政による『公助』が必要である。

こうしたまちづくりの基本方針を踏まえた上で、住民個人やその家庭、地域コミュニティ、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災に向けた取組みを進め、住民の生命の安全と財産の維持確保を第一に掲げ、本町防災ビジョンの基本的な考え方として、以下に示す3つの基本方針に沿って防災対策を展開する。

【防災対策に関する3つの基本方針】

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 要配慮者に配慮した防災体制づくり
- 3 コミュニティ防災力の向上

第1節 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりに向け、避難路、避難施設、延焼遮断帯、防災活動拠点等の整備点検を確実に実施するとともに、浸水時等における避難施設の確保等に向けた周辺市町村との相互応援や連携体制等の対策を講じ、災害に強いまちづくりを進める。

そして、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

1 自助

「自らの生命は自己の力により守っていく」といった考え方を改めて普及啓発し、自己責任において対応できる自主的な減災対策を促進する。

2 共助

地域のコミュニティ防災組織の活動を見直し、避難路や避難施設等の点検活動等、常用的な防災活動を促進する。

3 公助

公共施設の耐震化、浸水対策等を進めるとともに、農地等被災による経済的な損失を極力軽減するため、計画的に減災に向けた土地利用を推進するなど、公共の役割を果たす防災対策のまちづくりを推進する。

第2節 要配慮者に配慮した防災体制づくり

要配慮者の増加が今後とも見込まれる中で、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携のもとで展開を図る。

1 自助

自力で避難が困難であると考えられる住民については、あらかじめ要配慮者の登録を促すなど、自己の身体状況及び判断能力を考慮し、災害発生時の対策を講ずる。個人レベルでも災害発生時の対策を講じる。

2 共助

避難支援計画（個別避難計画）を作成し、地域のコミュニティや自主防災組織がともに協力し合い、要配慮者避難の支援に当たるための検討を進める。

3 公助

要配慮者プラン（町全体計画）を作成するとともに、避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者マップを作成するなど、住民や各団体の協力を得て、要配慮者に対する支援を円滑に実施するための体制機構づくりを進める。

第3節 コミュニティ防災力の向上

コミュニティ自主防災組織等の強化を促すとともに、要配慮者を含めた多くの住民参加による防災活動を実施する。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を予測し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

1 自助

地域の防災訓練や自主防災組織の活動等への積極的な参加を促すとともに、日頃から家庭内の連絡体制や、情報の収集方法等について話し合うなど、自力で災害に対処するための心構えと知識の習得を促し、自主防災力の向上に努める。

2 共助

自主防災組織の確立及び拡充に努めるとともに、あらかじめ昼夜間の対応の相違等、可能な限り細部にわたる対応策を検討し、緊急時において迅速かつ的確な防災活動を実施できる体制づくりを進める。

3 公助

コミュニティレベルでの防災体制強化に向け、災害時の防災訓練や研修機会を提供するとともに、日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供等に努め、コミュニティ防災力の向上に向けた取組みを進める。

第5章 土佐町防災会議

第1節 設置及び所掌事務

災対法第16条第6項の規定に基づき土佐町防災会議条例により、土佐町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定める。

土佐町防災会議条例第2条に基づき、防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- 1 土佐町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- 2 土佐町水防計画の調査審議に関すること
- 3 町長の諮問に応じて町域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- 4 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- 5 前各号に掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2節 組織及び運営

1 組織

(1) 会長（土佐町長）

(2) 委員

- ア 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者 2人
- イ 高知県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者 1人
- ウ 土佐町の区域又は一部を管轄する警察署の署長又はその指名する職員
- エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者 2人
- オ 土佐町教育委員会の教育長
- カ 町の消防長及び消防団長
- キ 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関のうちから町長が任命する者 1人
- ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2人

2 運営

防災会議の運営に関しては、災対法第16条及び土佐町防災会議条例第2条の規定に基づく土佐町防災会議運営規則の定めるところとする。

第6章 防災関係機関

第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携・協力しながら防災に係る事務又は業務を遂行する。

1 町

町は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、町の地域に係る防災計画を作成して防災活動を実施する。

また、住民及び事業所から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け付け、必要があると認める場合は、土佐町地域防災計画に、地区防災計画を定める。

2 県

県は、法令及び県の計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行うため、町と緊密な連絡体制を構築する。

特に南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織〔高知県南海地震対策推進本部〕を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図る。

被災により町が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を町に代わって行う。

また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を超えた広域防災支援体制を構築する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の区域を管轄する土佐町、高知県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、その処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 地方公共団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土佐町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施に関する事 2 防災に関する組織の整備に関する事 3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関する事 4 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進に関する事 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事 6 防災のための施設、設備の整備及び点検に関する事 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事 8 高齢者等避難、避難指示及び避難施設の開設に関する事 9 消防、水防その他応急措置に関する事 10 被災者に対する救助及び救護等の措置に関する事 11 緊急輸送の確保に関する事 12 食料、医薬品、その他物資の確保に関する事 13 災害時の保健衛生及び応急教育に関する事 14 その他の災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事 15 災害復旧・復興の実施に関する事
高知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施に関する事 2 防災に関する組織の整備に関する事 3 防災思想の普及、教育及び防災訓練の実施に関する事 4 自主防災組織の育成支援、その他県民の自発的な防災活動の促進に関する事 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事 6 防災に関する施設、設備の整備及び点検に関する事 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事 8 市町村が実施すべき避難の指示及び避難施設の開設の代行に関する事 9 水防その他の応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行に関する事 10 被災者の救助及び救護活動に関する事 11 緊急輸送の確保に関する事 12 食料、医薬品、その他物資の確保に関する事 13 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保に関する事 14 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 15 その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事 16 災害復旧・復興の実施に関する事

2 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整に関する事 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡に関する事 4 警察通信の確保及び統制に関する事 5 管区内各県警察への気象予警報の伝達に関する事
四国財務局 高知財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会いに関する事 2 農林水産業施設災害復旧事業費査定立会いに関する事 3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施の要請に関する事 <ol style="list-style-type: none"> ア 預貯金の払戻し及び中途解約 イ 手形交換、休日営業等 ウ 応急資金に係る融資相談 エ 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込み猶予 オ その他非常金融措置 4 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付けに関する事 5 地方公共団体に対する短期資金の貸付けに関する事 6 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付けに関する事
四国厚生支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の独立行政法人国立病院機構関係機関、療養所における医療、助産、救護の指示調整に関する事
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護に関する事 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関する事 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関する事 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関する事 5 農地、農業用施設災害復旧事業等に係る災害復旧事業等の支援に関する事 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導に関する事 7 応急用食料・物資の供給に関する支援に関する事
中国四国農政局 高知地域センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急食料の緊急引渡しに関する事
四国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山事業の実施に関する事 2 保安林（国有林）の整備保全に関する事 3 災害応急対策用木材国有林の供給に関する事 4 民有林における災害時の応急対策等に関する事
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 3 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等に関する事

機 関 名	処理すべき事務又は業務
中国四国産業保安監督部四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等に関すること 2 危険物等の保安の確保に関すること 3 鉱山における災害の防止に関すること 4 鉱山における災害の応急対策に関すること
四国運輸局 高知運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車による輸送のあっせんに関すること 2 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あっせんに関すること
大阪航空局 高知空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保に関すること 2 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化に関すること
高知地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達に関すること 2 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表に関すること 3 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説に関すること 4 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種非常通信訓練の実施及びその指導に関すること 2 高知県非常通信協議会の育成指導に関すること 3 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理に関すること 4 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集に関すること 5 災害時における通信機器の供給の確保に関すること
高知労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場施設及び労働者の被災状況の把握に関すること 2 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導に関すること 3 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導に関すること 4 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導に関すること 5 労働条件の確保に向けた総合相談に関すること 6 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払に関すること 7 被災労働者に対する労災保険給付に関すること 8 労働保険料の納付に関する特例措置に関すること 9 雇用保険の失業認定に関すること 10 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧に関すること 2 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達に関すること 3 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達に関すること 4 直轄河川の水質事故対策、通報等に関すること 5 直轄ダムの放流等通知に関すること 6 災害関連情報の伝達及び提供に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務
	7 防災知識の普及・啓発活動に関すること 8 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援に関すること 9 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣に関すること
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること 3 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院 四国地方測量部	1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力に関すること 3 地理情報システム活用の支援・協力に関すること 4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施に関すること 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言に関すること

3 自衛隊（陸上自衛隊第14旅団、海上自衛隊第24航空隊、海上自衛隊徳島教育航空群）

機 関 名	処理すべき事務又は業務
自 衛 隊	1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること 2 町、県が実施する防災訓練への協力に関すること 3 災害派遣の実施 （被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索及び救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） 4 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与に関すること

4 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
NTT西日本株式会社	1 電話通信設備の保全及びその災害復旧に関すること 2 災害非常通話の確保及び気象予警報の伝達に関すること
株式会社 NTTドコモ四国	1 電話通信設備の保全及びその災害復旧に関すること 2 災害非常通話の確保に関すること
KDDI株式会社 高松テクニカルセンター	1 電話通信設備の保全及びその災害復旧に関すること 2 災害時における通信の疎通確保に関すること
ソフトバンク株式会社	1 電話通信設備の保全及びその災害復旧に関すること 2 災害時における通信の疎通確保に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務
楽天モバイル株式会社	1 電話通信設備の保全及びその災害復旧に関すること 2 災害時における通信の疎通確保に関すること
日本郵便株式会社	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分に関すること 5 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除に関すること 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること 7 通信病院の医療救護活動に関すること 8 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関すること 9 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること
日本銀行 (高知支店)	1 現金の確保及び決済機能の維持に関すること 2 金融機関の業務運営の確保に関すること 3 非常金融措置の実施に関すること
日本赤十字社	1 災害時における医療救護活動及び助産に関すること 2 こころのケア 3 遺体の処理に関すること 4 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること 5 被災地応援救護班の編成、派遣の措置に関すること 6 被災者に対する救援物資の配布に関すること 7 義援金の募集受付に関すること 8 防災ボランティアの活動体制の整備に関すること
日本放送協会	1 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること 3 生活情報、安否情報の提供に関すること 4 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力に関すること
四国電力送配電株式会社	1 電力施設等の保全、保安に関すること 2 電力の供給に関すること

5 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人 高知県LPガス協会	1 ガス施設の保全、保安に関すること 2 ガスの供給に関すること 3 指定避難所への支援に関すること
株式会社高知放送、 株式会社テレビ高知、 高知さんさんテレビ株式会社、 株式会社エフエム高知	1 気象予警報の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること 3 住民に対する防災知識の普及に関すること 4 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 5 生活情報、安否情報の提供に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人 高知県バス協会	1 災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力に関すること
一般社団法人 高知県トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること
一般社団法人 高知県医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること
一般社団法人 高知県建設業協会	1 災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力に関すること
公益財団法人 高知県消防協会	1 防災・防火思想の普及に関すること 2 消防団員等の教養・訓練及び育成に関すること 3 要配慮者等の避難支援への協力に関すること
公益社団法人 高知県看護協会	1 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策に関すること 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した救急医療活動に関すること
社会福祉法人 土佐町社会福祉協議会	1 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力に関すること 2 災害時における福祉施設の人材確保の協力に関すること 3 災害時におけるボランティア活動に関すること 4 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること
株式会社 高知新聞社	1 住民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害時における広報活動に関すること 3 災害時における生活情報、安否情報の提供に関すること
一般社団法人 高知県歯科医師会	1 災害時における歯科医療救護活動に関すること 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した救急医療活動に関すること
公益社団法人 高知県薬剤師会	1 災害時における薬剤師の派遣に関すること 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び救急医療情報センターと協力した救急医療活動に関すること

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務
高知県農業協同組合 れいほく支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急食料の緊急需給に関すること 2 農業用関係の被害調査及び復旧融資等の対策に関すること 3 災害に備えた農作物等に対する肥培管理の指導に関すること 4 水田、用水路及び農道等に関する災害復旧、改良工事並びに維持管理保全に関すること
土佐町森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 林業用関係の被害調査及び復旧融資等の対策に関すること 2 災害に備えた林産物等の管理の指導に関すること
土佐地区商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
土佐長岡郡医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救急医療活動に関すること
薬剤師会香長土支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品の確保、服薬指導及び医薬品の管理に関すること

第7章 住民、事業所の責務

第1節 住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。

被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力を努める。

また、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

第2節 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）*の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど防災活動の推進に努める。

【災害時に果たす役割】

- 1 従業員や利用者の安全確保
- 2 事業の継続
- 3 地域への貢献・地域との共生
- 4 二次災害の防止

※BCP（Business Continuity Plan）事業継続計画

企業が災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定する行動計画

第2部 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

災害に強い土佐町の整備・まちづくりと安全の確保について基本的な方向を示す。

第1節 防災のまちづくり

【総務課・建設課】

防災のまちづくりにおいては、次の点に特に注意する。

1 災害に強い地域の形成

地域の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

2 建築物の安全確保

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施する。

個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震改修・建替えの促進を図る。

3 ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

また、各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、水や食料等生活必需品の個人備蓄を推進する。

町は、地域住民や事業所が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共緯度の整備等により、代替水源の確保に努める。

4 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設等災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

5 液状化への取組み

液状化の危険度が高い地域の調査を検討する。

6 風水害等を予防する施設整備

町は県と協力し、治山、土石流・地滑り・急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を促進する。

7 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーは枯渇のおそれがなく、災害時にも発電が可能なことから、町は、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や民間事業所等への導入促進を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

8 事業所等との協定締結の推進

- (1) 事業所等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- (2) 事業所に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、事業所のノウハウや能力等の活用に努める。

第2節 建築物等災害予防対策

【総務課・建設課・教育委員会・消防団】

1 建築物等の耐震性の向上

建築物の安全性を高めるため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築基準法による防災構造上の検査、指導を強化するとともに、大規模建築物、特殊建築物の安全化の措置を図り、不燃化の促進に努める。

さらに、居住者等の建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

2 空き家対策

近年、全国的に管理のできていない空き家が増加したことを受け、空き家対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が制定された。

空き家対策の推進に関する特別措置法では、空き家等の所有者又は管理者が、空き家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつも、空き家等に関する計画的な対策の実施については、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握する立場にある町の責務としている。

3 家具等の転倒防止

災害時のタンスや食器棚等の転倒防止に関する普及啓発を図り、転倒防止策の促進に努める。

4 危険物落下、飛散防止及び倒壊防止

4-1 ブロック塀・石垣の安全化

災害時には、ブロック塀の倒壊による道路遮断や人的被害の可能性があるため、老朽化したブロック塀の撤去やフェンスや生け垣への改修を補助制度を活用しながら推進し、石垣の強度点検、補強の必要性の啓発に取り組む。

4-2 ガラスの飛散防止

地震や竜巻、暴風によりガラスが破壊された場合、死傷者の発生が予想されるため、飛散防止フィルムを張る、メッシュ入りの窓ガラスに交換するなどの飛散防止対策を推進する。

4-3 自動販売機の転倒防止

自動販売機は道や通路に面して設置されている。災害時にこれらが転倒し、避難、応急対策の妨げとならないよう、販売機器の固定設置化を徹底するように関係者への指導を行う。

4-4 屋外公告物の落下防止

広告塔、看板類は毎年増え続け、そのまま放置されている場合もある。台風等災害時に、落下又は倒壊し被害をもたらさないよう、設置後の維持管理に対して適宜改善指導を行う。

5 既存木造建築物に関する対策

風水害等による災害を防止し、被害を最小限度に止めるため、既存木造建築物については、パンフレット等の配布により、一般住民への普及周知に努める。

6 事前措置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備・物件等について、必要な限度において事前に予防措置を指示し、又は必要な対策を施すことにより災害の拡大を未然に防ぐ。

6-1 指示者

設備又は物件の占有者・所有者又は管理者に対し事前措置の指示は町長が行う。なお、町長から要求があったときは、高知東警察署長は、この事前措置の指示を行うことができる。

6-2 事前措置の対象

災害を拡大させるおそれのあると認められる設備又は物件は、次のとおりである。

1 設備

危険物貯蔵所、高圧線、ネオン看板等広告物、がけ崩れのおそれのある土地、農業用ため池その他不動産的なもの

2 物件

材木、石油、ガス等の危険物その他の設備以外の動産的なもの

6-3 事前措置の内容

災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、補強及び保安その他必要な措置を行う。

1 設備 補修、補強、移転、除去、使用の停止等

2 物件 処理、整理、移動、撤去等

6-4 本町内の主な対象物件及び対策

1 貯木場

災害時の河川氾濫等による貯材の流動を防止するため、ワイヤロープ、非常用ロープ、防護柵等を利用し、流失に対処する。

2 貯木対策事前措置

(1) 木材入荷状況の把握

- (2) 貯水状況及び現在量の把握並びに必要時の管制
- (3) 流出防止対策の指導
- (4) 災害時における危険箇所の想定とこれに対する対策の策定
- (5) 災害時における流木回収能力の把握
- (6) 流出防止措置の確認

6-5 事前措置の指示基準

1 時期

事前措置の指示を行う時期は、予警報発表中及び具体的に災害の発生が予想される場合並びに被害が拡大しつつある場合に限る。

なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者等に対してあらかじめ予告又は警告を行うなどして注意を喚起しておき、災害に際して自主的に措置を行い得るよう事前の指導を行う。

2 実施方法

原則として文書をもってあらかじめ指示の予告をするが、緊急やむを得ないときは口頭による指示も行うことができる。

なお、事前措置の措置結果については必要に応じ報告の提出あるいは現地調査により確認する。

7 地震保険の加入促進

地震により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行う。

8 文化財の耐震対策

文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努める。

9 老朽化した建築物の長寿命化計画

老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第3節 災害に強い土地利用の推進

【総務課・住民課・建設課・農畜林振興課】

1 公園、緑地等の整備対策

地域の公園、緑地、緑道等は災害時の避難路、緊急避難場所、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備を促進する。

2 浸水防除施設対策

町は、県とともに宅地造成開発の指導及び施設整備等により、浸水対策を促進する。

(1) 宅地造成開発への指導

浸水防除の視点から宅地造成開発の適切な指導を実施する。

(2) 下水道等の整備

排水不良地区の解消等のため、下水路及び公共下水道事業の整備促進を図る。

(3) 防災上重要な施設

不特定多数の者が使用する施設、学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設の管理者は、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮する。

3 土地利用に関する規制、誘導

地域形成の誘導・建築の制限等により安全な土地利用を図る。

(1) 災害危険区域等の市街化の抑制

町は、浸水による災害の危険のある土地及び水源をかん養し、土砂の流出を防ぐなどのために保存する必要がある土地の区域については、市街化を抑制する。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、町の街並みの形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、様々な建築の制限を幅広く検討する。

(2) 安全な都市環境形成の誘導

町は、安全な都市環境の形成を図る。

町は、防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

(3) 災害危険区域での建築行為の禁止等

ア 急傾斜地崩壊危険区域等の指定

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、高知県建築基準法施行条例第4条（災害危険区域内の建築制限）に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をする。

イ かけ地付近の建築物についての制限

県は、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、かけ地付近の建築物について、かけから一定の水平距離を保つよう制限する。

ウ 保安林等の指定

県は人家、公共施設等保全対象の多い危険箇所を優先に保安林又は保安施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の形質等の変更の規制などをするとともに、町は県と協議を図り、災害の防備に努める。

(4) 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、住民に地域の危険性の周知を行うとともに、安全な土地利用の誘導に努める。

4 移転の促進

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域においては、県知事が住宅宅地分譲等の特定の開発行為を制限しており、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を実施できることになっている。

第4節 土砂災害を予防する施設及び体制の整備

【建設課・消防団】

土砂災害を防止するための施設及び体制の整備を推進する。

1 土石流対策（堰堤工、流路工、山腹工）

(1) 土石流危険渓流の定義

土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶものとする。

(2) 対策

吉野川等一級河川及びその他の河川流域において、荒廃が著しい箇所では土石流防止の工事を国・県に要請する。

土石流災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な渓流が、異常な集中豪雨により、いったん土石流が発生すると、兩岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

2 地すべり対策（排水ボーリング、水路工、トンネル工、よう壁工等）

(1) 地すべり防止区域の定義

地すべり防止区域とは、地すべりにより、相当数の居住者などに危害が生じる可能性のある地域として、町長の意見を基に県知事が指定する法律に基づいた区域をいう。

(2) 対策

吉野川等一級河川及びその他の河川流域において、荒廃が著しい箇所では地すべり防止の工事を国・県に要請する。

3 急傾斜地崩壊対策（よう壁工、排土工、排水路工、流未処理工等）

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の定義

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜度30度以上、高さ5m以上のもので、その崩壊により人家5戸以上あるいは5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等の建物に著しい被害を及ぼすおそれのある地域を指し、本町には5か所指定を受けている区域がある。

(2) 対策

土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）等において、斜面崩壊から人命を守るための工事を県に要請する。

(3) 規制事項

急傾斜地崩壊危険区域内においては、崩壊を予防するため、次の行為について県知事の許可を必要とする。

ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為

- イ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ウ のり切、切土、掘さく又は盛土
- エ 立木竹の伐採
- オ 木竹の滑下又は地引による搬出
- カ 土石の採取又は集積
- キ その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

(4) 調査及び住民への周知

急傾斜地崩壊危険区域及びその他住家等に影響を及ぼすおそれのある急傾斜地の総合的な調査を実施し、過去の被害状況等を参考に検討を行い、緊急なものから指定及び崩壊防止工事の実施について県に要請する。

また、崩壊による被害のおそれがある住民に対して、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及に努める。

4 土砂災害（特別）警戒区域

県と連携して、土砂災害（特別）警戒区域等の周知や土砂災害警戒情報の活用、警戒避難体制の確立など、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく各種対策の推進を図る。

(1) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

(2) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

5 治山事業

- (1) 山地における荒廃危険地に対する復旧、予防対策を積極的に推進して、山地荒廃に起因する災害の防止に努める。
- (2) 地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止事業を積極的に推進する。
- (3) 自然の防災機能を重視し、水源かん養機能の向上を図るため、山地治山事業、保安林整備事業を積極的に推進するとともに、災害防備に努める。
- (4) 公共事業、県の補助対策事業については、積極的に取り組み、また極小規模のもので場合によっては被害拡大のおそれがあるときは、町単独で事業に取り組んで災害の拡大を防止するよう努める。

6 警戒避難体制の確立

土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめ

るために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と、防災パトロールを強化し、次の事項等について実施する。

(1) 情報の収集・伝達等

- ア 防災パトロールなど、情報の収集、予報・警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。
- イ 毎年1回以上のパトロールを実施し、関係住民の注意を喚起する。
- ウ 大雨等により、区域内に災害の発生するおそれがあるときは、直ちに関係住民等に情報の伝達を行い、警戒体制をとる。
- エ 避難のための立退きの万全を図るため避難施設、避難路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。
- オ 土砂災害警戒情報を気象庁・県から収集するとともに、消防団又は住民等から土砂災害の前兆と思われる情報や発生したとおもわれる情報を入手した時には、消防団、住民に伝達するなど、情報の収集・伝達体制の充実に努める。
- カ 要配慮者関連施設が土砂災害警戒区域内にある場合の土砂災害警戒情報等の伝達は、電話、メール、FAX、広報車、防災行政無線等の手段を複数組み合わせ実施する。
- キ 土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、住民自ら自主避難等、避難行動ができるように啓発に努める。

(2) 避難指示等

指定区域内に災害発生の危険がある場合に、迅速かつ適切な避難指示等を行えるような基準及び伝達方法等について、避難計画を確立する。

7 開発の指導

土地の利用と保全において、無秩序な土地開発の防止に努め、開発者に対しては適切な指導を行う。

8 土砂災害警戒情報の活用

町は、県、高知地方気象台から発表される土砂災害警戒情報等や住民からの情報提供及び現地パトロール等で、土砂災害のおそれがあると判断した場合は、高齢者等避難、避難所への避難指示を発令する。その際は、住民への連絡や防災行政無線、広報車等を利用し、避難指示等の周知を図る。避難路についても、土砂災害警戒区域等を参考に区域ごとに事前に住民へ周知するよう努める。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第5節 山地災害・農地災害を予防する施設整備

【建設課・農畜林振興課】

山地における災害と、農地及び農業用施設の災害を防止するための施設を整備する。

1 山地災害

(1) 治山事業

本町は町土の約86%が森林で、急傾斜地、土石流発生、地すべり等危険予想箇所が県の指定を受けている。これが対策に万全を期しているが、さらに危険箇所の点検把握と災害の事前防止措置を講じるよう努める。また危険予想地域の土地の所有者又は崩壊等により被害を受けるおそれのある者に対して、崩壊等が生じないように、また被害を除去軽減するために必要な措置を講じるよう指導しなければならない。

なお、災害発生の危険に備え住民の自主的避難体制の確立に適切な指導と援助を行い地域住民の安全確保に万全を期する。

ア 山地における荒廃危険地に対する復旧、予防対策を積極的に推進して、山地荒廃に起因する災害の防止に努める。

イ 地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止事業を積極的に推進する。

ウ 自然の防災機能を重視し、水源かん養機能の向上を図るため、山地治山事業、保安林整備事業を積極的に推進するとともに、災害防備に努める。

エ 公共事業、県の補助対策事業については、積極的に取り組み、また極小規模のものでも場合によっては被害拡大のおそれがあるときは、町単独で事業に取り組んで災害の拡大を防止するよう努める。

2 農地災害

農作物の防災基盤を確立するため、水害、干害、地すべり等の災害に対する防災指導を行う。

(1) 農業防災体制

気象長期予報又は警報等に基づき、農作物に著しい被害を及ぼすおそれがあるときは、県関係機関及び各農業関係機関、団体との協力を得て、次の事項を協議し、農作物等の防災に関する技術対策の策定と普及徹底に努める。

ア 異常天候による農作物等の防災対策に関すること。

イ 各関係機関相互の連絡調整に関すること。

ウ 防災対策の普及浸透措置を講じること。

エ その他必要と認められること。

(2) ため池の管理

農業用ため池の災害は、豪雨の場合が想定される。集中豪雨、大雨が予想されるとき、あらかじめ放水し水位を下げるなど対策を講ずるとともに緊急時に十分な余水

吐の機能を発揮できるよう、日常の維持管理に努める。

また、東日本大震災では、地震の揺れによりため池が崩壊し被害が発生したことを踏まえ、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合を検討する。そして、ため池崩壊による影響が及ぶ可能性のある地域には簡易なハザードマップなどの配布によりその危険性について周知する。

(3) 農作物の災害防災対策

農作物の防災技術については、その都度県の指示あるいは独自の判断によりその対策を策定するが、災害発生のおそれのある地域については、平素から農家に対し災害予防に関する指導の徹底を図る。

(4) 病虫害防除対策

災害について、病虫害の発生が予想される場合は、次の施策を講じる。

ア 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、町内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県に報告する。

イ 防除の指示及び実施

県等の協力により緊急防除班を編成し、短期防除を実施する。

(5) 防除器具の確保

ア 町及び農業協同組合等は、町内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるように努める。

イ 農作物等に災害が発生又は発生するおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、県に応急対策機材や資材のあっせんを依頼する。

(6) 農地及び農業用施設の災害防止対策

ア 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業経営の安定を図るため、農地の浸食、崩壊、湛水等を防止するなど、耕地防災事業の積極的な推進を図る。

イ 地すべりによる災害を防止するため、農地地すべり防止事業の積極的な推進を図る。

第6節 風水害を予防する施設整備

【建設課】

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため町域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、国・県に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

本町は、東部を国土交通省管轄一級河川吉野川が南北に貫流し、町中央部は県管轄一級河川地蔵寺川が貫流し、これに流入する一級河川伊勢川、相川、平石川があり、また瀬戸川は早明浦ダムに流入している。国、県管轄河川は勿論のこと砂防及び地すべり指定地域内の国、県防災工事の促進を図るとともにさらに強力な要望を続け計画的に流域の災害防除に努める。

河川等における洪水等の災害を防止するための施設を整備する。

1 河川・ダム管理施設

- (1) 過去の大水害に対する再度災害の防止を柱に、主要河川、災害の著しい河川、流域の開発が著しい河川の整備を促進する。

浸水常襲地域については、河川の改修整備、排水溝の整備等を実施し、防止対策に努める。

- (2) 早明浦ダムは、洪水調節を含む多目的ダムであるが、過去の水害の実態を踏まえ、同ダム基本計画の修正とダム操作管理規則の改正等を要望し、異常放流等のないダム操作の実現に努める。

2 ため池補強対策

(1) 雨期のため池管理

損朽が進んでいるため池の堤体、取水施設等の改修、補強に努めるとともに、雨期のため池管理に当たっては次の点に注意する。

- ア 洪水の発生が予想される場合には、事前に巡回点検に努める。
- イ 堤体、取水施設等の補修に努める。
- ウ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材の準備をする。

(2) 危険ため池の現況

本町内でため池危険地区として注意が必要なところは、20か所ある。

第7節 風水害予防活動

【建設課・企画推進課・消防団】

危険箇所の早期発見等災害の発生を未然に防ぐ活動体制を確立し、ハード・ソフト両面での風水害対策を推進する。

1 水害の予防措置

(1) 河川の維持管理

- ア 水防計画に基づき河川堤防等の巡視に努める。
 - (ア) 危険箇所の早期発見
 - (イ) 河川等の不法使用等の取締り
 - (ウ) 危険と認められた箇所は早急に応急対策を実施し、必要な修復をする。
- イ 施設管理者は、維持管理を徹底する。（堰、水門、堤防、護岸、床止めなど）
 - (ア) 構造の安全確保（河川管理施設等）
水位、流量、地形、地質、河川及び波等の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するための措置を講じる。
 - (イ) 操作規則
河川管理施設の管理者は、操作規則を定め、その維持管理を徹底する。
- ウ ダム、堰、水門等の施設に危険箇所を認めた場合の措置
 - (ア) 河川管理者は、必要な事項を町及び県警察に通知する。
 - (イ) 河川管理者は、町を通じて住民に通知する。
 - (ウ) 住民は、危険箇所を発見したとき町に通報する。町は、管轄する河川管理者に通報する。
- エ 河川管理者は、河川の流水、流量等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理を徹底する。
 - (ア) 流水及び河川区域内の土地の占有
 - (イ) 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等
 - (ウ) 河川における竹木等の流送

(2) ため池、可動ゲート等農業用施設の維持管理

- (ア) 平常から点検、整備を十分行い危険箇所の早期発見に努める。
- (イ) 出水時の貯水制限等の措置を定める。
- (ウ) 施設の維持管理に必要な事項をあらかじめ施設の管理者に通知する。
- (エ) 施設管理者は、住民の避難対策の確立について協力する。

(3) 道路の管理

道路の冠水による事故を未然に防止するため、冠水しやすい道路を把握し、警察及び消防等と連携して、迅速な通行規制及び情報発信に努める。

(4) 土砂災害の予防措置

土砂災害警戒区域等の情報について住民に周知するなど、防災知識の普及啓発に努める。

(5) 危険区域の設定及び監視警戒

異常降雨又は河川の水位が上昇したときは、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、危険区域について巡視警戒を行うとともに当該区域ごとに巡視警戒員を配置する。

2 竜巻災害対策

近年全国で多発している竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲のもとで発生し、特に、海面が暖かく上昇気流が発生しやすい沿岸部で多く発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では、台風のように進路を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図ることが必要である。

ア 本町、県及び消防機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広く広報し、住民の啓発に努める。

イ 竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造等堅牢な建築物等の安全な場所に待避する。

ウ 低い階（2階よりも1階）、窓から離れた家の中心部がより安全である。

エ プレハブ等の強度が不足する建築物より、乗用車内の方が安全である可能性が高いが、可能な限り堅牢な建築物への誘導を図る。

(2) 防災関係機関との連絡体制の整備

竜巻の発生を予測することは困難なことから、町、県、県警察、消防機関、その他防災関係機関は、相互に平時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

第8節 ライフライン等の対策

【総務課・建設課・企画推進課】

各施設管理者は、洪水に対する機能維持を図る。

また、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

さらに、応急復旧体制の整備を図る。

1 電力

- (1) 送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講じる。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- (4) 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。
- (5) 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

2 ガス

- (1) LPガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施する。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

3 上・下水道

災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止する。

(1) 施設の耐震化の強化

水源地施設の耐震化を図り、維持管理においては、点検等により施設のウイークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

(2) 配水管路の改良

老朽管の布設替えや施設の更新の際には耐震性の管きよを採用するなど、耐震性を考慮した整備を行う。

(3) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が、速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

4 通信

- (1) 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講じるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図る。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (3) 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- (4) 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

第9節 火災予防対策

【総務課・企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図る。
また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図る。
さらに、地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図る。
そのため、消防団員の確保及び資質の向上、婦人及び少年を対象とした自衛消防組織の設置、消防施設等の整備強化を図るなど、消防力の拡充強化に努める。

1 地域や職場における消火・避難訓練

家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図る。

2 民間防火組織の育成

初期消火、避難・誘導についての講習会や訓練等を実施することにより、自主防災組織、婦人防火クラブ、幼年・少年消防クラブの育成を図る。

3 自主防災組織と消防団、自衛消防組織の連携

自主防災組織と消防団、自衛消防組織は、平時及び災害時において協力体制を図るよう努める。

町は、自主防災組織、自衛消防組織や防災士等の多様な主体との平時及び災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努める。

4 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

- (1) 計画的に予防査察を実施し、火災発生の危険がある箇所を明らかにし、火災の未然防止を図る。
- (2) 建築物の不燃化を促進する。

5 消防力の強化

- (1) 災害発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減することを目的とする総合的な消防計画を策定する。
- (2) 町及び消防本部等は、地域防災力の核となる消防団員の確保に常に取り組み。消防団活動について 防災訓練や地域のイベントを利用して啓発活動を行い、地域住民に興味・関心を持ってもらえるような取組みを行い、消防団員確保に繋げる。
- (3) 消防計画策定に当たっては、特に次の点に注意する。

- ア 教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
- イ 情報計画（災害状況の把握及び関係機関への報告・通報）
- ウ 避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
- エ 消火計画（自主防災組織等地域住民と連携した消火）
- オ 救助救急（自主防災組織等地域住民と連携した救助救命）

6 施設、設備の強化

家庭及び各事業所においては初期消火活動が十分発揮できるよう、また町及び嶺北消防署では「消防力の基準」「消防水利の基準」に基づき、消防施設等の整備に努める。

消防水利の確保は、防火水槽の少ない地域及び住宅密集地域から計画的に増設する。

災害応急活動に必要な通信、水防、消防、救助、避難、気象観測その他に関わる施設、設備等の整備については、各々整備計画を策定し、これに基づき整備を推進する。

(1) 通信施設、設備等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、住民、町、県、関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに通信施設等の整備改善に努める。また、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

通信施設等は、防災業務に有効に利用できるよう定期的にこれを点検し、災害が発生した場合に備える。

ア 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- (ア) 告知放送施設
- (イ) 土佐町防災無線
- (ウ) 高知県防災行政無線
- (エ) N T Tの災害時優先扱いの電話
- (オ) 孤立防止用無線
- (カ) 町内他機関の所有する無線（警察、四国電力、県土木事務所）

イ アマチュア無線の利用

無線設備を有するアマチュア無線局を把握し、協力体制の整備を図る。

(2) 消防倉庫

町内には9か所の消防倉庫（水防倉庫）があるが、それら自体が被災することのないよう耐震構造についても十分考慮する。

(3) 消防施設、設備等

町の構造変化に対処できる消防力等を増強するため年次計画により整備を行う。消防ポンプ自動車等の消火機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査等は、通常点検及び特別点検により行い、災害発生への即応体制の確立を期する。

(4) 避難施設、設備等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命を災害から保護するための避難所、緊急避難場所を事前に指定し、住民に周知させるための案内標識の整備を行っていく。避難所、緊急避難場所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに県、高知東警察署等に報告する。

7 自然水利等の利用

- (1) 河川、池等の自然水利及び井戸、プールなども消防水利として活用できるように調査を行っておく。
- (2) 河川をせき止めての消防水利は、標識等により表示しておく。

8 火災予防対策の強化

(1) 防火管理者の育成指導

一定規模以上の対象物（旅館、病院等で収容人員30人以上、その他の防火対象物で同じく50人以上）には、消防法施行令（昭和36年政令第37号）に定める資格を有する防火管理者を選任させ、訓練、講習会等を実施し、自主防災体制を確立させる。

(2) 予防査察の強化

火災発生及び被害の拡大を防止するため、嶺北消防署及び消防団による防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時査察、さらに特殊対象物（工場、学校、旅館、病院、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行う。

9 地震火災予防対策

大規模地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、地震に起因して発生する火災によるところも大きい。

従って、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

また、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため町、消防団、自治会での資機材の備蓄等を推進する。

(1) 出火防止、初期消火

- ア 各家庭への広報を図り、家庭内から出火要因の軽減を図るため、耐震装置付器具（強い地震の揺れを感知し、自動消火する装置の付いた器具）の使用等の広報を行う。
- イ 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。

(2) 初期消火計画

災害時における初期消火の実効性を高めるために、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。

10 林野火災予防計画

本町は、山林原野が約86%を占めている。林野火災の消火活動は、地形的にも水利的にも条件が悪いため非常に困難が伴う。消火活動に当たっては、次の事項について、総合的な検討を加え本山営林署とも十分な連絡体制を保持し行う。

(1) 林野火災消防計画の確立

林野火災については、家屋の火災とはおもむきを異にし、また発生の要因にも起因して消防計画の確立には困難が予想されるが、森林の状況、気象条件、地理水利の状況等を調査検討の上、次の事項について計画する。

- ア 出動部隊の出動区域の決定
- イ 出動順路と防ぎょ担当区域の決定
- ウ 消火器材、器具と水利の確保
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援隊及び後援活動、応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設置
- キ 救急体制の確保

また、大規模な林野火災の場合は、自衛隊等の出動を県に要請する。

(2) 林野使用者等の予防対策

本町は、林野の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）に対し林野火災予防のため、次の事項について指導を行う。

また、林野の所有者等は、所有又は管理する林野の火災予防責任、防火措置の義務を有することを認識し、その責を果たすとともに町の指導に従わなければならない。

- ア 火の後始末の徹底
- イ 防火線、防火樹帯の設置
- ウ 自然水利の活用等による防火用水の確保
- エ 林野の防火措置の明確化
- オ たき火又は火災と紛らわしい煙若しくは火災を発生おそれのある行為をしようとする場合にあっては、嶺北広域行政事務組合火災予防条例に定める事項の遵守
- カ 林野火災の未然防止及び早期発見を図るための森林保全推進員を設置し、林野火災の多発時期には、巡視を強化するとともに指導啓発を併せて行う。
- キ 森林施業計画の策定に当たっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。
- ク 林野火災の初期消火作業にも十分活用でき、また防火線としての効果も発揮できる林道網の整備を図る。
- ケ 各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備する。
- コ 林野火災発生の危険性が高い地域に予防器材、初期消火器材等の配置を図る。

11 消防の広域化

今後人口減少が進行する中であっても、必要な消防力の維持及び確保を図ることを目的として、消防広域化の取組みを推進する。

12 住民の役割

- (1) 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。
- (2) 安全装置付火気器具の使用に努める。
- (3) 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- (4) 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- (5) 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- (6) カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- (7) 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- (8) 町や自治会等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

第10節 危険物等災害予防対策

【総務課・企画推進課・消防団】

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等洪水・地震時等に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図る。

1 講習会、研修会等の実施

町は、関係団体と協力して講習会、研修会等を実施する。

2 防災訓練の実施

町、施設管理者、消防本部等が連携し、防災訓練を実施する。

3 施設の整備

県及び消防本部は、調査や検査を実施し、洪水に対する安全性の確保を図る。

4 検査及び指導の実施

危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、次の事項を行い、保安体制の強化を図る。

(1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）に対しては、嶺北消防署及び消防団により、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行うなど指導を行っている。

(2) 各事業所の実状把握と自主保安体制の推進

取扱業者は、特に次の事項等を整備し、安全確保に努める。

- ア 危険物保安監督者の選任の励行
- イ 危険物取扱者による貯蔵及び取扱いの保安監督の励行
- ウ 危険物取扱者等による施設点検の励行
- エ 消火、警報設備の維持及び点検
- オ 危険物運搬の安全確保
- カ 一定規模以上の製造所等に当たっては、自衛消防組織の設置又は予防規程の規定

(3) 毒物、劇物の災害予防対策の推進

農業協同組合等毒物、劇物を保管又は業務上取り扱われているところに対しては、次の事項について、指導を行う。

- ア 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確立し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作る。
- イ 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳にする。
- ウ 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。

第2章 地域防災力の育成

いづれどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを充実する必要があり、防災教育等を通じた防災知識の普及と、住民参加による実践的な防災訓練の実施を進めることにより「自らの身の安全は自らが守る」人づくりを図る。

自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図るなど、住民主体の取組みを支援・強化する。特に、要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違いや地域の多様な視点等を反映した地域づくりを検討する。

また、ボランティア等自発的な支援への環境整備を図る。

第1節 防災知識の日常化

【総務課・健康福祉課・企画推進課・教育委員会】

町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、町職員及び消防機関等関係者に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上を図るとともにあらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

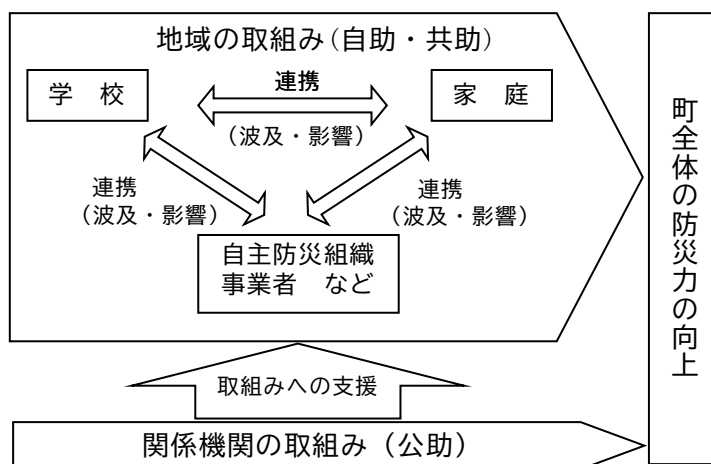
すべての住民が、防災に関する知識を常識としてもつための取組みを進める。

1 防災教育の実施

これからの社会の中心となる若い世代に、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育や防災学習を推進する。こうした学校現場での取組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を進めることにより、町全体の防災力の向上を図る。

このため、学校を中心とした防災教育の輪を広げ、家庭、地域へと広げ、町全体の防災力向上を目的とし、県の協力のもとで、発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発等を考慮した防災教育を推進する。

■防災教育の進め方



- 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。
- 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。
- 教職員の防災研修を推進する。

(1) 児童、生徒等

- ア 教育課程内の指導
災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。
- イ 防災訓練
学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。
- ウ 教育課程外における防災教育
防災関係機関、施設並びに各種催しなどの見学を行う。

(2) 一般住民

- ア 町地域防災計画概要の周知
町地域防災計画に定められている中で、一般住民に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底させる。
- イ 過去に町内で発生した災害の紹介
過去に発生した災害について、そのときの实状と対策をとりあげ、これを紹介し、再び同じ災害を繰り返さないように一般住民に再認識させる。
- ウ 災害時における住民の心構え
住民は、風水害、地震、大火など災害ごとの特徴を理解し、それぞれに応じた避難場所や避難経路、携帯品を確認しておく必要がある。
また、災害の種別に応じて異なる災害危険箇所や一般住民が知っておくべき心得・注意事項を広く普及し、防災意識の向上を図る。

(3) 職員に対する教育

- ア 町地域防災計画の周知徹底
町地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底に

努める。

イ 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

ウ 防災士資格取得の推進

町は、職員の防災士資格取得を推進する。

2 防災に関する広報及び啓発の実施

町は、関係機関と協力し、自らが実施する取組みや、住民の防災に関する知識や意識を高めるための広報及び啓発を行う。

その際には、様々な媒体や機会を活用することや、要配慮者への対応、被災時の男女のニーズの違いなどを考慮する。

(1) 防災に関する広報の実施

住民自らが実施する取組みや住民の意識を高めるため、パンフレットや防災ホームページの公開等、広報を様々な媒体を活用し、「自助」、「共助」といった防災意識の高揚を図る。

■広報内容の例

(知 識)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各機関の実施する防災対策 ○ 災害の基礎知識 ○ 地域の災害特性・危険場所
(災害への備え)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難施設、安全な親戚・知人宅、旅館等の避難場所、避難路等の確認 ○ 家具等の固定、家屋・塀・よう壁の安全対策 ○ 防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加 ○ 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等物資の備蓄 ○ 非常持出品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ○ 自動車へのこまめな満タン給油 ○ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難施設での行動の確認 ○ 災害時の家族内の連絡体制の確認
(災害時の行動)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法 ○ 要配慮者への支援、配慮 ○ 情報の収集方法 ○ 生活再建のための被災状況の記録

(2) 普及の方法

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行う。

- ア 告知放送の利用
- イ 広報、印刷物（チラシ・ポスター等）
- ウ 広報車の巡回
- エ 講習会、研修会等の開催
- オ 見学、視察、現地調査
- カ 宣伝等の実施
- キ 年末警戒
- ク その他

3 危険物を有する施設等における防災研修

危険物を有する施設、病院、旅館等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修の実施に向け、防災関係機関に協力を要請するとともに指導に努める。

4 住民の自主防災活動の促進

(1) 非常備蓄等の推進

災害時への対応として、3日分以上の飲料水、食料の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止等住民自らが各家庭でできる予防・安全対策のための手段を講じるとともに、被災時の家族内の連絡体制の確保を促すよう努める。

(2) 平時及び災害時の活動の周知

住民に対し、次のような自主防災思想の普及、徹底を図る。

■住民の活動

平時の活動	災害時の活動	避難後の活動
1 家族防災会議の開催 2 食料、身の回り品等の3日分以上の家庭内備蓄 3 わが家の安全点検の実施 4 住居周辺の災害特性の把握 5 家具転倒防止、消火器の設置等災害時の安全措置 6 避難施設、避難路、家族の集合場所、連絡方法等の認識の共有化 7 地域の一員としての必要な行動の事前確認	1 身の回りの安全の確保 2 火元の始末（出火防止） 3 消火、救出作業 4 正しい情報の収集 5 避難活動	1 避難生活への対応 2 自立へ向けた行動

5 防災上重要な施設の管理者等の教育

危険物を有する施設、病院、旅館等の防災上重要な施設の管理者に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

6 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

7 災害教訓の伝承

- (1) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (2) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとし、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。
- (3) 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区において防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等、防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として土佐町防災会議に提案することができる。

町は、土佐町防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、土佐町地域防災計画に当該計画を位置づけるものとする。

第2節 実践的な防災訓練の実施

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を実施する。

各機関が単独又は共同して、平素から十分な防災訓練を実施することにより、災害応急対策の的確、迅速なる遂行を期する。

訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行う。

1 初動体制の確立訓練

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

2 現地訓練

災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現場訓練を実施する。

この際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、様々な視点に十分配慮する。加えて、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施する。

3 情報収集・伝達等に関する訓練

情報通信機器の操作の習熟、自主防災組織と連携した被害情報の収集、情報の内容精査及びとりまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。

4 図上訓練

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）など様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。

5 防災訓練の種別

防災訓練は、総合防災訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、非常招集訓練その他防災に関する訓練とし、それぞれ図上訓練、実施訓練等の方法により適宜行う。

訓練の計画策定に当たっては、国、県、隣接市町村その他関係機関と共同又は町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、実施に当たっては災害の想定、実施場所、日時、実施種目、参加機関等の「防災訓練実施要領」を策定して実施する。

訓練の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違いなど、様々な視点に十分配慮する。

各種計画の要旨は、次のとおりである。

(1) 総合防災訓練

非常災害時において地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、国、県その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力体制の緊密化及び住民の防災思想の高揚に資する。

(2) 水防訓練

住民の防災知識の高揚と出水時における警戒、予防等水防体制及び水防工法、応急修理等の万全を期するため、中央東土木事務所本山事務所の指導を受け、他関係機関及び住民の協力を得て実施する。

(3) 消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防団の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自衛消防についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて消防団も協力する。

- ア 通報訓練
- イ ポンプ操法
- ウ 消火訓練
- エ 避難訓練

(4) 避難救助訓練

災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の防火訓練その他の災害防護活動と併せ、又は単独で、避難救助訓練を実施する。

なお、学校、病院、工場、事業場、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、各事業所等で作成する消防計画に基づき訓練を実施する。訓練に当たっては、必要に応じ警察等の協力を得て行う。

(5) 非常招集訓練

災害対策活動の従事者が、有事に際し短時間に参集し、災害対策に対処できるようその体制を整えることを目的にして行う。

なお、訓練計画策定に当たっては、次の点に留意する。

- ア 平素における非常招集措置の整備
 - (ア) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
 - (イ) 招集の区分
 - (ウ) 招集命令伝達、示達要領
 - (エ) 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
 - (オ) 非常招集の業務分担、配置要領
 - (カ) 待機命令の基準
 - (キ) その他非常招集のために必要とする事務処理

- イ 非常招集命令の伝達・示達
災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講ずべきものであり、加入電話、告知放送、略電報及び口頭による伝達も迅速正確を期する。
 - ウ 集合の方法
第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により交通不可能等の被害を想定して実施する。
 - エ 点検
訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておく。
 - (ア) 伝達方法、内容の確認点検
 - (イ) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
 - (ウ) 集合人員の確認点検
 - (エ) その他必要事項の確認点検
- (6) 本町の災害特性を考慮した訓練の実施**
大規模災害が発生した場合に本町に起こり得る災害は、主として次のようなものであり、町としては、地震発生に対応した訓練の実施を図る。
- ア 斜面崩壊、振動による家屋の倒壊 ⇒ 倒壊家屋からの救出訓練
 - イ 地震に伴う土砂災害 ⇒ 避難訓練
- (7) 組織動員訓練**
特に、大規模地震の発生を想定した非常招集動員訓練を行う。
- (8) 通信連絡訓練の強化検討**
大規模な地震が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、各種無線による伝達訓練を行う。
また、通信機能の充実強化を促進するため、町内のアマチュア無線通信の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取入れを検討する。
- (9) 要配慮者の参加する訓練の実施**
災害の発生時に避難等の不自由な要配慮者の安全性の向上を図るため、近隣住民により地域内の要配慮者の把握を行い、避難の際の計画を作成するとともに、計画の内容に沿った訓練を要配慮者とともに行う。
- (10) 非常時に有効な実践的訓練の実施**
災害時には、実際に器具を扱えることや訓練により行動の手順をおぼえることが重要である。
そこで、次のような災害時に有効な実践的訓練の実施を図る。
- ア 消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱訓練
 - イ 倒壊家屋等からの救出訓練
 - ウ 負傷者の手当及び救命訓練
 - エ 要配慮者の参加する避難訓練
 - オ 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）

カ 炊き出し訓練

(11) 土砂災害を想定した訓練

土砂災害発生時における災害応急対策を円滑に行うために、防災関係機関等との緊密な連携のもとに土砂災害対策訓練を実施する。

(12) その他防災に関する訓練

非常通信連絡訓練、救急訓練等が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとし、必要な場合は町単独で行う。

(13) 訓練実施

- ア 総合防災訓練（消防操法等） 年1回
- イ その他の消防に関する訓練 必要の都度

(14) 広域訓練

他県及び他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施する。

6 訓練の評価

訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善に努める。

7 防災訓練の際の交通規制

防災訓練の効率的な運営を図るため、特に必要があると認める時は、県公安委員会は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

第3節 自主的な防災活動への支援

【総務課・企画推進課・消防団】

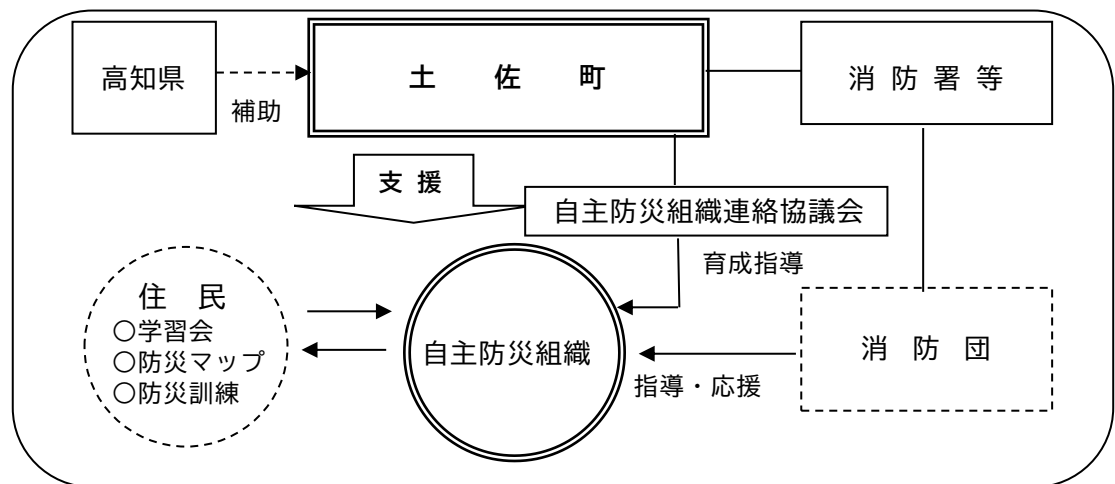
災害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、防災関係機関が総力をあげて対策を講じることはもとより、地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、自分たちの安全は、自らの手で守る意識をもって、平時から可能な限りの防災対策を、家庭、地域、職場等で着実に実践する必要がある。

1 自主防災組織の育成

地域における防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体、婦人団体等と有機的連携を保ち、的確な自主防災活動ができるよう、自主防災組織の育成強化を図る。本町においては、地域住民の協力のもとに消防団を中心とした組織をもって編成する。

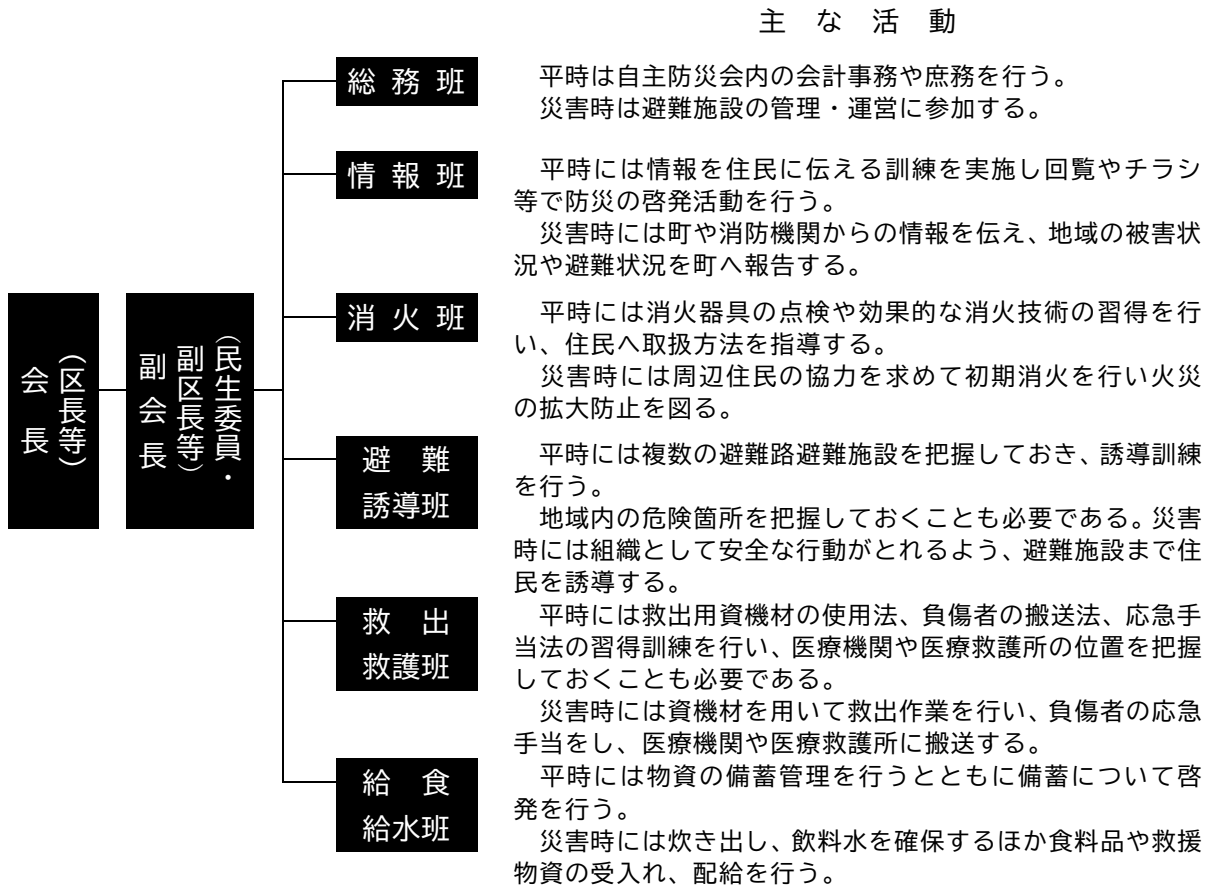
その際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努める。

■イメージ図



自主防災組織の編成については、各地域の実態を踏まえ、自主的に組織されるものだが、例示すると、次のとおりである。

■自主防災組織図（例）



2 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施する。
 また、日本防災士機構が認証する「防災士」資格を住民が取得するための支援を行う。

3 自主防災組織の育成手法

- (1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- (2) 自主防災組織の必要性についての広報
- (3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (4) 啓発資料の作成
- (5) 地域防災施設の整備支援

4 自主防災組織の役割と活動内容

(1) 自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの

- ◇地域で起きる災害について正しい知識を広める取組み
- ◇災害発生時に安全に避難する取組み（詳細は第3章第4節）
- ◇要配慮者への支援

(2) 平時の自主防災組織の活動

上記「重要な役割」以外の取組みは、自主防災組織で話し合っ、どの活動を行うのか決める。

- ◇日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ◇地域における危険箇所の把握と周知
- ◇地域における防災施設（消防水利、避難施設等）の把握と周知
- ◇防災訓練の実施
- ◇要配慮者の把握
- ◇家庭における防災点検の実施
- ◇情報収集・伝達体制の確認
- ◇物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

(3) 災害発生時の自主防災組織の活動

- ◇集団避難、要配慮者の避難誘導
- ◇地域住民の安否確認
- ◇救出・救護の実施及び協力
- ◇出火防止、初期消火の実施
- ◇正確な情報の収集・伝達
- ◇給食・給水の実施及び協力
- ◇避難所の運営に対する協力

5 住民による消防団への協力

(1) 平時

- ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- イ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護及び避難等の防災訓練の実施
- ウ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の備蓄点検
- エ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- オ 家庭及び地域における防災点検の実施
- カ 要配慮者の把握

(2) 発災時

- ア 出火防止、初期消火の実施
- イ 正確な情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 要配慮者の安否確認及び移動補助等
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しの実施及び協力

第4節 事業所等における自主防災体制の整備

【企画推進課】

事業所は、災害時に顧客の安全を確保するなどの社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努める。

町は、事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等に努める。

1 災害時に事業者が果たす役割

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- (3) 事業の継続
- (4) 二次災害の防止

2 事業所の自衛防災組織の防災活動

(1) 平時の自衛防災組織の活動

- ア 防災訓練の実施
- イ 施設及び設備等の整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
- エ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

(2) 災害時の自衛防災組織の活動

- ア 情報の収集伝達
- イ 避難誘導
- ウ 救出救護
- エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

3 企業における自主防災活動

災害時の企業の果たす役割や企業の防災活動の促進のため、企業の防災意識の高揚を図るとともに、企業防災マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施により、企業を地域のコミュニティの一員として育成し、自主防災活動の充実強化を図る。

第5節 要配慮者対策

【健康福祉課】

災害発生時に身を守るために援護が必要な方々への支援の検討を進める。対策を進めるに当たっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違いなど男女双方の視点への留意が必要である。

1 要配慮者への対策

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、地域で暮らす要配慮者が、適切かつ円滑に支援を受けられるよう平時から要配慮者に関する情報の把握を行うなど支援体制の確立を図る。

対策を進めるに当たっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者及び避難行動要支援者の特性及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 要配慮者の範囲

要配慮者とは、次に掲げる者であって、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとることに支援を要する者とする。

ア 65歳以上の独居世帯

イ 65歳以上のみの高齢者世帯

ウ 介護保険の要支援者・要介護認定者（在宅）

エ 障がい児、者

(ア) 身体障がい：下肢は全員、下肢以外は身体障害者手帳（赤又は青）1・2級の保持者

(イ) 知的障がい：療育手帳（緑）保持者及び手帳はないが知的障がいのある人

(ウ) 精神障がい：精神障害者保健福祉手帳（紺）保持者、手帳はないが精神障がいのある人及び自立支援医療受給者

オ 難病認定を受けている人（こどもを含む。）

カ 妊婦、乳児

キ その他各機関が必要と認める人

(2) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者として、次のいずれかに該当する者とする。

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所有する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く。）

ウ 療育手帳A・Bを所持する知的障がい者

- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- オ 町の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で町長が必要と認めた者

(3) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難行動要支援者の支援を担う町、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、消防団、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

2 要配慮者避難支援プラン（全体計画）の作成・運用

要配慮者を支援するための基本方針、防災関係機関における役割分担、避難行動要支援者名簿及び個別避難支援計画の作成、避難・誘導の方法、訓練の実施その他の支援体制を盛り込んだ要配慮者避難支援プラン（全体計画）を作成し、要配慮者への支援を実施する。

3 避難行動要支援者名簿の作成・運用

避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的に必要な措置を実施するため、その基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者の同意に基づき、避難支援等関係者に名簿を提供し、地域における住民主体の避難訓練や日頃の見守りネットワークへの活用など、平時から災害に強い地域づくりを推進するため、避難行動要支援者名簿の活用促進を図る。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者の把握に当たっては、避難行動要支援者に該当する者の個人情報を入手する必要がある。このため、町で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約し、対象者の把握に努める。

(2) 避難行動要支援者名簿の掲載事項

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

(3) 避難行動要支援者名簿の管理・更新等

避難行動要支援者の状況は、日々変化していくことから、定期的に避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報の修正（住所変更、自力避難の可否、避難支援等関係者の有無等）及び名簿対象者の新規追加・削除（本人の死亡、転出入、新たな要介護認定や障がい認定、社会福祉施設等への長期間入所等）を行い、定期的に新しい情報を管理しておくとともに、更新された情報は町及び避難支援等関係者間で適切に共有する。

(4) 避難行動要支援者名簿情報を提供する場合における措置

避難支援等関係者は、提供を受けた避難行動要支援者名簿情報を用いて、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に寄与する取組みを行う。また、町は、適正な情報管理を図るよう、次を主とする適切な措置を講じる。

- ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供
- イ 災害対策基本法に基づき、個人情報の守秘義務の周知徹底
- ウ 受け取った名簿の保管方法（施錠保管等）、複製の禁止、取扱者限定等の指導
- エ 名簿情報の取扱状況についての定期報告の実施

4 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者等は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。

そのため、避難支援等関係者等の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者とその家族に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

5 要配慮者が円滑に避難を実施するための情報伝達の配慮

災害発生時や発生のおそれがある時に、電話、メール、FAX、広報車、防災行政無線等の手段により、高齢者等避難等の緊急情報を提供する。また、高齢者等避難等が要配慮者に確実に届くように情報伝達手段を複数組み合わせるなど、情報伝達体制の整備を推進する。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

- (1) 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとり
に的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達に
ついて、特に配慮する。

6 在宅の要配慮者への支援

(1) 地域住民による支援

自主防災組織等で要配慮者とともに避難する計画を検討する。

(2) 支援体制の確立

ア 要配慮者の所在を把握する。

イ 災害発生時の避難支援

迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、町があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

ウ 災害発生時の避難誘導、救出

(ア) 自主防災組織、地域住民、関係団体、福祉事業者等と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画等の避難誘導體制の整備に努める。

(イ) 消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。

エ 平時及び災害発生時の情報提供

(ア) 障がいのある方に防災知識を普及する方法について検討する。

(イ) 緊急時の連絡方法について検討する。

(ウ) 外国人に対する情報提供の方法について検討する。

オ 長期の避難

避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居等について、要配慮者に配慮した計画を策定する。

7 施設に入所（通所）する要配慮者への支援

(1) 施設・設備の安全確保対策

ア 施設の耐震化に努める。

イ 安全確保に必要な設備を整備する。

(ア) 火災報知器

(イ) スプリンクラー

(ウ) 避難設備

(エ) その他法令等で定める設備

ウ 安全管理に努める。

(ア) 危険物の管理

(イ) 家具・書棚等の転倒防止対策

(2) 施設入所者の避難対策

ア 地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。

イ 施設入所者の避難計画の作成

(ア) 夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成する。

(イ) 夜間の勤務者数での訓練等実践的な避難訓練を実施する。

(ウ) 消防団や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

(3) 長期的な避難と広域連携

ア 入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。

イ 広域的な避難に備え、同種又は類似の施設との相互の避難と受入れに関する災害協定の締結に努める。

(4) 介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備

避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努めるとともに、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

(5) 防災関係機関との連携

ア 県は、要配慮者入所施設等が土砂災害等により被害を受ける場合を想定し、所在市町村及び施設管理者との連絡体制を確立する。

イ 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行う。

8 要配慮者の把握

要配慮者の把握は、町においても行い災害時のためにあらかじめ整理するが、避難、救出等においては迅速な行動が必要なため、主に自治会が当該地区内の状況を把握する。その際、次の事項に留意する。

- (1) 要配慮者が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。
- (2) 災害の発生時に避難の誘導、救出等を行う者を地区で複数指名しておく。
- (3) 避難所への避難を行った際は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

9 社会福祉施設対策の推進

各施設の利用者は、災害時の行動等が不自由である者も多いことから、次の対策を講じるよう指導する。

(1) 防災設備等の整備

ア 老朽程度が著しい社会福祉施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

イ 消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

(2) 防災体制の整備

ア 施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防火管理体制の整備に努める。

イ 必要に応じて地域住民の協力が得られるよう、自治会等との協力体制を確保しておく。

(3) 避難体制の整備

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

イ 町は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

10 独居高齢者対策

(1) 緊急通報装置の整備

現在、町では、障がいをもつ独居高齢者等に対して緊急通報装置を設置している。今後も、非常時に活用できるように、その整備拡大を図る。

(2) 防災知識の普及・啓発

町は、独居老人等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 防災知識の普及、啓発と地域援助体制の確立

ア 在宅のお年寄り、障がい者等については、自治会、消防団等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に関する基礎的知識等の理解を高めるように努める。

イ 自治会等は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には要配慮者対策を重点項目として設定する。

11 避難所での配慮

- (1) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。
- (2) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。
- (3) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

12 要配慮者用避難所（福祉避難所）の指定

災害により、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、特別養護老人ホームトキワ苑を要配慮者用の福祉避難所として開設し、必要なスタッフを確保する。

13 訪日外国人旅行者等の安全確保

町は、旅館等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第6節 消防団を中心とした地域の防災体制

【総務課・消防団】

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

大規模な災害が発生した場合に、速やかに避難をはじめ各種応急活動を実施できるように、次の対策を検討しておく。

1 体制整備

青年層・女性層の消防団への参加を促進し、消防団員、機能別消防団員の確保を図る。

2 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。

3 環境整備

消防団の施設・装備を充実し活動環境の整備に努める。

被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるように努める。

4 住民に対する消防団活動の周知

町の広報誌等を活用し消防団活動の周知を図る。

5 自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

6 避難計画の作成

避難計画は、次の事項に留意して作成する。

- (1) 消防団等との連携
 - ア 避難の誘導
 - イ 要配慮者の避難のほう助
 - ウ 避難所の自主運営に対する協力
- (2) 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- (3) 避難施設の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難路及び誘導方法

- (5) 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 飲料水等の供給
 - イ 食料の支給
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 医療、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難所の管理運営に関すること。
 - ア 避難収容中の秩序保持
 - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 消防団員等による現地広報
 - ウ 自治会等を通じた広報
- (8) 防災上重要な施設（学校、病院、スーパー等）の管理者が定める避難計画
 - ア 学校においては、避難の場所、避難路及び誘導並びにその指示伝達の方法等及び保健、衛生並びに給食等の方法
 - イ 医療機関においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等
 - ウ スーパー等不特定多数の者が集まる施設については、災害発生時の利用者の安全と秩序ある避難方法等

第7節 自発的な支援への環境整備

【健康福祉課】

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合がある。そうした場合には、被災していない方やボランティア等の自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなる。

災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、NPO等の支援団体の調整を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の設置に向け、土佐町社会福祉協議会と連携しながら取り組む。また、災害ボランティアセンター等との役割分担等をあらかじめ定めるなど円滑な被災者支援に努める。

こうしたボランティア等の自発的な支援が円滑に実施されるよう環境整備を進めるため、町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

1 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政等災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担等応急対策事項に関して協議を行う。

2 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等、自発的な支援を担う人材の育成を行う。

町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

3 ボランティアの受入れと活動支援

災害発生時に、町の災害ボランティアセンターが活動しやすい環境をつくるための後方支援を行う「土佐町災害ボランティアセンター」を設置する。

また、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

- ① 組織員（町、県、日本赤十字社高知県支部、社会福祉協議会、ボランティア団体の構成員等）

② 活動内容

行政の災害対策本部等と連携・協力し、次の活動を行う。

- ◇被災状況、被災地のボランティアセンター、行政機関及び関係機関・団体等の活動状況に関する情報収集及び連絡調整
- ◇災害ボランティアセンターの設置運営支援、連絡調整及び応援職員の派遣等
- ◇ボランティア活動に関する各種相談及び問合せへの対応
- ◇災害ボランティアセンターへの活動資金及び資機材の調達の支援
- ◇災害ボランティアセンターバックヤード拠点の設置及び運営
- ◇その他の活動に必要な業務

(1) 県ボランティア受入窓口の設置

県社会福祉協議会は日本赤十字社高知県支部と協力し、県ボランティア受入窓口を設置する。事務所の設置場所は、県社協と日赤県支部が協議の上決定する。

(2) 町（被災町）ボランティア受入窓口の設置

町社会福祉協議会は、隣接市町村社会福祉協議会及び関係機関と協力して、災害ボランティアセンター設置マニュアルに基づき、ボランティア受入窓口を設置する。体制は、次に掲げる担当を配置し隣接市町村社協に対して応援を求める。

〔設置担当者及び主な活動〕

- ① ボランティアコーディネーター
 - ・被災地窓口業務に関する総括
 - ・県窓口に対する派遣依頼の指示
 - ・ボランティアの調整と具体的な活動の指示
 - ・ボランティアリーダーの指名
- ② 総務担当者
 - ・ボランティアコーディネーターの指示に基づき、県窓口に対する派遣依頼の手続
 - ・直接被災地入りしたボランティア活動希望者に対する登録
 - ・ボランティア保険加入の有無の確認と未加入者名簿の県窓口への送付
 - ・活動報告書等書類の整理
 - ・組織の総合調整・維持
- ③ 情報収集・広報担当者
 - ・被災の状況把握と具体的なニーズの集約
 - ・県窓口の情報収集担当への情報提供
 - ・他の団体との情報収集・伝達
 - ・被災者に対しての広報活動

4 ボランティアの活動拠点

町は、関係各部と連携し、災害ボランティアセンターの速やかな設置を支援する。

町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（土佐町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結するなどにより、あらかじめ明確化しておくよう努める。

5 防災ボランティアの活用

大規模な災害が発生した場合、町は近隣市町村、県、自衛隊等に応援を求め、応急対策に当たることとなるが、避難所の運営等にはボランティアの協力が不可欠なものとなる。したがって、町におけるボランティアの活用について、次のとおり推進を図る。

(1) 防災ボランティアの登録

- ア 平時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時の防災ボランティアの登録制度の検討を行う。
- イ 災害時には、通信の途絶による混乱も予想されるため、町内のアマチュア無線組織と災害時の協力について協議を行い、防災訓練への参加も検討を行う。

(2) 防災ボランティアの種類と対応

	防災ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より町内で福祉等のボランティアとして従事している人々 →	希望者は災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1) 特殊技能者（医師、保健師、土木、建築技術者等） →	国、県等の動向も踏まえながら、今後防災ボランティアの登録制度を検討していく。
	(2) 応急危険度判定士 →	災害時には、県と連携し応急危険度判定士の派遣を行う。
3	町内外から災害時につけるボランティア希望者 →	県及び町に受入窓口を設置する。 具体的な活動は本文3及び4に定めるとおりとする。

6 災害時に想定されるボランティアの活動内容

ボランティア活動のニーズは、時間の推移とともに変化する。時間経過に伴う基本的な活動内容をあげると、次のようなものとなる。

(1) 災害発生時・直後

災害発生時・直後は、被災者の人命救助や負傷者の手当等が最優先される。ボランティアは、こうした活動に対する手助けが主たる活動となる。

- ア 人命救助や応急手当等の手助け
- イ 被災者のニーズの把握
- ウ 避難施設等における被災者等の安否確認
- エ 医療救護所の負傷者等に対する精神的支え

(2) 生活支援期

生活支援期は、避難所等の被災者や在宅被災者に対する支援が主たる活動となる。

- ア 被災者の相談相手・精神的援助

- イ 被災者のニーズの把握
- ウ 行政や社会福祉団体等が行う被災者に対する援助活動の協力
- エ 避難所の設置の手伝いや設置された避難所での炊き出し、救援物資の配布
- オ 在宅被災者への食事・飲料水の提供・移送、屋根のビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供等
- カ 保管場所における救援物資の仕分け

(3) 自立支援期

自立支援期は、避難所生活の長期化や避難所から仮設住宅へと生活の拠点が変わることに伴い、ボランティア活動の内容も、被災者の生活の回復から自立のための支援が中心となり、ボランティア活動の主体も徐々に専門化、長期化し、地元主体に移行する。

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

防災施設管理者、住民、町の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示す。

第1節 防災施設の限界と避難開始の時期

【総務課・建設課】

災害に対する防災施設の限界と、限界を超えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

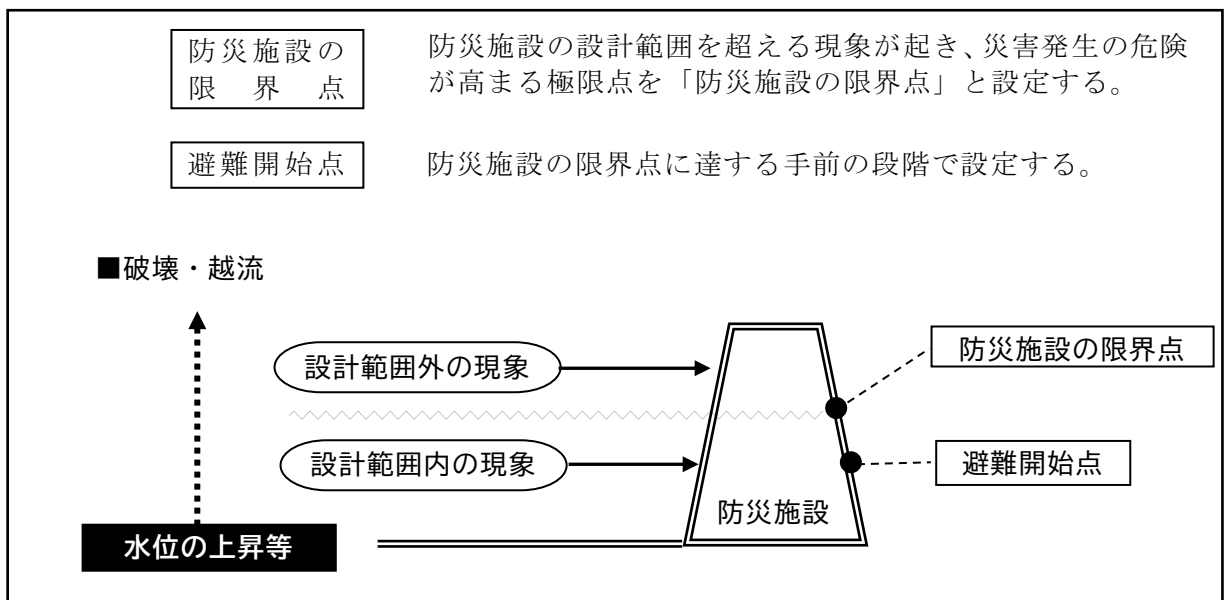
1 防災施設の限界点

(1) 防災施設の限界点の設定

防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するよう努める。

(2) 防災施設の限界点の考え方

自然現象が、施設の防ぎよ能力を超えることで災害は発生する。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位等）について、日常から町、消防団及び地域住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるようにする。



2 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努める。

3 避難開始基準

- (1) 防災施設の管理者は、避難開始の点を設定するよう努める。

ため池等農業用施設	施設ごとの避難開始条件の設定
土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
河川堤防等	避難指示基準水位の設定
道路	交通規制開始雨量の設定

- (2) 避難開始の時期がわかりやすい表現

防災施設の管理者は、雨量や水位等を使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示す。

第2節 危険性の周知

【企画推進課】

町及び各防災関係機関は、防災施設の危険性に関する情報について、平時と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示す。

1 事前の周知

- (1) 施設管理者は、施設の限界点と避難開始点等の危険性に関する情報を町や関係機関に提供する。
- (2) 町は、ハザードマップ等を活用し、危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知する。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなどの避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

2 緊急時の情報提供

- (1) 施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は町や関係機関に通知する。
- (2) 施設管理者は、自動的に、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始の時期を読み取れる設備等の整備を進める。

第3節 避難を可能にするサインの整備

【企画推進課】

平時と緊急時に避難開始時期等を知らせるサインの整備を進める。

1 平時から危険性を知らせるサイン

(1) サインの種類（例示）

- ア 標識
- イ 避難開始時期を印した水位表示板等の標識
- ウ 過去の災害を伝える碑等のモニュメントや浸水位表示柱
- エ ハザードマップ等啓発用資料

(2) サインに含めるべき内容（例示）

- ア 危険性があることの警告
- イ 災害に関する知識
- ウ 避難開始の時期
- エ 被害の及ぶ範囲

2 避難施設を知らせるサイン

日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。なお、従前に使用していた記号は、日本産業規格の記号に統一するよう努める。

(1) サインの種類（例示）

- ア 避難施設を示す標識
- イ 避難誘導標識
- ウ 夜間に発光する誘導灯や表示板

(2) サインに含めるべき内容（例示）

- ア 避難施設の所在地・名称
- イ 避難路

3 避難の開始を知らせるサイン

(1) サインの種類（例示）

- ア 防災行政無線や可変道路表示板等施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
- イ 水位と連動したサイレン等避難開始を自動的に知らせる設備
- ウ 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板等の標識

(2) サインに含めるべき内容（例示）

- ア 避難開始時期の到来
- イ 安全な避難の実施に必要な事項

第4節 自主的な避難

【総務課・住民課・健康福祉課・企画推進課】

住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取り組む。

なお、町は、河川近傍や浸水深の大きい区域、土砂災害警戒区域等については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、災害リスクのわかりやすい提供に努める。

1 避難方法についての話し合い

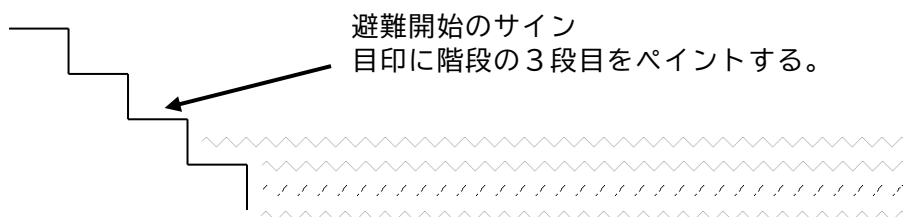
- (1) 住民は、自主防災組織の取組み等を通じ、次のような取組みを進める。
 - ア 地域の災害についての正しい知識の取得
 - イ 地域の危険箇所の調査
 - ウ 緊急避難場所の検討
 - エ 避難路の検討
 - オ 避難行動要支援者と一緒に避難する計画づくり
 - カ マイ・タイムラインの作成
- (2) 住民は、町の避難誘導計画づくりに参画する。

2 避難開始のサインづくり

■避難開始のサインとは

- 現在の科学技術では、土砂災害の発生等を予測することは困難である。行政が科学的に避難開始時期を示せるケースは少ないので、住民はいつ避難をはじめたら間に合うのかわからない。
- 行政は、観測機器の整備を進めている。が、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができる。
- 住民が自らの経験等から決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取組みを進めようとするものである。

(例) 避難開始のサイン「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



- (1) 住民は、自主防災組織の取組み等を通じ、避難開始のサインづくりを進める。
- ア 過去に実際に起きた災害の体験等から住民同士で話し合っ
て避難開始のサインをつくる。

■災害の体験等

- ◇過去の洪水の浸水位、雨量
- ◇土砂災害が起きたときの雨量
- ◇災害の前兆現象（沢の濁りや落石等）
- ◇防災関係機関の助言
 - ・河川等施設管理者の助言
 - ・防災関係機関の調査（浸水予測等）
 - ・気象警報
 - ・土砂災害警戒情報
 - ・ハザードマップ等の広報資料

- イ 避難開始のサインは、地域に周知する。
- ウ 災害時に確認するための「サイン」を、水路等に取り付ける。
- (2) 町及び防災施設の管理者は、住民のサインづくりを支援する。
- ア 避難開始のサインの設定に対する助言
- イ 「サイン」取付けへの協力

第5節 避難計画

【総務課・住民課・健康福祉課・企画推進課・教育委員会・消防団】

町は、避難計画をあらかじめ自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立に努め、大規模災害時の避難計画を策定する。

また、計画策定に当たっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえ、住民個々の実情や地域状況に合わせた避難を検討する。

1 住民との話し合い

(1) 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性（洪水、土砂災害警戒区域）を説明する。

(2) 避難施設の選定等

町は住民の意見を反映して避難施設の指定等を行う。

- ア 避難施設の指定
- イ 避難路
- ウ 住民等への連絡方法
- エ その他必要な事項

2 避難計画の作成

(1) 警戒避難体制

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難施設等、避難路等の住民の避難誘導など警戒避難体制をあらかじめ定めておく。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(2) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

町は、自主防災組織を設けるなどにより、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

(3) 警戒を呼びかける広報活動

町は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

また、気象警報、土砂災害警戒情報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(4) 避難指示等の判断基準

ア 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。なお、避難指示等の発令基準については、水位・雨量等の数値や警報・土砂災害警戒情報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とする。躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁をあげた体制の構築に努める。

イ 施設管理者の助言

防災施設の管理者は、町の避難指示等の判断基準の設定に対し助言する。

(5) 消防団による避難誘導の計画

町は、消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を作成するよう努める。

(6) 土砂災害警戒区域への対応

ア 町は、土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予報・警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定め、土佐町地域防災計画に記載するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難施設及び避難路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知する。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 町は、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を町長に報告する。

町は、(3)～(6)を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

3 消防本部・警察署との連携

(1) 消防本部

- ア 町の避難計画作成を支援する。
- イ 町の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画する。

(2) 警察署

町の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

4 避難訓練の実施

町は、消防本部と連携し住民と消防団による避難訓練を実施する。その際、避難路を通り避難所及び避難場所に行くなど、避難計画で定められた道程を実地に確認する。消防と連携し住民と消防団による避難訓練を実施する。

5 避難についての広報

町は、広報誌等により避難施設情報や避難計画を周知する。

第6節 避難体制の整備

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

町は、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難施設の整備等を進める。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

1 一時的な避難

(1) 避難の原因に応じた緊急避難場所を選定する。

■緊急避難場所選定の基準

- 避難者一人当たりの面積が、概ね 3.5 m²以上であること
- 昼間人口も考慮し要避難地区のすべての住民を受入れできること
- 危険な地域を避けること
 - ◇土砂災害、浸水等が予測される地域
 - ◇危険物等が備蓄されている施設の近く
 - ◇耐震性が確保されていない建物の近く等
 - ◇その他
 (火災に対する緊急避難場所)
- 大火輻射熱を考慮し、耐火建築物から 50m 以上離れていること

(2) 避難施設へ通じる避難路を選定する。

■避難路の選定基準

- 危険のないところ
 - ◇土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと
 - ◇延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと
 - ◇地下に危険な埋設物がないこと
 - ◇耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと
- 自動車の交通量がなるべく少ないこと
- 避難施設まで複数の道路を確保すること
- 避難路は相互に交差しないこと
- 上記を対象とする町内のすべての道路

(3) 地域住民の参画

緊急避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行う。

(4) 広域避難体制の整備

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。

他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との広域協定締結などにより、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

(5) 避難誘導や避難施設のサインの設置を推進する。

- ア 避難施設を示すサイン、案内板の設置
- イ 避難施設へ誘導するサインの設置
- ウ 誘導灯等夜間に確認できるサインの設置

2 長期的な避難

(1) 避難所の選定

一定期間の避難生活ができる施設を避難所に選定し、指定し、避難施設の整備を行う。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して被災地以外の地域にあるものも含め、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

■長期的な避難所の指定基準

- 耐震構造を有するなど安全な建物であること
- なるべく被災地に近く、かつ集団的に受入れできる施設
- 避難者一人当たりの面積が、概ね4㎡以上であること
- 水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること
- 河川はん濫による浸水や大規模なげ崩れなどの危険性がないこと及び付近に多量の危険物などが蓄積されていない場所

(2) 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された社会福祉施設とし、所在や避難経路を要配慮者を含む住民に対し周知するとともに、福祉関係者の十分な理解を図る。

また、あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合に備えて、町内の社会福祉施設を管理・運営する社会福祉法人との間で、施設の一部を一時避難のために使用できる災害協定の締結を促進する。

■福祉避難所の設置に当たっての留意点

◇日常生活上の支援

福祉避難所には、相談などに当たる介助員などを配置し、日常生活上の支援を行う。

◇各種サービスへの配慮

福祉避難所において相談などに当たる職員は、避難者の生活状況などを把握し、介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣など、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。

◇関係機関との連絡調整

常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホームなどへの入所や病院などへの入院手続をとることができるように、施設管理者は、あらかじめ関係機関と連絡調整を図る。

◇関係部局との連携

福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短期間とすることが望ましいことから、関係部局と連携を図り、福祉仮設住宅などへの入居を図るなど、対象者の早期退所が図られるように努める。

(3) 避難所の運営

避難所の運営方法についてあらかじめ定めておく。

- ア 避難所の管理運営に関すること
- イ 避難住民への支援に関すること

(4) 在宅避難者

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

(5) 車中泊避難

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の

支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(6) 施設・設備・機器の整備

避難所については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、必要な資機材等の整備を図る。また、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努める。

町で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。

<必要な資機材等>

貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、LPガス、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用器具等

(7) 感染症対策

感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、町の防災担当部局と福祉保健所と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(8) 避難場所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を福祉避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

(9) 他市町村からの受入施設

他市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。

(10) 多様な視点に配慮した運営

女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。

(11) 学校の避難所

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等や地域住民等の関係者と調整を図る。

(12) 家庭動物への配慮

飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。

(13) 地域の人材育成

町は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(14) 知識の普及

町及び県は、マニュアルの作成、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に運営できるように配慮するよう努める。

(15) 実施主体間の調整

保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位づけ、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

3 応急仮設住宅供給体制の整備

- (1) 建設可能な用地を把握しておく。
- (2) 建設に要する資機材について調達計画を作成する。
- (3) 関係団体と連携し、供給可能量等を把握する。

4 公営住宅、空き家等の把握

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努める。

5 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施して万全を期する。

(1) 学校

- ア 地域の特性等を考慮
避難の場所、避難路、避難誘導、指示伝達の方法
- イ 義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定
避難路の選定、受入施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

(2) 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。
受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法

(3) 興行場、集客施設、その他不特定多数の者の利用する施設

- ア 多数の避難者の、集中や混乱に配慮した避難誘導計画の作成に努める。

イ 集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

6 広域避難に係る体制の整備

(1) 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

ア 避難の際に必要なとなる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

イ 県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

(2) 広域避難の受入りに備えた体制整備

ア 避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

第4章 災害に備える体制の確立

町、県等の防災関係機関は、災害の発生が予測される時、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努める。

第1節 災害対策本部

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

大規模災害時に混乱を最小限に抑え、組織として速やかに対応できるよう、災害対策本部について、必要な事項を定める。

1 災害対策本部の設置

(1) 土佐町災害対策本部の設置

ア 町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合又は水防指令第4号が発令された場合において、防災対策の実施のため必要があると認めたとき町長は、土佐町災害対策本部条例（昭和38年土佐町条例第3号）に基づき、土佐町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

イ 総務課長の収集した地震情報、被害情報等の報告のもとに町長が状況判断をし、必要と認めたときは、土佐町災害対策本部条例に基づき、本部を設置する。

(2) 現地災害対策本部の設置

地震災害が発生し、本部を設置した場合において、地勢等を考慮して、必要に応じて、災害地に本部の事務の一部を行うため、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

現地本部の組織及び配備者は、町長（又は代理者）が指示する。

(3) 本部設置の基準

本部設置の基準は、次のとおりとする。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用されるような大規模な災害の発生が予想される時

イ 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれのあるとき

ウ 大雨、暴風雨その他の警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とする場合

エ 高知県水防警報3号又は4号が発表されたとき

オ 河川の水位が警戒水位を超えたとき及び濁流のおそれがあるとき

カ 町内で震度4の地震が発生したとき（自動設置）

- キ 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき、若しくは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき（自動設置、全職員動員）
- ク その他非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めたとき

(4) 水防本部の災害対策本部への移行

災害対策本部が開設された場合において、水防本部が設置されているときは、水防本部は、災害対策本部に吸収される。

(5) 本部の廃止

本部は、災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと認められたとき廃止する。

(6) 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）並びに副本部長（副町長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から、町長の職務代理者を定める規則（平成7年土佐町規則第7号）の規定に基づき定める。

町長の代理者の順位は具体的には次のとおりとなる。

第1位 副町長

第2位 総務課長

第3位以降 町長の職務代理者を定める規則の規定に基づく。

(7) 本部の設置及び廃止の公表

本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに県等関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、告知放送その他の確迅速な方法で周知する。

(8) 本部の設置場所

土佐町役場本庁舎2階会議室に設置する。ただし、役場庁舎が被災し、使用不能の場合は、土佐町保健福祉センターに代替場所を定め、職員、防災関係機関、住民に対して周知を図る。

(9) 本部の組織

土佐町 災害対策本部	本部長	町長	本 部 事 務 局	部	総務部 → 総務班 住民部 → 住民班 健康福祉部 → 厚生班 建設部 → 水道班 → 建設班 企画推進部 → 広報班 → 商工班 農畜林振興部 → 農畜林班 教育部 → 教育班 警防部 → 警防班	
	副本部長	副町長				
	本部員	教育課長				教育課長
		会計管理者				会計管理者
		議事局長				議事局長
		総務課長				総務課長
		住民課長				住民課長
		健康福祉課長				健康福祉課長
		建設課長				建設課長
		企画推進課長				企画推進課長
農畜林振興課長		農畜林振興課長				
参事	参事					
教育委員会次長	教育委員会次長					
消防団長	消防団長					
消防主任	消防主任					
消防副主任	消防副主任					

(10) 本部の任務

本部は災害対策の推進に当たり、関係組織を一元化し、その円滑なる運用を図り、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(11) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及び本部員（各課長等）をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部会議の開催

- (ア) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。
- (イ) 本部長は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務課長に申し出る。

ウ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、各部長は緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図る。

オ 本部会議の庶務

本部会議の事務局は、総務課が担当する。

(12) 本部の分掌事務

本部は、次の分掌事務によって災害対策の実施に当たる。

部 (部長) 〔副部长〕	班 (班长) 〔副班长〕	平時の係名	分 掌 事 務
総務部 (総務課長) 〔議会事務局長〕 〔会計管理者〕	総務班 (総務課長補佐) 〔総務係長〕	総務係 財政係 出納室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 班内の連絡、調整に関する事 2 災害対策の全般に関する事 3 災害対策本部に関する事 4 各部に対する指令、情報等の伝達に関する事 5 消防団に関する事 6 自主防災組織に関する事 7 関係機関との連絡、調整に関する事 8 各部、各班との連絡、調整に関する事 9 災害予算、その他財政に関する事 10 災害対策の用物品の購入に関する事 11 自衛隊の災害派遣要請に関する事 12 国、県及び他市町村の災害応援職員の受入れに関する事 13 職員の派遣状況の把握に関する事 14 公安対策及び警察との連絡に関する事 15 復旧事業に関する総合調整に関する事 16 災害復旧活動の応急対策の計画推進に関する事 17 災害応急対策に要する車両、燃料等の調達に関する事 18 災害時の輸送に関する事 19 告知放送に関する事 20 雨量観測に関する事 21 災害関係経費の出納に関する事 22 義援金品の受付等に関する事 23 応急仮設住宅に関する事 24 その他他の部に属さない事項
住民部 (住民課長)	住民班 (住民課長補佐) 〔税務係長〕	税務係 債権管理係 住民係 窓口係	<ol style="list-style-type: none"> 1 班内の連絡、調整に関する事 2 税の減免に関する事 3 被災者に対する救助物資(食料、生活必需品等)の確保備蓄並びに配給に関する事 4 被災児童及び母子世帯の援護に関する事 5 被災者(避難者)に対する炊き出しに関する事 6 公営住宅の災害対策に関する事 7 避難施設の設備及び管理に関する事 8 避難者及び被災者の受入れに関する事 9 被災地のトイレ等に関する事 10 被災者の入浴に関する事 11 被災家屋の応急危険度判定に関する事 12 被災家屋等の被害認定調査に関する事 13 罹災証明に関する事 14 被災者台帳に関する事
健康福祉部 (健康福祉課長)	厚生班 (健康福祉課長補佐) 〔健康係長〕 〔福祉係長〕 〔介護予防係長〕	健康係 福祉係 地域包括支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 班内の連絡、調整に関する事 2 災害救助法の適用、生活保護法の適用に関する事 3 災害弔慰金の支給等に関する事 4 日赤支部との連絡、調整に関する事 5 要配慮者の援護に関する事 6 ボランティア団体等との連絡、調整に関する事

部 (部長) 〔副部長〕	班 (班長) 〔副班長〕	平時の係名	分 掌 事 務
			7 災害時における食品衛生及び飲料水に関する こと 8 医療・医療救護所の設置に関すること 9 災害地の清掃、消毒、防疫に関すること 10 保健活動に関すること 11 災害による遺体の処理に関すること 12 被災地の災害廃棄物の処理に関すること
建設部 (建設課長)	建設班 (建設課長補佐)	建設係 地籍調査係	1 班内の連絡、調整に関すること 2 道路、橋梁、河川の災害対策に関すること 3 農道、林道施設の災害対策に関すること 4 交通不通箇所の対策及び土木建設業者に対す る連絡、調整に関すること 5 地すべり、がけ崩れ等災害対策に関すること 6 砂防施設の災害対策に関すること 7 土木施設、建設物等応急復旧用資材の確保並び に輸送に関すること 8 障害物の撤去に関すること
	水道班 (建設課長補佐)	上下水道係	1 班内の連絡、調整に関すること 2 上下水道施設の災害対策及び応急復旧に関す ること 3 被災者に対する飲料水供給に関すること 4 節水、断水、給水の宣伝に関すること 5 工事指定店の動員体制の配備に関すること
企画推進部 (企画推進課長)	広報班 (企画推進課長補佐) 〔企画調整係長〕	企画調整係	1 班内の連絡、調整に関すること 2 災害時における電算処理システムの機能確保 に関すること 3 災害の予警報に関すること 4 報道機関との連絡に関すること 5 本部指令による広報に関すること 6 気象災害情報の収集、伝達、報告に関すること 7 避難指示等の周知に関すること 8 その他災害関係の広報に関すること 9 災害対策用通信の確保に関すること 10 電力施設等の災害対策に関すること 11 ダム放流に関すること 12 被害情報の収集連絡に関すること 13 被害のとりまとめに関すること 14 被害の記録に関すること 15 被害通報に関すること 16 被害の報告書作成に関すること
	商工班 (企画推進課長補佐) 〔地域振興係長〕	地域振興係	1 班内の連絡、調整に関すること 2 被災商工業者に対する応急対策に関すること 3 観光客・交流施設の被災状況の調査及び応急対 策に関すること 4 被災者の就労確保に関すること
農畜林振興部 (農畜林振興課長)	農畜林班 (農畜林振興課長 補佐)	農畜林振興係	1 班内の連絡、調整に関すること 2 農畜林業施設等の応急復旧に関すること 3 災害対策本部・他課との連携に関すること 4 農畜林業の被害調査及び災害対策に関するこ と

部 (部長) 〔副部長〕	班 (班長) 〔副班長〕	平時の係名	分 掌 事 務
教育部 (教育長)	教育班 (教育次長)	教育振興係	1 班内の連絡、調整に関する事 2 町立小、中学校の災害対策に関する事 3 災害時における教材教具の調達指導に関する事 4 災害時における学校給食に関する事 5 災害対策のための教員確保に関する事 6 文教施設の災害対策に関する事 7 保育所施設の災害対策に関する事 8 文教施設の被害調査に関する事 9 被災児童、生徒の救護に関する事 10 避難所開設への協力に関する事 11 児童、生徒の避難及び応急教育指導に関する事 (1) 災害発生時における指導 ア 登校、下校に関する事 イ 緊急避難に関する事 ウ 臨時休校に関する事 (2) 災害発生直後における指導 ア 臨時休校に関する事 イ 各学校の災害状況、被災児童、生徒の実態調査に関する事 ウ 授業再開までの諸調査に関する事 12 被災児童、生徒の健康管理、こころのケアに関する事 13 文化財等の災害対策に関する事 14 災害対策に協力する社会教育団体等の連絡調整に関する事
警防部 (消防団長)	警防班 (副団長)	中央分団 田井分団 松ヶ丘分団 古奈川分団 地藏寺分団 石原分団 南川分団 平石分団	1 班内の連絡、調整に関する事 2 団員の招集に関する事 3 防災警備員の動員配置に関する事 4 災害発生によって生ずる諸種の作業実施に関する事 5 危険地区での避難、誘導、収容等自主的避難の指導に関する事 6 機械器具及び資材の整備補給に関する事 7 県災害対策本部及び公安部の行う災害に関する治安、警備の応援 8 行方不明者の手配 9 その他町災害対策本部よりの指示に基づく対策に関する事

■地区連絡部の分掌事務

地区連絡部名	連絡部長	分掌事務
地蔵寺支所 田井支所 中央福祉センター	支所長 " 所長	1 被害状況その他災害関係事項の調査報告 2 区域内の住民に対する災害対策用物資の分配 3 その他特命による事項

2 配備基準と動員体制

(1) 配備基準

災害の程度に応じ配備基準を定める。

※ 災害時の配備体制については、一般対策編 第1部 第1章 第1節 2「配備基準」の別表「風水害対策配備体制」及び震災対策編 第1部 第1章 第1節 3「地震災害対策配備体制」に掲載している。

(2) 動員体制

各課室及び出先機関は次の手順により動員計画を作成する。

- ア 配備体制ごとに必要な実施事項を整理する。
- イ 配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員数を決定する。
- ウ 動員計画を作成し、該当職員に職務分掌を周知する。

3 配備要員の初動の確保

- (1) 主要な防災担当職員は、自動呼出しシステムにより招集する。
- (2) 夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制を整備する。
- (3) 夜間、休日等の勤務時間外においてテレビ、ラジオ等により、配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、直ちに登庁する。
- (4) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、参集可能な最寄りの出先機関に参集する。

4 町及び防災組織の体制整備

(1) 町

- ア 町域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。
- イ 災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

※ 災害時の配備体制については、一般対策編 第1部 第1章 第1節 2「配備基準」の別表「風水害対策配備体制」及び震災対策編 第1部 第1章 第1節 3「地震災害対策配備体制」に掲載している。

(2) 防災関係機関

- ア 相互の防災関係機関の間において緊密な連携の確保に努めるとともに、ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し応援体制をとるよう求める。
- イ 災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

5 業務継続性の確保

初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように、町では令和8年3月に「土佐町事業継続計画」を策定している。

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の重要な役割を担うこととなることから、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた業務継続計画を策定するなど、業務継続性の確保を図る。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。その際、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

第2節 情報の収集・伝達体制

【総務課・住民課・企画推進課】

災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努める。また、住民への情報提供を行う。

1 気象等の予測・観測体制の整備

気象や水位等の観測体制・施設の充実強化に努め、予測技術の高度化を図る。

(1) 高知地方気象台

- ア 地上気象観測（気圧、気温、風等）
- イ レーダー気象観測（降水等）
- ウ 海洋観測（潮位、潮時等）
- エ 地域気象観測（局地的異常気象の監視）等

(2) 四国地方整備局

テレメーター等による水位、雨量等の観測体制

(3) 県

- ア 水位、降水量、潮位等の観測体制
- イ 震度情報ネットワークシステムによる震度計測

2 連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。
- (2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておく。
- (3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備する。

3 町の体制整備

- (1) 町防災行政無線の整備充実
- (2) 独自の防災情報システムの整備充実
- (3) 消防無線の整備充実
- (4) 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実
- (5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備充実
- (6) 災害情報共有システム（L-ALERT）の整備充実
- (7) 上記の手段に加え、緊急速報メールなど多様な情報収集・伝達手段の整備充実

4 通信連絡体制

災害時の情報の混乱を防ぐため、町、県及び防災関係各機関は、災害情報受発信用の災害電話を指定し窓口の統一を図るとともに、受発信の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を置く。

通信連絡の窓口は、災害が発生し町災害対策本部が設置されるまでの間、通常の勤務時では総務課が担当する。夜間休日等の時間外時は、宿直、守衛が担当する。

<input type="checkbox"/> 土佐町通信連絡窓口 総務課	指定電話：0887-82-0480
<input type="checkbox"/> 高知県庁通信連絡窓口 危機管理部	指定電話：088-823-9320
<input type="checkbox"/> 高知県中央東土木事務所窓口	指定電話：0887-34-3137
<input type="checkbox"/> 高知県中央東福祉保健所窓口	指定電話：0887-53-3171

5 通信の確保

(1) 通信手段の防災対策

災害時の通信手段を確保するため次の対策を推進する。

- ◇安全性の確保
- ◇情報通信施設の危険分散
- ◇通信ケーブルの地中化
- ◇無線を活用したバックアップ対策
- ◇定期的な訓練の実施
- ◇停電対策
- ◇通信路の多ルート化
- ◇CATVケーブルの地中化
- ◇デジタル化の促進
- ◇平時からの連携体制の構築

(2) 非常通信の確保

高知県非常通信協議会と連携して次の対策を推進する。

- ◇非常通信体制の整備
- ◇有線・無線通信システムの一体的運用

(3) 通信手段の運用・管理及び整備の留意点

- ネットワークの整備等
 - ◇無線ネットワークの整備・多重化・耐震化
 - ◇相互接続等によるネットワーク間の連携
 - ◇衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用
- 災害に強い伝送路の構築
 - ◇伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化
(有線系、無線系、地上系、衛星系)
- 無線設備の定期的な総点検
- 防災関係機関の連携した実践的通信訓練
 - ◇非常通信の取扱い、機器の操作の習熟
 - ◇通信輻輳及び途絶を想定した通信統制や重要通信の確保
- 移動通信系の通信輻輳時の混信対策
- 災害に有効な通信手段
 - ◇携帯電話・衛星携帯電話等、自動車電話、業務用移動通信、アマチュア無線、公共安全モバイル等による移動通信系の活用体制の整備
 - ◇NTT及びNTTドコモの災害時優先電話の活用

6 住民への情報提供

- (1) インターネットの活用等多様な広報手段の整備を図る。
- (2) 放送事業者による被災者等への情報伝達
 - ア 災害時における放送要請について体制を整備する。
 - イ 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理する。
- (3) 住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備する。

7 被災者への情報提供

- (1) 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (2) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、町と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図る。
- (3) 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。
- (4) 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

8 非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底

災害発生直後の電話輻輳（携帯電話含む。）を防止するため、住民に対し、非常時における「留意事項」として、「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き、電話及び携帯電話の利用は控え、家族・知人の安否確認等には災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等を活用する」ようPRに努め、その周知徹底を図る。

第3節 防災担当者の人材育成

【総務課】

災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施する。

1 職員に対する防災研修

(1) 研修の内容

- ア 町地域防災計画、各機関の防災業務計画等
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、南海トラフ地震その他災害の特性についての知識
- エ 過去の災害の事例
- オ その他必要な事項

(2) 実施方法

研修会の実施等

2 職員を対象とした防災訓練

(1) 訓練の内容

- ア 応急対策を立案するための図上訓練
- イ 救急救命等必要な実技訓練
- ウ その他必要な事項

(2) 実施方法

講習会、演習等

第4節 防災関係機関相互の連携体制

【総務課】

町は、他の防災関係機関等と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう応援協定を締結するなど広域的な応援体制を確保するとともに、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図る。

また、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくことなどにより、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 広域応援体制の整備

(1) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

「緊急消防援助隊」を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制及び受入体制の整備を図る。

(2) 市町村相互の応援体制の整備

町は相互応援体制の整備を進める。

(3) 防災関係機関の相互応援体制の整備

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結するなど、平時から連携強化に努める。

(4) 県との応援体制の整備

町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

2 町、県と自衛隊の連携

- (1) 町、県と自衛隊は、各々の計画の調整を図り、協力関係について定めておくなど、連携体制の強化を図る。

ア 適切な役割分担

イ 相互の情報連絡体制の充実

ウ 共同の防災訓練の実施

- (2) 町及び県は、自衛隊と協議し、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する。

〈連絡先〉

陸上自衛隊第14旅団

平時：第14旅団司令部第3部

N T T回線 0877-62-2311（内線234）

F A Xの場合は電話し、切り替えを依頼

夜間（休日）：当直幕僚室

N T T回線 0877-62-2311（内線208）

F A Xの場合は電話し、切り替えを依頼

3 事業者や住民等との連携

事業所のノウハウや能力等を活用するため、事業所等と協定を締結するなどし、連携体制の強化を図る。

また、関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画において町又は民間の団体が災害時に担うべき役割、事業者との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置づけることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、町地域防災計画への地区防災計画の位置づけなどによる町と地区居住者等との連携強化を図る。

第5節 防災中枢機能の確保、充実

【総務課】

防災中枢機能の確保・充実を図る。
また、施設、設備の停電時の利用を可能にする。

1 防災中枢機能の確保、充実

- (1) 施設、設備の整備及び安全性の確保
- (2) 総合防災機能を有する拠点・街区の整備
- (3) 適切な備蓄及び調達体制
- (4) 通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保

2 停電時の利用

災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について自家発電施設等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとする。

その際、十分な期間の発電が可能となるよう燃料（軽油、ガソリン、LPガスなど）の備蓄に努める。

3 各種データの整備保存

戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

4 大容量データ処理への対応

災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備等を図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証する。

第1節 消火・救助・救急対策

【総務課・消防団】

町は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」(平成17年6月13日消防庁告示第9号)に基づき消防署を配置し、消防車両等の消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備等を整備し、消防力の充実に努める。

また、消防庁舎の耐震化を図る。

2 消防水利の確保

- (1) 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき、消防水利を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

4 消防団の活性化

第2部 第2章 第6節「消防団を中心とした地域の防災体制」に記述している。

第2節 災害時医療対策

【健康福祉課】

「土佐町災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備等を進める。

1 災害時医療救護体制の整備

- (1) 大規模災害時に、「土佐町災害時医療救護計画」が実効あるものにするため、町は関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加える。

■災害時医療救護体制とは

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生した場合、医療の途を失った負傷者に、県及び町が医療機関と連携して医療等を提供しようとするもの

○町

- ◇直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。
- ◇医療救護所において、重症患者への応急処置、中等症患者及び軽症患者に対する処置を行う。
- ◇救護病院において医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び受入れを行う。

○県

- ◇町で対応できない広域的な医療救護活動を行う。
- ◇県保健医療調整本部、県保健医療調整支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行う。
- ◇災害拠点病院及び広域災害拠点病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置及び受入れ及び重症患者の広域医療搬送の手配受入れを行う。
- ◇医療救護チームの派遣、医薬品等の搬送等、各医療機関や町の医療救護活動の支援を行う。

- (2) 町は、次の事項を実施する。

- ア 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、「土佐町災害時医療救護計画」に位置づけるとともに、必要があると認めるときは、修正を加える。
- イ 医療救護所、救護病院に関して、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。
- ウ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。
- エ 医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知する。
- オ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。
- カ 県及び町の災害時医療救護計画について関係者に周知する。

2 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

- (1) 医薬品、医療用資機材等の備蓄に努める。
- (2) 医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。
- (3) 高知県赤十字血液センターは、輸血用血液の確保体制を整備する。

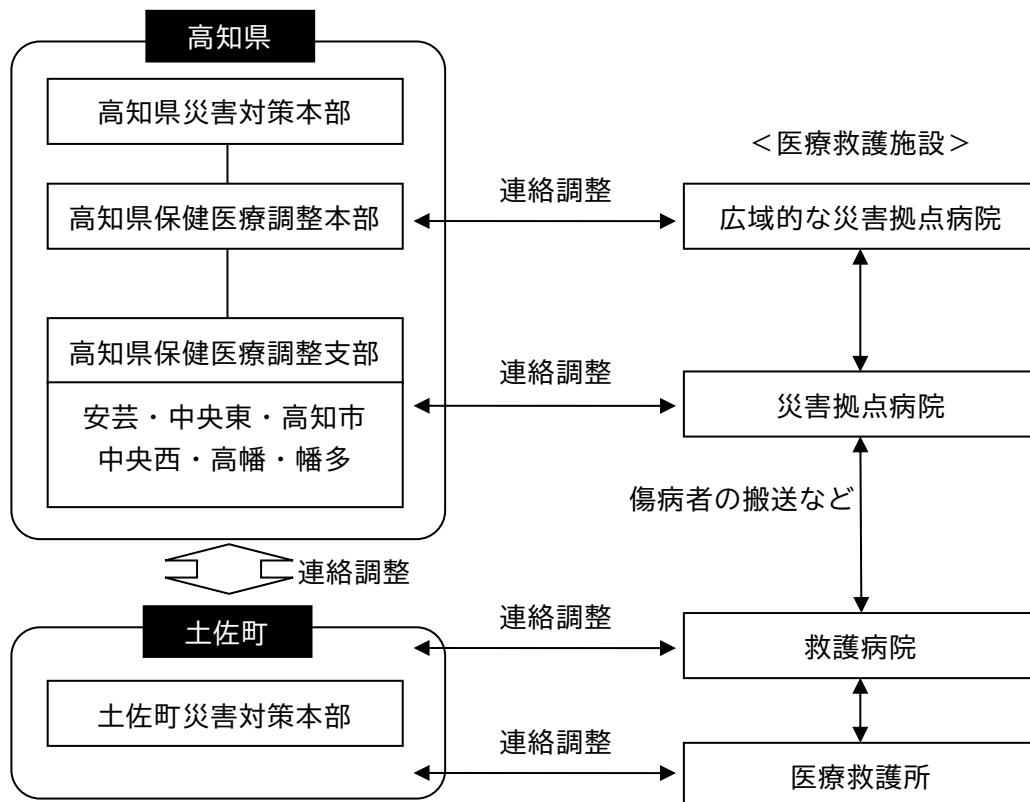
3 通信体制及び輸送体制の整備

- (1) 町及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。
- (2) 町、県及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用する。
- (3) 町、県及び関係機関は連携し、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

4 救急医療・広域災害情報システムの整備及び活用

- (1) 町、県及び医療機関は、救急医療・広域災害情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- (2) 町、県及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。
- (3) 町は、必要に応じて、県保健医療調整支部に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

■災害医療救護体制図



第3節 緊急輸送活動対策

【総務課】

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

重要な防災拠点を指定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進する。

1 緊急輸送ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点の選定

防災関係機関、災害医療拠点(土佐町災害時医療救護計画において定める。)等を指定拠点とする。

(2) 緊急輸送道路の選定

- ① 第一次緊急輸送道路 (一般国道 439 号)
広域的な輸送物資及び救急を要する負傷者を運ぶ広域幹線道路
- ② 第二次緊急輸送道路 (県道 16 号)
第一次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路
 - ア 町役場
 - イ 警察、消防、自衛隊等の救援拠点
 - ウ 病院等の医療拠点
 - エ 集積拠点地
 - オ 遺体安置所
- ③ 第三次緊急輸送道路
第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路

(3) 緊急輸送道路の周知

町は、平時から防災関係機関及び住民に対して、緊急輸送道路を周知するよう努める。

(4) 放置車両

町及び関係機関は、平時から災害が発生した場合に運転者が取るべき以下に掲げる行動を周知する。

ア 車を置いて避難する場合はできるだけ道路外の場所に移動する。

イ アに掲げる適切な場所がない場合は、道路左側に寄せて駐車し、エンジンキーをつけたままドアはロックしないこと。

2 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点

町は、物資の集配拠点を定める。

(2) 航空輸送の拠点

町と県は、災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努める。

3 輸送手段の確保

(1) 協定の締結

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機等の配備や運用をあらかじめ計画し、自然災害発生後の道路等の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について応援協定等を締結する。

また、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための協定締結及び体制整備を推進する。

(2) 負傷者の搬送

緊急医療に関する、医療拠点病院、救護病院、救護所への負傷者の搬送については、「土佐町災害時医療救護計画」において定める。

(3) 遺体の搬送

遺体搬送については、「土佐町遺体安置所等運用管理マニュアル」において定める。

(4) 啓開

防災関係機関は、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を作成する。

(5) 陸上輸送

社団法人高知県トラック協会等と協定を締結するなど、輸送手段の確保に努める。

(6) 航空輸送等

ア 航空機を保有する応急救助機関と災害時の緊急輸送活動の支援方法について検討する。

イ 空港管理者と協議するなど、災害時の航空機の利用について検討する。

ウ 無人航空機（ドローン）を活用した緊急物資の輸送手段の確保を推進する。

(7) 人員の確保

緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成する。

4 交通機能の確保

道路の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図る。

5 緊急通行車両の事前確認の周知・普及

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前において、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けることができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前確認の普及を図る。

第4節 緊急物資確保対策

【総務課】

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

1 個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食料等の物資やマスク、体温計等の個人備蓄を推進する。

- (1) 町においては、備蓄の検討を行うとともに、各家庭においても3日以上程度の飲料水、食料等の備蓄を行うことについて周知を図る。
- (2) 飲料水の確保については、1人1日3ℓを基準として、世帯人数の3日以上を目標とする。

2 給水体制の整備

(1) 応急給水の確保（3日間の供給を可能にする。）

- ア 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策等）
- イ 応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽等）の確保
- ウ パック水、非常用水袋の備蓄

(2) 供給体制の整備

給水車の配備、給水用資機材の備蓄

3 食料・生活必需品の確保

(1) 流通備蓄の把握

流通在庫を調査する。

(2) 調達体制の整備

- ア 災害発生時の供給について、事業者と協定を結ぶ等調達の体制を整備する。
- イ 生活必需品の確保に当たっては、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど指定避難所の環境を十分に考慮するとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した生活必需品の確保に留意する。
- ウ 災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、本町の区域内の給油事業者に対し、自家発電機の整備を促進する取組みを行うとともに、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

(3) 備蓄品の補充

ア 備蓄品目については、災害発生直後の避難所における食料及び生活必需品を重要物資として選定し、被害想定に基づく避難者数を基準に備蓄量を算定する。

イ 備蓄品の補充に当たっては、避難所備蓄品補充計画に基づき計画的に整備を進める。

4 医薬品の確保

医療救護協定等を結び、医薬品の確保等の体制を整備し、緊急時に備える。

5 備蓄・供給体制の整備

(1) 市町村の相互応援

給水等の相互応援等について検討する。

(2) 町と県の連携

ア 町と県は連携して備蓄目標を設定する。

イ 町は、供給計画を県に報告する。

(3) 町

ア 避難施設及びその周辺に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊き出し用具、毛布、パーティション、テント等避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。

イ 孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。

ウ 配布計画を作成する。

6 その他の防災関係機関

(1) 中国四国農政局高知地域センター

政府所有米穀の備蓄

(2) 四国経済産業局

生活必需品等の調達体制の整備

(3) 日本赤十字社高知県支部

毛布、日用品等の備蓄

第5節 消毒・保健衛生体制の整備

【健康福祉課】

災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ごみ及びし尿の処理体制についての整備を図る。

1 消毒、保健衛生体制の整備

町は、防疫用機械の整備を行い、薬品の調達について日頃より業者との連携を図る。

(1) 町は、次の事項について体制を整備する。

- ア 消毒体制
- イ 消毒方法
- ウ 患者の搬送体制
- エ 薬剤及び資機材の整備

(2) 町は、消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画する。

2 ごみ処理体制の整備

町は、ごみ処理計画を作成する。

- ア 被害状況に応じたごみの量の推計
- イ ごみの迅速な回収と処理の計画
- ウ 災害ボランティアとの連携

3 し尿処理体制の整備

町は、し尿処理計画を作成する。

- ア 処理量の推計
- イ 仮設トイレ、マンホールトイレ等の配置計画
- ウ 回収用車両の調達等
- エ 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーなどの設置

4 遺体安置体制の整備

町は、遺体安置について、消毒等必要とする薬品の調達について日頃より業者と連携を図る。体制整備については、「土佐町遺体安置所等運用管理マニュアル」において定める。

第6節 廃棄物処理にかかる防災体制の整備

【健康福祉課】

大規模な水害等により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備するため、平時に以下の措置を講ずる。

1 災害時応急体制の整備

町は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画に基づき、次のことを推進する。

- ア 周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。
- イ 災害廃棄物等の仮置場の候補地の選定、広域的な処理計画等について検討を進める。
- ウ 被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、町が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することも想定し、発災時に速やかに対応できる体制を準備する。

2 一般廃棄物処理施設等の浸水等対策

町は、生活基盤を支える重要なライフライン施設の一つである一般廃棄物処理施設等の浸水等対策を推進する。

3 周知・啓発

町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

【第2編 一般対策編】

第 1 部 災害応急対策

第1章 災害時応急活動

災害発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにする。
 実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年必ず訓練等により検証を行う。
 また、平時から組織の命令系統及び役割の明確化を図るとともに、職員全体の共通認識を深めておく。

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。

第1節 活動体制の確立

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
 企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

災害応急対策に関し、所要の人員を確保するために、迅速な初動体制の確立を図る。

活動のポイント	関係機関
1 非常時における各自の役割の周知（平時） 2 配備基準に従った各課配備者の決定（平時） 3 災害対策本部の設置場所 ⇒ 土佐町役場内 4 町長の代理者の順位 第1位 副町長 第2位 総務課長 5 初動体制 (1) 災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、配備基準に従い体制を構築 (2) 参集の際には、被害調査、避難誘導、警戒、救出等を行う。 (3) 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務を実施 (4) 被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、 活動体制の拡大を行う。	各課共通 消防団

1 初動体制の確立

- (1) 町等の防災関係機関は、災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、各機関のあらかじめ定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整える。
- (2) 町の初動活動体制
 - ア 町は、「風水害対策配備体制」により配備体制をとる。
 - イ 水防活動については、町水防計画に基づいて水防本部を設置する。

2 配備基準

災害応急対策に関し、所要の人員を確保するために、次により動員を行う。

■風水害対策配備体制

	配備体制	配備基準	配備内容	配備要員
本部設置前	事前体制	大雨、洪水、暴風警報等いずれかが発令され、災害の発生のおそれがあるとき	少数の人員により、速やかに第1配備に移行できる連絡体制	総務課長 消防主任
	第1配備 (準備体制)	①大雨、洪水、暴風警報等いずれかが発令され、災害の発生のおそれがあるとき ②高知県水防警報1号又は2号が発表されたとき	気象情報等により災害の発生が予想されるが、事態の発生までには多少の時間的余裕があるときの配備体制で、情勢の変化に応じてさらに高度の体制に移行できる体制 (警戒レベル1～2相当)	町長 副町長 教育長 課長 会計管理者 議会事務局長 参事 教育委員会次長 消防主任 消防副主任
本部設置	第2配備 (警戒体制)	①大雨、暴風雨その他の警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とする場合 ②高知県水防警報3号又は4号が発表されたとき ③河川の水位が警戒水位を超えたとき及び濁流のおそれがあるとき	警報が発せられ、相当規模の災害発生が予想されるとき、又は局地的若しくは比較的軽微な規模の災害が発生したときの配備体制で、状況によっては支障なく第3配備体制に移行できる体制 (警戒レベル3相当)	第1配備に加え以下の職の者特別に必要と認められる人員
	第3配備 (非常体制)	①現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれがあるとき ②高知県水防警報4号又は5号が発表されたとき ③濁流のおそれがあるとき	特別警報が発せられ、大規模な災害が予想されるとき、又は町内全域にわたる災害若しくは局地的に甚大な被害が発生したときの配備体制 (警戒レベル4相当)	第2配備に加え以下の職の者課長補佐係長
	第4配備 (緊急非常体制)	①町全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 ②高知県水防警報5号が発表されたとき ③濁流のおそれがあるとき	大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生するおそれがあり、第3配備では対応できないと認められるときの体制で、所属の全職員を配備する体制 (警戒レベル5相当)	職員全員による体制

3 動員計画

本部長は2の配備基準に従って、動員を発令する。
本部における動員計画は、次のとおりである。

(1) 動員計画

ア 第1配備

町長 副町長 教育長	課長 会計管理者 議会事務局長 参事 教育委員会 次長	消防主任 消防副主任
------------------	---	---------------

イ 第2配備

第1配備に加え特別に必要と認められる人員

ウ 第3配備

第2配備に加え以下の職の者

課長補佐 係長

エ 第4配備（全員）

全職員とする。

(2) 連絡責任者の任命及び責務

ア 各課ごとに業務連絡の責任者を定める。

イ 連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。

ウ 連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を総務課長まで届け出る。

(3) 動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

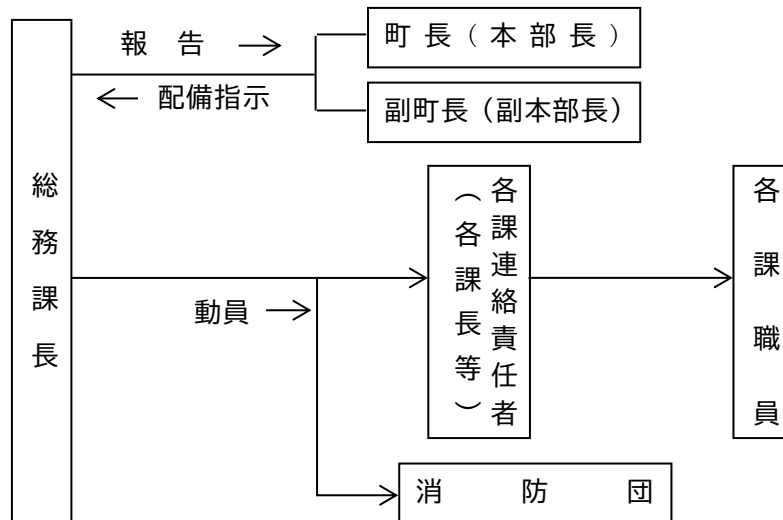
ア 勤務時間内における伝達

(ア) 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務課長は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、各課連絡責任者にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

(イ) 各課連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させる。

(ウ) 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

■勤務時間内における伝達系統

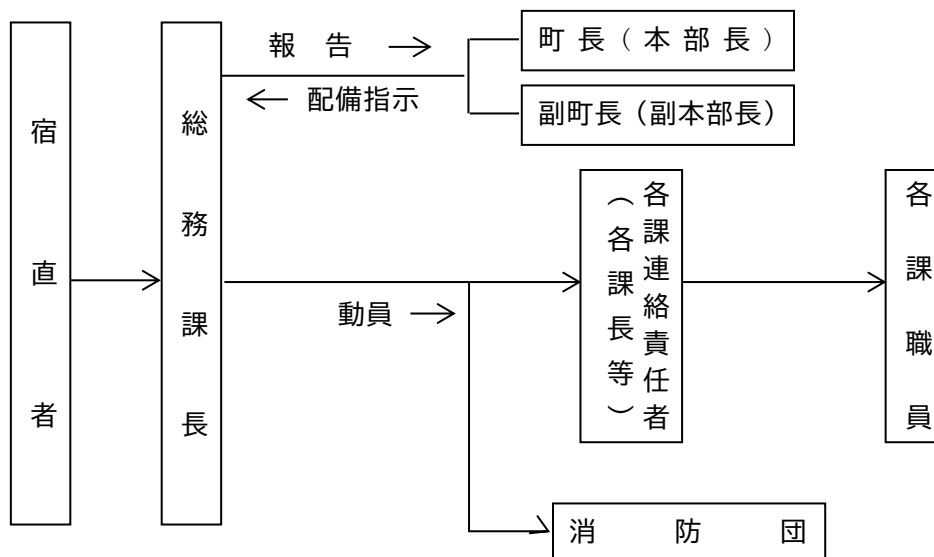


イ 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- (ア) 宿直員は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務課長に連絡する。総務課長は、宿直員から連絡を受けた場合は、本部長（町長）、副本部長（副町長）に報告をし、配備体制の指示を受け、各課連絡責任者に伝達する。
- (イ) 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
- (ウ) 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- (エ) 職員の待機

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がける。

■勤務時間外、休日における伝達系統



(4) 非常時の参集場所及び初動体制について

勤務時間外に災害発生の際を受信した場合又は災害を覚知した場合の登庁及び初動については、本部長（町長）、副本部長（副町長）及び本部員（各課長等）が本庁舎に参集し、災害応急対策の実施を図る。

4 活動体制の拡大

(1) 活動体制の拡大

町と県の防災関係機関は、被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。

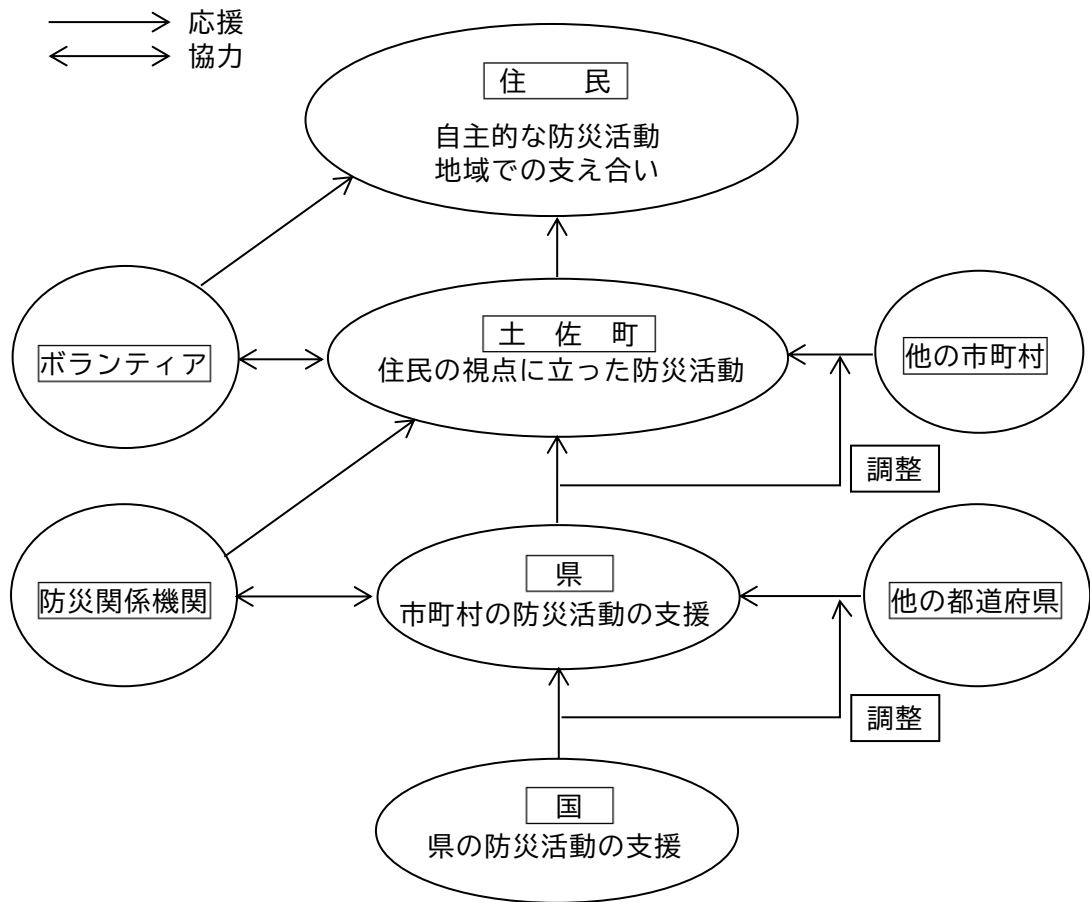
(2) 高知県災害対策本部の設置

ア 県は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。

イ 水防本部は、災害対策本部の一部として吸収される。

ウ 高知県保健医療調整本部及び保健医療調整支部が設置された場合には、同本部が医療救護活動に関し一元的に指揮命令と調整を行う。

■防災関係機関の活動体制



第2節 気象予警報等の伝達

【企画推進課】

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、気象注意報及び警報等災害関係情報を迅速、的確に伝達し、もって被害の軽減及び防止を図る。

活動のポイント	関係機関
1 高知地方気象台及び県等からの気象通報等に関する情報を受領 2 情報の伝達 (1) 部内伝達 ・勤務時間内：企画推進課⇒関係各課連絡責任者⇒各課員 ・勤務時間外：当直員⇒企画推進課長及び消防団長 (2) 住民への伝達（告知放送、消防無線、広報車等）	企画推進課

1 気象予警報等

(1) 気象予警報等の発表

高知地方気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合には、気象予警報等を発表して注意を喚起し、警戒を促す。

(2) 予警報等の種類と発表基準

ア 注意報

町内のいずれかの地域において災害が発生するおそれがある場合に発表される。

イ 警報

町内のいずれかの地域において重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。

ウ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、その旨を警告して発表される。

エ 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と注意報・警報が発表されている場合等に注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報等がある。

(3) 予警報等の地域区分

高知地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定し、それが防災上必要と考えられた場合には、市町村ごとに、その地区を指定して注意報・警報を発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

高知地方気象台は、高知県土木部防災砂防課と連携して土砂災害のおそれがある場合に町に対し、土砂災害警戒情報を発表する。

(5) 竜巻注意情報

高知地方気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風のおそれがある場合に、雷注意報を補足する情報として発表する。

■土佐町警報・注意報発表基準

令和7年5月29日現在
発表官署 高知地方気象台

種 類		基 準	
警 報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	28
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	242
	洪水	流域雨量指数基準	地蔵寺川流域=32.6
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義浪高	
高潮	潮位		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	20
		土壌雨量指数基準	179
	洪水	流域雨量指数基準	地蔵寺川流域=26
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義浪高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ20cm以上 2 最高気温が2℃以上 3 かなりの降雨	
	低温	最低気温-4℃以下	
霜	晩霜期 最低気温3℃以下		
着氷			
着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm	

土壌雨量指数：降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示したもの

流域雨量指数：流域で降った雨の量や流下する時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度を示したもの

■特別警報の発表基準

気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける。)
	火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける。)

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

■数十年に一度の現象に相当する指標

現象の種類	基準	
雨を要因とするもの	右記①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合	①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)。
台風等を要因とするもの	「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。	
雪を要因とするもの	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合 50年に一度の積雪深については5cmとしているが、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値	

2 気象予警報等の伝達

高知地方気象台から発表される予警報等の通報系統及び伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 県からの伝達

気象台から通報を受けた県は、防災行政無線システムの電話、FAXにより、速やかに町、消防本部、県の出先機関及び自衛隊等に伝達する。

なお、町、消防本部、関係県出先機関には、総合防災情報システムにより、自動的に配信される。

(2) 住民への伝達

町は、町地域防災計画に基づき、伝達手段の多重化、多様化を図り、告知放送、消防無線、防災行政無線、広報車、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯電話及びスマートフォン（行政アプリ、緊急速報メール）等のあらゆる通信手段を複合的に利用し、住民に対して予警報等を伝達する。

自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知し、要配慮者への周知については、特に配慮する。

特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

また、気象等の特別警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

なお、特別警報及び緊急地震速報については、J－A L E R Tを通じて自動放送する。

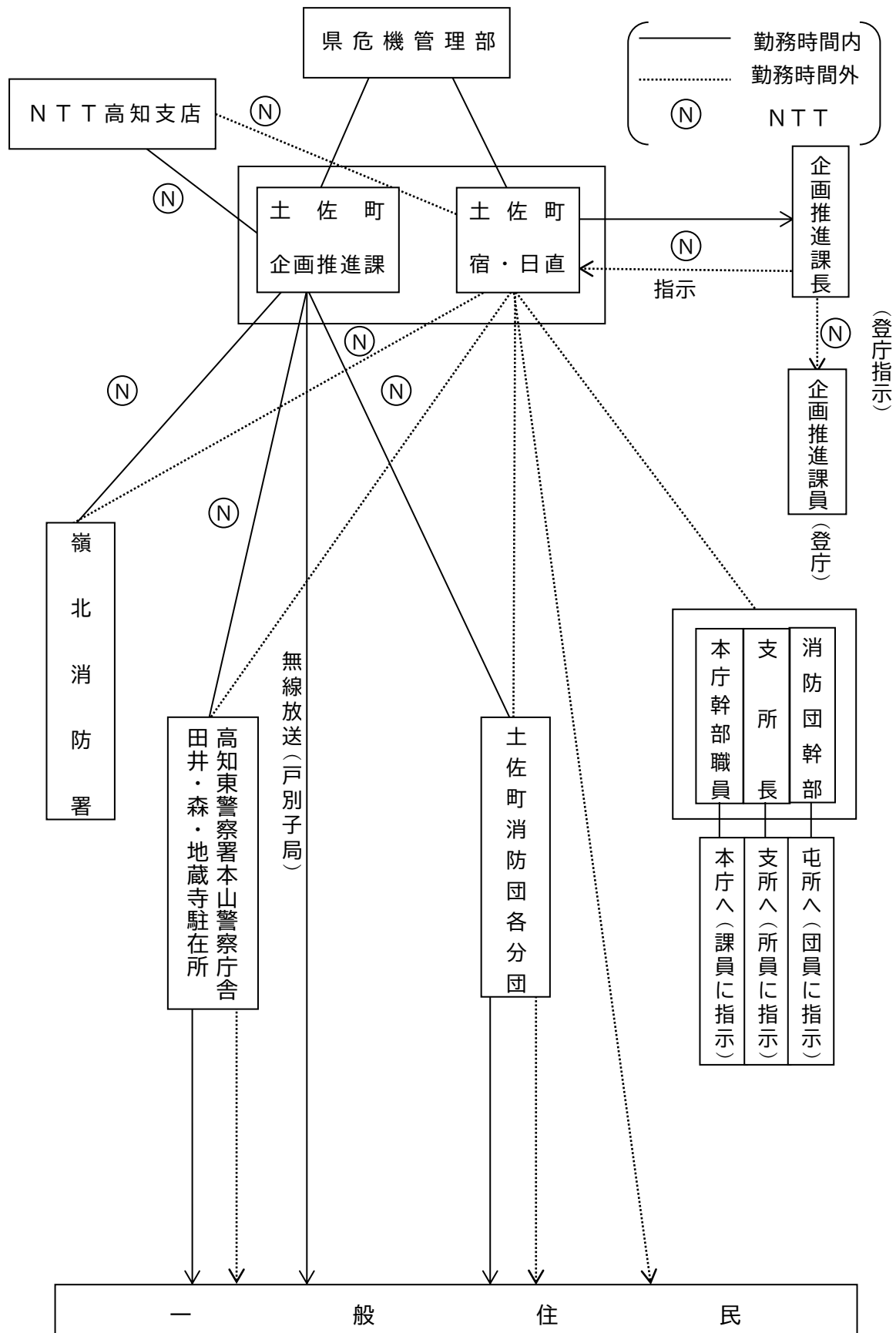
(3) 部内伝達方法

ア 高知地方気象台から発表された気象警報その他災害に関する情報は、企画推進課（夜間、休日等勤務時間外で同課員不在のときは当直員）が受領する。

イ 企画推進課は、関係各課連絡責任者に連絡し、連絡責任者は各課員に伝達する。

ウ 夜間、休日等勤務時間外における伝達は、当直員が企画推進課長及び消防団長に通知するとともに、関係があると認められる各課の連絡責任者に通知する。

■伝達系統図



3 火災気象通報

(1) 火災気象通報の通報と伝達

高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報する。

高知において

- ◇実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下、最大風速7 m/s以上の風が吹くと予想される場合
- ◇平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想される場合
※ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある

(2) 火災警報の発令

町（消防機関）は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

- ◇県から火災気象通報を受けた場合
- ◇火災の予防上危険であると認めた場合

第3節 情報の収集・伝達

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

町と県の防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害情報を早期に収集して被害規模を把握する。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関等に伝達する。
本部が設置されない場合における被害報告についても、本計画に準じて行う。

活動のポイント	関係機関
1 各防災関係機関との連絡方法の整備（平時） 2 災害調査班を編成し、被害規模の把握調査を実施 3 被害報告 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 前記2により収集された情報の整理 ⇒ 総務課 報告 ⇒ 県 </div> 4 町から国（消防庁）へ報告が行われる場合 (1) 通信途絶により県に報告できないとき (2) 119番通報が殺到したとき 5 被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否確認⇒情報を捜索活動関係者に提供	各課共通 消防団

1 町の情報収集・伝達活動

(1) 被害状況調査等の措置

- ア 被害状況の調査は、町が関係機関、諸団体、自主防災組織及び住民等の協力を得て、現地の実情を把握するため災害調査班を編成して実施する。
- イ 被害が甚大のため町において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- ウ 町長は、調査、把握した被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を速やかに県に報告する。

2 被害状況の報告

(1) 町から県への報告

- ア 町は、通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行う。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。
- イ 町の報告は、Lアラートと連携している高知県総合防災情報システムを優先利用する。

(2) 報告の区分

ア 即報

報告すべき災害等を覚知したとき災害発生後30分以内に第1報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告する。

イ 中間報告及び確定報告

町長は、災害の拡大に伴い被害の状況を調査し、集計の都度県に報告するとともに、被害が確定したときは遅滞なく確定報告を行う。

ウ 確定報告

被害状況が確定し、応急措置が完了次第、直ちに電話又は電報をもって報告するとともに文書をもって再報告する。

応急対策を終了した後20日以内に消防庁へ報告する。

(3) 報告の取扱い

ア 被害状況の報告は次の取扱要領等に基づいて行い、2つの報告は一体的に扱う。

- (ア) 災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）
- (イ) 火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）

イ 報告すべき災害の範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 町又は県が災害、対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるもの
- (オ) その他特に県から報告の指示をされたもの

(4) 報告事項

町長から知事に対して行う被害状況報告の区分及び報告経路は、次のとおりとする。

ア 災害の概況

- (ア) 発生日時
- (イ) 発生場所
- (ウ) 災害の状況、応急措置の概要
- (エ) その他参考となる事項

イ 被害の状況

- (ア) 人的被害、住居被害等
- (イ) ライフラインの被害状況

ウ 応急対策の状況

- (ア) 応援の必要性
- (イ) 災害対策本部の設置及び解散
- (ウ) 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況
- (エ) 避難指示等の状況
- (オ) 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む。）

(カ) 実施した応急対策

エ その他必要な事項

(5) 被害報告及び報告の系統

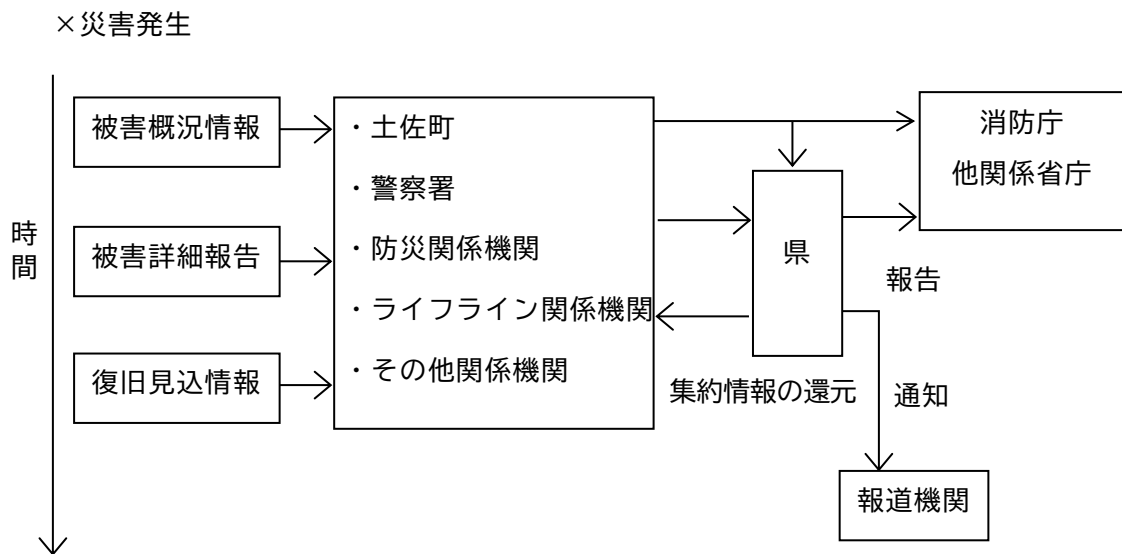
ア 被害報告は、総務部においてとりまとめるが、本部設置前は総務課において行う。
 イ 各課長は、本町内に災害が発生したときは、速やかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、総務課長を経て町長に報告し、総務課は別記様式により県に報告する。

ウ 報告は、災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて逐次行うものとし、最終の報告は応急措置完了後速やかに行う。

エ 被害状況等の報告及びとりまとめ担当課は、次のとおりとする。

調査項目	担当課
人 的 被 害	住 民 課
住 家 被 害	住 民 課
公 共 建 物 被 害	総 務 課
文 教 施 設 被 害	教 育 委 員 会
農 林 ・ 畜 産 及 び 農 林 業 施 設 被 害	農 畜 林 振 興 課
公 共 土 木 施 設 被 害	建 設 課
水 道 被 害	建 設 課
商 工 関 係 被 害	企 画 推 進 課
医 療 施 設 被 害	健 康 福 祉 課
福 祉 施 設 被 害	健 康 福 祉 課
火 災 被 害	総 務 課

■被災状況等収集伝達計画応急対策フロー図



- (注) 1 国（消防庁）への報告には、災対法第53条の規定に基づく内閣総理大臣への報告及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づく消防庁長官への報告があり、両者は一体的に行うものであること。
- 2 通信途絶等により、町から県に報告ができない場合には、国（消防庁）に直接報告が行われるほか、119番通報が殺到した場合等には、町から県に加えて直接国（消防庁）にも報告が行われる。
- なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に行うものであること。

■消防庁連絡先

回線別	区分	平日（9:30～17:45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	NTT回線	電話	03-5253-7527
FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

■被害区分

被害区分		判 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治ゆできる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として棟計上するに至らない建物)が付着している場合には同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半してそれぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする。)
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したも又は住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したも及び半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもとする。
	非住家	住宅以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
公共建物	役場庁舎等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

被害区分		判 定 基 準
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・水利・床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用されている天然の河岸とする。
	地すべり地	地すべり防止区域内にある排水施設・よう壁・ダムその他地すべりを防止するための施設とする。
	急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内にある排水施設・よう壁その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車電車等運行が不能となった程度の被害とする。
	通信被害	災害により、通話不能となった電話の回線数とする。
罹災世帯	災害により、全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、児童館、施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

別紙様式 災害即報・災害確定報告

市 町 村			区 分		被 害		区 分		被 害		都道府県災害対策本部		名 称	
災 害 名 確定年月日			月 日 時確定		田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	設置市町村	災害対策本部	設 置	月 日 時	
						冠 水	ha	農林水産施設	千円			解 散	月 日 時	
報 告 者 名					畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円	設置市町村	災害対策本部	計 団体		
						冠 水	ha	その他の公共施設	千円					
区 分			被 害		文教施設	箇所	小 計	千円			計 団体			
人的被害					病院	箇所	公共施設被害市町村	団体						
死 者	人		そ	の	道 路	箇所	そ	の	他	農産被害	千円	計 団体		
	行方不明者	人												橋 りょう
負傷者	重傷	人	の	の	河 川	箇所	の	の	他	畜産被害	千円	計 団体		
	軽傷	人												港 湾
住 家 被 害			棟		砂 防	箇所	そ	の	他	商工被害	千円	計 団体		
														全 壊
半 壊			棟		が け 崩 れ	箇所	被	害	総 額	千円	消防団員出動延人数	人		
														世帯
一 部 破 損			棟		鉄 道 不 通	箇所	備	考	災 害 発 生 場 所	災 害 発 生 年 月 日	災 害 の 概 況	計 団体		
														世帯
床 上 浸 水			棟		電 話	回線	の	の	概 況	消防機関の活動状況	計 団体			
													世帯	人
床 下 浸 水			棟		ガ ス	戸	考	考	消防機関の活動状況	その他(避難指示等の状況)	計 団体			
													世帯	人
非 住 家			棟		火 災 発 生	罹 災 世 帯 数	世 帯	考	考	罹 災 者 数	人	計 団体		
														公共建物
そ の 他			棟		そ の 他	件	考	考	罹 災 者 数	人	計 団体			
													その他	棟

3 防災関係機関の情報収集・伝達活動

災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告する。

■防災関係機関等との連絡方法

町 ←→県	電話、県防災行政無線
町 ←→高知東警察署本山警察庁舎	電話
町 ←→嶺北消防署	電話、県防災行政無線、消防無線
町 ←→消 防 団	電話、防災行政無線（固定、戸別）、消防無線
町 ←→住 民	電話、防災行政無線（固定、戸別）
消防署←→消 防 団	電話、消防無線

上記のほか孤立防止用無線が、地蔵寺支所、西石原出張所で使用可能であり、町内のアマチュア無線クラブ（嶺北アマチュア無線クラブ）の協力も検討する。

4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、必要に応じ高知地方気象台、県（危機管理部）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

(1) 水害（河川、ため池等）

- ア 堤防の亀裂又は欠け・崩れ
- イ 堤防からの溢水等

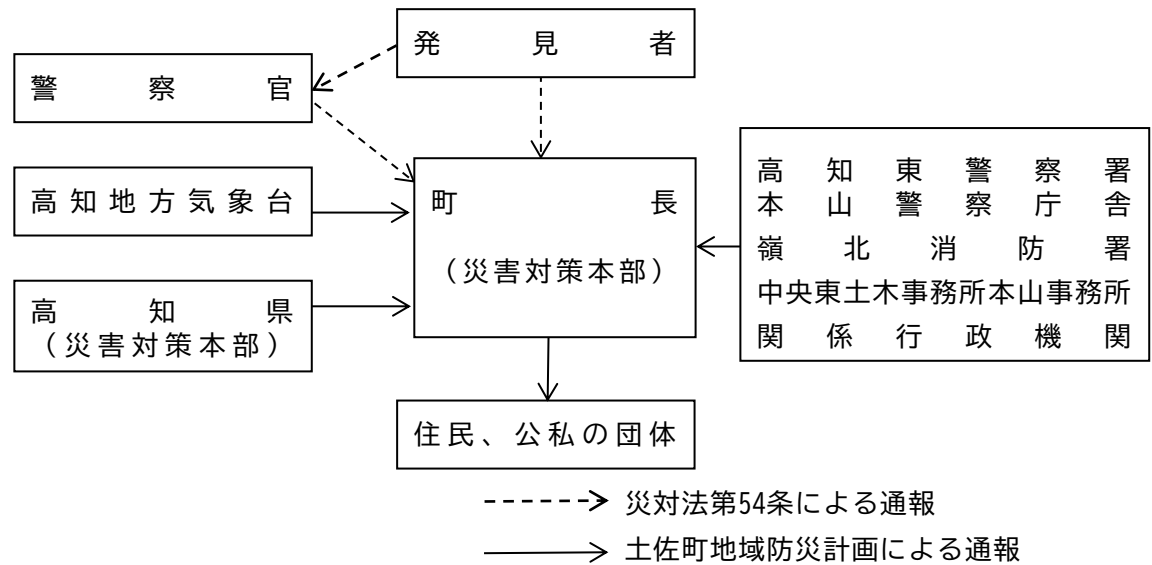
(2) 土砂災害・山地災害

- ア 山鳴り
- イ 降雨時の川の水位の低下、流れの濁り、流木の混在
- ウ 地面のひびわれ
- エ 沢や井戸水の濁り
- オ 斜面からの水の吹き出し
- カ 湧水の濁り
- キ 量の変化
- ク がけの亀裂
- ケ 小石の落下等

(3) 異常気象現象

- 竜巻等異常な気象現象等

■通報系統図



5 被害写真等の撮影

被害状況の写真や動画を記録しておくことは、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要な活動であるので、各部に記録写真係を置き、記録写真等を保存するとともに、報道機関や一般住民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保を図る。

6 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、パソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平時からその体制を整備する。

7 被災者台帳の作成と安否情報の確認

発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を検索活動関係者に提供する。

なお、被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家等の被害の状況その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び該当する事由
- (8) その他必要な事項

第4節 通信連絡

【総務課・企画推進課】

災害情報の収集、被害状況等の報告その他予報・警報の伝達等災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常無線通信の利用、放送の要請等について定める。

災害発生後、通信施設を管理するものは、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行う。

さらに、関係機関は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

活動のポイント	関係機関
1 町の通信施設の利用 (1) 電話 (2) 県防災行政無線（総務課設置） (3) 町防災行政無線（同報系、移動系） 配置場所一公用車、消防団、各部 (4) NTTの災害時優先電話（総務課） 使用の際は102番にダイヤルし「非常」の旨を通知 (5) 孤立防止用無線（地蔵寺支所、西原出張所設置） (6) アマチュア無線 2 1で不足の場合は、他機関の通信施設、報道機関を利用	総務課 企画推進課

1 機能の確認と応急復旧

- (1) 町、県等の防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) NTT西日本株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

2 非常時の通信手段の確保

(1) 有線通信が可能なとき

電話の輻輳を避けるため次の通信手段による。

- ア 高知県防災行政無線回線（地上系・衛星系・移動系）を優先使用する。
- イ 災害時優先電話を利用する。
- ウ 携帯電話、自動車電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行う。

(2) 自機関の電話が利用できないとき

他機関の専用電話を利用することができる。

(3) 有線通信が途絶し利用できないとき

- ア 他機関の有する無線通信施設を利用することができる。
- イ 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得る。）

(4) 被災現地で活動するとき

同一通信系を確保するため防災相互用無線を利用する。

3 町の通信施設の現状

本町において通信可能な施設は、次のとおりである。

(1) 県防災行政無線

県内の防災関係機関を結ぶもので、有線通信途絶時の県との連絡用に使用する。本町においては、総務課に設置されている。

(2) 町防災行政無線

本町における町防災行政無線の設置状況は、次のとおりである。

■防災行政無線整備状況

移動無線			
基地局	移動局		
	車載型	半固定型	携帯型
1	8	8	2

(3) 孤立防止用無線

有線通信の途絶時に使用するもので、電話器をとり上げるだけでNTT西日本株式会社高知情報案内センターと接続される。

無線局所	局種	所在地	電話番号
土佐町役場地蔵寺支所	陸上移動局	地蔵寺1212	74230
土佐町役場西石原出張所		西石原1193-4	74243

(4) デジタル簡易無線機

本町における医療施設等へのデジタル簡易無線機の整備状況は、次のとおりである。

デジタル無線局所	局種	所在地
土佐町保健福祉センター	デジタル簡易無線局	土佐町土居206
早明浦病院		土佐町田井1372
田井医院		土佐町田井1457

4 災害時における通信の方法

各防災機関の災害時における通信は、専用通信設備を設置する機関においては専用通信設備により、その他の機関においては加入電話により行う。この場合において、自己の専用通信設備又は加入電話が通信不能となったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信設備を利用して通信することができるので、平時から災害時における通信の確保を図るようあらかじめ配慮する。

(1) 電話及び電報施設の利用

ア 災害時優先電話の承認

災害時における非常通信のため、加入電話の災害時優先電話の取扱いについて、NTT西日本株式会社と協議し、あらかじめその承認を受ける。

イ 非常通話の申込み

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした市外通話は、災害時優先電話番号から102番通話し、「非常」の旨及びその必要な理由を電話取扱局に申し出る。

非常通話は、すべての市外通話に優先して接続される。

なお、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話による。

ウ 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定されたNTT西日本株式会社に「非常電報」であることを申し出る。なお、電報料金は、無料である。

(2) 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、災対法第57条、第79条、災害救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第23条の規定に基づき、警察事務、消防事務、電力事業等を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を利用して通信することができる。

機 関 名	
嶺北消防組合消防本部	嶺北消防署
高知県警察本部	高知東警察署本山警察庁舎
四国電力株式会社	田井駐在所・森駐在所・地藏寺駐在所

(3) 非常無線通信の利用

災害その他諸種の事由により、有線通信及び防災行政無線の利用が困難な場合には「高知地区非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用する。

ア 非常無線通信により通信することのできる内容

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料

(エ) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(オ) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの

(カ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(キ) 遭難者の救援に関するもの

(ク) 道路、電力設備、電信・電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬用具の確保その他緊急措置に関するもの

- (ケ) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (コ) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

イ 非常無線通信の依頼手続

- (ア) 電報頼信紙又は適宜の用紙にカタカナで書く。
- (イ) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (ウ) あて先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
- (エ) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (オ) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号も記載する。

■非常無線通信局

〈四国電力送配電株式会社〉

無線局所	局種	所在地	電話番号	相手局
田井サービスセンター	固定局 (陸上移動局)	田井966	0887-82-0460	電力所属無線局

〈四国電力株式会社〉

無線局所	局種	所在地	電話番号	相手局
稲村ダム	固定局	瀬戸字シウロウ 1052-2	なし	電力所属無線局

〈水資源機構〉

無線局所	局種	所在地	電話番号	相手局
早明浦ダム管理所	固定局 陸上移動局	田井字東崎6591	0887-82-0485	国土交通省所属 の無線局

5 放送機関に対する放送要請

町長は、災対法第57条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、緊急を要し、かつ、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対し放送を行うことを求める。

6 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、車両、徒歩による連絡が困難な孤立地域が発生した場合、非常通信・防災行政無線・アマチュア無線・バイク及び徒歩等による連絡に努めるとともに、町長は、消防政策課に、高知県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を依頼し、孤立地域との連絡を図る。

また、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

第5節 応援要請

【総務課】

自らの対応能力では、対応できない場合には、災対法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心がける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行い、実効性の確保に努める。

1 町

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっせんについて定める。

(1) 他の市町村への応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災対法第68条により知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職員の職種別人員数
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ その他職員の応援について必要な事項

(2) 県への応援要請

(災対法第68条、第68条の2)

(3) 指定行政機関等への職員の派遣要請

町長は、災対法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

ア 町長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。

(災対法施行令第15条)

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

- (オ) その他職員の派遣について必要な事項
- イ 町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を記載した文書により行う。（災対法施行令第16条）
 - (ア) 派遣のあっせんを求める理由
 - (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (4) 他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請
（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）

2 消防機関

他の消防機関への要請（高知県内広域消防相互応援協定等）

3 県警察

- (1) 警察災害派遣隊の要請
（公安委員会が警察法第60条第1項に基づき警察庁に要請）
- (2) 他の都道府県警察への要請
（公安委員会が警察法第60条第1項に基づき都道府県警察に要請）

4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請（災対法第80条第2項）

5 民間団体等

災害に際し、災害対策本部の各部の処理能力を超えた被害のあったとき、又は現地の状況等により民間団体の協力を必要とするとき等において、町内で協力を求める団体と、その活動範囲については、この計画を定める。

5-1 対象団体

対象となる民間団体は、次のとおりである。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 日本赤十字奉仕団
- (3) 婦人消防隊
- (4) 嶺北アマチュア無線クラブ
- (5) その他の民間団体

5-2 協力要請

- (1) 災害応急対策の実施について民間団体の協力を必要とする場合は、民間団体の責任者を通じ、協力要請する。さらに多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村長を通じ当該市町村内の民間団体に協力を求める。
- (2) 日赤奉仕団の協力を必要とする場合は、町長は、知事あてに要請を行い協力を求める。
- (3) 各民間団体に協力を要請する場合には、次の事項を明示し行う。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 作業内容
 - ウ 従事場所及び就労予定時間
 - エ 所要人員
 - オ 集合場所
 - カ 携行品等
 - キ その他必要な事項

5-3 協力活動の内容

協力要請の内容は、概ね次のとおりであり、各団体にそれぞれ適応部門の協力を要請する。

- (1) 災害現場における応急手当、患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等
- (2) 医療救護所の設置に必要な準備、医療救護所内における手当、患者の世話等
- (3) 避難所の標示、避難所内での被災者への炊き出し、その他世話等
- (4) 被災者の誘導、救出、搬出、家財等の監視と整理等
- (5) 防災関係機関の行う被害調査、警報伝達等の連絡、人員及び物資の輸送、その他救護活動に必要な労力等
- (6) 義援金品の募集及びその受付、救援物資の整理、輸送、配分等
- (7) 災害現場の後始末、防疫活動及び被災者の更生援護に必要な労働力の提供等
- (8) 行方不明者及び遺体捜索に対する協力

第6節 広報活動

【企画推進課】

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、報道機関及び一般住民に対し、災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図り、また住民の協力を得てさらに被害の拡大防止を図るために適切かつ迅速な広報活動を行う。

活動のポイント	関係機関
1 部内の役割分担の決定 2 問い合わせ電話への対応 3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握 4 防災関係機関との連絡（情報の入手） 5 広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 6 広報車両、掲示板等の確保 7 広報の実施 （1）被害状況、生活情報、安否情報等被災者に必要な各種情報に最も適した広報手段を選択（本節2参照） （2）要配慮者への情報提供は、ボランティア等に協力を依頼 8 住民要望事項の広聴活動の実施	企画推進課

1 実施責任者

災害時の広報活動は、本部設置前は総務課が、本部設最後は広報班が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後広報班に報告する。

2 広報の手段

防災行政無線、告知放送、広報車、電話等を通じて迅速に報道する。

対象機関	方法
報道機関	口頭、文書、電話
各関係機関	電話、広報車、無線放送
一般住民被災者	広報車、防災行政無線、広報紙、告知放送
庁内各課	庁内放送、庁内電話
共通	掲示板、インターネット、緊急速報メール、災害情報共有システム（L-ALERT）

(1) 災害資料

通常は、本章第3節「情報の収集・伝達」によるが、必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関等においても積極的に協力する。

(2) 災害写真

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真は、各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真にも留意する。

3 被災者への情報伝達

被災者等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、被災者や要配慮者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

- (1) 被災地区住民のとりべき措置
- (2) 飲料水、食料、生活必需品の配布情報
- (3) 二次災害の危険性に関する情報（避難指示等）
- (4) 救護活動及びボランティア活動の状況
- (5) 応急仮設住宅等災害応急対策の状況
- (6) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- (7) 医療機関等の生活関連情報
- (8) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (9) その他必要な事項

4 広報事項

各機関に発表する事項は、次のとおりである。

- (1) 本部の設置又は廃止
- (2) 気象情報
- (3) 災害の状況
 - ア 災害の種別及び発生日時
 - イ 災害発生場所
 - ウ 被害状況及び規模
- (4) 災害応急対策の実施状況
- (5) 写真等による災害現地の状況
- (6) 住民のとりべき措置
- (7) 住民に対する避難指示等の実施状況
- (8) 安否情報

災害による安否不明者、行方不明者、死者の情報については、個人情報保護法に基づき、適切に判断
- (9) 生活情報
 - ア 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況
 - イ 避難所情報
- (10) 住宅情報
 - ア 仮設住宅

- イ 住宅復興制度
- (11) 医療情報
 - ア 診療可能施設
 - イ こころのケア相談
- (12) 福祉情報
 - ア 救援物資
 - イ 義援金
 - ウ 貸付制度
- (13) 道路状況
- (14) 交通関連情報
 - ア 道路規制
 - イ バスの状況
- (15) 環境情報
 - 災害ごみ
- (16) ボランティア情報
 - ボランティア活動情報
- (17) その他必要な事項
 - ア 融資制度
 - イ 各種支援制度
 - ウ 各種相談窓口

5 広報の方法

(1) 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては報道する事項について本部会議に諮った上、本部長（町長）、副本部長（副町長）あるいは総務課長又は本部長から特に指名された者が発表する。

放送要請は、原則として県を窓口にして「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により行う。

(2) 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。

(3) 一般住民、被災者に対するもの

ア 人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

イ 避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した情報伝達を行う。

- エ 要配慮者については、ボランティア等の支援を得て適切な情報提供に配慮する。
- オ 各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。
- カ 通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- キ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するよう努める。
- ク 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。
- ケ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- コ 自主防災組織、地域住民等は、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達するよう努める。
- サ 企業・事業所、学校等は、観光客、通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達するよう努める。

(4) 庁内各課

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡する。

6 災害発生前の広報

災害が発生するおそれがある場合、災害の規模、動向、今後の予想等を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、必要な関係機関及び一般住民に周知する。

7 総合的問い合わせ窓口の設置

各機関は、各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置する。

住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。

8 災害報道

- (1) 報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道する。
- (2) 放送事業者は、土佐町、県、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるように留意する。

9 住民等からの問い合わせに対する対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、救命、救助等、人命に関わるような災害発生直後

の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7節 警戒活動

【総務課・建設課・企画推進課・消防団】

町、県をはじめ防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

1 気象等の観測及び通報

町、県及び四国地方整備局は、連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとる。

(1) 雨量

町は、高知地方気象台ホームページ、高知県水防情報システムから雨量情報を収集する。

(2) 河川・ため池水位

ア 町長は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は県から水防指令を受けたときは、観測した河川の状況を県へ通報する。

イ ため池管理者は、ため池水位が水防団待機水位に達し、後に水防団待機水位を下回るまで、県及び町長に水位状況を通報する。

2 水防計画

この計画は、洪水等に際し、水害を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とし、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、他団体等の相互応援協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用についての実施の大綱を示したものである。

3 重要水防箇所

水防計画に示されている本町の重要水防箇所は、以下に示すとおりであり、町は、河川管理者等と連携し、合同で点検を行うなど、平時から巡視及び警戒を行うとともに、災害のおそれがある場合は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。

■重要水防箇所

河川名	危険区域		特に危険な場所及び対策					被害予想 (人)	避難施設
	左岸 右岸	延長(m)	左岸 右岸	延長(m)	箇所名	危険な 状況	水防 工法		
地藏寺川	右	200	右	100	床鍋	溢水	土俵積	20	中央福祉センター
地藏寺川	左 右	1,250 700	左 右	1,250 700	田井	〃	〃	518	土佐町小中学校
地藏寺川	左 右	300 700	左 右	50 100	南泉	〃	〃	70	南泉集会所

河川名	危険区域		特に危険な場所及び対策					被害予想 (人)	避難施設
	左岸 右岸	延長(m)	左岸 右岸	延長(m)	箇所名	危険な 状況	水防 工法		
地藏寺川	右	500	右	200	中尾	〃	〃	78	中央福祉センター
地藏寺川	左 右	400 400	左 右	300 200	筋かい	〃	〃	25	中央福祉センター
地藏寺川	左 右	500 500	左 右	100 100	駒野	〃	〃	136	中央福祉センター
吉野川	右	1,000	右	1,000	中島	〃	〃	200	土佐町小中学校
平石川	左 右	1,500 1,500	左 右	1,000 500	西石原	〃	〃	195	石原コミュニティ センター 石原文化会館

4 警報等の伝達系統

本章第2節「気象予警報等の伝達」を準用する。

5 情報の通信連絡

本章第3節「情報の収集・伝達」及び第4節「通信連絡」を準用する。

6 水防活動の責任と義務

水防の責任及び義務は、水防法に次のとおり規定されている。

(1) 県の責任（第3条の6）

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導と水防能力の確保に努める責任を有する。

(2) 町の責任（第3条）

町は、その区域における水防を十分果たすべき責任を有する。

(3) 居住者の責務（第24条）

水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）又は消防機関の長（消防長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

7 水防組織

(1) 水防組織

町は、水防法第3条の規定に基づき、知事から通知を受けたときから、その危険が解消するまでの間、町の消防組織に準じて水防本部を設置して水防事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、同本部の所管部に入り、業務の遂行に努める。

(2) 水防体制

水防本部は、県の水防指令に従い、水防事務の完全な遂行のため、水災害の大小を予見して、その程度に応じた次の体制を整える。

■配備区分

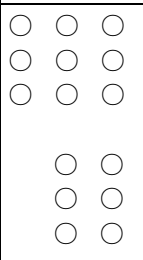
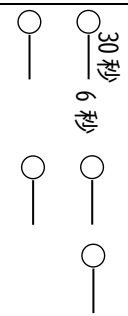
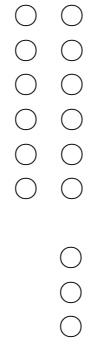
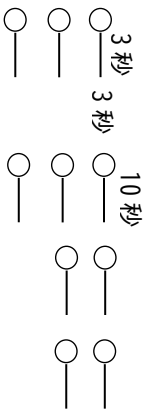
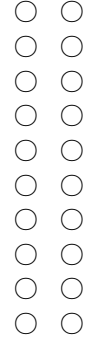
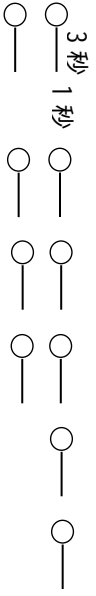
配備区分	県水防指令	配備の内容	動員計画
第一配備	第2号	準備体制	水防常備員
第二配備	第3号	警戒体制	正・副本部長、水防常備員、正・副部長並びに本部長及び分団長が指名するもの
第三配備	第4号	非常体制	正・副本部長、水防常備員、正・副部長、班長並びに本部長及び分団長が指名するもの
第四配備	第5号	緊急非常体制	全員


- (注意) 1 正・副本部長 = 団長、副団長
 2 正・副部長 = 分団長、副分団長、部長
 3 水防常備員 = 団長、消防主任、役場職員

8 水防指令

■県の水防指令

号種	警備体制	発令基準	状況	打鐘信号	サイレン信号
水防指令第1号	(1) 水防本部設置 (2) 水防常備員の配置	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	1 (イ) 大雨注意報、氾濫発生情報 (ロ) 大雨警報、洪水警報 (イ)～(ロ)の気象注意報、気象警報が高知地方気象台より発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予想され、水位が水防団待機水位に達したとき。 2 台風の接近している場合、河川・河岸に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125～145°の間において北緯26°に達したとき。 3 気象台よりの発表がなく、土木事務所等管内に局所的な集中豪雨等があった場合、雨量、水位等の状況判断により発令する。		
2号	(1) 水防団待機 (2) 警察署に対する避難誘導、警戒警備の準備体制	気象注意報、気象警報が発令されたとき、水防団待機水位に達した時等の状況判断により発令	河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき。		

号種	警備体制	発令基準	状 況	打鐘信号	サイレン信号
3号	水防管理団体 水防団等出動	氾濫注意水位に達した時等の状況判断により発令	水防指令第2号の状況のうち、河川が氾濫注意水位に達したとき。	 3点打5回	 30秒 6秒 6秒を間し 30秒吹鳴5回
4号	水防団等関係機関の出動	決壊、溢流等のおそれがあるとき	水防指令第3号の状況のうち、河川が氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき。	 3連打5回	 3秒 3秒 10秒 3秒吹鳴 3秒を間し 10秒吹鳴5回
5号	地域全住民 (危険区域内住民避難退去)	水防の限度を予測し、危険を判断したとき	水防指令第4号の状況のうち、河川における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを指示するとき。	 乱打	 3秒 1秒 1秒を間し 3秒吹鳴10回

号種	警備体制	発令基準	状 況	打鐘信号	サイレン信号
解除		氾濫注意水位以下になり危険がなくなったとき	地域全住民に連絡	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 1点、2点の斑点5回	 長声1回

9 水防活動

(1) 水防指令第1号が発令されたとき

水防管理者は第1号の発令を了知したときに、直ちに水防体制に入るとともに所定の報告を行う。

(2) 第2号が発令されたとき

水防管理者は、次の事項に留意し、万全の体制をとる。

- ア 水防団の待機
- イ 水防資器材の整備
- ウ 避難施設の再確認
- エ 輸送の再確認
- オ 他の水防管理団体への応援要請の必要性
- カ 自衛隊派遣要請の必要性
- キ 警察署長に対する避難誘導、警備の準備体制要請
- ク 諸報告の円滑な業務確認

(3) 第3号が発令されたとき

ア 水防管理者は、出動命令を出した時から水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と裏側の二班に分れ巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに中央東土木事務所本山事務所長及び高知東警察署長に通報するとともに水防作業を開始する。

- (ア) 堤防の溢水状況
- (イ) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (ウ) 天端の亀裂又は沈下
- (エ) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (オ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (カ) 橋梁その他の建造物と堤防との取付け部分の異常

イ 水防管理者は必要があれば、次の事項を要請する。

- (ア) 中央東土木事務所本山事務所長等に対する技術上の協力及び県水防本部長に対し、自衛隊派遣の連絡

(イ) 他の水防管理団体に対する協力要請（水防法第23条）

ウ 水防管理者は、重要な水防箇所に伝令を配置する。

エ 警戒区域の設定（水防法第21条）

水防管理者は、水防活動上必要ある場合、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限しあるいはその区域内の居住者又は水防現場に居る者をして水防に従事させる。

オ 水防管理者は、水防従事者に対し、次の事項を厳守させる。

(ア) 命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならないこと。

(イ) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神をもって守り抜くこと。

(ウ) 夜間等特に言動に注意し、濫りに「溢流」とか「堤防の決壊」等の想像による言語を弄してはならないこと。

(エ) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、濫りに人心を動揺させたり徒らに水防員を極度に疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を發揮できるよう心がけること。

カ 水防管理者は、必要があれば危険区域の住民に対し、避難の準備を命ずることができる。

(4) 決壊（第4号～第5号発令）

ア 堤防その他の施設が決壊溢流したときには、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨中央東土木事務所本山事務所長等及び氾濫する方向の隣接水防管理団体の管理者等に通報しなければならない。

水防管理者、中央東土木事務所本山事務所長等は、堤防の決壊後といえどもできる限り氾濫による被害を最小限に止めるよう最善の努力をしなければならない。

イ 水防管理者は、堤防の決壊、溢流等により被害を生じたときは、中央東土木事務所本山事務所長等に対し、次の報告を行う。

(ア) 日 時

(イ) 場 所

(ウ) 人の被害

(エ) 家屋・田畑・橋の流出・道路の決壊・堤防の決壊等の事実

(オ) 被災害概算

(カ) 復旧見込等の所要事項

ウ 中央東土木事務所本山事務所長等は、上記の報告があったとき、付加事項があれば追加して県水防本部長及び所轄警察署長に連絡する。

エ 水防管理者は、必要なときに高知東警察署長に対し、警察官の出動を要請し、居住者の避難誘導、立退き後の家屋及び避難施設の警備等を求めることができる。
（水防法第22条）

オ 避難のための立退き（水防法第29条）

水防管理者は上記の要請のほか、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく必要と認める地域内の居住者に対し、避難の

ため立退きを指示することができる。この場合、高知東警察署長にその旨を通知しなければならない。

カ 協力を要請された水防管理者は、水防団体等に対し、所要の器具資材を携行させ、できる限り応援する。

上記により派遣される者は、要請をした水防管理者の所轄下に行動する。

(5) 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防活動の停止を命じ、これを一般に周知するとともに中央東土木事務所本山事務所等に通報する。

この通報を受けた中央東土木事務所本山事務所長等は、直ちに水防本部にその旨報告する。

(6) 水防管理者の水防警報発令

水防管理者が独自の水防警報を発令したとき、又は、水防災害の事態が生じたときは、その都度水防管理者は中央東土木事務所本山事務所長に、中央東土木事務所本山事務所長は県河川課長（又は常備員）にその旨を連絡又は報告する。

この場合の発令する水防警報と比較して高位の警報を発令したときは、高位の警報をもって発令警報とする。

(7) 災害対策本部の設置

災害対策本部が設置されたときは、本計画に定める水防組織は、そのまま災害対策本部の一部に吸収され活動する。

(8) 水防活動実施報告

洪水等により水防活動を実施したときは、町及び土木事務所長等は遅滞なく、様式第1号（速報）を県土木部長あてに報告するとともに、現地の写真、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類の整備を行い様式第2号による調査表を作成しておかなければならない。

(9) 安全確保の原則の徹底

水防作業に従事する職員等は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先するとともに、水防作業時には、ライフジャケットの着用、通信機器及びラジオ等を携帯するなど自身の安全確保を徹底する。

様式第1号

水防活動実施報告（速報）

年 月 日

市町村長

土木事務所長

高知県土木部長あて

次のとおり報告する。

水防管理 団体名 土木事務 所 名	水防活動 延人員	水 防 活動費 (A)	使用（消費）資材費			合 計 (A+B)	水防活動 を実施 した日	備考
			主 要 資 材	その他 資器材	小計 (B)			
	人	円	円	円	円	円	月 日	

- 註 1 主要資材とは俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠及び置石である。
 2 用紙はB4書きとする。

様式第2号

月 日

台風
豪雨
高潮

水防活動実施調査表

市町
村

土木事務所

水防活動実施状況									
日	時	位置	実施工法	出動人員					合計
				水防団員	消防団員	その他	自衛隊員	合計	
自	日	時		延	延	延	延	延	
至	日	時		実	人	人	人	人	人
実施箇所 河川名	郡市 町村		大字 川 海岸	実施箇所 の 原因 及 び 処 置					名及び 功 労 の 理 由 功 労 者 氏 名 又 は 団 体
所要経費		使用資材数量							水防効果
県費		俵	俵	板類	枚				
管理団体費		かます	俵	鉄線	kg				
その他		布袋類	枚	釘	kg				
計		たたみ	枚	かすがい	本				
内 訳	人件費		むしろ	枚	蛇籠	本			
	食料費		なわ	kg	置石	m ³			
	資材費		竹	束	その他				
	器材費		生木	本					
	その他		丸木	本					
計		くい	本						

10 ダム・水門等の操作

(1) ダム・水門等の操作及び通報

- ア 水防上必要な気象等の状況の通知を受けた時は、直ちにダム・水門等の操作責任者に連絡する。
- イ ダム・水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動等を監視し必要な操作を行うとともに、ダム・水門等付近に異常を認めた時は、直ちに町長に通報する。

(2) 整備・点検

ダム・水門等の管理者は、操作に支障のないよう点検整備を実施する。

11 水防資機材の整備

- (1) 水防資機材の状況を常時把握し、使用あるいは損耗等により不足を生じた場合は、直ちに補充する。
- (2) 水防資機材の確保のために、近在の資材業者を登録し、手持量を調査するなど、緊急時のための補給に、あらかじめ留意する。

12 輸送の確保

非常の際、資機材、作業員その他の輸送を確保するため、輸送経路図を作成するとともに、防災関係機関に周知する。

13 土砂災害警戒活動

- (1) 危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- (2) 町は、必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行う。
- (3) 県は、高知地方気象台と連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、土砂災害警戒情報を作成し、町長に情報提供を行う。
- (4) 町は、土砂災害が予想されるときは、住民、要配慮者関連施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、避難指示等を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (5) 土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに、避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。
- (6) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (7) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

14 住民の避難が必要な場合の通報

- (1) 県は、自ら管理する施設において、住民の避難が必要な状況が発生すると予測する場合は、直ちに町長に通報する。
- (2) 堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したときは町長、水防団長、消防機関の長は、直ちに地域住民に周知する。また、県及び氾濫のおそれのある隣接市町村並びに関係機関に通報する。

第8節 避難活動等

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。
町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を速やかに発令し、避難誘導を行う。

町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

町が実施できない場合には、県等が代行して避難指示等を発令する。

また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝える。

活動のポイント	関係機関
1 災害の状況により避難指示等を実施 ⇒ 県に報告・提示事項 ⇒ 避難対象地域、避難理由、避難先、避難路、携帯品等注意事項 2 避難所の開設 (1) 避難所の周知、(2) 職員の派遣、(3) 避難所の点検（建物、水道、電気等の被害状況調査）、(4) 地区別による避難者の区分け、(5) 要配慮者用スペースの確保、(6) 水、食料等の確保 3 要配慮者用避難所（福祉避難所） 必要に応じ介護を必要とする避難者の要配慮者用避難所（福祉避難所）を開設 ⇒ 特別養護老人ホームトキワ苑 4 勤務時間外に災害が発生した場合、役場に先着した職員により緊急初動班を編成し、避難所に派遣	各課共通 消防団

1 住民の自主的な避難

住民は、災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ町、自主防災組織等で決めた避難の目安を使い、自主的に避難する。

情報伝達、避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助のもと、安全な場所に避難させる。

2 広報

町は、あらかじめ定めた広報の計画により、気象予警報の発表や雨量等の観測情報を住民に広報する。

3 緊急的な避難誘導

集中豪雨など急な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団はあらかじめ定めた避難誘導計画により住民を避難誘導する。

4 避難指示等（「避難指示」、「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」）

要配慮者など、避難に時間がかかる方へ早めの避難を促す「高齢者等避難」、通常の避難行動ができる者へ避難を促す「避難指示」、危険が切迫し早急な避難を促す「緊急安全確保」の3段階に分かれている。緊急性や避難の拘束力は「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の順に高くなる。

避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、県から積極的に助言を受ける。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

(1) 避難指示等の区分

■警戒レベルの一覧表

避難情報等	状況	住民がとるべき避難行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	命の危険 直ちに安全を確保！
		指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
		危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
		高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人など、及びその人の避難を支援する者・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認
		ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める
		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

(2) 高齢者等避難の留意点

- ア 避難指示及び緊急安全確保のほか、住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識のもと、時機を逸さずに高齢者等避難を発令すべきである。
- イ 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域等の住民に推奨することが望ましい。
- ウ 立退き避難が困難となる夜間において避難指示等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合等が該当する。
- エ 発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

(3) 避難指示等の伝達方法

危険地域の住民等に対して、避難指示等を伝達する方法は次のとおりとする。

避難指示等の伝達は、電話、ファックス、防災行政無線、電子メール、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

- ア 告知放送により伝達する。
- イ 広報車により伝達する。
- ウ 携帯マイク等により伝達する。
- エ 誘導員により戸別伝達する。
- オ その他の適切な方法により伝達する。
- カ 要配慮者自身が情報を取得できるよう、多様な手段を活用して伝達する。

(4) 早期避難の指示

災害発生の危険があると予測される場合、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に余裕をもって安全な場所に避難させる。

(5) 避難指示等の内容

災対法第60条に基づく「避難指示」又は「緊急安全確保」

避難指示又は緊急安全確保は、次の内容を明示して行う。その際、住民の積極的な避難行動につながるよう、警戒レベルを用いるとともに、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。

- ア 避難を必要とする理由
- イ 避難指示又は緊急安全確保の対象となる地域

ウ 避難する場所

エ 注意事項（避難路の危険性、避難方法等）

オ その他注意事項

(ア) 避難後の戸締り

(イ) 家屋補強

(ウ) 携帯品（食料、水筒、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最小限度のもの）

(エ) 服装（ヘルメット、頭巾、雨合羽、防寒用具等）

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことや、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知に努める。

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(6) 高齢者等避難

町は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、警戒レベルを用いて、早めの段階で高齢者等避難を発令する。

5 県水防計画に基づく避難のための立退き

(1) 町長の指示

ア 町が自ら管轄する堤防等が堤防の決壊した場合又は被堤の危険に瀕した場合、

町長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立退き又はその準備を指示する。

イ 町長は当該区域を所轄する警察署長に通知する。

ウ 町長は、実施した内容を県に報告する。

(2) 知事又はその命を受けた職員の指示

洪水等により非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、県知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立退きを指示する。

6 警戒区域の設定

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は、災対法第63条に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、町長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (3) 町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、その職権を行うことができる。
- (4) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、知事は応急措置の代行を実施する。
- (5) 避難指示等の発令対象区域や警戒区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

7 避難指示等の実施

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のための立退きを指示する。避難のための実施責任者は、次表のとおりとする。

区 分	実施責任者	根拠法
災害が発生し又は発生するおそれのある場合	町長又はその権限の委任を受けた者	災対法第60条
町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認める場合	知事による代行	
町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき	警察官	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
洪水による危険の場合	知事又は知事の命を受けた者及び水防管理者（町長）	水防法第22条
地すべりによる危険の場合	知事又は知事の命を受けた者	地すべり等防止法第22条
警察官がその場に不在の場合	災害派遣された部隊の自衛官	自衛隊法第94条

(1) 警察官の指示

災対法第61条の規定により事態が切迫し町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、現地の警察官において避難の指示を行う。

(2) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り、(1)に準じて措置をとる。

8 避難指示等の基準

避難指示等を行う場合の基準は、次のとおりとする。

8-1 町内河川に関する避難指示等の発令基準

(1) 【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令基準

ア～エのいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することが考えられる。

ア 町内河川に設置されている水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合

■地蔵寺川（田井橋水位観測所）：6.4m

イ 次の(ア)～(ウ)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

(ア) 町内河川の水位観測所上流の危機管理型水位計の水位が急激に上昇している場合

(イ) 町内河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合

(ウ) 町内河川の水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（時間雨量50mm以上となる場合）

ウ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合

エ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

(2) 【警戒レベル4】 避難指示の発令基準

ア～オのいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。

ア 町内河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合

■地蔵寺川（田井橋水位観測所）：8.0m

イ 町内河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(ア)～(ウ)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

(ア) 町内河川の水位観測所上流の危機管理型水位計の水位が急激に上昇している場合

(イ) 町内河川の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測洪水警報基準を大きく超過する場合）

(ウ) 町内河川の水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（時間雨量50mm以上となる場合）

ウ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

エ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

オ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

※夜間・未明であっても、発令基準ア～ウに該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。

(3) 【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令基準

ア～オのいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令することが考えられる。

（災害が切迫）

- ア 計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高に到達している蓋然性が高い場合
- イ 町内河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）
- ウ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- エ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（発令対象区域を限定する。）

（災害発生を確認）

- オ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

8-2 土砂災害に関する避難指示等の発令基準

(1) 【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令基準

ア～ウのいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することが考えられる。

- ア 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合
- イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- ウ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

(2) 【警戒レベル4】 避難指示の発令基準

ア～オのいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。

- ア 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- イ 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合
- ウ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- エ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- オ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
※夜間・未明であっても、発令基準ア、イ又はオに該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

(3) 【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令基準

ア～ウのいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令することが考えられる。

(災害が切迫)

ア 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合

イ 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合

(災害発生を確認)

ウ 土砂災害の発生が確認された場合

※発令基準ア～イを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準ウの災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達する。

9 避難誘導

町は、避難指示等が発令したときは、警察や消防機関の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画に基づき、迅速に住民の避難を実施する。

町は、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における情報の提供に努める。

(1) 避難誘導方法

ア 避難方法と集合場所

避難指示等が出された場合、消防団、警察、自衛隊が、あらかじめ集落単位で定めた避難の引率者の協力を得て、集落単位で集団化し、避難を実施する。

このため、避難に際し各集落では緊急避難場所に集合した後、状況を見ながら地区単位で指定する緊急避難場所等に避難を行う。

各地区が集合する緊急避難場所は、資料編「避難施設一覧」のとおりである。

避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。

イ 避難路の確保

二次避難に際しては集落単位を原則とし、避難路の要点ごとに誘導員をできる限り配置し、避難者の通行を確保する。

あらかじめ定めている避難路が遮断されている場合、山や急傾斜地から離れた誘導路を設定する。

避難時には、活発な広報活動を通じ避難中の混乱の防止に努める。

ウ 任意による避難

避難指示等に従わない者は、極力説得し任意に避難するよう指導する。

(2) 避難順位

- ア 住民間の避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する。なお、避難時の周囲の状況により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。
- イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- ウ 自力で避難できない場合や避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。

(3) 避難者への注意事項

- ア 避難者自身による防災措置の徹底
避難に際しては、火気危険物等を始末し戸締りを行い、会社工場では発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を徹底すること。
また浸水時には油脂類、ドラム缶の流出防止措置を徹底すること。
- イ 身体を防護する服装
帽子、頭巾、手袋を身につけ身体を衣類で覆うとともに、動きやすい軽装とする。
また素足は避け、必要に応じ防雨、防寒具を携帯すること。
- ウ 最小限の携帯品の必携
 - (ア) 現金、預金通帳、印鑑、証明書、その他の貴重品
 - (イ) 飲料水、2食程度の食料、肌着等最小限の身の回り品
 - (ウ) 携帯用ラジオ、照明器具、家庭医薬品等
 - (エ) 飲料水、食料、肌着等の身の回り品について
本町の防災体制の中では、飲料水、食料、肌着等の身の回り品の備蓄は特に行っていないことから、必ず避難時には携帯するよう心がけること。

10 知事に対する報告

町長等が避難指示等を行ったときは、災対法第60条第4項に基づきその旨を直ちに知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

11 関係機関への連絡

(1) 施設の管理者への連絡

町内の避難施設として利用する学校、コミュニティセンター等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

(2) 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に指示の内容を伝え協力を求める。

(3) 隣接市町村への連絡

隣接市町村の施設を利用しなければならない住民に対し、避難指示等を行うときは、その内容を直ちに関係市町村へ連絡し協力を求める。

12 避難所の開設及び管理等

(1) 避難所の開設

町長は、災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を受け入れ保護する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定していたとしても原則として開設しないものとする。

想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。

(2) 避難所の指定

ア 指定基準

避難所は、災害に対し安全で、集団的に受入れできる公共建築物とする。

給水設備、給食設備をもつ施設、給食施設を急造できる施設、又は他の給食施設より搬入しやすい施設とする。

概ね一人当たりの有効面積を4㎡とし、地区集会所の利用も想定していることから避難受入れ人員の下限設定は行わない。

イ 避難所の一覧

本町が指定する避難所は、資料編のとおりである。

(3) 避難所の周知

避難所にはその旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車及び町防災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

(4) 避難住民の把握

避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、本部とは情報連絡を密に行う。

(5) 開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、受入れ人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成しなければならない。

(6) 知事への報告

町長は、避難所開設状況をまとめ、避難所開設の目的、避難所の箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み等を知事に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

13 避難所の運営

避難所の管理者の協力を得て、適切な運営に努めるとともに、避難所における生活環境面に注意を払い、男女のニーズやプライバシーの保護、要配慮者への配慮に留意する。

この際、情報の伝達、食料、水及び物資の配給、清掃等については、相互扶助の精神により、自主的な協力が得られるよう努める。

- (1) 避難所に指定されている施設の被害状況を把握(優先的な応急危険度判定)する。

- (2) 避難所を迅速に開設し、周知徹底する。また、特定の避難所に避難者が集中し、受入れ人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。
- (3) 福祉避難所においては、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示する。
- (4) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (5) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県を通じて国と共有するよう努める。
- (6) 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。
- (7) 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、多様な視点に配慮した避難所の運営に努める。
- (8) 避難所での生活に配慮が必要な方のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整する。
- (9) 避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請する。なお、県は、県内で避難所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請する。
- (10) 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (11) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
- (12) 災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。
- (13) 避難生活に不足する物資の調達を行う。
- (14) 避難所は、避難者の協力を得て、運営を図る。
- (15) 避難者の総合的な相談窓口を設置する。

- (16) 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、こころのケア等の対策を行う。
- (17) 車中泊避難者や避難所以外に避難している避難者、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (18) 必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活ができるように隔離用のテント、飼育用のケージ等の飼養に関する資材の確保（屋外への飼育用のケージの設置等）に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (19) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (20) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (21) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (22) 巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。
- (23) 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。
- (24) 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (25) 感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と健康福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- (26) 避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- (27) 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- (28) 指定避難所等の運営等における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (29) 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

- (30) 避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。
- (31) 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (32) 町は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

14 避難所での食料の調理、加工

- (1) 「かめない」、「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。
- (2) 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

15 避難所外避難者への支援

避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

16 広域避難

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、町、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の借受が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (3) 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

17 避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させるなど措置をとる。

18 学校等における避難計画

保育所、学校における児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期する。

(1) 実施責任者

実施責任者は、小、中学校は校長、保育所は所長とする。

(2) 避難の順位

避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。

(3) 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小、中学校にあつては教頭、保育所等にあつては上席職員とし、補助者はその他の教職員とする。

(4) 避難誘導の要領、措置

ア 避難誘導に当たっては、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。

イ 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断の上第2目標へ誘導する。

ウ 避難に当たっては、十分状況判断の上、履物、学用品等の携行を考慮する。

エ 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次町教育長又は町長に報告し、町教育長は、町長又は保護者に通報する。

オ 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

(5) 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、避難路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

(6) 計画の修正

実施責任者は、毎年1回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

19 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される救助の実施基準は、次のとおりである。

(1) 避難所受入れの対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

(2) 避難所の開設

ア 学校、コミュニティセンター等既存建物を利用する。

イ 適当な建物を得がたいときは、仮小屋、天幕を設営する。

(3) 避難所開設の費用及び期間

費 用	期 間
1人1日当たり350円以内。 「高知県災害救助法施行細則」に定める額とする。	災害発生の日から7日以内。 ただし、知事あてに申請し、内閣総理大臣の承認を得た場合は、延長できる。

第9節 災害拡大防止活動

【総務課・住民課・消防団】

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1 消防活動

(1) 住民、自主防災組織等

自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

(2) 消防本部等及び消防団

消防本部等及び消防団は、速やかに各地域における火災の全体状況を把握するとともに、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。また、火災による被害の拡大を防止するため、迅速に部隊配置を行い、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- ア 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保を目的とする消防活動を優先
- イ 重要かつ危険度の高い地域に対しては優先的に消防活動を実施
- ウ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を実施
- エ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保を十分に配慮

(3) 他市町村及び県

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞込みに努める。

町又は消防本部等は、高知県内広域消防相互応援協定に基づき、他市町村及び県に応援を要請する。

- ア 大規模火災の拡大を防止するため、空中消火の実施が必要な場合、又は空中消火資機材・薬剤などの輸送が必要な場合は、県消防防災ヘリコプターの出動を要請
- イ 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、町は、県及び四国森林管理局へ確保を要請
- ウ 必要に応じ県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、町長が直接自衛隊に通知する。

2 人命救助活動

人命の救助は、すべての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」妨げとなる場合は、規制をする。

人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とする。

災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。

(1) 住民・自主防災組織等

住民、自主防災組織等は、地域の救助活動を支援する。

(2) 町、県及び警察

町、県、警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。

また、警察は、必要に応じ、迅速に警察災害派遣隊の援助要請を行う。

(3) 消防本部等及び消防団

消防本部等及び消防団は、優先的に火災防除に当たるが、人命救助活動も住民、自主防災組織等と協力して実施する。

(4) 自衛隊

災害が甚大であり、又は特殊災害のため町及び関係機関のみでは救出困難な事態の場合、町は、県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、町長が直接自衛隊に通知する。

3 被災建築物に対する応急危険度判定

ア 町は、全県的な活動計画を県と調整しながら作成する。

イ 町は、活動計画に基づき応急危険度判定を実施する。

4 被災宅地の応急危険度判定

ア 町は、県が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士により、被災宅地の応急危険度を判定する。

イ 県は、町を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請等、関係機関との連絡調整体制を確立する。

5 消防計画の方針

住民は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努め、可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。

消防機関は、防災関係機関と連携を保ちながら、保有消防力の全機能を発揮して、その被害を最小限に防止するため、消防活動を実施する。

5-1 消防組織

(1) 嶺北広域行政事務組合消防本部嶺北消防署

近隣の3町1村で組織する嶺北広域行政事務組合消防本部嶺北消防署が常備消防として設置され、火災の初期鎮圧と未然防止及び緊急、救助の業務を行っている。

(2) 土佐町消防団

本町の消防団（令和7年4月1日現在）は、本部のほか8分団を合わせ、団員194名（内 女性団員16名）で編成されている。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化を推進していく必要がある。

■消防団組織及び出動区域

	名称	位置	区域
消防団 (本部)	石原分団	西石原	西、東、峰石原、有間
	平石分団	平石	平石、栗木、能地
	地藏寺分団	地藏寺	上・中・下地藏寺、立割の一部
	古奈川分団	相川	相川、高須、白石、立割の一部
	中央分団	土居	大谷、中村、上ノ土居、駒野、五区、南境、東境、南泉、宮古野、高野、古味、井尻、下川、上津川、柚の木、北境、和田
	南川分団	南川七尾	南川、下瀬戸、黒丸
	田井分団	田井	上野、田井、中島、樺、三島、大淵、早明浦
	松ヶ丘分団	伊勢川	上野上、伊勢川、溜井

5-2 消防機関の活動

町及び嶺北広域消防本部は、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、火災による被害の拡大を防止するため、迅速に部隊配置を行い、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難施設及び避難路を確保する消防活動を優先する。
- (2) 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
- (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- (4) 消防活動に際しては、消防職員、消防団員の安全確保に十分配慮する。
- (5) 大規模火災の拡大を防止するため、空中消火の実施が必要な場合又は空中消火資機材・薬剤等の輸送が必要な場合は、県を通じ県消防・防災ヘリコプターによる活動を行う。
- (6) 必要に応じ県を通じて、自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、町長が直接自衛隊に通知する。

5-3 消防団員の招集

(1) 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出動し、団長及び分団長に報告を行う。

(2) 招集集結場所

団員は、各消防団屯所に集結する。

5-4 警防

集落地区については、防ぎよの方法を検討し、訓練を実施して万全を期する。

なお、年末、年始その他必要と認めた場合、所轄分団の要員として、警戒防ぎよの万全を期する。

5-5 応援協力要請

- (1) 町の能力では火災の鎮圧が困難な場合は、町は、高知県内広域消防相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。
- (2) (1)の消防力をもってしても対処できない場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定により、知事を通じ緊急消防援助隊の出動等、他の県の消防機関に応援を要請する。
- (3) 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、町は、県及び四国森林管理局へ確保について要請する。

6 惨事ストレス対策

- (1) 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10節 緊急輸送活動

【総務課・住民課】

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

活動のポイント	関係機関
1 車両の確保・管理は総務部にて実施 2 輸送の種類と調達方法 (1) 車両 ⇒ 町有車両の他、公共団体保有車両、営業車両、 自家用車両の借上げ (2) ヘリコプター等 ⇒ 県に要請 (3) 賃金職員 ⇒ 町における雇上げ又は応援要請 3 輸送の順位 ⇒ 第1段階：人命救助等に要するもの 第2段階：生命維持等に要するもの 第3段階：災害復旧等に関するもの 4 物資集積場所 (1) J A高知県土長地区倉庫 (2) (1)が使用不能の場合は隣接地への設置を県に要請	総務課 住民課

1 実施責任者

災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、配車等総合調整は総務部が行う。

また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

2 輸送の目的

- (1) 被災者の救助・救急活動等や避難者に緊急物資を供給するため、陸・空のあらゆる手段を利用し、総合的に緊急輸送を実施する。特に、機動力のあるヘリコプターの活用を推進する。
- (2) 緊急輸送を行うに当たっては、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮するとともに、次の事項に配慮して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 応急対策の円滑な実施
- エ 遺体対応の適切な実施

3 輸送力の確保

輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施する。

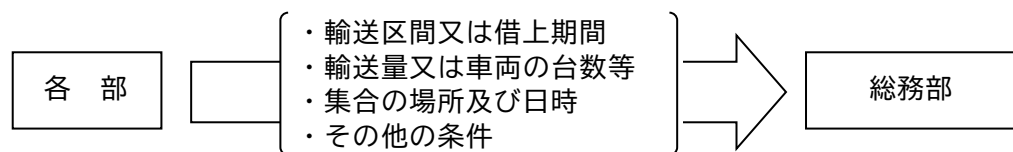
(1) 自動車による輸送

ア 町有車両

各部は、必要な車両を総務部に要請する。

総務部は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。

■要請（提示条件）



イ その他の車両

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図る。また、緊急物資の輸送については、社団法人高知県トラック協会と協議して適切な措置を講じる。

(2) ヘリコプター等による輸送

ア 緊急を要する輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に要請し、ヘリコプター等航空機を活用し、輸送を行う。

イ ヘリコプターの離発着可能な場所

町は、ヘリコプターの離発着が可能な箇所の情報を整理する。また、離発着可能な場所の整備に努める。

ウ 孤立地への輸送

大規模な災害に襲われた場合、迂回路が充分でない本町の山間部の地区は道路の寸断により孤立するおそれがある。孤立した地域への物資の輸送は、早期に県の消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターなどの出動を要請し、輸送の確保を行う。

(3) 賃金職員等による輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、賃金職員等による人力輸送を行う。

4 緊急輸送の優先対象

(1) 第1段階

ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

- ウ 国及び地方公共団体の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動応急対策に必要な人員、物資等
- エ 後方医療機関へ輸送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 第1段階の継続
- イ 給食・給水活動
- ウ 負傷者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資材

(3) 第3段階

- ア 第2段階の継続
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

5 輸送（物資）拠点の確保

- (1) 救援物資及び調達物資の集積場所を次のとおり定め、迅速な輸送体制を確立する。

名 称	所 在 地	連 絡 先
J A 高知県土長地区倉庫	土居284-1	0887-82-2800

- (2) 道路の損壊等により(1)に定める場所が使用不能の場合は、隣接市町村等に輸送拠点を設けるなど、広域的な運用を県に要請する。

6 緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、燃料の調達体制の整備を図る。

第11節 交通確保対策

【建設課】

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。

活動のポイント	関係機関
1 各配備要員により道路、橋梁等の被害調査を実施 2 国道及び県道の被害発見 ⇒ 中央東土木事務所本山事務所長へ報告 3 交通規制の区分（実施者等）は、本節で定めるとおり 4 交通規制情報入手のため警察との連絡手段を確保 5 緊急通行車両の申請 ・事前申請先 ⇒ 県公安委員会 ・災害時申請先 ⇒ // 、高知東警察署	建設課

1 実施責任者

(1) 町長の措置

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を建設部に指示して行い、高知東警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

(2) 交通規制

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急自動車以外の車両	災対法第76条
警察署長	同上	上掲の措置（歩行者、車両等）の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月未満のものについて実施する。	歩行者等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第1項

2 実施内容

(1) 道路、橋梁等の応急措置

- ア 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、障害物の除去、橋梁の応急補強等の必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
- イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図る。
- ウ 町長は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合又はその通報を受けた場合は、直ちに中央東土木事務所本山事務所長あてに報告する。

(2) 交通規制

- ア 道路管理者の措置
 - (ア) 道路管理者は、次の場合には直ちに通行を規制する。
 - a 道路の欠壊、浸水、山崩れ等の道路の損壊があったとき。
 - b 豪雨等の異常気象時において道路損壊等のおそれがあり、通行が危険であると認められるとき。
 - (イ) 道路管理者は、交通規制を実施するときはその詳細を高知東警察署長に通報するとともに、道路標識の設置、迂回路の表示等を行い、かつ道路情報センター、報道機関を通じて一般に周知徹底を図る。
- イ 緊急輸送の確保
 - 被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため、必要であると認めるときは、県公安委員会に緊急輸送路確保のための交通規制を要請する。

3 車両の移動等

道路管理者は、災対法第76条の6に規定された車両の移動等について、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を講じる。

4 緊急通行車両の確認手続

災対法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、次により行う。

(1) 発行機関

交付者	発行機関
知事	災害対策本部（災害の状況により支部に委任する。）
公安委員会	警察本部長 警察署長

(2) 緊急通行車両の確認手続

知事及び公安委員会は、災対法第76条第1項に規定された緊急通行車両は、使用者の申出により確認を行い、所定の様式の標章及び証明書を交付する。

公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、あらかじめ緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうか事前届出により審査する。本町においても庁用自動車数台については事前に高知東警察署長に確認申請を行い、あらかじめ交付を受ける。

指定行政機関や輸送協定を締結した民間事業者等の災害応急対策に従事する車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、町は周知及び普及を行う。

(3) 交通規制時の車両の運転者の義務

通行禁止等が行われたときは、災対法に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出る。

イ 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災対法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書（別記様式）が交付される。

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。

■緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 - 3 図示の長さの単位は、cm（センチメートル）とする。

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
高 知 県 知 事 印		
高 知 県 公 安 委 員 会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

(注) 用紙は、日本産業規格A5とする。

5 施設の応急復旧等

(1) 応急復旧等

道路管理者（町・県・国）は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定を行う。

(2) 道路占用工作物の保全

町は、道路占用工作物（電力・通信・水道・その他）などに被害があった情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全措置を命じ、道路の保全を図る。

6 緊急道路の啓開

(1) 緊急啓開道路の必要性

大規模な災害に襲われた場合、町内の道路の多くは、家屋や納屋、ブロック塀等の倒壊等により、障害物が散乱し被災者の避難や救助・救護活動、消火活動に大きな支障が出るのが予測される。こうした状況にあって、被災者の避難誘導や救助・救護活動、消火活動が行えるよう、最低限の緊急道路を確保する。このため、あらかじめ緊急道路を選定し、壊滅的被災に際して、優先的に障害物の除却や応急補修等を行い緊急道路を啓開する。

(2) 啓開作業体制

ア 実施責任者

緊急道路の啓開は、原則としてこれを管理する者が行う。県道及び国道において早急に啓開が必要な場合、町長がこれに替わり実施する。啓開作業は、町内建設業者との協定により行う。

イ 作業方針

緊急道路の啓開作業は避難誘導、緊急車両等の通行に支障を来さぬことを作業方針とし、倒壊物、落下物等により生じた障害物を除却し、陥没、亀裂等の応急的補修を行う。

第12節 社会秩序維持活動等

【総務課】

県警察は、風水害等の災害発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行う。

1 警察の任務

- (1) 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出・救護及び行方不明者の搜索
- (3) 被害実態の把握
- (4) 住民の避難誘導
- (5) 緊急交通路確保等の交通規制
- (6) 遺体の検視・検案及び身元不明遺体の身元調査
- (7) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸施策
- (8) 被災地の各種犯罪の予防検挙
- (9) 災害に便乗した犯罪の取締り
- (10) 関係機関の行う災害救助及び災害応急措置等に対する支援・協力
- (11) その他必要な警察活動

2 警備体制

県本部に、警察本部長を長とする「高知県警察災害警備本部」、被災地を管轄する署ごとに、署長を長とする「署災害警備本部」を設置する。

3 社会秩序の維持活動

- (1) 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行う。
- (2) 悪徳商法、窃盗等被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に行う。

第13節 地域への救助活動

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
 企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置する。

必要に応じて町は、近隣市町村及び県に応援を要請する。

要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請する。

活動のポイント	関係機関
1 初期救出の実施等 (1) 救出作業は消防団が中心となり実施 (2) 住民による初期救出が行われるよう資機材の整備推進を検討 2 県、警察、他市町村、自衛隊への応援要請 明示事項 ⇒ 協力日時、集合場所、協力人員、捜索範囲、予定期間、携行品等	総務課 消防団

1 飲料水の調達、供給活動

活動のポイント	関係機関
1 住民への備蓄の広報の実施（平時） 2 水道施設の被害調査と応急復旧の実施 3 給水箇所 ⇒ 役場、避難所、医療機関、社会福祉施設等 4 給水方法 ・給水タンク、ポリ容器による運搬給水（応援要請） ・臨時給水栓の設置 ・県、自衛隊、他市町村等に応援要請 5 給水量 1日3ℓを目安とし、長期に及ぶ場合は生活用水の増大に対処	建設課

(1) 給水活動の実施

- ア 被災者への応急給水を迅速に実施する。
- イ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請する。

(2) 給水施設の応急復旧

- ア 直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表する。
- イ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請する。

2 食料の調達、供給活動

活動のポイント	関係機関
1 調達体制の強化（平時） (1) 小売業者のリストアップ (2) 各組合等との協定締結の検討 2 発災後3日分の食料確保を考慮した調達体制の確保及び住民への備蓄の広報（平時） 3 災害時の調達 (1) 1に定める業者、組合等に供給を依頼 (2) 県に米穀、乾パンのあっせんを依頼 4 炊き出しの実施 自主防災組織、日本赤十字奉仕団のほかボランティアの協力を得て実施 5 食料の供給 (1) 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施（本節2-1：参照） (2) 食料集積場所 ⇒ J A 高知県土長地区倉庫 (3) 食料（救援物資含む。）供給の流れの周知（本節2-4：参照） (4) 各対策事項の実施部の明確化（本節2-4：参照）	住 民 課 農畜林振興課 教育委員会

(1) 緊急食料の調達

ア 応急米穀

- (ア) 町自らが調達する。
- (イ) 不足する分は、県にあっせんを依頼する。
- (ウ) 不足する分は、農林水産省に必要量の確保を要請する。

イ 副食・調味料

- (ア) 町自らが調達する。また、調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (イ) 不足する分は、県に要請を行う。

ウ 炊き出し

- (ア) 町は、地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して炊き出しを実施する。
- (イ) 必要に応じて、日本赤十字社高知県支部に応援を要請する。

(2) 緊急食料の配布

ア 町は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

イ 配布に当たっては、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。

特に、要配慮者への配布には配慮する。

(3) 食料の確保

災害時における食料の供給については、備蓄の検討を行うほか速やかな調達を図るが、大規模災害が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第一に発災後の3日間の食料を町及び各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指す。

住民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄を呼びかける。

本町における確保の方法としては、業者との協定締結等を検討する。

(4) 少数者への配慮

通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

2-1 避難所における供給計画

大規模災害の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

段 階	食 料
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等
第 三 段 階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し

2-2 物資調達マニュアルの整備

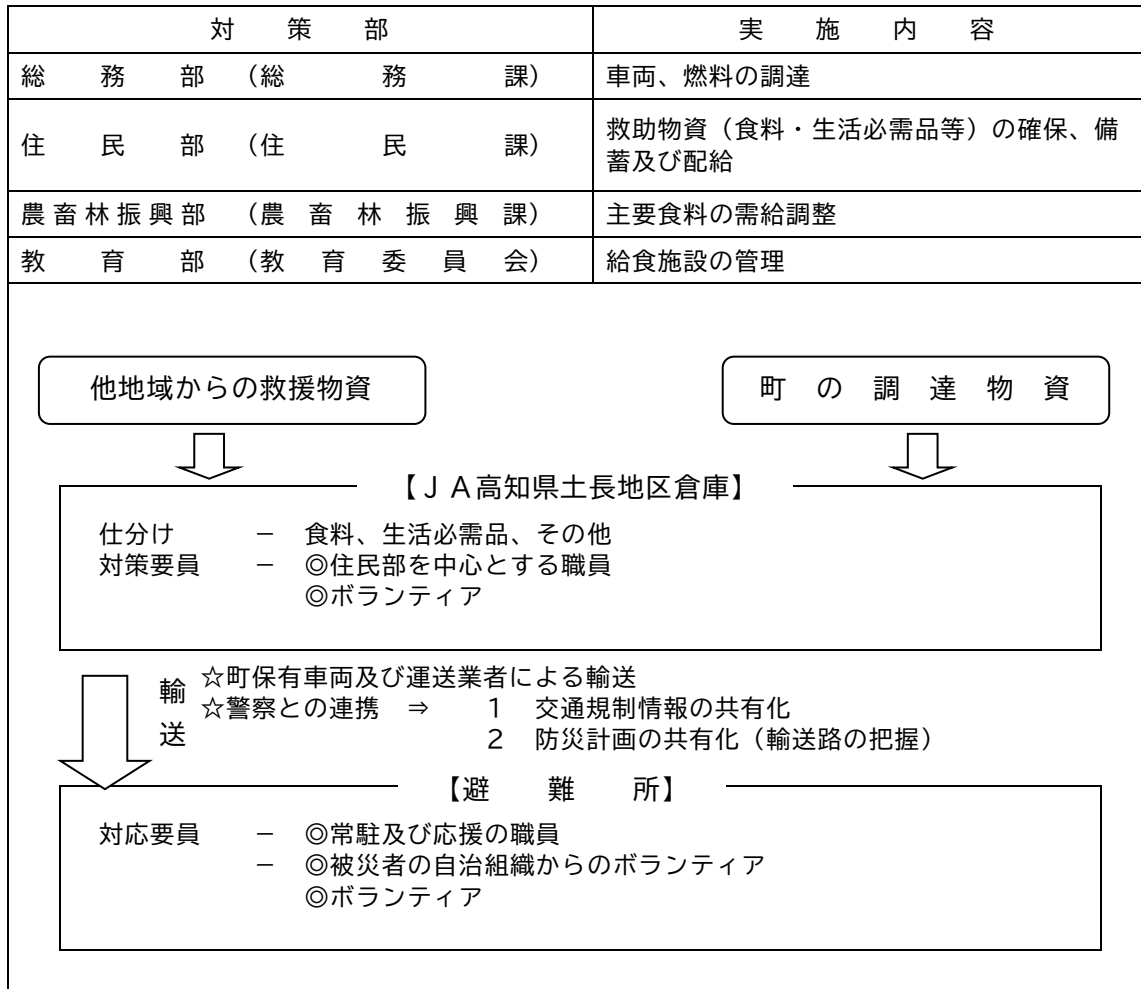
食料の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

- (1) 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所(調理施設・避難所等)の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- (6) 援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- (7) 供給ルート、運送体制の確立
- (8) 避難所ごとの被災者、自治組織等受入体制の確立
- (9) 被災者への食料の供給方法(配分、場所、協力体制等)の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

2-3 物資の集積場所

本章第10節「緊急輸送活動」に定めるとおり、J A高知県土長地区倉庫とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

2-4 災害時における食料等（生活必需品等含む。）供給の流れと実施担当部



3 生活必需品の調達、供給活動

活動のポイント	関係機関
1 調達体制の強化（平時） (1) 小売業者のリストアップ (2) 各組合等との協定締結の検討 2 災害時の調達 (1) 1に定める業者、組合等に供給を依頼 (2) 県、日赤、他市町村に応援依頼 3 生活必需品等の供給 (1) 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施 (3-1 避難所における供給計画：参照) (2) 物資集積場所 ⇒ J A 高知県土長地区倉庫 (3) 物資供給の流れの周知（本節2-4：参照） (4) 各対策事項の実施部の明確化（本節2-4：参照）	住 民 課

- (1) 災害により生活必需品を失った被災者に対し給付、貸与を行う。
- (2) 町は、日本赤十字社高知県支部に生活必需品等の配布を必要に応じ要請する。
- (3) 自らの町内で調達できない場合は、不足分を県に要請する。
- (4) 県は、県内で調達できない場合には、他の県、国、自衛隊に応援要請をする。
- (5) 被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。その際には、要配慮者の特性や、男女のニーズ等様々な視点に配慮する。
- (6) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。
- (7) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に対しても物資等が供与されるよう努める。

3-1 避難所における供給計画

段 階	生活必需品
第 一 段 階 (生命の維持)	毛布等（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自立心への援助)	なべ・食器類（自炊のためのもの）、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

3-2 物資の集積場所

本章第10節「緊急輸送活動」に定めるとおり、J A 高知県土長地区倉庫とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

3-3 震災時における物資供給の流れと実施担当部

本節2「食料の調達、供給活動」に定めるとおりとする。

4 医療

災害により医療の機能が不足し、又は医療機構が混乱した場合には、被災者に対し応急的に医療を施し、もって人身の保全を図る。

「土佐町災害時医療救護計画」及び「土佐町災害時保健活動マニュアル」に基づき、関係機関と連携して医療活動を実施する。

活動のポイント	関係機関
1 医療・救護・救出を要する状況の把握 2 医療救護班の編成（医師、保健師、看護師、事務職員） ・町内医療機関による編成 不足の場合 ⇒ 土佐長岡郡医師会に要請 3 医療救護所の開設 4 医薬品、資機材の調達 ⇒(1) 購入 (2) 県への要請 5 負傷者の搬送 ⇒車両の確保、ルートの確認、医療救護チームの受入れ状況の把握、必要により県に消防・防災ヘリコプターの出動要請 6 トリアージの実施（4-8・4-11参照）に伴う関係機関の連携体制の検討（平時）	健康福祉課

4-1 実施責任者

医療の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

4-2 医療救護班の編成

(1) 町の体制

被災地における医療救護体制を確保するため、土佐町災害時医療救護計画に基づく体制をとる。

(2) 県の体制（高知県保健医療調整支部）

医療救護活動は、高知県保健医療調整支部があり、県下に6支部体制で編成されている。中央東支部では、香美郡医師会、土佐長岡郡医師会、中央東福祉保健所等で構成されている。

(3) 日本赤十字社の体制

県内で8班の編成が可能である。

4-3 実施方法

- (1) 医療は町の救護班が行うが、原則として医療救護所を早明浦病院及び田井医院に設置し活動に当たる。
- (2) 町内の救護班だけで医療の実施が不十分な場合は、医師会等の協力を得て医療チームを編成、また、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）を高知県保健医療調整支部へ派遣要請を行い、町災害対策本部員で編成する医療対策班とともに、各救護施設における医療救護に当たる。

- (3) 医療は、緊急を要する者から行い、必要に応じて、救護病院、災害拠点病院への移送を行う。ただし、早急に医療を施さなければならない場合は、県に自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。
- (4) 避難所において医療救護の必要が生じた場合は、町災害対策本部において調査集計し、県中央東支部に報告するとともに必要な支援を要請し、医療救護を行う。

4-4 医薬品等資材の確保

(1) 医薬品等の調達

医療の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬店から調達する。ただし、町内で調達不可能な場合は、中央東支部及び県に次の事項を明示し、要請する。

- ア 品目別必要数量
- イ 必要日時
- ウ 運搬方法
- エ 集積場所

(2) 輸血用血液

県に要請し、高知県赤十字血液センターから優先的に供給してもらう。

4-5 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される医療の実施基準は、次のとおりである。

(1) 医療の対象者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(3) 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

(4) 医療の期間

災害発生日から14日以内。ただし、知事あてに申請し、内閣総理大臣の承認を得た場合は、延長できる。

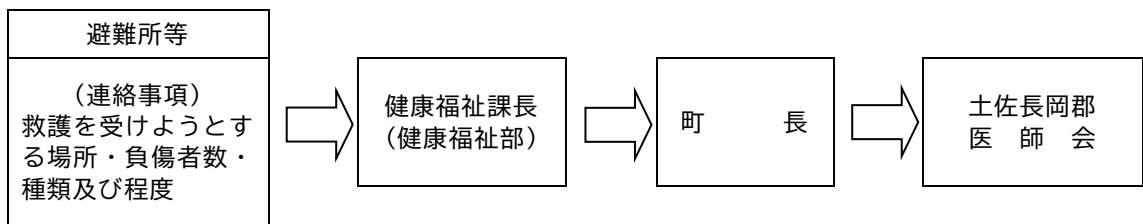
4-6 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため町は、町内医療機関及び土佐長岡郡医師会の協力ののもとに、(1) 救護班を編成し、(2) 早明浦病院及び田井医院に医療救護所を設置し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達を行う。

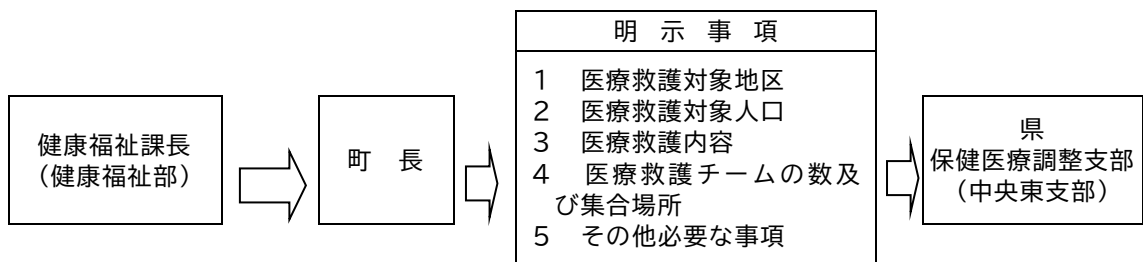
(1) 救護班の編成

○町内医療機関による編成	⇒ 本節4「医療」参照
○町内医療機関のみでは不足する場合	⇒ 中央東支部（中央東福祉保健所）に応援要請
○救護班の構成	⇒ 医師、保健師、看護師、事務職員（運転手含む。）

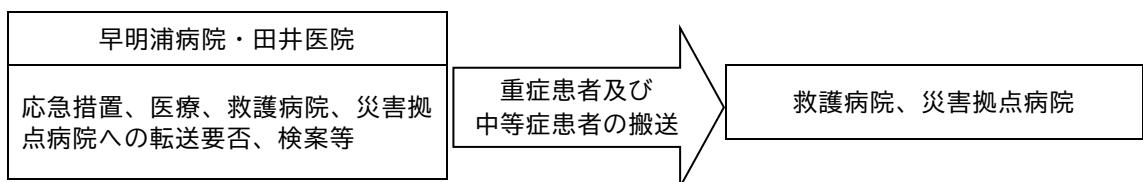
(2) 医師会への医療救護チーム派遣要請系統



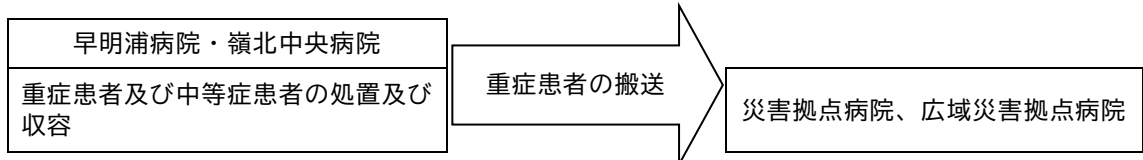
(3) 県、日赤県支部及び隣接市町村への医療救護チーム派遣要請系統



(4) 医療救護所の設置



(5) 救護病院の設置



4-7 ヘリコプターによる救急搬送

被災地における傷病者等のヘリコプターによる救急搬送を必要とするときは、県消防・防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプター等の利用を県に要請する。

4-8 県の活動

町から医療救護チームの派遣要請があったとき、又は県が必要と判断したときは、県立病院職員で構成する医療救護チーム、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する。

また、日本赤十字社高知県支部、高知県医師会、公的医療機関、旧国立医療機関に対して、医療救護チーム等の派遣に係る協力要請を行う。

さらに、必要に応じて他県又は国に対し医療救護チーム、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

医療救護チーム及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 傷病者の医療救護施設への転送の要否及び転送順位の決定

エ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

4-9 医療関係ボランティアの活用

災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、医療救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

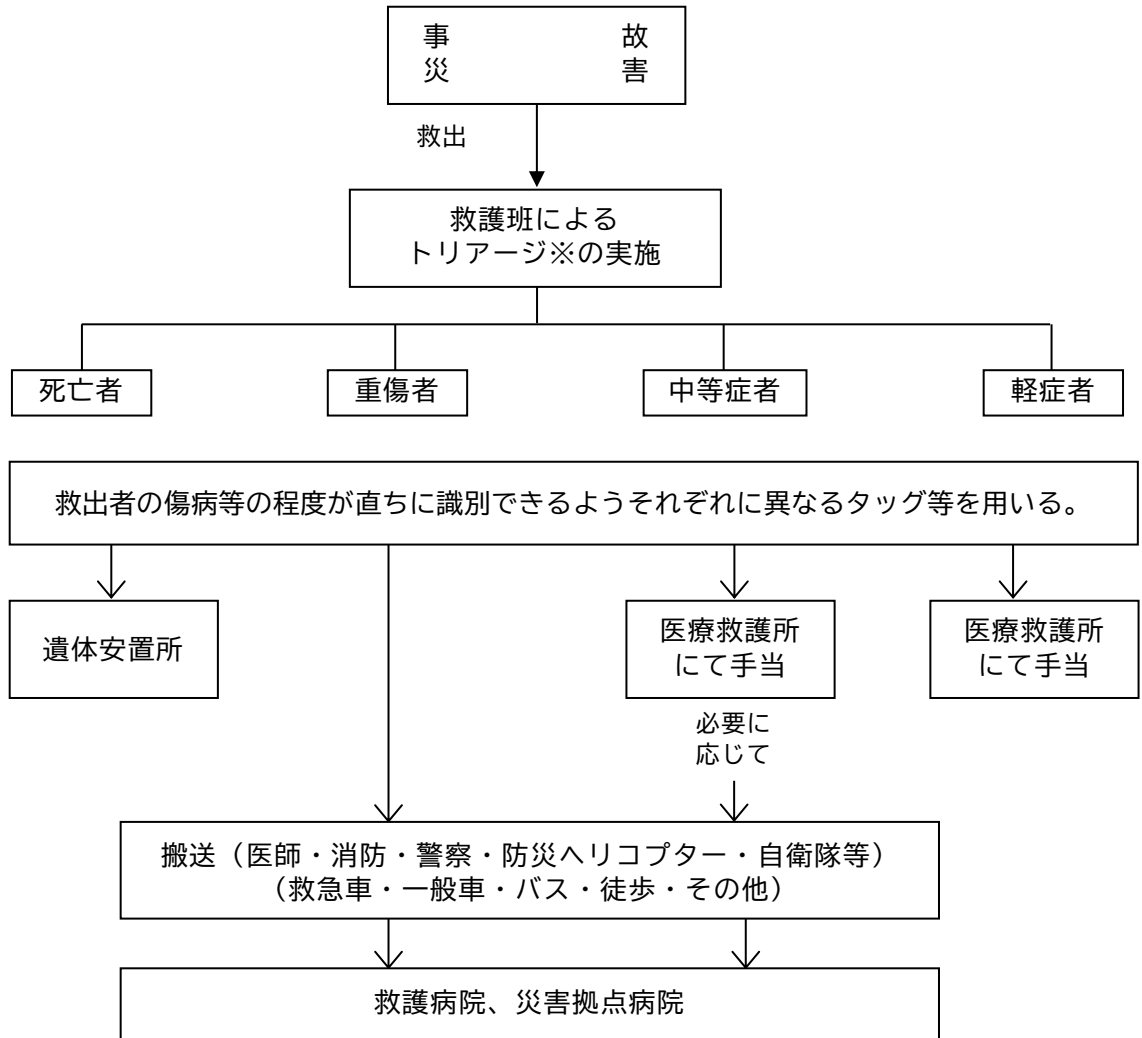
4-10 在宅要医療患者の医療救護

- (1) 在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- (2) 医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関又は県へ調整を依頼する。

4-11 医療活動の実施

町は町内医療機関や土佐長岡郡医師会との協力のもとに活動体系を整備する。

災害救護活動体系例



※ トリアージ：患者の重症度と緊急度によって治療の優先順位を決めること。

5 消毒・保健衛生

活動のポイント	関係機関
1 防疫班の編成 健康福祉課員を中心に編成 2 防疫班の任務 被害状況の把握、防疫業務の実施、住民への衛生指導及び広報活動、患者の収容等 3 感染症患者等に対する措置 (1) 一類感染症→ 指定医療機関 (2) 二類感染症→ 指定医療機関 (3) 新型コロナウイルス等感染症 → 指定医療機関 (4) 自宅隔離 4 防疫用機械及び薬品 平時からの備蓄推進のほか、業者より調達 5 被害動物の収容及び相談窓口の設置	健康福祉課

(1) 消毒活動

- ア 被災地域の衛生状態を把握する。
- イ 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- ウ 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。

(2) 保健衛生活動

- ア 被災地域の住民の健康状態を把握し、こころのケアを含めた対策を実施する。
- イ 保健衛生活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- ウ 関係機関の協力を得て、保健衛生活動を実施する。
- エ 要配慮者については、特に、配慮する。
- オ 住民の健康状態をもとに、必要に応じて中央東福祉保健所や医療機関、社会福祉施設へのつなぎを行う。
- カ 食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。
- キ 避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を県へ要請する。

6 災害廃棄物処理

災害地から排出されたごみ、し尿等汚物の収集処理を適切に行うため、次により清掃業務を行う。

活動のポイント	関係機関
1 仮置場の設置・運営 2 処理の実施 (1) ごみ処理・し尿処理 ⇒ 嶺北広域行政事務組合にて処理 (2) 死亡獣畜 ⇒ 焼却及び地下への埋せつ 3 処理不可能の場合は、県又は他市町村に応援要請 4 優先収集するごみ ・腐敗性の高いごみ、応急対策活動又は生活上重大な支障を与えるごみ ・浸水地域のごみ、重要施設（避難所等）のごみ 5 住民への自己処分や分別整理への協力を依頼	住 民 課 健 康 福 祉 課

6-1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は、町長が行うが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、中央東福祉保健所に連絡し、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

6-2 実施方法

ごみ及びし尿処理は、嶺北広域行政事務組合にて実施する。ただし、対処不能のときは、ごみ処理及びし尿処理を要する地域、数量等に応じ、民間の処理業者への委託又は雇上げ等により所要の班を編成する。

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

また、町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

(1) 仮置場の設置・運営

被災建物や廃棄物の速やかな解体、撤去、処理、処分を行うため住民用仮置場、一次仮置場、二次仮置場を設置し災害廃棄物の選別や中間処理を行う。

(2) し尿の収集、処理

浸水地域等緊急にくみ取りを要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)に定める基準に従って行う。

(3) ごみの収集、処理

ア ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、品目ごとに選別した上で再利用ないし最終処分を行う。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

- イ 保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。
 - (ア) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
 - (イ) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ
- ウ 収集処理方法や臨時集積場所等について、住民への周知を徹底し、ごみの自己処分や分別整理等の協力を得て、できるだけ速やかに処理する。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、廃棄物処理業者において焼却等の処分委託を行う。

7 遺体の検案等

活動のポイント	関係機関
1 行方不明者の捜索 (1) 捜索の届出の受理（必要事項：住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他） (2) 消防団のほか警察に協力を要請 2 遺体の収容・処理 (1) 消防機関、警察に協力を要請 (2) 救護班が処理を実施 3 埋火葬の手配 遺族等により火葬を行うことが不可能な場合は、町において実施	総務課 住民課 健康福祉課 消防団

(1) 遺体の捜索

- ア 町は、県警察の協力のもとに遺体を捜索する。
- イ 県警察等は、遺体を発見した場合又は遺体発見の届出を受けた場合は、関係法令の定めるところにより必要な措置を行う。

(2) 遺体の検案

- ア 遺体の検案は関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により町の指定する遺体安置所で実施する。ただし、所轄警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行う。
- イ 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は以下の場所に集め一時保存する。

施設	住所
旧森小学校（体育館）	土佐町土居437番地

(3) 遺体の埋火葬

- ア 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行う。
- イ 亡くなられた方の遺族が埋火葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、火葬又は土葬により応急的に埋火葬を行う。
- ウ 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。
また、遺骨の引取者のない場合は、無縁墓地に埋葬する。

8 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、住民等による協力体制を確立する。

(1) 町の活動

- ア 地域における被害動物相談とともに、場合によって災害死した動物の処理を行う。
- イ 避難所、仮設住宅への家庭動物同行避難者の受入れを支援する。
- ウ 動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。

(2) 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。

9 応急仮設住宅等

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

活動のポイント	関係機関
1 用地の選定 (1) 公共用地を優先 (2) 飲料水等の入手、衛生環境、交通の便、学校との距離等を考慮 2 建設資機材及び業者の確保 3 要配慮者の優先入居等に配慮 4 災害救助法が適用された場合又は町のみでは行うことが困難な場合は、広域避難収容に関する支援を含め県又は他市町村に応援を要請	総務課

(1) 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

(2) 応急仮設住宅の建設

災害により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない方に対して、速やかに応急仮設住宅を建設する。

- ア 応急仮設住宅の建設に際しては、要配慮者に配慮した構造、設備とする。
- イ 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努める。
- ウ 応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合にあつては、災害救助法に準じて行う。
- エ 建設用地の選定

- (ア) 用地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- (イ) 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定する。
- (ウ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(3) 住宅の応急修理

- ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- イ 住宅の応急修理は、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行う。

(4) 建設資機材及び業者の確保

- ア 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、町又は県があっせんする。
- イ 町は、木材業者及び各組合と協定して、仮設住宅の建設を行うが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(5) 野外施設の設置

- 災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要が生じ、かつ付近に適切な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置する。

(6) 広域的な避難

- 被災者の避難、収容状況にかんがみ、町域外への広域的な避難、収容が必要な場合には、県及び他市町村に広域避難収容に関する支援を要請する。

(7) 要配慮者への配慮

- 要配慮者に配慮した構造、設備に努めるとともに、被災者の入居に当たっては、要配慮者の優先入居をはじめ、その円滑な入居の促進に努める。

(8) 運営管理

- ア 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- イ 応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤独死や引きこもりなどの防止及び住民のためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。
- ウ 応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(9) 住宅のあっせん

町は、応急仮設住宅が一時的居住の場であることを入居者に周知徹底し、住宅のあっせんで積極的に行う。

(10) 災害救助法の実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される応急仮設住宅及び住宅の応急修理の実施基準は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

(ア) 応急仮設住宅の対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

(イ) 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着 工 期 限
地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。	1戸当たり 「高知県災害救助法施行細則」に定める額とする。	災害発生の日から20日以内。 ただし、20日以内に着工できないときは、知事あてに申請し、内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長できる。

(ウ) 応急仮設住宅の供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。

イ 応急修理

(ア) 応急修理の対象者

住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 応急修理の規模及び期間

費 用	応急修理の期間	修 理 の 規 模
1戸当たり平均 「高知県災害救助法施行細則」に定める額とする。	災害発生の日から1か月以内	居室、炊事場、便所等必要欠くことのできない場所

10 障害物除去活動

山崩れ、河川の崩壊等によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木及び被災工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図る。

活動のポイント	関係機関
1 除去の実施 ⇒ 建設部より建設業者に依頼	建設課
2 道路、河川における除去 ⇒ 管理者が実施	
3 町で処理不可能の場合は、県又は他市町村に応援を要請	

10-1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。
- (2) 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去する。

10-2 実施方法

障害物除去の事務は、建設部が担当し、建設業者にこれを請け負わせて実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

10-3 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

(1) 障害物除去の対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者

(2) 除去の実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内。 ただし、知事あてに申請し、内閣総理大臣の承認を得た場合は、延長できる。	一戸当たり 「高知県災害救助法施行細則」に定める額とする。	除去に必要な機械、器具等の借上賃又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等

11 住民による初期救出の実施

- (1) 救出作業は、消防団を中心として実施する。
- (2) 倒壊家屋等からの救出は一刻を争うため、住民による初期救出が行われるように、各消防団等において資機材の整備を図り、訓練により日頃から使用方法を熟知できるよう配慮する。
- (3) 住民及び消防団は、相互に連携をとって、地域の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (4) 救出の際は、可能な限り町災害対策本部、消防、警察等と連絡をとり、協力を求める。
- (5) 救出した負傷者の輸送車両、搬送医療機関の手配を行う。

第14節 ライフライン等施設の応急対策

【建設課・企画推進課】

電気、ガス、電話、上・下水道等被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

1 電力施設

災害時の電気供給の応急対策は、四国電力株式会社高知支店の計画によるが、概ね次のとおりとする。

電気供給の責任を完遂するため、防災計画に基づき災害対策に万全を期す。

(1) 広報の実施

ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。

イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。

(2) 要員・資材の確保

ア 被害の重要度、状況等に応じ要員を効果的に投入し、早期復旧を図る。不足する場合は、必要に応じ県内外の他機関並びに業者の応援を要請する。

イ 災害対策用備蓄資材・一般保守用予備資材のほか、災害地区外で保有する資材を重点的に投入するとともに、関係業者所有の資材の緊急転用措置を要請する。

なお、不足する場合は、県内外の他機関に対して緊急転用措置を要請する。

(3) 保安対策

ア 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施する。

イ 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施する。

ウ 送電を再開する場合は、現場巡視等必用な措置をとった後実施する。

(4) 供給設備の復旧

ア 被害状況・優先順位を見極めながら、公共保安の確保に必要な災害応急活動の拠点等について、関係機関と協力し、可能な限り優先して電気供給施設の復旧を実施する。

イ 仮復旧工事に引き続き本工事を実施する。

(5) ダムの管理

ダムの管理は、河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前の機能の維持に努める。

2 ガス施設

ガス会社は、非常災害対策規程に基づき、また、一般社団法人高知県L Pガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制等について、次の措置を行う。

(1) 広報の実施

- ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。
- イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項等きめ細かい情報を提供する。

(2) 要員の確保

- ア 動員計画に基づき要員の確保に努める。
- イ 不足する場合は、一般社団法人高知県L Pガス協会では各ブロック等へ応援を要請する。

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置を要請する。

(4) 避難所への支援

一般社団法人高知県L Pガス協会は、各ブロックにより避難所での炊出し、給湯の支援を行う。

(5) 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施する。

3 上・下水道施設

(1) 実施責任者

施設管理者

(2) 実施内容

- ア 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。
- イ 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。
- ウ 関係機関の協力を得て復旧を実施する。

4 通信施設

施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施するとともに、施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。

関係機関の協力を得て復旧に努めるが、特にNTT西日本株式会社については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置する。

(2) 通信のそ通に対する応急措置

通信の途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(3) 設備の復旧

被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則としてNTT西日本株式会社の標準的復旧方法により行う。

(4) 復旧に関する広報

復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行う。

第15節 教育対策

【教育委員会】

災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置する。

活動のポイント	関係機関
1 平素からの災害時の任務分担、時間外の参集等の体制整備（本節10参照） 2 児童、生徒等の安否確認及び保護者への引渡し 3 避難所の運営への参加協力 4 授業の再開 (1) 体育館、コミュニティーセンター等の使用 (2) 応急仮校舎の建設 (3) 短縮・二部・分散授業等の実施 5 給食施設の措置 (1) 応急修理の実施 (2) 被災者の炊き出し施設として利用されている場合の代替措置の検討 6 教職員の確保 (1) 学校内又は隣接校との操作 (2) (1)で不能の場合は、退職教員の活用及び県教委への調整依頼 7 メンタルケアの実施	教育委員会

1 実施責任者

- (1) 町立小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町教育長が行う。
- (2) 文教施設の被災は、直接児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、各学校ごとの当面の応急措置については、学校長が具体的な計画をたて、実施するとともに町長に提出する。

2 事前準備

- (1) 学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき、明確な計画をたてておく。
- (2) 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力し、応急教育体制に備えて、次の事項を守らなければならない。
 - ア 学校行事、会議、出張等を中止すること
 - イ 園児、児童、生徒の避難、災害時の事前指導及び事後処理等につき、保護者との連絡方法を検討すること
 - ウ 町教育長、町、高知東警察署本山警察庁舎及び保護者への連絡網の確認を行うこと

エ 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと

3 休校措置

(1) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は町教育長と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ園児、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、告知放送又は電話連絡網によって保護者に伝えるとともに、電話により関係地区長等に伝達し徹底を図る。

(3) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校長は、町教育長と協議し、決定する。

4 避難等

保育所、学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して本章 第8節「避難活動等」に定める計画に基づいて、各学校であらかじめ定めた計画により避難する。

5 教育施設の確保

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模、被害の程度によって概ね次の方法による。

(1) 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行うとともに、被災のため使用できない教室に代えて特別教室、体育館、講堂等を利用し、応急教育を行う。

(2) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員を考慮の上、コミュニティセンター等公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。

(3) 激甚な災害の場合

広範囲にわたる激甚な災害により(1)又は(2)の措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設する。

6 応急教育

被災状況に応じて短縮授業、分散授業等の措置を講じるとともに、極力規定授業時間数の確保に努める。

また、復旧後は、授業時間及び休業日の変更又は振替授業等適切な方法により年間授業時間数の確保、学力低下の防止に努める。

7 学校給食施設の設置及び活用計画

給食施設が災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能となったときは、この場合、次に掲げる事項については、特に留意する。

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (2) 給食物資及び作業員の確保対策について
- (3) 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策について
- (4) 食中毒の予防対策について
- (5) 給食施設を被災者の炊き出し用に使用した際の代替措置

8 教育実施者の確保

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 隣接校との操作を考える。
- (3) 短期、臨時的にはPTAの協力を求める。(退職教員等)
- (4) 欠員(欠席)が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう要請する。

9 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される学用品等の実施基準は、次のとおりである。

(1) 給与対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。)

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教 科 書	災害発生の日から1か月以内	教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費
文 房 具	災害発生の日から15日以内	児童 一人当たり } 「高知県災害救助法施行細則」に定める額 生徒 一人当たり }
通 学 用 品	災害発生の日から15日以内	

※ただし、知事あてに申請し、内閣総理大臣の承認を得た場合は、延長できる。

10 事前計画の策定が必要な問題点

大規模災害の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童、生徒等の一時疎開や教師の避難所運営への参加等、様々な問題が起こることが予想される。そこで、次の事項について特に検討を行う。

- (1) 避難所の運営における教職員の協力方法
- (2) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童、生徒等とで共用する部分と、児童、生徒等又は避難者のみを使用する部分の区分け
- (3) 児童、生徒、教職員等の安全確保の方策や保護者への連絡方法又は保護者への児童、生徒等の引渡し方法等の災害発生時刻別（在校時、登下校時、休日等）計画の作成
- (4) 児童、生徒、教職員等に負傷者が生じた場合の医療機関との連絡体制の整備
- (5) 児童、生徒等の安否確認の方法
- (6) 電話以外の連絡手段の整備
- (7) 校舎内外の施設・設備の安全点検、戸棚・靴箱・体育用具等の倒壊防止、建具・掲示物・その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等

11 事後の対策

メンタルケアを必要とする児童、生徒、教職員等に対し、関係機関との連携のもとに相談事業や研修会を実施する。

第16節 労務の提供

【総務課・健康福祉課・企画推進課】

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部長及び日赤奉仕団等の動員のみでは労力的に不足する場合に、災対法に基づき次のとおり労働力を確保する。

活動のポイント	関係機関
1 労務者の確保 (1) 各部常備労務者及び関係業者等の労務者 (2) 公共職業安定所等のあっせん労務者 (3) 関係機関の応援派遣による技術者等 (4) 緊急時の従事協力命令による労務者 (5) ボランティア 2 賃金の支払い 同種の職種に支払われる額をもとに町長が決定 3 従事協力命令の対象事業及び根拠法令 本節の5に定めるとおり	総務課 健康福祉課 企画推進課

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員については、町長が行う。

2 労務者の確保

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保については、次の措置により行う。

- (1) 各部の常備労務者及び関係業者等の労務者の動員
- (2) 公共職業安定所等のあっせん供給による労務者の動員
- (3) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (4) 緊急時等における従事協力命令による労務者等の強制動員

3 労務者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用し災害応急対策に当たる。

(1) 雇用手続

各部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し総務部を通じて、関係機関に依頼し雇用する。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員
- ウ 作業内容

- エ 雇用期間
- オ 就労場所
- カ 賃金の額
- キ 労務者の輸送方法
- ク その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として災害の特殊事情を考慮の上、町長が決定する。

4 関係機関への応援要請

※本章第5節「応援要請」に基づく。

5 従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の命令により住民等の従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

対象事業	区分	執行者	根拠法令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	町長	災対法第65条第1項
		警察官	災対法第65条第2項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	知事	災害救助法第24～25条
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	知事 (町長)	災対法第71条第1項
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	措置	警察官	警察官職務執行法第4条
水防作業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第17条
消防作業	従事命令	消防職員 消防団員	消防法第29条第5項

6 日本赤十字社防災ボランティア、日赤奉仕団等の協力

町は、災害応急対策の実施に当たっては、日赤防災ボランティア、日赤奉仕団等から労務の提供の申入れがあったときは、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

第17節 要配慮者対策

【健康福祉課】

災害発生時において、要配慮者・避難行動要支援者への十分な配慮及び対策を行う。

活動のポイント	関係機関
1 避難行動要支援者名簿等を活用した要配慮者の安否確認、避難誘導 2 避難生活への配慮 (1) 福祉避難室の確保 (2) 福祉施設職員等の応援体制の整備 (3) 要配慮者用避難所（福祉避難所）の開設 3 福祉サービスの継続 4 応急仮設住宅への要配慮者の優先入居等に配慮	健康福祉課 各 機 関

1 実施責任者

各機関

2 要配慮者の安否確認

災害発生後、町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行う。

安否がわからない要配慮者については、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、電話確認や家庭訪問などによる対面確認を行う。

3 情報の提供

情報の提供については、電話、メール、FAX、広報車、防災行政無線等の手段を複数組み合わせるなど、確実な情報提供を行う。

4 避難誘導

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の避難支援等関係者の協力を得て、要配慮者に迅速に高齢者等避難等を伝達するとともに、避難準備行動及び避難誘導及び安否確認を行う。

5 避難所等での配慮

- (1) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに安否確認を行う。
- (2) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮する。

- (3) 視覚・聴覚障がい者に対しては、的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては文字又は手話等による情報提供を行うよう努める。
- (4) 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。
- (5) 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所や入院、公的住宅等への一時避難ができるよう事前に協定等を締結しておくよう努める。
- (6) 仮設住宅への受入れや公営住宅の入居に際しては、要配慮者世帯を優先して入居させる。
- (7) 町及び町から避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、当該名簿を活用し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎなどを行う。

6 福祉避難所の開設等

避難所は、要配慮者に配慮した構造になっていない施設もあることから、常に介護が必要な者にとっては、生活に支障が生じることが考えられるため、福祉避難所の確保、福祉施設職員等の応援体制の整備等、要配慮者の避難状況に応じて環境を整備するなど配慮する。

また、必要に応じて、福祉避難所を開設し、避難所からの移動調整を行う。

7 福祉サービスの継続

災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、町は、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等と調整して代替的な方法等を検討する。

8 応急仮設住宅への優先入居

応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努める。また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

第18節 災害応急金融対策

【企画推進課】

関係機関が密接な連携をとりながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じる。

1 現金供給の確保及び決済の機能の維持

- (1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じる。
- (2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

2 金融機関の業務運営の確保

- (1) 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。
- (2) 金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

3 非常金融措置の実施

- (1) 国（四国財務局高知財務事務所）及び県は、日本銀行高知支店と協議の上、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請する。
 - ア 営業時間の延長、休日臨時営業等
 - イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い
 - ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡り処分猶予等
 - エ 損傷銀行券及び貨幣の引換えに関する必要な措置
- (2) 町及び報道機関は、非常措置について住民に周知徹底することに協力する。

第19節 災害応急融資

【企画推進課・農畜林振興課】

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行う。

1 農林漁業災害資金

- (1) 天災による被害農林業漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法により融資を行う。
- (2) 県単独の農林業災害対策資金の融資を行う。
- (3) 漁業災害対策資金の融資を行う。

2 中小企業復興資金

金融機関、株式会社商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付け等と信用保証協会による保証を行う。

3 災害復興住宅建設資金

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づき貸付けを行う。

4 被災医療機関等に対する災害復旧資金

独立行政法人福祉医療機構による貸付けを行う。

5 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法により償還金の支払猶予の対策を行う。

第20節 二次災害の防止

【建設課・消防団】

水害、土砂災害、地震による建物の倒壊、火災、爆発等の二次災害から住民等の保護を図る。

活動のポイント	関係機関
<p>1 二次災害の防止措置</p> <p>(1) 水害・土砂災害 地震・降雨等による二次災害の発生危険箇所を調査の上発見の場合は直ちに措置</p> <p>(2) 建築物の倒壊 建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て応急危険度判定を実施。また、必要により県に技術者の支援を要請</p> <p>2 避難の措置 避難の必要がある場合→本章第8節「避難活動等」に従い実施</p>	<p>建設課 消防団</p>

1 水害・土砂災害対策

町及び県は、地震又は降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、早期の応急対策に努めるとともに、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

避難指示等及び避難誘導等避難に関する計画は、本章第8節「避難活動等」の定めるところにより行う。

- (1) 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。
- (2) 点検の結果、危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。
- (4) 町は、土砂災害に対する避難指示等を解除しようとする場合において、必要に応じて国又は県に対して解除に関する事項について助言を求めることができる。

2 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 爆発物や有害物質等危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- (2) 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知する。
- (3) 町は、必要に応じて避難対策を実施する。

第21節 自発的支援の受入れ

【健康福祉課】

ボランティアや義援金等自発的な支援を積極的に受け入れる。

1 ボランティアの受入れ

町、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。

災害時においては、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

2 義援金等の受入れ

(1) 義援金

ア 義援金は、迅速に受入窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知する。

イ 義援金収入団体と配分委員会を組織し、公平な配分を実施する。

(2) 義援物資

ア 被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知する。

イ 寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布する。また、品名を明示するなど梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努める。

ウ 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。

エ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配布を行う。

オ ボランティア等との連携、協力し、必要物資を迅速に被災地へ届ける。

カ 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送するなど、迅速かつ効率的に物資等を提供する。

キ 受入れ・照会窓口を開設し、受入れ要員を配置するとともに受入れ物資リストを作成する。

第2章 自衛隊の災害派遣

【総務課】

災害に際し、人命及び財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の派遣を要請する場合、その手続等を定め円滑なる実施を図る。

災害派遣の要請は、町長が知事に対して行う。ただし、緊急の場合で、町長が不在等のときは、共通編第2部第4章第1節1「災害対策本部の設置」中の本部長の職務代理者の例に準じて行う。

また、緊急時若しくは知事への連絡が不能な場合は、町長若しくは職務代理者が直接被害状況を部隊等に通知し、事後知事へ報告する。

活動のポイント	関係機関
<p>1 災害派遣要請基準</p> <p>2 災害派遣要請手続</p> <p>(1) 県に連絡可能の場合</p> <pre> graph LR A[町長(代理者)] -- "要請文書 (電話・口頭)" --> B[知事] B -- "要請" --> C[自衛隊] </pre> <p>(2) 県に連絡不能の場合</p> <pre> graph LR A[町長(代理者)] -- "状況の通知" --> C[自衛隊] </pre> <p>3 受入体制の整備（土佐町多目的交流広場）</p> <p>(1) 宿泊施設、野営施設その他の準備</p> <p>(2) 車両、機材等の保管場所の準備</p> <p>(3) 連絡窓口を総務課に設置し、総務課員を連絡員に指名</p> <p>4 災害対策用臨時ヘリポート</p> <p>本章 第4節の6に定めるとおり</p>	<p>総務課</p>

第1節 災害派遣要請ができる範囲

【総務課】

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、概ね次のような活動を必要とする場合とする。

1 被害状況の把握

車両、航空機等による、状況に適した手段による偵察

2 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

3 遭難者の捜索・救助

行方不明者、負傷者等の捜索活動

4 水防活動

堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

5 消防活動

火災に対して、消防機関に協力して消火活動

6 道路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

7 応急医療、救護及び防疫の支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は、県又は町が準備）

8 通信支援

緊急を要し、他に適切な手段がない場合、被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援

9 人員・物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適切な手段がない場合に、緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

10 給食及び給水等の支援

被災者に対する給食、給水及び入浴の支援

11 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

12 危険物等の保安、除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

13 その他

その他知事が必要と認める事項

第2節 災害派遣要請の手続

【総務課】

1 災害派遣要請者

県知事に対する自衛隊災害派遣の要請は、原則として町長が行う。
ただし、町長は、特に緊急を要し、県知事に要請できないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡する。

町長が不在等のときは、次の職務代理者の順位に従う。

- 第1位 副町長
- 第2位 総務課長
- 第3位以降 町長の職務代理者を定める規則（平成7年土佐町規則第7号）の規定に基づく。

2 災害派遣要請の手続

- (1) 知事は災害に際して事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、「自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定」並びに「災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第50普通科連隊長との協定書」（昭和56年7月締結）に基づき、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

また、要請しないと決定したときにも、直ちにその旨を通知する。

さらに、自衛隊の自主派遣が実施された後であっても、知事が派遣要請を行うことにより、その時点から知事の要請に基づく派遣とする。

- (2) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるると判断される場合、町長は知事に対し、知事は第50普通科連隊長に対し、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。

なお、知事は、災害派遣要請の可能性が高いときは、自衛隊に連絡員の派遣を求める。

- (3) 町長は、災害派遣を必要とする場合には、知事に次の事項を記載した文書を提出する。ただし、事態が急迫し、文書で行ういとまがないときは、電信・電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

また、緊急の場合で、町長が不在等のときは、第1編共通編 第2部 第4章 第1節 1 「災害対策本部の設置」中の本部長の職務代理者が行う。

記 載 事 項	
1	災害の状況及び派遣を要請する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動内容
4	その他参考となるべき事項

- (4) 町長は、災害に際し、特に緊急を要し、かつ(3)の要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知する。
- (5) 町、県と自衛隊との連絡体制については、県が中心となって町及び自衛隊と調整し、あらかじめ町、県及び自衛隊の連絡窓口等を定めるなど、連絡体制の整備に努める。
- (6) 連絡先

区 分		連絡窓口	電話番号	
			防災行政無線	一般加入電話
県	平 時	危 機 管 理 部	72-9096	高知 0888-23-9320
	夜間（休日）	守 衛 室	72-9328	0888-23-1111
	災害対策本部 設 置 時	災 害 対 策 本 部	72-2180	0888-23-1111 (内線)2180
陸上 自衛隊	平 時	陸上自衛隊第50普通科連隊	31215-619	香南市 0887-56-3471
	夜間（休日）	当 直 指 令 室	同 上	同上（内線40）

3 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等

自衛隊が、自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

また、自衛隊は、気象庁から震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合は、当該地震発生地域及びその周辺についての情報収集のため、偵察を実施するとともに、収集した情報は、直ちに県等防災関係機関に伝達する。状況から、緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救助活動が明確な場合に、当該救助活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

第3節 派遣部隊の受入体制

【総務課】

自衛隊の災害派遣が決定されたとき、町長は、速やかに派遣部隊の活動に必要な資機材、宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設の準備及び派遣部隊の活動に対する協力並びに派遣部隊と町の連絡調整等の受入体制を整備させる。

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

【総務課】

1 派遣部隊の業務

派遣部隊等は、主として人命及び財産の保護のため、知事及び町長、警察、消防機関、国又はその他の地方公共団体と連絡を密にし、人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信支援等に当たる。

2 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行う。

- (1) 町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行う。
- (2) 知事は、町及び自衛隊と協議し、派遣の必要がなくなったと認めたときは、文書をもって撤収の要請をする。
ただし、手続上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その後速やかに文書を提出する。
- (3) 撤収の要請文は、次の事項を記載する。
 - ア 災害の終末又は推移の状況
 - イ 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数
 - ウ 撤収日時
 - エ その他必要事項
- (4) 派遣命令者は、派遣部隊の撤収を命じた場合は、その旨を知事に通知する。

3 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- (1) 自衛隊側の負担する経費は、派遣部隊等の給食・装備器材・被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費とする。
- (2) 派遣部隊受入側の負担する経費は、自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等とし、県及び町が負担する。

4 災害救助のための無償貸与及び譲渡

(1) 無償貸与

災害の応急復旧のため緊急に必要な場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられるまでの期間又は災害救助のために必要な期間（3か月以内）に限り、応急復旧のため特に必要な物品を貸し付けることができる。

(2) 譲渡

被災者が都合により町から援助が受けられない場合で、緊急を要するときは、自衛隊は食料品・飲料水・医療品及び衛生材料・消毒用剤・厨房用及び灯火用燃料その他応急援助のため特に必要な救じゅつ品を譲与することができる。

5 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第94条、災対法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づき次の権限を行使することができる。ただし、この場合は、知事及び町長等が処理するいとまがなく、現地に町の職員及び警察官が不在の場合に限る。

- (1) 人の生命若しくは身体に対する危険防止のため、住民等に対し警告、避難等の通常必要と認められる措置を命じ又は自ら実施することができる。
- (2) 人命に対する危険防止のため特に必要があると認めるときの警戒区域の設定、立入の制限、禁止、退去の命令に関する権限
- (3) 応急措置を実施するため緊急の必要があるときの土地、建物等の一時使用等、工作物の除去等に関する権限
- (4) 応急措置を実施するため緊急の必要があるときの住民等への応急措置業務への従事命令
- (5) 災害派遣活動を行う自衛隊車両の円滑な通行の確保のため、通行妨害車両等の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる権限

6 災害対策用臨時ヘリポート

町長はあらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、あらかじめ自衛隊に通知する。（この際、避難施設との併用を避けるとともに、私有地等の場合は必ずあらかじめ協定を結ぶ。）

第2部 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会】

1 基本方向

- (1) 災害の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復興を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかなど、国及び県との連携を図り基本方向を決定する。
- (2) 被災地域の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ、計画的に行う。

2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、町の構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、県との連携を図った上で復興計画を作成し、計画的に復興を進める。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。
- (2) 災害に強く、より快適な環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した災害に強いまちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努める。
- (3) 災害に強いまちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難施設、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な基盤施設及び防災安全街区の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。
- (4) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、計画策定に当たっての種々の選択肢、施設情報の提供等を、住民に対し行う。

3 財産措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財産支援を求める。

第2章 災害復旧対策

第1節 迅速な原状復旧の進め方

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会】

1 被災施設の復旧等

- (1) 復旧事業の実施については、県との連携を図った上で行う。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

2 がれきの処理

がれきの処理処分方法を確立する。

- (1) がれきの処理については、嶺北広域行政事務組合と連携し、処理不能の場合は、仮置場を設定の上、県に応援を要請する。
- (2) 仮置場・最終処分場を確保する。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行う。
- (4) 適切な分別を行い、リサイクルに努める。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行う。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

第2節 公共施設等復旧対策

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会】

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生がないよう、必要な施設の新設・改良を行うなど事業計画を速やかに確立し、民生の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため、迅速に実施する。

1 災害復旧・復興事業対策の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧・復興事業
 - ア 河川災害復旧・復興事業
 - イ 砂防設備災害復旧・復興事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧・復興事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧・復興事業
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧・復興事業
 - カ 道路災害復旧・復興事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧・復興事業
- (3) 公営住宅災害復旧・復興事業
- (4) 公立文教施設災害復旧・復興事業
- (5) 社会福祉施設災害復旧・復興事業
- (6) 公立医療施設災害復旧・復興事業
- (7) 上水道災害復旧・復興事業
- (8) その他の災害復旧・復興事業

2 災害復旧に伴う財政措置

災害が発生した場合は、町は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、緊急災害査定に備えるとともに、場合によっては激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の適用が受けられるよう所要の措置を講じる。

激甚災害に係る財政援助措置は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧・復興事業等に関する特別の財政措置

- ア 公共土木施設災害復旧・復興事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧・復興事業
- エ 公営住宅等災害復旧・復興事業
- オ 生活保護施設災害復旧・復興事業
- カ 福祉施設災害復旧・復興事業

- キ 老人福祉施設災害復旧・復興事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧・復興事業
- ケ 精神薄弱者援護施設災害復旧・復興事業
- コ 婦人保護施設災害復旧・復興事業
- サ 伝染病予防施設災害復旧・復興事業
- シ 堆積土砂排除事業
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧・復興事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧・復興事業費の補助の特例
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
- イ 中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧・復興事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公共社会教育施設災害復旧・復興事業に対する補助
- イ 町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ウ 母子、父子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- エ 水防資器材費の補助の特例
- オ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- カ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・企画推進課・農畜林振興課・教育委員会】

1 復興計画の作成

- (1) 可及的速やかに実施するため、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、復興計画を作成する。
- (2) 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。
- (3) 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県市町村等との連携、国との連携、広域調整）を行う。
- (4) 必要に応じて、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強く、より快適な環境整備

- ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。
- イ 計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努める。

(2) 復興のための整備改善

- ア 被災市街地復興特別措置法等を活用する。
- イ 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。
- ウ 土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な地域の形成と町の機能の更新を図る。

(3) 河川等の治水安全度の向上等

- ア 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。
- イ 公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、緊急避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用等防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るように努める。

(4) 既存不適格建築物

- 防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、計画策定に当たっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

【住民課・健康福祉課・企画推進課・農畜林振興課】

1 災害ケースマネジメントの実施

- (1) 平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備に努める。
- (2) 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会やきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2 災害弔慰金の支給等

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年土佐町条例第20号）に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けや生活福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。
- (2) 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者のうち、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金（基礎支援金は最高100万円、加算支援金は最高200万円、合計で最高300万円）を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。（被災者生活再建支援法）
- (3) また、各種の支援措置を早期に実施するため、町は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

3 税及び医療費等負担の減免等

- (1) 被災者等の生活再建等の支援の観点から、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。
- (2) 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更生を支援する。

4 住宅確保支援策

- (1) 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。
- (2) 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、空き家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。
- (3) 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行う。

5 広報連絡体制の構築

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

- (1) 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- (2) 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建に当たっての広報・連絡体制を構築する。

6 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

7 精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために、精神的支援を行うための体制を整備する。

8 罹災証明書・被災届出証明書の発行

各種の支援措置を早期に実施するため、速やかに罹災証明書・被災届出証明書を交付する。

また、町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

- (1) 大規模な災害で多数の家屋が被災したときは、消防との連携及び県、近隣市町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、住宅の応急修理や住宅供給のための基礎資料としての被害報告、及び罹災証明書の発行等のため、家屋の被害認定調査を行う。家屋被害認定調査等の結果を被災者台帳に整理する。

(2) 罹災証明書・被災届出証明書は、被災者台帳に基づき発行する。

※ 罹災証明書とは、住家の被災程度を証明するもので、被災家屋調査等により、その確認した事実に基づき発行する証明書

※ 被災届出証明書とは、被災した届出があった事実を証明するもので、住家以外の家財、車、店舗、工場等の有形財産を対象とするもの（人、土地等は対象外）

9 保険や共済制度の活用

保険や共済制度は、災害等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町は、それらの制度の普及促進に努める。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

【企画推進課】

1 設備復旧資金等の貸付け

被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付け等や災害復旧高度化資金貸付け等により、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行う。

2 経済復興対策

地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

3 相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 災害復旧に関する融資

(1) 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の事業の復旧を促進するため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）による融資のあっせんを行う。

(2) 中小企業復興資金

被災中小企業に対する資金対策として、民間金融機関、株式会社商工組合中央金庫及び県単独制度融資による融資と信用保証協会による保証を行うよう依頼する。

(3) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき災害復興住宅資金の融資あっせんを行う。

【第3編 震災対策編】

第 1 部 災害応急対策

第1章 災害時応急活動

地震時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにする。

実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年、必ず訓練等により検証を行う。

第1節 活動体制の確立

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

1 初動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第1部第1章第1節「活動体制の確立」に定めるところによる。

活動のポイント	関係機関
1 非常時における各自の役割の周知（平時） 2 配備基準に従った各課配備者の決定（平時） 3 配備基準 ・震度4 ⇒ 震災第2配備要員 ・震度5弱以上 ⇒ 震災第3配備要員（全職員） 4 災害対策本部の設置場所 ⇒ 土佐町役場内 5 町長の代理者の順位 第1位 副町長 第2位 総務課長 6 初動体制 (1) 勤務時間内に地震発生の場合は、配備基準に従い体制を構築 (2) 勤務時間外に震度5弱以上の地震発生の場合は、動員の命令を待たず、全職員が自主的に参集（参集場所は災害対策本部とする。） (3) 参集の際には、被害調査、避難誘導、警戒、救出等を行う。 (4) 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務を実施	各課共通 消防団

3 配備基準

震災時における職員の配備体制は、次のとおりとする。

■地震災害対策配備体制

配備体制	配備基準	配備内容	動員体制
震災第1配備 (準備体制)	①高知県に緊急地震速報が発令されたとき ②町内で「震度3」の地震が発生した場合 ③南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	・情報連絡活動を行うとともに、第1配備の継続及び第2配備に移行できる準備体制	町長 副町長 教育長 総務課長 消防主任 消防副主任
震災第2配備 (警戒体制) (災害対策本部設置)	①町内で「震度4」の地震が発生した場合〔自動配備〕 ②その他、町長が必要と認めたとき	・災害対策本部の設置 ・情報連絡活動及び災害に対する警戒体制をとるとともに、災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第3配備に移行できる体制	町長 副町長 教育長 課長 会計管理者 議会議務局長 参事 課長補佐 副参事 係長 消防団長 消防主任 消防副主任
震災第3配備 (非常体制) (災害対策本部設置)	①町内で「震度5弱」の地震が発生した場合〔自動配備〕 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 ③その他、町長が必要と認めたとき	・自動的災害対策本部の設置 ・直ちに全活動ができる体制	全職員
震災第4配備 (緊急非常体制) (災害対策本部設置)	①町内で「震度5強」以上の地震が発生した場合〔自動配備〕 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	・自動的災害対策本部の設置 ・直ちに全活動ができる体制	全職員

4 動員計画

本部長は3の配備基準に従って、動員を発令する。
 本部における動員計画は、次のとおりである。

(1) 第1配備

町長 副町長 教育長	総務課長	消防主任 消防副主任
------------------	------	---------------

(2) 第2配備

町長 副町長 教育長	課長 会計管理者 議会事務局長 参事	課長補佐 副参事 係長 消防団長 消防主任 消防副主任
------------------	-----------------------------	---

(3) 第3・4配備（全員）

全職員とする。

5 初動体制

(1) 勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制

直ちに前記3に定める配備基準に従う。

地震の発生時に町長等が不在の場合は、町長の代理者の順位に従って災害対策の指揮を行う。

(2) 勤務時間外に地震が発生した場合の初動体制

ア 震度4の地震が発生したとき

直ちに前記3に定める第2配備基準に従う。

イ 震度5弱以上の地震が発生したとき

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

特に動員の指示は行わず、全職員は自主的に参集する。

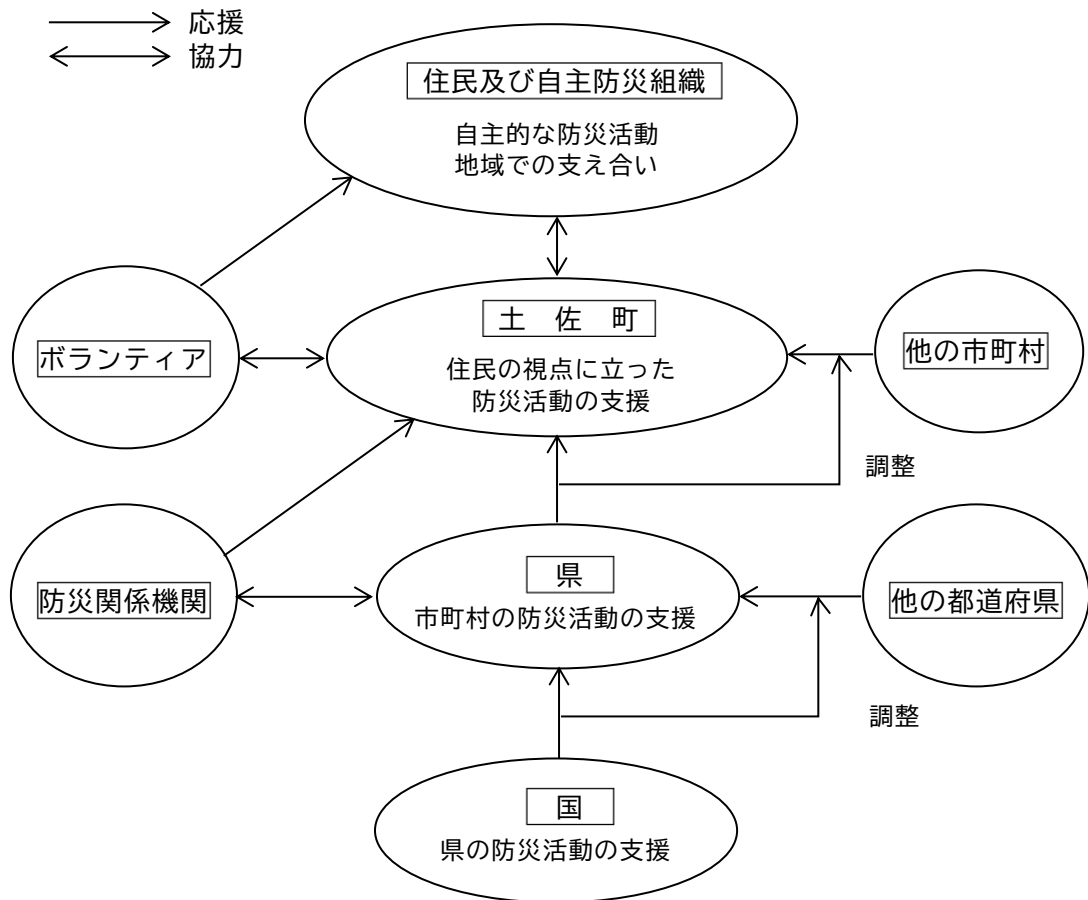
■震度5弱以上の地震が発生したときの初動の流れ

↓ 1	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかる。
↓ 2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部等へ参集する。
↓ 3	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部に参集する。 (2) 各施設等外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。 (3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本町機関に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
↓ 4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
↓ 5	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各部長（又は次席者）に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は被害状況を災害対策本部長（又は代理者）に集約する。
↓ 6	被害状況の収集	先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。*
↓ 7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況調査
- 2 地震に関する情報等情報調査
- 3 関係機関等への情報伝達
- 4 災害対策本部の設置
- 5 防災用資機材の調達・手配
- 6 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達
- 7 支援物資調達準備計画の策定
- 8 安全な緊急避難場所への誘導
- 9 避難所の開設
- 10 広域応援要請の検討

6 防災関係機関の応援・協力体制



第2節 情報の収集・伝達

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

応急活動における情報の収集は、目的を明確にし実施する。

また、収集した情報は、自らの機関内での共有化はもちろんのこと、関係機関との共有化にも心がける。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第1部第1章第3節「情報の収集・伝達」に定めるところによる。

活動のポイント	関係機関
<p>1 各防災関係機関との連絡方法の整備（平時）</p> <p>2 発災後、直ちに実施する被害規模の把握のための活動</p> <p>(1) 人的被害</p> <p>(2) 家屋被害</p> <p>(3) 火災の発生</p> <p>(4) 避難の状況</p> <p>(5) 道路等の損壊</p> <p>(6) ライフラインの被害状況等</p> <p>3 被害調査は各配備要員が参集途上において実施（震度5弱以上で全員）</p> <p>4 被害報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>前記3により収集された情報の整理</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>前記3で不足する場合の詳細調査及び整理</p> </div> <div style="margin: 10px 0;"> <p>⇒ (調査項目ごとに各課で実施) ⇒</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">総務課</div> <p>⇒ 報告 ⇒</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">県</div>	<p>各課共通 消防団</p>
<p>5 町から国（消防庁）へ報告が行われる場合</p> <p>(1) 通信途絶により県に報告できないとき</p> <p>(2) 119番通報が殺到したとき</p> <p>6 被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否確認⇒情報を検索活動関係者に提供</p>	

1 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報には、次のものがある。

(1) 地震に関する情報

ア 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の発生時刻を知らせる。

なお、この速報の発表は気象庁Lアラデス回線若しくは緊急情報衛星同報システムにてのみ行う。

イ 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

ウ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

エ 情報伝達手段

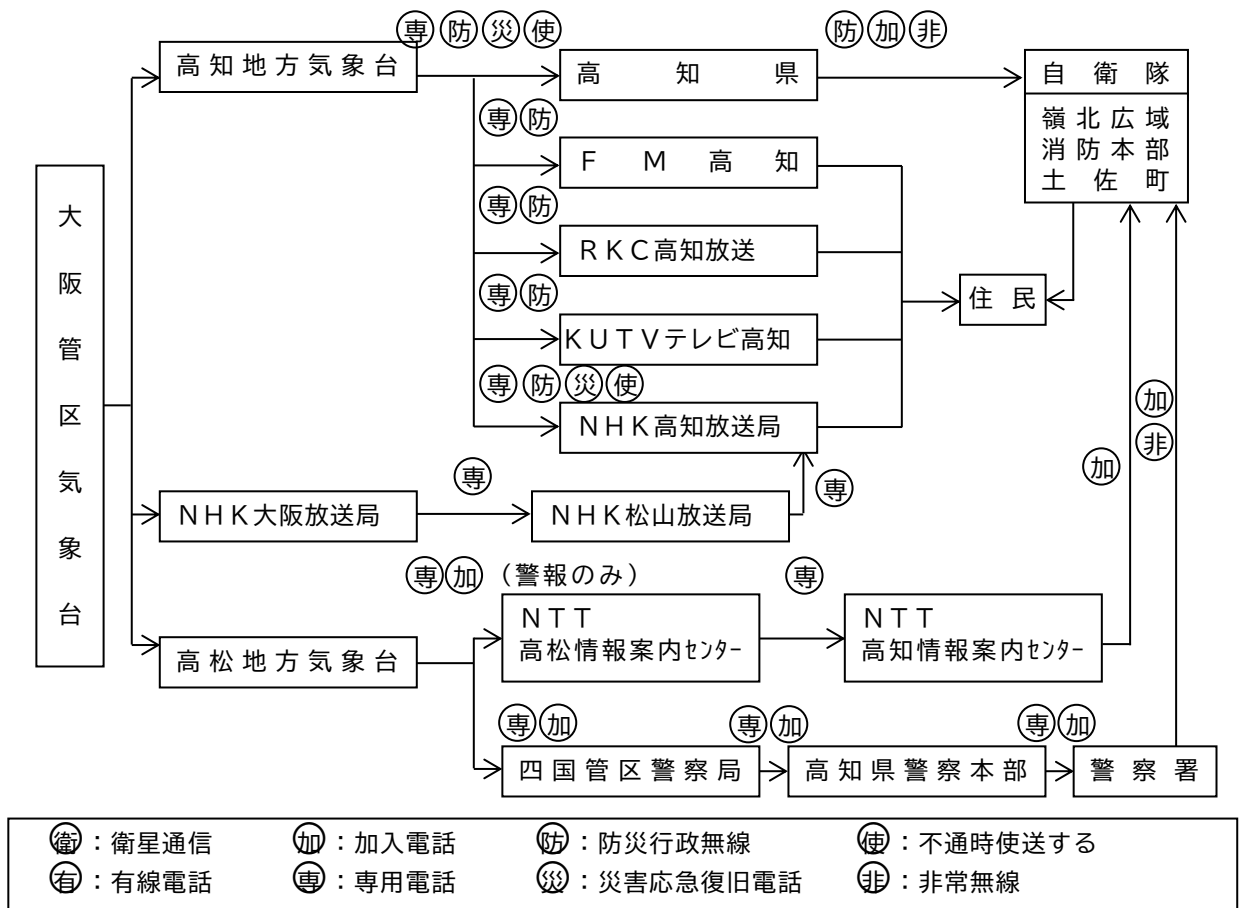
震度速報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT、テレビ・ラジオなど）で伝達される。

オ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合には震度1以上を観測した地震回数情報などを発表する。

カ 推計震度分布図

観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。



(2) 地震に関する情報の伝達

土佐町地域防災計画に基づき、住民等に対して迅速に伝達する。
必要に応じて、避難指示等を実施する。

(3) 地震発生後の情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定される。

そのため、当初は、人命に係る情報を最優先として収集し、順次、情報の精度を高める。

収集した情報は、関係者への報告及び公表により、情報の共有化を図る。

ア 町は、必要に応じて、通信施設、水門等の防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

イ 町は、自主防災組織や消防団等の組織とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努め、状況を順次県に報告する。

ウ 町、県は、応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。

エ 町から県、県から消防庁への報告経路及び内容は、次のとおりである。

オ 町は、区域内で震度4を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、区域内で震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

■消防庁連絡先

回線別	区分	平日(9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	NTT回線	電話	03-5253-7527
FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

2 被害情報収集・伝達計画

2-1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

したがって、町は災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに所掌の情報を収集把握して、災害応急対策方針を決定するとともに、県に報告する。

2-2 関係機関からの情報収集

町は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。

■防災関係機関等との連絡方法

町 ↔ 県	電話、県防災行政無線
町 ↔ 高知東警察署本山警察庁舎	電話
町 ↔ 嶺北消防署	電話、県防災行政無線、消防無線
町 ↔ 消防団	電話、防災行政無線(固定、戸別)、消防無線

町 ↔各地区自主防災会及び住民	電話、防災行政無線（固定、戸別）
消防署 ↔消 防 団	電話、消防無線

上記のほか孤立防止用無線が、地藏寺支所、西石原出張所で使用可能であり、町内のアマチュア無線クラブ（嶺北アマチュア無線クラブ）の協力も検討する。

2-3 被害規模の把握のための活動

町は災害発生後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に來ている負傷者の状況、119番通報が殺到する状況等被害の規模を推定するための関連情報の収集に積極的に当たる。

(1) 発生直後の措置

災害応急対策を決定するために発生直後に行う被害調査は、各配備要員が参集途上において行うとともに、消防団及び各地区の自主防災会並びに住民からの収集に務めるものとする。したがって、震度5弱以上の大規模地震が発生した場合は、全職員が役場への参集途上において行う収集に加え、消防団等からの通報の活用を図る。

(2) 収集すべき被害情報

〈災害発生後〉

- 1 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- 2 家屋等建物の倒壊状況
- 3 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- 4 避難の必要の有無及び避難の状況
- 5 住民の動向
- 6 道路及び交通機関の被害状況
- 7 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
- 8 その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

〈その後の段階〉

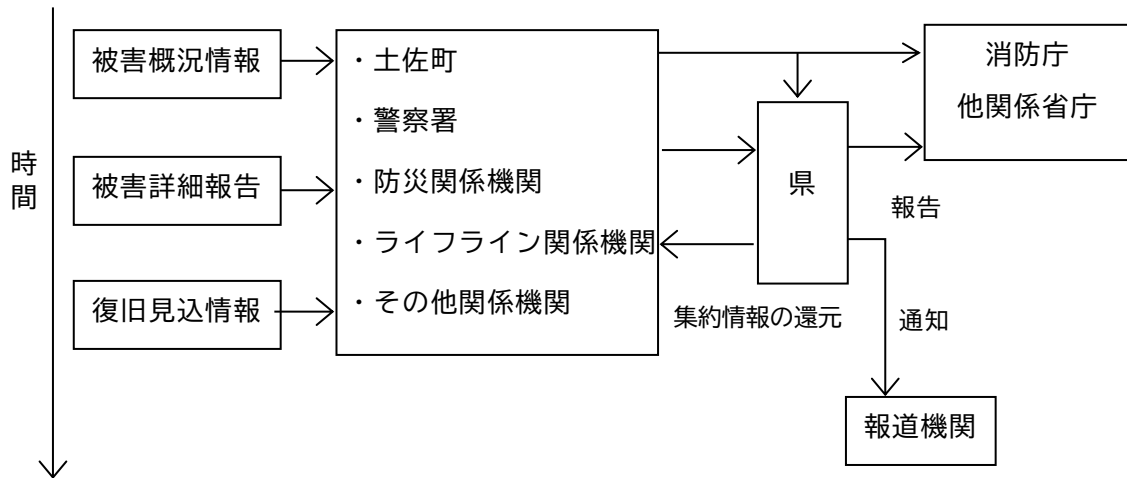
- 1 被害状況
- 2 避難指示等又は警戒区域の設定状況
- 3 避難所の設備状況
- 4 避難生活の状況
- 5 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
- 6 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
- 7 医療機関の開設状況
- 8 医療救護所の設置及び活動状況
- 9 傷病者の収容状況
- 10 道路及び交通機関の復旧状況

2-4 被害調査の報告及び追加措置

2-3により収集された情報は、各調査項目ごとに担当課がとりまとめ、総務部（本部設置前は総務課）が県に報告を行う。

■被災状況等収集伝達計画応急対策フロー図

×地震発生



- (注) 1 国（消防庁）への報告には、災対法第53条の規定に基づく内閣総理大臣への報告及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づく消防庁長官への報告があり、両者は一体的に行うものであること。
- 2 通信途絶等により、町から県に報告ができない場合には、国（消防庁）に直接報告が行われるほか、119番通報が殺到した場合等には、町から県に加えて直接国（消防庁）にも報告が行われる。
 なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に行うものであること。

2-5 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、パソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平時からその体制を整備する。

3 被災者台帳の作成と安否情報の確認

発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を検索活動関係者に提供する。

なお、被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家等の被害の状況その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び該当する事由
- (8) その他必要な事項

第3節 通信連絡

【総務課・企画推進課】

地震発生後、通信施設を管理するものは、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行う。

さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第4節「通信連絡」を準用する。

第4節 応援要請

【総務課】

自らの対応能力では、対応できない場合には、災対法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心がける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第5節「応援要請」を準用する。

第5節 広報活動

【企画推進課】

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況等最新の災害関連情報を総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。

特に、被災者については、こうした情報をきめ細かく伝達する。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第6節「広報活動」を準用する。

第6節 避難活動等

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

地震発生後の住宅の倒壊や火災及びがけ崩れ等の二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、高齢者等避難の発令や避難指示又は緊急安全確保を速やかに発令し、避難誘導を行う。

町が実施できない場合には、県等が代行して避難指示等を発令する。

また、避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝える。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第1部第1章第8節「避難活動等」に定めるところによる。

活動のポイント	関係機関
1 災害の状況により避難指示等を発令 ⇒ 県に報告・提示事項 ⇒ 避難対象地域、避難理由、避難先、避難路、携帯品等注意事項 2 避難所の開設 (1) 避難所の周知 (2) 職員の派遣 (3) 避難所の点検（建物、水道、電気等の被害状況調査） (4) 地区別による避難者の区分け (5) 要配慮者用スペースの確保 (6) 水、食料等の確保 3 福祉避難所 必要に応じ介護を必要とする避難者の福祉避難所を開設 ⇒ 特別養護老人ホームトキワ苑 4 勤務時間外に災害が発生した場合、役場に先着した職員により緊急初動班を編成し、避難所に派遣	各課共通 消防団

1 避難施設の周知

避難施設については、住民等に見えやすい場所に位置及び避難路を図示した標識の設置を図る。

2 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

大規模地震が発生した場合は、直ちに住民部を中心とする職員を派遣し、施設の安全性を確認の上、施設管理者と協議し、避難所を開設する。ただし、勤務時間外に地震が発生し、被害が甚大な場合は、役場に先着した職員により緊急初動班を編成し、避難所に派遣する。

(2) 避難所の運営

ア 開設直後の措置

- (ア) 救護所の設置を行う。
- (イ) 避難所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童、生徒との住分けを図る。
- (ウ) 身体等に障がいのある要配慮者のための場所を確保する。
- (エ) 水道の損壊により断水となった場合は、仮設トイレの設置を行う。
- (オ) 救援物資の収受、保管、配布等の体制を構築する。

イ 長期化への対応

- (ア) 町、施設管理者、避難者、ボランティア等により運営委員会を設置し、自主的な運営が図られるよう組織編成を行う。
- (イ) 避難の長期化に対応して、間仕切りの設置等避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- (ウ) 介護の必要な要配慮者が一般の避難者との共同生活が困難な状況となった場合は、特別養護老人ホームトキワ苑に要配慮者用の福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保する。
- (エ) 学校を避難所として長期に使用する場合は、教育の再開に配慮する。
- (オ) 避難生活の長期化につれて、避難者の苦情、生活不安等への対処が必要であり、町は相談所を設けるなど措置をとる。

3 避難所運営マニュアルの整備

避難所運営については、「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」に従って実施する。

(1) 事前対策

- ア 避難所の指定（指定要件、点検シート）
- イ 避難所の運営体制（運営職員の派遣体制、情報伝達体制）
- ウ 避難所での備蓄
- エ 避難所の開設（開設基準、施設の安全確認）

(2) 初動期

- ア 避難者の確認
- イ 運営体制の確認
- ウ 避難所共通ルールの確認
- エ 備蓄物資の確認
- オ 避難状況の報告

(3) 展開期

- ア 運営本部の仕事の確認
- イ 情報広報担当者の確認
- ウ 避難者の管理（名簿、入退所、安否確認、要援護者への対応等）

- エ 物資の管理（調達、配給、受入れ、炊き出し、飲料水等）
- オ 衛生の管理（応急手当、お風呂、シャワー、トイレ、ごみ等）
- カ その他必要事項（介護、ボランティア、家庭動物等）

4 実施内容

(1) 避難指示等の伝達方法

次の事項を同報無線、有線放送、広報車等により周知徹底する。その際、住民の積極的な避難行動につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。

周知徹底のため、町長は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき報道機関に放送を要請する。

- ア 避難を必要とする理由
- イ 避難指示等の対象となる地域
- ウ 避難する場所
- エ 注意事項（避難路の危険性、避難方法等）

(2) 避難誘導

町があらかじめ定めた計画に基づき避難誘導を実施する。必要に応じて関係機関等の協力を要請する。

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災対法第63条に基づく警戒区域を設定する。

5 避難所の運営

避難所の管理者の協力を得て、適切な運営に努めるとともに、避難所における生活環境面に注意を払い、男女のニーズやプライバシーの保護、要配慮者への配慮に留意する。

この際、情報の伝達、食料、水及び物資の配給、清掃等については、相互扶助の精神により、自主的な協力が得られるよう努める。

- (1) 避難所に指定されている施設の被害状況を把握（優先的な応急危険度判定）する。
- (2) 避難所を迅速に開設し、周知徹底する。また、特定の避難所に避難者が集中し、受入れ人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。
- (3) 福祉避難所においては、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示する。
- (4) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (5) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県を通じて国と共有するよう努める。
- (6) 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確

- 保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。
- (7) 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、多様な視点に配慮した避難所の運営に努める。
 - (8) 避難所での生活に配慮が必要な方のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整する。
 - (9) 避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請する。なお、県は、県内で避難所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請する。
 - (10) 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
 - (11) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
 - (12) 災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等をかんがみ、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。
 - (13) 避難生活に不足する物資の調達を行う。
 - (14) 避難所は、避難者の協力を得て、運営を図る。
 - (15) 避難者の総合的な相談窓口を設置する。
 - (16) 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、こころのケア等の対策を行う。
 - (17) 車中泊避難者や避難所以外に避難している避難者、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
 - (18) 必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活ができるように隔離用のテント、飼育用のケージ等の飼養に関する資材の確保（屋外への飼育用のケージの設置等）に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
 - (19) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
 - (20) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
 - (21) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。

- (22) 巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。
- (23) 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。
- (24) 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (25) 感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と健康福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- (26) 避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- (27) 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- (28) 指定避難所等の運営等における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (29) 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (30) 避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。
- (31) 町は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (32) 町は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第7節 災害拡大防止活動

【総務課・住民課・消防団】

地震発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第1部第1章第9節「災害拡大防止活動」に定めるところによる。

1 消防活動

- (1) 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努める。
- (2) 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- (3) 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をする。

2 水防活動

地震発生を原因とする洪水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、「高知県水防計画書」に準じ、必要な措置を実施する。

3 人命救助活動

人命の救助は、すべての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制をする。

人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とする。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。

- (1) 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努める。
- (2) 町、県、県警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。

4 被災建築物に対する応急危険度判定

地震等による建築物等の倒壊による二次災害を防止するため、地震等により被災した建築物等が安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。(応急危険度判定実施本部の設置)

また、必要に応じて県に対し、応急危険度判定士の派遣等についての支援を要請する。

5 被災宅地の応急危険度判定

- (1) 町は、県が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士により、被災宅地の応急危険度を判定する。
- (2) 県は、町を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請等、関係機関との連絡調整体制を確立する。

第8節 緊急輸送活動

【総務課・住民課】

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策の実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第10節「緊急輸送活動」を準用する。

第9節 交通確保対策

【建設課】

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第11節「交通確保対策」を準用する。

第10節 社会秩序維持活動等

【総務課】

県警察は、地震等の災害発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行う。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第12節「社会秩序維持活動等」を準用する。

第11節 地域への救助活動

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置する。

必要に応じて町は、近隣市町村及び県に応援を要請する。

要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請する。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第13節「地域への救助活動」を準用する。

第12節 資機材、人員等の配備手配

【総務課・住民課・健康福祉課・建設課・農畜林振興課・消防団】

応急対策のための物資、資機材、人員等の配備手配を行う。

1 物資等の調達あっせん

県は、町における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、町から当該物資等の供給の要請があった場合で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出の措置及び必要に応じて市町村間のあっせんの措置をとる。

2 人員の配備

県は、町における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、町への人員派遣等、広域的な措置をとる。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第13節 ライフライン等施設の応急対策

【建設課・企画推進課】

電気、ガス、電話、上・下水道等被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第14節「ライフライン等施設の応急対策」を準用する。

第14節 教育対策

【教育委員会】

災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置する。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第15節「教育対策」を準用する。

第15節 労務の提供

【総務課・健康福祉課・企画推進課】

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部長及び日赤奉仕団等の動員のみでは労力的に不足する場合に、災対法に基づき次のとおり労働力を確保する。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第16節「労務の提供」を準用する。

第16節 要配慮者対策

【健康福祉課】

災害発生時において、要配慮者・避難行動要支援者への十分な配慮及び対策を行う。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第17節「要配慮者対策」を準用する。

第17節 災害応急金融対策

【企画推進課】

関係機関が密接な連携をとりながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じる。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第18節「災害応急金融対策」を準用する。

第18節 災害応急融資

【企画推進課・農畜林振興課】

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行う。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第19節「災害応急融資」を準用する。

第19節 二次災害の防止

【建設課・消防団】

地震の発生による被害だけでなく、その後に発生する水害、土砂災害、地震による建物の倒壊、火災、爆発等の二次災害から住民等の保護を図る。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第20節「二次災害の防止」を準用する。

第20節 自発的支援の受入れ

【健康福祉課】

ボランティアや義援金等自発的な支援を積極的に受け入れる。

なお、本節の内容は、一般対策編第1部第1章第21節「自発的支援の受入れ」を準用する。

第2章 自衛隊の災害派遣

【総務課】

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受入れを行う。

第1節 災害派遣要請ができる範囲

本節の内容は、一般対策編第1部第2章第1節「災害派遣要請ができる範囲」を準用する。

第2節 災害派遣要請の手続

本節の内容は、一般対策編第1部第2章第2節「災害派遣要請の手続」を準用する。

第3節 派遣部隊の受入体制

本節の内容は、一般対策編第1部第2章第3節「派遣部隊の受入体制」を準用する。

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

本節の内容は、一般対策編第1部第2章第4節「派遣部隊の業務及び撤収等」を準用する。

第2部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項等を定め、本町における南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

本町に係る地震防災に関し、町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、共通編第1部第6章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とする。

3 上位計画及び関連計画との整合性の確保

- (1) この計画は、法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針、基本的な施策に関する事項並びに施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体等が定める「南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「推進計画」という。）並びに関係事業者等が定める「南海トラフ地震防災対策計画」（以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項等を定めた、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（中央防災会議令和2年5月。以下「推進基本計画」という。）が上位計画となっている。したがって、町は、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する観点から推進基本計画の定めるところを踏まえ、最大限整合性を確保するよう努める。
- (2) 町は、町域における南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を的確に推進するために法第5条第1項の規定に基づき、指定行政機関及び指定公共機関又は県をはじめ隣接市町村等関係地方公共団体等が定める推進計画と本計画との整合性を確保するよう努める。

4 計画の修正

推進基本計画及び推進計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したのものとしておかなければならないとされている。したがって、本町においても推進基本計画の修正及び他の機関の推進計画の修正が行われた場合はも

とより、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第2節 重点施策に関する事項

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

本町の地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と、「命をつなぐ」対策について、重点的に取り組むものは、本編第4部「重点的な取組み」のとおりである。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

南海トラフ巨大地震から町土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、地震防災緊急事業を計画的に整備を図る。

なお、町有施設の耐震化は、今後、検討の上整備計画をたて、整備を図る。

- (1) 避難施設
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を確保するための道路
- (5) 高規格道路等
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設
- (7) 共同溝
- (8) 社会福祉施設
- (9) 公立の保育、小、中学校
- (10) 河川管理施設
- (11) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線
- (14) 老朽住宅密集地域における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (15) その他

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。
- イ 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

2 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料編14「協定一覧」のとおり。
- (2) 町は必要があるときは、1に掲げる配備手配に従い、応援を要請する。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- (2) 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。

本節の内容は、共通編第2部第4章第2節「情報の収集・伝達体制」及び本編第1部第1章第1節「活動体制の確立」を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は共通編第2部第4章第2節「情報の収集・伝達体制」及び本編第1部第1章第2節「情報の収集・伝達」を準用する。

イ 情報の伝達に当たっては、防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るよう留意する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。

イ 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

ウ 周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

エ 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。その収集体制は、共通編第2部第4章第2節「情報の収集・伝達体制」及び本編第1部第1章第2節「情報の収集・伝達」を準用する。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるMw8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたMw6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 地域住民の避難行動等

ア 地震の揺れに起因する土砂災害（地すべり・がけ崩れ・山体崩壊等）が想定される地域において避難しておくことが望ましいと判断する場合は、避難指示等を実施する。

イ 安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、緊急避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。

ウ 町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

エ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

オ 避難所の運営

本編第1部第1章第6節「避難活動等」を準用する。

(6) 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団は、出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために必要な措置を講じる。

ア 警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(7) 交通対策

ア 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知する。

(8) 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

来場者等が多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

また、避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 河川施設について、水門等の閉鎖手順の確認又は閉鎖に備えて講じるべき措置
- (ウ) 医療施設においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- (エ) 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
 - a 児童生徒等に対する保護の方法
 - b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (オ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - a 入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法
 - b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、2の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(9) 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるように努める。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。

イ 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すことなどに配慮する。

ウ 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上Mw8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(3) 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第6節 防災訓練に関する事項

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

1 各機関等が行う訓練

町は、地震発生時の円滑な避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

町は、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。

なお、防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

2 訓練実施上の留意点

訓練実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国や指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努める。
- (2) 防災マップ、ハザードマップ等を活用するとともに、マップでは危険がないと想定された地域においても、「揺れたら逃げる」意識の徹底を目指した避難、要配慮者に対する救出・救助、自主防災組織や事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保等、地域の特性及び災害の態様等を十分に考慮するなど、実情に応じた訓練を実施する。
- (3) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

- (5) 各訓練実施後は、検証を経て課題等を明らかにし、今後の訓練に反映させるとともに、必要に応じて避難及び消防計画等の修正を行う。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

1 町職員等に対する教育

町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施する。

なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が

発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 教育・広報の実施に当たって留意すべき事項

- (1) 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。
- (2) 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
- (3) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (4) 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- (5) 教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のホームページに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- (6) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- (7) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。
- (8) 南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報に当たり留意する。

第3部 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会】

本節の内容は、一般対策編第2部第1章第1節「復旧・復興の基本方向の決定」を準用する。

第2章 災害復旧対策

第1節 迅速な原状復旧の進め方

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会】

本節の内容は、一般対策編第2部第2章第1節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第2節 公共施設等復旧対策

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会】

本節の内容は、一般対策編第2部第2章第2節「公共施設等復旧対策」を準用する。

第3章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会】

本節の内容は、一般対策編第2部第3章第1節「復興計画の進め方」を準用する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

【住民課・健康福祉課・企画推進課・農畜林振興課】

本節の内容は、一般対策編第2部第3章第2節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

【企画推進課】

本節の内容は、一般対策編第2部第3章第3節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」を準用する。

第4部 重点的な取組み

これまでの南海トラフ地震対策の成果と課題を踏まえ、「命を守る」対策をさらに徹底させ、これまで掘り下げてきた「命をつなぐ」対策を幅広く展開し、「生活を立ち上げる」対策を推進する。

また、公助としての取組みを全力で進めるとともに、自助、共助の取組みへの後押しも強化する。

以上を踏まえ、次の4つの対策を重点的に推進する。

- 1 命を守る対策
- 2 命をつなぐ対策
- 3 生活を立ち上げる対策
- 4 震災に強い人・地域づくり対策

第1章 命を守る対策

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

地震による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策が重要となることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、地震の危険性についての啓発や情報伝達手段の整備、避難路、緊急避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進める。さらに、南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が通常と比べて相対的に高まった際に発表される南海トラフ地震臨時情報を生かすための防災対策を進める。

1 建物の転倒から身を守ること

- (1) 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。
- (2) 公共建築物の耐震化について計画的に進める。
- (3) 社会福祉施設の耐震化の促進を図る。
- (4) 民間建築物の耐震化の促進を図る。
- (5) 耐震化のさらなる促進に向け部分的な耐震対策を進める。
- (6) 学校における非構造部材等の耐震化の促進を図る。

2 家具等の転倒から身を守ること

個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進めるとともに、公共建築物の書棚や器具等の転倒防止を推進する。

3 ブロック塀の倒壊から身を守ること

ブロック塀の倒壊防止対策を進める。

4 揺れを感じたときの行動を身につけること

- (1) 身を守る行動指針を定め、普及啓発に努める。
- (2) 家庭での防災用品や非常食料等の備えを推進する。
- (3) 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援する。

5 火災による被害をおさえること

密集住宅地域の改善を進める。

6 南海トラフ地震臨時情報への対応

避難対策を強化するとともに、企業の対策計画の見直しを促進する。

第2章 命をつなぐ対策

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

地震直後の強い揺れから助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、防災拠点施設や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進める。

1 応急対策活動体制等の整備

(1) 初動体制の確立訓練等の実施

地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施する。

(2) 医療救護訓練の実施

地震発生後の医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進める。

(3) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路を確保するための対策を進める。

(4) ライフラインの早期復旧体制

ライフラインの早期復旧体制を構築する。

(5) 燃料確保対策

燃料確保対策を推進する。

2 広域避難体制等の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他市町村と広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発生時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

町域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。

3 避難所等の整備

(1) 資機材の備蓄

避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄化器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進める。

(2) 避難所の環境整備

避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図る。また、被災者等のこころのケアを行うための体制の整備を進める。

(3) 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を促進するとともに、一般の避難所における要配慮者対応の充実に努める。

4 受援態勢の強化

(1) 受援計画

応急救助や医療・保健・福祉、物資・インフラ、職員派遣・ボランティアに関する受援計画やマニュアル策定を推進する。

(2) 計画の見直し

策定した計画等について、訓練等による検証・見直しを行い、応急活動の実効性を高める。

第3章 生活を立ち上げる対策

【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

地震の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら対策を講じるとともに、併せて、被災後、速やかに住民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組む。

1 まちづくり

- (1) 早期の復旧・復興のため、地籍調査事業を推進する。
- (2) 被災前に、復興まちづくり指針を策定するよう努める。
- (3) 災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制を構築する。

2 暮らしの再建

- (1) 早期の復旧・復興のため、災害廃棄物処理体制を構築する。
- (2) 農業、商工業、観光業などの産業の復旧・復興のため、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。
- (3) 社会福祉施設の事業継続計画（BCP）の策定を支援する。

第4章 震災に強い人・地域づくり対策

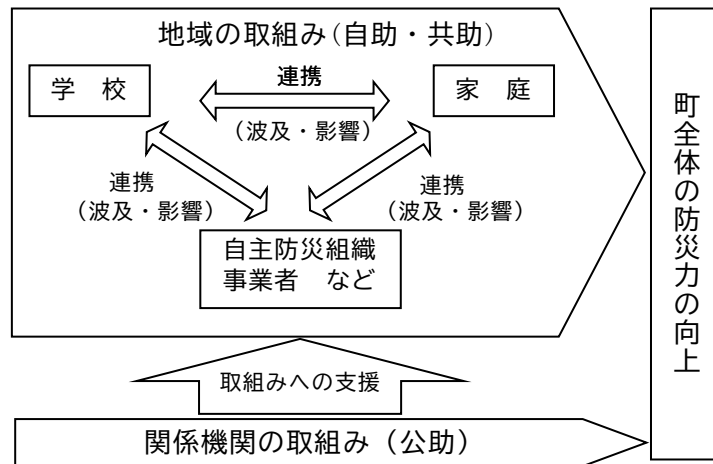
【総務課・議会事務局・出納室・住民課・健康福祉課・建設課・
企画推進課・農畜林振興課・教育委員会・消防団】

これから社会を担う子どもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災学習の機会を増やし、学校や家庭、地域等がともに取り組むことにより、町全体の防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図る。

■防災教育の進め方



1 学校及び地域での防災教育

- (1) 教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく発達段階に応じた防災教育を推進する。
- (2) 学校、家庭、地域が一体となった防災への取組みを推進する。
- (3) 教職員の防災研修を推進する。

2 住民への防災教育

町は、南海トラフ地震に備える住民の自助を支援するための情報提供を行い、住民自身による地震防災対策を促進する。

- (1) 啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」の作成及び町内全戸への配布
- (2) 地域における防災学習会や訓練の開催
- (3) 南海トラフ地震情報コーナーの設置

3 防災エキスパートの養成

- (1) 自主防災活動を担う人材の育成を図る。
- (2) 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進する。
- (3) 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士を養成する。

4 防災の視点に立った公共施設の整備

- (1) 地震防災緊急事業五箇年計画（第2部第3節「地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項」参照）に基づき各種の施設整備を進める。
- (2) 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。

5 技術的・財政的支援

国に対して地方の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援を要請する。
また、地震観測体制の強化及び空白地帯の解消を要請する。

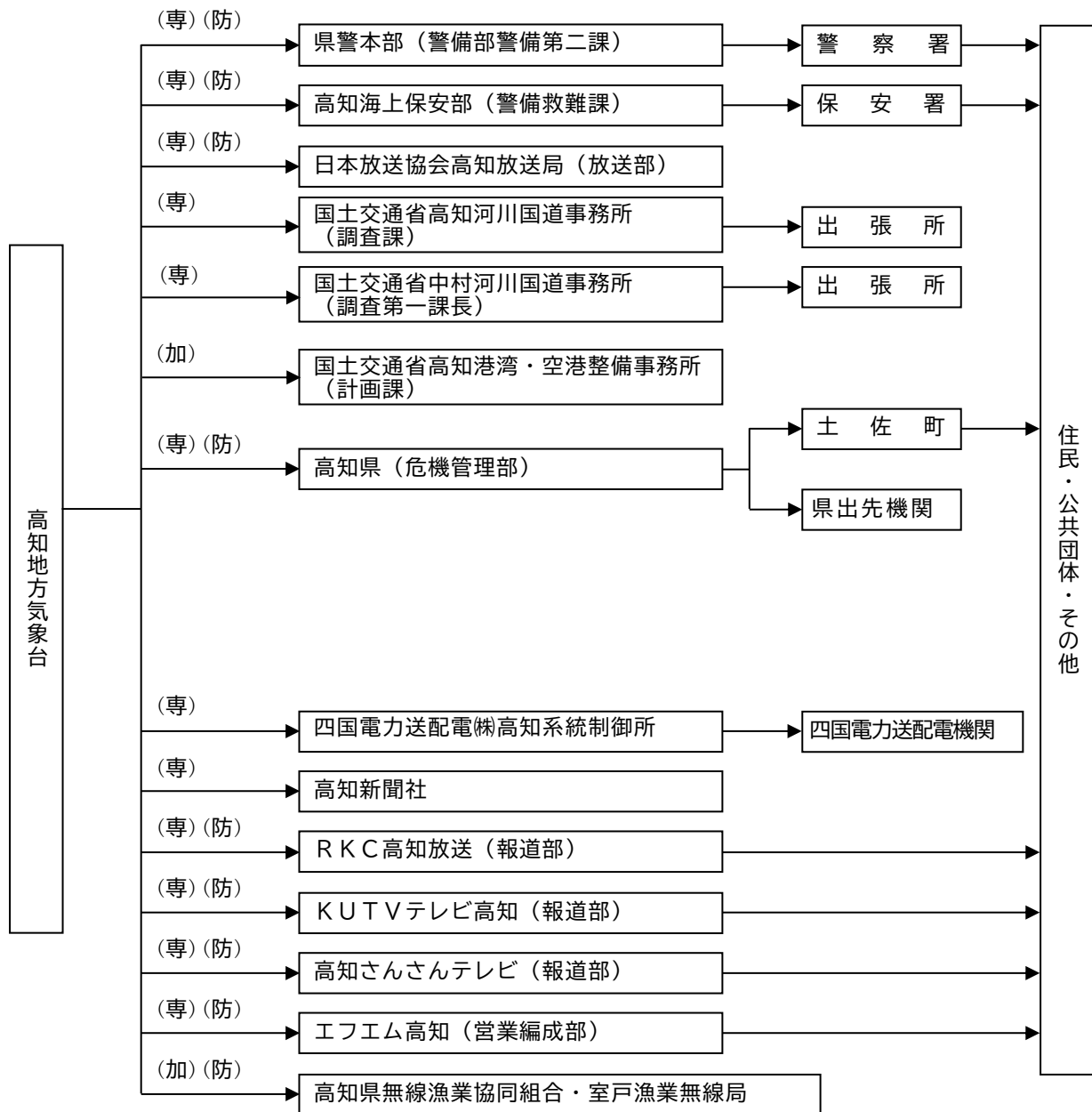
別表1 地震に関する情報

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	○地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	○「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報(警報)発表時	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表 ○震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	○地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	○国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1 ○日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	○観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。

別表2 地震に関する情報の伝達系統



(加)：加入電話
(Fネットを含む)

(防)：防災行政無線

(専)：専用線

【第4編 火災及び事故災害対策編】

第1章 大規模な火事災害対策

【総務課・住民課・建設課・企画推進課・消防団】

第1節 火事災害の予防対策

大規模な火災を未然に防ぐため、町及び防災関係機関は、火災に強いまちづくりや防火管理の徹底など火災予防の充実強化を図る。

1 火災に強いまちづくり

火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行う。

- (1) 防災空間の整備
避難路、緊急避難場所、延焼遮断帯等の整備、公共施設の不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。
- (2) 建築物の安全対策
公共施設の適切な維持管理、防火性能の向上を推進する。

2 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

- (1) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理を徹底する。
- (2) 建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

3 防火知識の普及啓発

住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間等を通じて、幅広く防火知識の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や消火器等の基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

4 消防力の強化

- (1) 大規模な火災に備え、消防計画を作成し、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (2) 消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

5 火災気象通報

県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

■火災気象通報の基準

- ◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速7m/sを超える見込みのとき
- ◇平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
(降雨、降雪中は通報しないこともある)

第2節 火事災害の応急対策

大規模な火災が発生した場合において被害の拡大を防止、又は軽減するため、町及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

1 情報の収集と伝達

- (1) 火災の発生状況や、被災状況等の情報収集と、県への報告
- (2) 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への即報

2 消火活動等

(1) 応急措置

町及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施する。

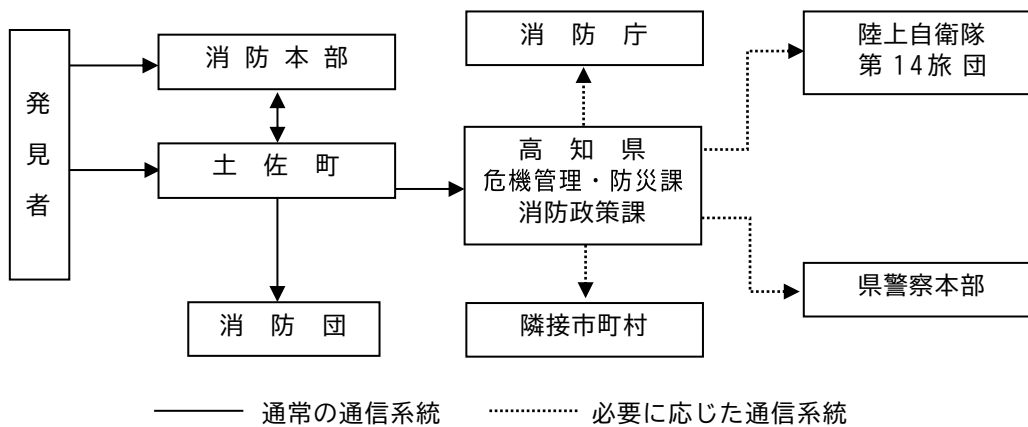
- ア 防災関係機関と連携した火災防ぎょ活動
- イ 現地災害対策本部の設置

(2) 応援要請

火災が拡大し、町単独での消火が困難な場合は、応援を要請する。

- ア 県に消防防災ヘリコプターの出動を要請し空中からの消火活動を要請
- イ 他市町村への応援要請

■大規模な火事災害時の通報・通信系統図



第2章 林野火災対策

【総務課・住民課・企画推進課・農畜林振興課・消防団】

第1節 林野火災予防対策

町の林野面積は約86%を占めるため、町及び防災関係機関は、森林所有者や地域の林業関係団体と連携して、必要な林野火災の予防対策を講じる。

1 予防対策

- (1) 住民の林野火災予防に関する意識の啓発
- (2) 火入れに対する土佐町火入れに関する条例に基づく届出(許可)及び条件の確認
違反事項の中止の指示
- (3) 火災発生危険期における出火防止の広報や林野の重点的な巡視の実施
- (4) 消防力強化のための防ぎよ資機材の整備及び備蓄

2 火災気象通報

本編第1章第1節「5 火災気象通報」を準用する。

第2節 林野火災応急対策

林野火災が発生した場合において、町及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

1 情報の収集と伝達

本編第1章第2節「1 情報の収集と伝達」を準用する。

2 消火活動等

本編第1章第2節「2 消火活動等」を準用する。

3 二次災害の防止活動等

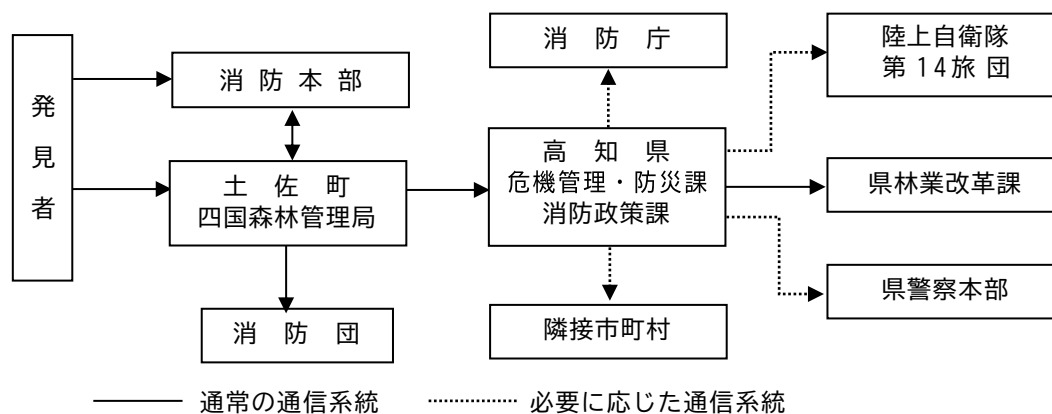
(1) 点検の実施

林野火災により被害を受けた地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

(2) 防災対策の実施

点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、県と連携し応急対策、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

■林野火災時の通報・通信系統図



第3章 重大事故発生時の町の措置

【総務課・住民課・健康福祉課・企画推進課・消防団】

突発的に発生する車両事故、爆発事故等の重大事故について、各防災関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置について定める。

突発的な重大事故に対応するため、各機関のとるべき基本的な措置をあらかじめ定め、事故発生時には状況に応じ、各機関が役割を果たす。

機関名	重大事故発生時の措置
土佐町	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地における応急的医療施設及び受入れ施設等の設置 2 死傷者の捜索、救出、搬出 3 災害現場の警戒 4 関係機関の実施する搬送等の調整 5 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 6 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） 7 身元不明遺体の処理
高知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 2 救急医療についての総合調整 3 救助、救急医療、死傷者の受入れ処理 4 医療及び遺体の処理に要する資機材の調達 5 公立医療機関に対する出動要請 6 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 7 医師会及び歯科医師会に対する協力要請 8 薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現場での人命検索活動 2 災害現場での救助活動 3 負傷者等への応急措置活動 4 現地医療救護施設又は医療機関への負傷者等の搬送活動 5 その他市民の生命・身体に関する活動
高知県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集及び伝達 2 救出・救護及び行方不明者の捜索 3 避難誘導 4 被害拡大防止 5 緊急交通路確保等の交通規制 6 遺体等の検索、収容及び身元不明遺体の身元調査 7 遺体の検視・検案 8 広報活動 9 その他必要な警察活動
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者等の救出及び搬送等の支援 2 救護班、救助物資等の輸送支援
医療機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の実施 2 傷病者に対する看護
日本赤十字社 高知県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地医療の実施 2 傷病者に対する看護 3 輸血用血液の確保
医師会 歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の確保 2 所属医師の派遣

機関名	重大事故発生時の措置
薬剤師会	1 医薬品の供給及び薬剤師の派遣
N T T西日本 株式会社	1 緊急臨時電話の架設
四国電力株式会社 四国電力送配電 株式会社	1 照明灯等の設置

※この表に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画等による。

第4章 道路事故対策

【総務課・住民課・建設課・企画推進課・消防団】

第1節 道路事故予防対策

道路施設の整備などの道路交通の安全確保のための予防対策を講じる。

1 町が管理する道路施設等の整備

- (1) 道路交通の安全確保を目的とした情報収集及び連絡体制を整備
- (2) 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備
- (3) 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況を把握
- (4) 道路における災害を予防するため、必要な施設等を整備

2 実践的な防災訓練の実施

国、県、警察及びその他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

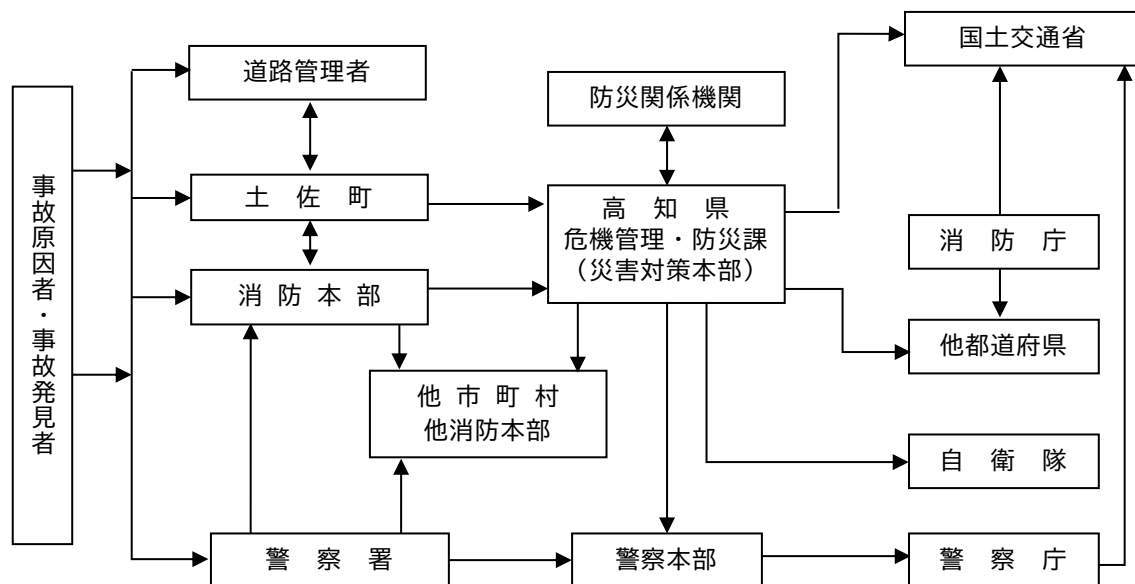
第2節 道路事故応急対策

道路建造物の被災等による被害が発生した場合において、町は防災関係機関等と相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 町が管理する道路施設等の道路災害応急対策

- (1) 速やかに被災者の避難誘導、交通規制等の必要な措置を対処
- (2) 危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導等の必要な措置を対処
- (3) 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動への協力
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通対処確保
- (5) 災害の状況、施設の復旧状況等の情報を収集し、的確に関係者へ伝達

■道路被害情報等の収集伝達系統図



第5章 陸上における排出油災害対策

【総務課・住民課・企画推進課・消防団】

第1節 陸上における排出油災害予防対策

防災関係機関等と、陸上での排出油災害に対する予防対策について定める。

1 情報の収集・伝達

陸上において排出油災害が発生するか又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路について定める。

第2節 陸上における排出油災害応急対策

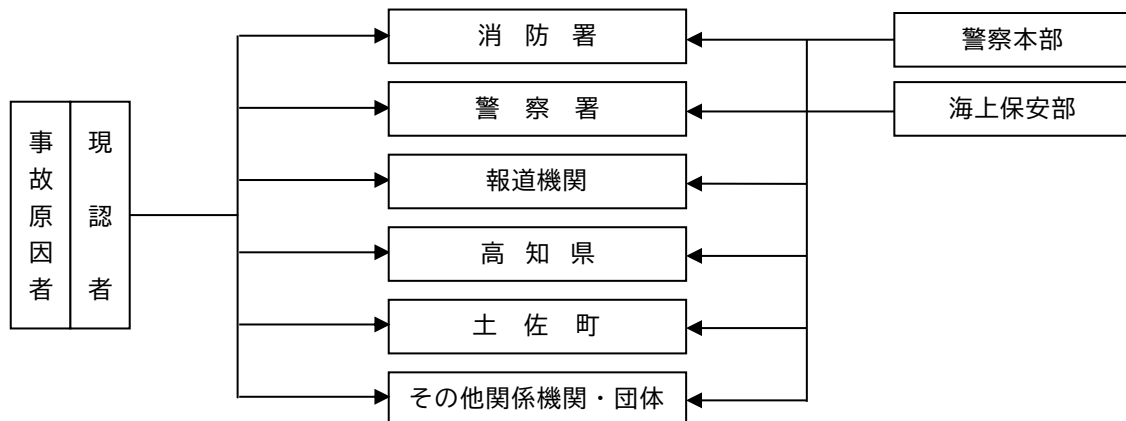
防災関係機関等と、陸上での排出油災害に対する応急対策について定める。

1 防除活動

事故原因者及び消防機関等は、排出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講じる。

2 住民の安全確保

排出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難指示等、広報等の応急対策を実施する。



第6章 危険物等災害対策

【総務課・住民課・企画推進課・消防団】

■危険物等の定義

◇危険物	消防法第2条第7項に規定されているもの
◇高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
◇火薬類	火薬類取締法第2条に規定されているもの
◇毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

第1節 危険物災害予防対策・応急対策

危険物による災害の発生を防止するために、防災関係機関と連携して保安体制の強化を図る。また、災害発生時の応急対策について定める。

第2節 高圧ガス災害予防対策・応急対策

事業所等における保安体制の確立の促進、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故の防止に努める。また、災害発生時の応急対策について定める。

第3節 火薬類災害予防対策・応急対策

火薬類取扱事業所等における保安体制の確立の促進、保安意識の高揚を図り、火薬類による事故の防止に努める。また、災害発生時の応急対策について定める。

第4節 毒物・劇物災害予防対策・応急対策

危害防止体制の確立の促進、危害防止意識の高揚を図り、毒物・劇物による事故の防止に努める。また、災害発生時の応急対策について定める。

第5節 住民の安全確保のための体制整備

事業所や地域住民と連携して、危険物等災害に対し安全を確保するための体制の整備を図る。

第7章 原子力事故災害対策

【総務課・住民課・健康福祉課・企画推進課・消防団】

- ◇ 本章における原子力事故災害対策は、愛媛県に所在する「伊方発電所」での事故を対象とする。
- ◇ 他の原子力発電所において事故が発生し、土佐町への影響があると予測される場合には、本章を準用して対応する。

第1節 原子力事故災害予防対策

1 情報連絡体制等の整備

平時から原子力事故災害の発生に備え、町、県及びその他防災関係機関との間で、原子力防災に関する情報の収集や事故発生時の連絡、通報を円滑に行うための体制を整備する。

2 住民への情報伝達体制の整備

原子力事故災害の正確な情報を住民に対して確実かつ速やかに伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

3 広域的な避難対策等の整備

町及び県は、県内外からの避難者を想定し、一時的及び長期的に受入れ可能な避難所について、あらかじめ選定する。

4 緊急輸送活動等の整備

住民の避難にかかる人員の搬送や物資の輸送、さらに避難誘導や緊急輸送道路の確保等が必要となる場合に備え、防災関係機関との連携体制を整備する。

5 観光対策の整備

原子力事故災害発生時における空間放射線量率等の検査、測定結果を、各観光施設がインターネット等で広く情報発信できるよう体制を整備する。

第2節 原子力事故災害応急対策

1 住民への情報伝達

住民に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報伝達手段を活用して、原子力事故災害に関する状況や屋内退避等の指示など、必要に応じて、速やかに伝達する。

2 広報活動

原子力事故災害の現状や今後の予測、町の応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項について、広く住民に向けて広報活動を実施する。

3 防護活動

(1) 屋内退避と避難

原子力事故災害の状況や放射性物質の拡散予測等を踏まえ、必要と認めた場合には、県からの要請に基づき住民への屋内退避又は避難等の指示を行う。

(2) 安定ヨウ素剤の配布と服用

必要と認めた場合には、県と協力し、対象となる住民へ安定ヨウ素剤を配布し、服用の指示を行う。

(3) 防災関係機関との連携

住民の避難や物資の搬送等、応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、県及び防災関係機関との調整を図る。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者について十分に配慮した応急対策活動を実施する。

4 緊急時のモニタリングの実施

本町の区域内の放射性物質の拡散状況を把握するため、県と調整の上、緊急時のモニタリングを実施し、空間放射線量率等の測定を行う。

5 住民の健康対策

(1) 食品等の検査と摂取制限

原子力事故災害が発生した場合は、県が実施する放射性物質に係るモニタリング検査や放射性物質の測定結果の提供を受け、速やかに住民に情報提供を行う。

なお、検査結果が厚生労働省の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、食品等の出荷制限や摂取制限を行う。

(2) 医療体制の確立

医療機関と連携し、必要に応じて住民等のスクリーニング、被ばく線量の測定及び除染等を実施する。

(3) 相談専用窓口の設置

住民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

6 広域的な避難対策と支援要請

(1) 県内での広域的な避難

県内の他市町村への避難が必要と判断した場合は、避難について、受入先となる市町村と、直接協議を行う。県は、必要に応じて、市町村間の調整を図る。

(2) 県外への避難

県外への避難が必要と判断した場合は、避難に関し、県に対して他都道府県と協議するよう要請する。

(3) 避難者の受入れ

県内の他市町村及び県外から避難者受入れの要請があった場合、町及び県は、調整の上、避難所の開設又は避難者用住宅の提供を行う。

(4) 生活支援と情報提供

住居や生活、医療、教育、保育、介護、障がい者支援など避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

7 物資の備蓄、調達と供給活動

(1) 物資の備蓄

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄し、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

(2) 物資の調達、供給活動

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努め、国〔消防庁〕に支援を要請する。

8 緊急輸送活動等

原子力事故災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、防災関係機関と連携し、緊急輸送活動を実施する。

9 食品・飲料水の検査と摂取制限

国及び県から指示があったとき、又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染飲料・飲食物の摂取制限などの措置を行う。

また、国及び県から指示があったときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関等に、汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

10 観光対策

検査、測定結果について、速やかにかつわかりやすいように、広く公表するとともに、各観光施設においても情報発信できるよう情報提供を行う。

第3節 原子力事故災害復旧対策

1 緊急時のモニタリングの継続

県と協力し、周辺環境に対する全般的な評価等を行うためのモニタリングを実施し、空間放射線量率が平時の状態に戻るまで継続する。

2 住民の健康対策

住民の健康に対する不安を払拭するとともに、メンタルヘルスキアの必要性も考慮し、対象とする地域を選定して、県及び医療機関をはじめとする関係機関と協力して、地域の住民を対象とする健康相談及び健康影響調査等を実施する。

3 放射性物質による汚染の除去等

国が示す除染基準や、放射性物質により汚染された廃棄物の処理方針に則って、県と協力し、必要な除染作業や汚染廃棄物の処理を実施する。

4 広域的な避難対策と支援

県と協力して、県内の他市町村及び県外からの避難者について、健康調査やメンタルヘルスキア及び生活上の困難等について、継続的に聞き取り調査等を行い、必要な支援を実施する。

5 風評被害への対策

県と協力し、農林水産物等の本町の区域内の産品について検査を継続するとともに、安全性の確認された品目については、関係機関と協力の上、本町の区域内外においてキャンペーンやイベントを企画するなど、本町の区域内の産品の適正な流通促進に努める。

第8章 その他の災害対策

【総務課・住民課・企画推進課・消防団】

1 健康危機

- (1) 食中毒や感染症、飲料水、有害物質等による健康被害の発生により住民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」により対策を行う。
- (2) 健康被害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

2 予期しない原因による災害

予期しない原因による大きな被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

【資料編】

1 防災関係機関連絡先

(1) 指定地方行政機関

機関名	所在地	連絡先
中国四国農政局 高知地域センター	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088-875-7236
高知地方气象台	高知市本町4-3-41	088-822-8883
四国森林管理局 嶺北森林管理署	長岡郡本山町本山850	0887-76-2110
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所	高知市六泉町96-7	088-833-0111

(2) 県関係機関

機関名	所在地	連絡先
県庁	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-1111
県危機管理部	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9320
高知東警察署 本山警察庁舎	長岡郡本山町本山850-1	0887-76-0110
中央東土木事務所 本山事務所	〃 本山946-6	0887-76-2105
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田1128-1	0887-53-0298
嶺北農業改良普及所	土佐郡土佐町田井1370-7	0887-82-0129
嶺北林業振興事務所	土佐郡土佐町田井1445-1	0887-82-0162
中央家畜保健衛生所 嶺北支所	土佐郡土佐町田井1370-7	0887-82-0054

(3) 自衛隊

陸上自衛隊第14旅団
海上自衛隊第24航空隊
海上自衛隊徳島教育航空郡

(4) 指定公共機関

機関名	所在地	連絡先
N T T 西日本(株)高知支店	高知市帯屋町2-5-11	088-824-1000
日本赤十字社土佐町分区	土佐郡土佐町土居194	0887-82-1067
独立行政法人水資源機構吉野川局 池田総合管理所 早明浦ダム・高知分水管理所	〃 田井6591-5	0887-82-0485
四国電力送配電(株)田井サービスセンター	〃 田井966	0887-82-0460
日本郵便株式会社 田井 郵便局	土佐郡土佐町田井961-2	0887-82-0430
森 〃	〃 土居246-5	0887-82-0431
地藏寺 〃	〃 地藏寺411-7	0887-83-0050
西石原 〃	〃 西石原1241-1	0887-83-0020

(5) 指定地方公共機関

機関名	所在地	連絡先
とさでん交通(株)	高知市棧橋通4-12-7	088-833-7111
(一社)高知県トラック協会	高知市南ノ丸町5-17	088-832-3499
(一社)高知県LPガス協会	高知市大原町80-2	088-805-1622
(一社)高知県バス協会	高知市大津乙1879-9	088-866-0505
(一社)高知県建設業協会	高知市本町4-2-15	088-822-6181

(6) 公共的団体

機関名	所在地	連絡先
高知県農業協同組合れいほく支所	土佐郡土佐町土居284-1	0887-82-2800
土佐町森林組合	〃 土居26-1	0887-82-0140
土佐地区商工会	〃 田井1463-2	0887-82-0086
土佐長岡郡医師会	南国市大埴甲320 南国市保健福祉センター2階	088-864-1056

2 災害危険箇所等

(1) 地すべり防止区域

ア 国土交通省所管

指定 番号	区域名	所在地		指定年月日	告示番号	指定面積 (ha)	区域内の保全対象							
		町・村	大字				保全人家		公共施設・建物					
							人家(戸)	対象人員 (人)	国道(m)	県道(m)	市町村道 (m)	農道(m)	林道(m)	学校(数)
22	溜井	土佐町	溜井	S36.4.8	995	93.10	51	276			5,000		5,000	
23	松木野	土佐町	松木野	S36.4.8	995	33.30	8	108		550			1,000	
24	高須	土佐町	高須	S36.4.8	995	85.10	55	272		2,000	9,600			
25	三島	土佐町	境・三島	S36.4.8	995	29.40	31	188			850			
26	伊勢川	土佐町	伊勢川	S36.4.8	995	193.60	3	12				2,250	5,000	
27	川井	土佐町	南川	S36.4.8	995	20.70	22	92		1,300				1
28	立割	土佐町	立割	S36.4.8	995	49.90	17	68			3,000			
29	西石原	土佐町	西石原	S36.4.8	995	18.50	10	64			1,000			
87	西石原	土佐町	西石原	S56.3.17	563	6.65								
32	檜山	土佐町	檜山	S36.4.8	995	17.50	12	48		650	750			
33	能地	土佐町	和田	S36.4.8	995	52.40	20	80					2,000	
97	能地	土佐町	和田	H7.7.24	1397	1.14								
43	相川	土佐町	相川	S42.3.31	1167	345.40	56	348		1,500	6,000			
53	樺	土佐町	田井	S50.5.29	916	13.60	45	372			725			
68	安吉	土佐町	東石原	S53.4.21	877	17.18	25	108		500			500	
69	黒丸	土佐町	瀬戸	S53.4.21	877	57.53	29	128			700	1,400		2
70	岡	土佐町	田井	S53.4.21	877	17.42	30	32	350	600				
71	下地藏寺	土佐町	地藏寺	S53.4.21	877	28.07	30	340			800		1,500	
73	白石	土佐町	南泉	S53.4.21	878	30.06	15	264		200	5,500			
90	高野	土佐町	和田	S60.3.27	690	35.86	9	36			500		1,500	

イ 林野庁所管

整理番号	地すべり地域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日	告示番号	備考
19	中地藏寺	土佐郡土佐町中地藏寺	161.96	S19.5.10	第385号	
22	大洲	土佐郡土佐町大洲	81.25	S50.3.20	第302号	
31	有間	土佐郡土佐町有間	36.45	S53.5.13	第623号	
34	段治里	土佐郡土佐町田井下段治里	15.73	S54.4.25	第623号	
43	下瀬戸	土佐郡土佐町瀬戸	52.91	S63.6.23	第870号	

ウ 農村振興局所管

整理番号	区域名	指定年月日	告示番号	所在地		関係戸数	指定面積 (ha)
				町・村	字		
15	東石原	S47.8.16 S63.3.26	1431 363	土佐町	東石原	15	84.27 25.61
17	峰石原	S49.2.20	96	土佐町	東石原	56	103.60
34	地藏寺北	S58.3.23	350	土佐町	地藏寺	35	80.80
42	平石	S61.1.9	45	土佐町	地藏寺	14	65.80
52	下地	H7.8.3	1144	土佐町	地藏寺	6	39.52

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

国土交通省所管

整理番号	区域名	町・村	字	指定年月日	告示番号	指定面積 (ha)	保全人家 (戸)
190	田井古家	土佐町	田井	S53.7.28	425	6.86	39
293	田井清水	土佐町	田井	S55.10.21	679	0.22	20
771	岡	土佐町	田井	H8.3.22	162	1.06	22
876	大田原	土佐町	田井	H12.2.4	57	1.88	13
876-1	大田原	土佐町	田井	H14.3.5	87	0.39	2
959	岡(西)	土佐町	カミ田	H16.1.23	62	3.15	26
1034	南境	土佐町	境字馬場 他	H23.3.22	157	1.07	15

(3) 異常気象時主要交通規制箇所

ア 県管理 主要地方道

整理 番号	路線名	担当 土木 事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)		気象等観測所	危険 内容	迂回路	道路 情報板	道路エタ-	備考 道路交通 遮断装置
			自 都市 町村字 至 都市 町村字	延長 (km)		通行注意	通行止						
						時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量						
37	高知伊予三島線	本山	土佐郡土佐町郷ノ峰 土佐郡土佐町南川	23.1	304	なし	50 200	黒丸	落石崩土	なし	B-1 C-2	0	
39	高知本山線	本山	土佐郡土佐町赤良木 土佐郡土佐町高須	7.1	1,714	なし	50 200	溜井(国)	落石崩土	なし	A-1 その他 2	0	
41	本川大杉線	本山	土佐郡大川村大藪 土佐郡土佐町田井	23.8	994	なし	50 200	小松(国)	落石崩土	なし	B-2 C-1 電光式 (小)1 その他 1	0	

イ 一般県道

整理 番号	路線名	担当 土木 事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)		気象等観測所	危険 内容	迂回路	道路 情報板	道路エタ-	備考 道路交通 遮断装置
			自 都市 町村字 至 都市 町村字	延長 (km)		通行注意	通行止						
						時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量						
71	大川土佐線	本山	土佐郡大川村下小南川 土佐郡土佐町境	23.4	141	なし	50 200	丸石(国)	落石崩土	なし	C-1 その他 2	0	

(4) 道路危険箇所(県管理)

ア 落石崩壊

施設管理番号	路線名	所在地	延長(m)	備考
D439A640	国道439号	土佐郡土佐町田井	58.0	
D439A645	国道439号	土佐郡土佐町田井	165.0	
D439A650	国道439号	土佐郡土佐町境	42.0	
D439A655	国道439号	土佐郡土佐町土居	55.0	
D439A660	国道439号	土佐郡土佐町土居	458.0	
D439A665	国道439号	土佐郡土佐町土居	130.0	
D439A670	国道439号	土佐郡土佐町土居	72.0	
D439A680	国道439号	土佐郡土佐町土居	323.0	
D439A685	国道439号	土佐郡土佐町土居	39.0	
D439A690	国道439号	土佐郡土佐町土居	73.0	
D439A695	国道439号	土佐郡土佐町土居	274.0	
D439A700	国道439号	土佐郡土佐町土居	180.0	
D439A705	国道439号	土佐郡土佐町地藏寺	213.0	
D439A710	国道439号	土佐郡土佐町地藏寺	264.0	
D439A715	国道439号	土佐郡土佐町地藏寺	525.0	
D439A720	国道439号	土佐郡土佐町地藏寺	221.0	
D439A725	国道439号	土佐郡土佐町地藏寺	38.0	
D439A730	国道439号	土佐郡土佐町東石原	527.0	
D439A735	国道439号	土佐郡土佐町東石原	52.0	
D439A740	国道439号	土佐郡土佐町東石原	223.0	
D439A745	国道439号	土佐郡土佐町東石原	30.0	
D439A750	国道439号	土佐郡土佐町東石原	17.0	
D439A755	国道439号	土佐郡土佐町東石原	179.0	
D439A760	国道439号	土佐郡土佐町東石原	91.0	
D439A765	国道439号	土佐郡土佐町東石原	117.0	
D439A770	国道439号	土佐郡土佐町東石原～西石原	123.0	
D439A775	国道439号	土佐郡土佐町西石原	146.0	
D439A780	国道439号	土佐郡土佐町西石原	178.0	
D439A785	国道439号	土佐郡土佐町西石原～東石原	191.0	
D439A790	国道439号	土佐郡土佐町東石原	77.0	
D439A795	国道439号	土佐郡土佐町東石原	111.0	
D439A800	国道439号	土佐郡土佐町東石原	216.0	
D439A805	国道439号	土佐郡土佐町東石原	8.0	
D439A675	国道439号	土佐郡土佐町上津川	197.0	
D017A475	本川大杉線	土佐郡土佐町上津川	222.0	
D017A480	本川大杉線	土佐郡土佐町上津川	40.0	
D017A485	本川大杉線	土佐郡土佐町上津川	316.0	
D017A490	本川大杉線	土佐郡土佐町上津川	26.0	
D017A495	本川大杉線	土佐郡土佐町上津川	203.0	
D017A500	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	124.0	
D017A505	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	37.0	
D017A510	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	357.0	
D017A515	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	215.0	

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D017A520	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	56.0	
D017A525	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	112.0	
D017A530	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	204.0	
D017A535	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	106.0	
D017A540	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	32.0	
D017A545	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	219.0	
D017A550	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	123.0	
D017A555	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	65.0	
D017A560	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	115.0	
D017A565	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	149.0	
D017A570	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	323.0	
D017A575	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	26.0	
D017A580	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	29.0	
D017A585	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	33.0	
D017A590	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	225.0	
D017A595	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	40.0	
D017A600	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	67.0	
D017A605	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	300.0	
D017A610	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	249.0	
D017A615	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	35.0	
D017A620	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	66.0	
D017A625	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	164.0	
D017A630	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	14.0	
D017A635	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	20.0	
D017A640	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	200.0	
D017A645	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	48.0	
D017A650	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	37.0	
D017A655	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	288.0	
D017A660	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	262.0	
D017A665	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	278.0	
D017A670	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	85.0	
D017A675	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	186.0	
D017A680	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	453.0	
D017A685	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	15.0	
D017A690	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	35.0	
D017A695	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	213.0	
D017A700	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	225.0	
D017A705	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	70.0	
D017A710	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	82.0	
D017A715	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	209.0	
D017A720	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	20.0	
D017A725	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	138.0	
D017A730	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	16.0	
D017A735	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	217.0	
D017A740	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	250.0	
D017A745	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	24.0	

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D017A750	本川大杉線	土佐郡土佐町境	164.0	
D017A755	本川大杉線	土佐郡土佐町境	402.0	
D017A760	本川大杉線	土佐郡土佐町境	198.0	
D017A765	本川大杉線	土佐郡土佐町境	184.0	
D017A770	本川大杉線	土佐郡土佐町境	25.0	
D017A775	本川大杉線	土佐郡土佐町境	205.0	
D017A780	本川大杉線	土佐郡土佐町境	210.0	
D017A785	本川大杉線	土佐郡土佐町境	192.0	
D017A790	本川大杉線	土佐郡土佐町境	355.0	
D017A795	本川大杉線	土佐郡土佐町境	24.0	
D017A800	本川大杉線	土佐郡土佐町境	225.0	
D017A805	本川大杉線	土佐郡土佐町境	187.0	
D017A810	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	304.0	
D017A815	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	222.0	
D017A820	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	35.0	
D017A825	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	200.0	
D017A830	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	355.0	
D017A835	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	256.0	
D017A840	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	206.0	
D017A845	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	23.0	
D017A850	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	10.0	
D017A855	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	29.0	
D017A860	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	200.0	
D017A865	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	260.0	
D017A870	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	195.0	
D017A875	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	47.0	
D017A880	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	49.0	
D017A885	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	181.0	
D017A890	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	49.0	
D017A895	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	170.0	
D017A900	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	361.0	
D017A905	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	192.0	
D006A005	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	30.0	
D006A010	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	330.0	
D006A015	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	330.0	
D006A020	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	182.0	
D006A025	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	36.0	
D006A035	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	192.0	
D006A040	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	294.0	
D006A045	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	202.0	
D006A050	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	189.0	
D006A055	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	327.0	
D006A060	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	216.0	
D006A065	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	93.0	
D006A070	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	267.0	
D006A075	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	259.0	

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D006A080	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	290.0	
D006A085	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	312.0	
D006A090	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	118.0	
D006A095	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	29.0	
D006A100	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	535.0	
D006A105	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	505.0	
D006A110	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	391.0	
D006A115	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	442.0	
D006A120	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	120.0	
D006A125	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原～芥川	433.0	
D006A130	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	253.0	
D006A135	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	239.0	
D006A140	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	44.0	
D006A145	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	311.0	
D006A150	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	306.0	
D006A155	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	353.0	
D006A160	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	94.0	
D006A165	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	159.0	
D006A170	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	120.0	
D006A175	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	52.0	
D006A180	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	255.0	
D006A185	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	137.0	
D006A190	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	391.0	
D006A195	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	341.0	
D006A200	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	481.0	
D006A205	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	23.0	
D006A210	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	222.0	
D006A215	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	188.0	
D006A220	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	150.0	
D006A225	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	323.0	
D006A230	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	255.0	
D006A235	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	231.0	
D006A240	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	400.0	
D006A245	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	290.0	
D006A250	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	376.0	
D006A255	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	226.0	
D006A260	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	684.0	
D006A265	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	312.0	
D006A270	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸～南川	426.0	
D006A275	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	290.0	
D006A280	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	350.0	
D006A285	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	230.0	
D006A290	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	142.0	
D006A295	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	418.0	
D006A300	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	57.0	
D006A305	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	250.0	

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D006A310	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	75.0	
D006A315	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	211.0	
D006A320	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	436.0	
D006A325	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	405.0	
D006A330	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	105.0	
D006A335	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	261.0	
D006A340	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	356.0	
D006A345	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	185.0	
D006A350	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	348.0	
D006A355	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	111.0	
D006A360	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	40.0	
D006A365	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	275.0	
D006A370	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	280.0	
D006A375	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	62.0	
D006A380	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	215.0	
D006A385	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	92.0	
D006A390	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	16.0	
D006A395	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	205.0	
D006A400	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	207.0	
D006A405	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	250.0	
D006A410	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	193.0	
D006A415	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	17.0	
D006A420	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	413.0	
D006A425	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	24.0	
D006A430	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	26.0	
D006A030	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	75.0	
D265A150	大川土佐線	土佐郡土佐町南川	249.0	
D265A155	大川土佐線	土佐郡土佐町南川	340.0	
D265A160	大川土佐線	土佐郡土佐町南川	387.0	
D265A165	大川土佐線	土佐郡土佐町南川	319.0	
D265A170	大川土佐線	土佐郡土佐町南川・柚の木	175.0	
D265A175	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	230.0	
D265A180	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	185.0	
D265A185	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	373.0	
D265A190	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	262.0	
D265A195	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	255.0	
D265A200	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	200.0	
D265A205	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	172.0	
D265A210	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	387.0	
D265A215	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	428.0	
D265A220	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	170.0	
D265A225	大川土佐線	土佐郡土佐町	20.0	
D265A230	大川土佐線	土佐郡土佐町	155.0	
D265A235	大川土佐線	土佐郡土佐町	125.0	
D265A240	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	335.0	
D265A245	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	485.0	

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D265A250	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	47.0	
D265A255	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	345.0	
D265A260	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	120.0	
D265A265	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	192.0	
D265A270	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	460.0	
D265A275	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	552.0	
D265A280	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	225.0	
D265A285	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	130.0	
D265A290	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	105.0	
D265A295	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木・和田	90.0	
D265A300	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	110.0	
D265A305	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	257.0	
D265A310	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	180.0	
D265A315	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	267.0	
D265A320	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	66.0	
D265A325	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	422.0	
D265A330	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	100.0	
D265A335	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	195.0	
D265A340	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	300.0	
D265A345	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	185.0	
D265A350	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	97.0	
D265A355	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	275.0	
D265A360	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	25.0	
D265A365	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	145.0	
D265A370	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	225.0	
D265A375	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	27.0	
D265A380	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	190.0	
D265A385	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	90.0	
D265A390	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	140.0	
D265A395	大川土佐線	土佐郡土佐町和田・境	110.0	
D265A400	大川土佐線	土佐郡土佐町和田・境	358.0	
D265A405	大川土佐線	土佐郡土佐町境	640.0	
D265A410	大川土佐線	土佐郡土佐町境	452.0	
D265A415	大川土佐線	土佐郡土佐町境	120.0	
D265A420	大川土佐線	土佐郡土佐町境	400.0	
D265A425	大川土佐線	土佐郡土佐町境	215.0	
D265A430	大川土佐線	土佐郡土佐町境	80.0	
D265A435	大川土佐線	土佐郡土佐町境	195.0	
D265A440	大川土佐線	土佐郡土佐町境	42.0	
D265A445	大川土佐線	土佐郡土佐町土居	165.0	
D265A450	大川土佐線	土佐郡土佐町土居	60.0	
D265A455	大川土佐線	土佐郡土佐町土居	30.0	
D265A460	大川土佐線	土佐郡土佐町土居	170.0	
D265A465	大川土佐線	土佐郡土佐町土居	136.0	
D265A470	大川土佐線	土佐郡土佐町土居	126.0	

イ 岩石崩壊

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D006B405	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	250.0	
D006B410	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	193.0	
D006B015	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	40.0	
D006B095	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	29.0	
D006B380	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	215.0	
D265B010	大川土佐線	土佐郡土佐町南川袖の木	175.0	
D265B015	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	230.0	
D265B020	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	185.0	
D265B025	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	373.0	
D265B030	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	255.0	
D265B035	大川土佐線	土佐郡土佐町	20.0	
D265B040	大川土佐線	土佐郡土佐町	155.0	
D265B045	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	120.0	
D265B050	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	192.0	
D265B055	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	460.0	
D265B060	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	145.0	
D265B065	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	225.0	
D265B070	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	190.0	

ウ 地すべり

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D439C080	国道439号	土佐郡土佐町田井	670.0	
D439C085	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺～東石原	3,110.0	
D439C090	国道439号	土佐郡土佐町東石原	1,050.0	
D439C095	国道439号	土佐郡土佐町東石原	820.0	
D439C100	国道439号	土佐郡土佐町西石原	1,050.0	
D265C025	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	1,037.0	
D016C005	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	320.0	
D016C010	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	61.0	
D016C015	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	490.0	
D016C020	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	1,490.0	
D016C025	高知本山線	土佐郡土佐町櫻山	210.0	
D016C030	高知本山線	土佐郡土佐町高須～相川	1,120.0	
D016C035	高知本山線	土佐郡土佐町相川	1,200.0	
D017C045	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	270.0	
D017C050	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	380.0	
D017C055	本川大杉線	土佐郡土佐町境	120.0	
D017C060	本川大杉線	土佐郡土佐町早明浦	370.0	
D006C005	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	1,610.0	
D006C010	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	990.0	

工 土石流

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D439E145	国道439号	土佐郡土佐町田井	3.0	
D439E150	国道439号	土佐郡土佐町土居	5.0	
D439E155	国道439号	土佐郡土佐町土居	2.0	
D439E160	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	11.0	
D439E165	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	2.0	
D439E170	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	3.0	
D439E175	国道439号	土佐郡土佐町東石原	3.0	
D439E180	国道439号	土佐郡土佐町東石原	3.0	
D439E185	国道439号	土佐郡土佐町西石原	3.0	
D439E190	国道439号	土佐郡土佐町西石原	5.0	
D439E195	国道439号	土佐郡土佐町西石原	6.0	
D439E200	国道439号	土佐郡土佐町東石原	4.0	
D265E035	大川土佐線	土佐郡土佐町南川	20.0	
D265E040	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	2.0	
D265E045	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	3.0	
D265E050	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	5.0	
D265E055	大川土佐線	土佐郡土佐町	10.0	
D265E060	大川土佐線	土佐郡土佐町	3.0	
D265E065	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	10.0	
D265E070	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	5.0	
D265E075	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	5.0	
D265E080	大川土佐線	土佐郡土佐町	3.0	
D265E085	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	25.0	
D265E090	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	5.0	
D265E095	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	3.0	
D265E100	大川土佐線	土佐郡土佐町境	10.0	
D016E005	高知本山線	土佐郡土佐町東石原	5.0	
D016E010	高知本山線	土佐郡土佐町東石原	6.0	
D016E015	高知本山線	土佐郡土佐町東石原	4.0	
D016E020	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	5.0	
D016E025	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	15.0	
D016E030	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	9.0	
D016E035	高知本山線	土佐郡土佐町	4.0	
D016E040	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	3.0	
D016E045	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	4.0	
D016E050	高知本山線	土佐郡土佐町高須	1.0	
D016E055	高知本山線	土佐郡土佐町高須	1.0	
D016E060	高知本山線	土佐郡土佐町高須	3.0	
D017E025	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	100.0	
D017E030	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	25.0	
D017E035	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	11.0	
D017E040	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	12.0	
D017E045	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	2.0	
D017E050	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	6.0	
D017E055	本川大杉線	土佐郡土佐町境	6.0	
D017E060	本川大杉線	土佐郡土佐町境	4.0	
D017E065	本川大杉線	土佐郡土佐町境	10.0	

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D017E070	本川大杉線	土佐郡土佐町境	10.0	
D017E075	本川大杉線	土佐郡土佐町境～田井	9.0	
D006E005	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	4.0	
D006E010	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	4.0	
D006E015	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	5.0	
D006E020	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	6.0	
D006E025	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	3.0	
D006E030	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	4.0	
D006E035	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	3.0	
D006E040	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	4.0	
D006E045	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	3.0	
D006E050	高知伊予三島線	土佐郡土佐町東石原	9.0	
D006E055	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	6.0	
D006E060	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	1.0	
D006E065	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	4.0	
D006E070	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	25.0	
D006E075	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	9.0	
D006E080	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	17.0	
D006E085	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	23.0	
D006E090	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	5.0	
D006E095	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	10.0	
D006E100	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	4.0	
D006E105	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	2.0	
D006E110	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	3.0	
D006E115	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	3.0	
D006E120	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	10.0	
D006E125	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	3.0	
D006E130	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	2.0	
D006E135	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	5.0	
D006E140	高知伊予三島線	土佐郡土佐町小松	4.0	
D006E145	高知伊予三島線	土佐郡土佐町小松	14.0	
D006E150	高知伊予三島線	土佐郡土佐町小松	21.0	
D006E155	高知伊予三島線	土佐郡土佐町高野	9.0	
D006E160	高知伊予三島線	土佐郡土佐町高野	7.0	
D006E165	高知伊予三島線	土佐郡土佐町高野	5.0	
D006E170	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	8.0	
D006E175	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	11.0	
D006E180	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	3.0	
D006E185	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	8.0	
D006E190	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	3.0	
D006E195	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	3.0	
D006E200	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	4.0	
D006E205	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	4.0	
D006E210	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	3.0	
D006E215	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	3.0	
D006E220	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	4.0	
D006E225	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	8.0	
D006E230	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	12.0	

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D006E235	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	4.0	
D006E240	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	1.0	
D006E245	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	6.0	
D006E250	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	6.0	
D006E255	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	9.0	
D006E260	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	2.0	
D006E265	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	5.0	
D006E270	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	4.0	
D006E275	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	6.0	
D006E280	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	11.0	
D006E285	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	12.0	
D006E290	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	7.0	
D006E295	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	4.0	
D006E300	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	9.0	
D006E305	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	7.0	
D006E310	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	7.0	
D006E315	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	8.0	
D006E320	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	6.0	
D006E325	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	7.0	
D006E330	高知伊予三島線	土佐郡土佐町大北川	34.0	

才 盛土災害

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D265F010	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	30.0	
D265F015	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	70.0	
D265F020	大川土佐線	土佐郡土佐町袖の木	15.0	
D265F025	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	120.0	
D265F030	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	65.0	
D265F035	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	25.0	
D265F040	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	273.0	
D016F005	高知本山線	土佐郡土佐町東石原	215.0	
D016F010	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	215.0	
D016F015	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	48.0	
D016F020	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	263.0	
D016F025	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	377.0	
D016F030	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	122.0	
D016F035	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	96.0	
D016F040	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	144.0	
D016F045	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	153.0	
D016F050	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	32.0	
D016F055	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	55.0	
D016F060	高知本山線	土佐郡土佐町相川	125.0	
D017F030	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻～古味	81.0	
D017F035	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	51.0	
D017F040	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	100.0	
D017F045	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	130.0	
D017F050	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	62.0	
D017F055	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	89.0	
D017F060	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	118.0	

力 擁壁

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D439G245	国道439号	土佐郡土佐町田井	154.0	
D439G250	国道439号	土佐郡土佐町土居	243.0	
D439G255	国道439号	土佐郡土佐町土居	114.0	
D439G260	国道439号	土佐郡土佐町土居	192.0	
D439G265	国道439号	土佐郡土佐町土居	287.0	
D439G270	国道439号	土佐郡土佐町土居	233.0	
D439G275	国道439号	土佐郡土佐町土居	368.0	
D439G280	国道439号	土佐郡土佐町土居	310.0	
D439G285	国道439号	土佐郡土佐町土居	152.0	
D439G290	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	479.0	
D439G295	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	306.0	
D439G300	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	378.0	
D439G305	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	46.0	
D439G310	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	67.0	
D439G315	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	327.0	
D439G320	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	246.0	
D439G325	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	186.0	
D439G330	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	156.0	
D439G335	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	56.0	
D439G340	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	77.0	
D439G345	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺	107.0	
D439G350	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺～東石原	105.0	
D439G355	国道439号	土佐郡土佐町地蔵寺～東石原	18.0	
D439G360	国道439号	土佐郡土佐町東石原	59.0	
D439G365	国道439号	土佐郡土佐町東石原	61.0	
D439G370	国道439号	土佐郡土佐町東石原	30.0	
D439G375	国道439号	土佐郡土佐町東石原	181.0	
D439G380	国道439号	土佐郡土佐町東石原	56.0	
D439G385	国道439号	土佐郡土佐町東石原	94.0	
D439G390	国道439号	土佐郡土佐町東石原	89.0	
D439G395	国道439号	土佐郡土佐町東石原	288.0	
D439G400	国道439号	土佐郡土佐町東石原	35.0	
D439G405	国道439号	土佐郡土佐町東石原	280.0	
D439G410	国道439号	土佐郡土佐町東石原	33.0	
D439G415	国道439号	土佐郡土佐町東石原	355.0	
D439G420	国道439号	土佐郡土佐町東石原	250.0	
D265G005	大川土佐線	土佐郡土佐町柚の木	90.0	
D265G010	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	20.0	
D265G015	大川土佐線	土佐郡土佐町和田	30.0	
D016F005	高知本山線	土佐郡土佐町東石原	1.0	
D016F010	高知本山線	土佐郡土佐町東石原	35.0	
D016F015	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	101.0	
D016F020	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	161.0	
D016F025	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	107.0	
D016F030	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	270.0	
D016F035	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	49.0	
D016F040	高知本山線	土佐郡土佐町地蔵寺	28.0	

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
D016F045	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	76.0	
D016F050	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	155.0	
D016F055	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	77.0	
D016F060	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	43.0	
D016F065	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	80.0	
D016F070	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	56.0	
D016F075	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	54.0	
D016F080	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	155.0	
D016F085	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	74.0	
D016F090	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	50.0	
D016F095	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	92.0	
D016F100	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	36.0	
D016F105	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	58.0	
D016F110	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	54.0	
D016F115	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	61.0	
D016F120	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	74.0	
D016F125	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	164.0	
D016F130	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	48.0	
D016F135	高知本山線	土佐郡土佐町地藏寺	46.0	
D016F140	高知本山線	土佐郡土佐町檜山	86.0	
D016F145	高知本山線	土佐郡土佐町檜山	259.0	
D016F150	高知本山線	土佐郡土佐町高須	295.0	
D016F155	高知本山線	土佐郡土佐町高須	82.0	
D016F160	高知本山線	土佐郡土佐町高須	137.0	
D016F165	高知本山線	土佐郡土佐町高須	101.0	
D016F170	高知本山線	土佐郡土佐町高須	70.0	
D016F175	高知本山線	土佐郡土佐町相川	63.0	
D016F180	高知本山線	土佐郡土佐町相川	33.0	
D016F185	高知本山線	土佐郡土佐町相川	187.0	
D017F100	本川大杉線	土佐郡土佐町井尻	68.0	
D017F105	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	48.0	
D017F110	本川大杉線	土佐郡土佐町古味	27.0	
D017F115	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	66.0	
D017F120	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	160.0	
D017F125	本川大杉線	土佐郡土佐町田井	6.0	
D006E005	高知伊予三島線	土佐郡土佐町	125.0	
D006E010	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	41.0	
D006E015	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	55.0	
D006E020	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	73.0	
D006E025	高知伊予三島線	土佐郡土佐町芥川	36.0	
D006E030	高知伊予三島線	土佐郡土佐町瀬戸	202.0	
D006E035	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	19.0	
D006E040	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	283.0	
D006E045	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	38.0	
D006E050	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	18.0	
D006E055	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	35.0	
D006E060	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	142.0	
D006E065	高知伊予三島線	土佐郡土佐町南川	88.0	

キ 橋梁基礎の洗掘

施設管理番号	路線名	橋梁名	所在地	延長 (m)	備考
D006E005	高知伊予三島線	宮の瀬橋	土佐郡土佐町芥川	14.0	
D006E010	高知伊予三島線	芥川橋	土佐郡土佐町瀬戸	14.0	
D006E015	高知伊予三島線	瀬戸川橋	土佐郡土佐町瀬戸	14.0	
D006E025	高知伊予三島線	泉谷橋	土佐郡土佐町南川	10.0	
D006E020	高知伊予三島線	境谷橋	土佐郡土佐町瀬戸	10.0	
D006E035	高知伊予三島線	寺谷橋	土佐郡土佐町南川	11.0	
D006E030	高知伊予三島線	刈谷橋	土佐郡土佐町南川	35.0	
D017F045	本川大杉線	上津川橋	土佐郡土佐町上津川	136.0	
D017F055	本川大杉線	土佐中島橋	土佐郡土佐町田井	39.0	
D017F050	本川大杉線	下川橋	土佐郡土佐町井尻	169.0	
D016F010	高知本山線	立割大橋	土佐郡土佐町地藏寺	16.0	
D016F015	高知本山線	森橋	土佐郡土佐町土居	47.0	
D016F020	高知本山線	森歩道橋	土佐郡土佐町土居	43.0	
D016F025	高知本山線	無名3号線	土佐郡土佐町東石原	10.0	
D263H005	田井大橋線	吉田橋	土佐郡土佐町田井 長岡郡本山町吉野	145.0	
D263H020	大川土佐線	下柚の木橋	土佐郡土佐町柚の木	14.5	
D263H015	大川土佐線	柚の木橋	土佐郡土佐町柚の木	15.5	
D263H030	大川土佐線	小山橋	土佐郡土佐町和田	33.0	

(5) 山腹崩壊危険地区（林野庁所管）

ア 国有林

危険地区番号	市町村名	地区	位置	公共施設等		
				人家戸数	公共施設建物	道路
1	土佐町	地藏寺	西峯山90			県道
2	土佐町	地藏寺	檜山91			林道
3	土佐町	東石原	石原山89			林道
4	土佐町	瀬戸	一ノ谷山77			林道
5	土佐町	瀬戸	一ノ谷山77			林道
6	土佐町	瀬戸	一ノ谷山79			林道
7	土佐町	瀬戸	大師谷山74			林道

イ 民有林直轄以外

危険地区番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
1	土佐町	井尻			県道
2	土佐町	南川			県道
3	土佐町	南川	2		県道
4	土佐町	南川	2		県道
5	土佐町	南川			県道
6	土佐町	南川			県道
7	土佐町	南川	3		県道
8	土佐町	南川	5		県道
9	土佐町	南川	16		県道
10	土佐町	南川	10		県道
11	土佐町	南川	4		県道
12	土佐町	中村	2		
13	土佐町	南川	7		県道
14	土佐町	南川		1	
15	土佐町	南川	15		県道
16	土佐町	南川	18		県道
17	土佐町	瀬戸	6		県道
18	土佐町	瀬戸	4		県道
19	土佐町	瀬戸	2		県道
20	土佐町	瀬戸			林道
21	土佐町	瀬戸			県道
22	土佐町	瀬戸			県道
23	土佐町	田井	1		町道
24	土佐町	土居	60	1	
25	土佐町	土居	50	1	
26	土佐町	宮古野	35		
27	土佐町	南泉	7		
28	土佐町	南泉	10		
29	土佐町	土居	40		県道
30	土佐町	栗ノ木	10		

危険地区番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
31	土佐町	栗ノ木	8		
32	土佐町	宮古野	7		町道
33	土佐町	地藏寺			林道
34	土佐町	地藏寺	30	1	県道
35	土佐町	地藏寺			林道
36	土佐町	東石原	2		町道
37	土佐町	東石原	1		町道
38	土佐町	西石原	10		町道
39	土佐町	西石原	4		県道
40	土佐町	西石原	7	1	県道
41	土佐町	黒丸	5		町道
42	土佐町	瀬戸	4		町道
43	土佐町	上津川			国道
44	土佐町	穴川	8		町道
45	土佐町	樋ノ口			町道
46	土佐町	高野	30	2	国道
47	土佐町	中村	13		町道
48	土佐町	下川			林道
49	土佐町	押谷			林道
50	土佐町	瀬戸			県道
51	土佐町	瀬戸			県道
52	土佐町	瀬戸			県道
53	土佐町	栗ノ木			町道
54	土佐町	西石原	6		県道
55	土佐町	上津川			林道
56	土佐町	地藏寺	12		町道
57	土佐町	大峠	3		町道
58	土佐町	地藏寺	9		町道
59	土佐町	相川	6		県道
60	土佐町	伊勢川	2		町道
61	土佐町	溜井	2		町道
62	土佐町	溜井			町道
63	土佐町	高須	3		県道
64	土佐町	地藏寺			県道
65	土佐町	栗ノ木			町道
66	土佐町	栗ノ木	1		町道

(6) 崩壊土砂流出危険地区(林野庁所管)

民有林直轄以外

危険地区 番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
1	土佐町	下川	1		林道
2	土佐町	大淵			県道
3	土佐町	古味			県道
4	土佐町	古味			県道
5	土佐町	古味	8		町道
6	土佐町	古味	5		県道
7	土佐町	井尻			県道
8	土佐町	和田	2		県道
9	土佐町	和田			県道
10	土佐町	柚ノ木			県道
11	土佐町	柚ノ木			県道
12	土佐町	南川			県道
13	土佐町	南川	3		町道
14	土佐町	南川	3		町道
15	土佐町	南川	2		町道
16	土佐町	南川	3		町道
17	土佐町	南川	2		県道
18	土佐町	南川			県道
19	土佐町	南川	15		県道
20	土佐町	南川	5		県道
21	土佐町	南川	10		県道
22	土佐町	南川			県道
23	土佐町	南川	19		県道
24	土佐町	南川			県道
25	土佐町	南川	5		県道
26	土佐町	瀬戸			県道
27	土佐町	瀬戸	1		県道
28	土佐町	瀬戸			県道
29	土佐町	瀬戸			県道
30	土佐町	瀬戸			県道
31	土佐町	瀬戸	1		県道
32	土佐町	瀬戸	2		県道
33	土佐町	瀬戸	2		林道
34	土佐町	瀬戸			県道
35	土佐町	瀬戸	9		県道
36	土佐町	瀬戸			県道
37	土佐町	瀬戸			県道
38	土佐町	芥川			県道
39	土佐町	芥川			県道
40	土佐町	芥川			林道
41	土佐町	芥川			県道
42	土佐町	芥川			県道
43	土佐町	田井	13		県道
44	土佐町	田井	10		県道
45	土佐町	田井			林道

危険地区 番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
46	土佐町	溜井			町道
47	土佐町	溜井			町道
48	土佐町	田井			林道
49	土佐町	田井	3		林道
50	土佐町	境	15		県道
51	土佐町	境	20		町道
52	土佐町	土居	50	1	県道
53	土佐町	土居	50	0	県道
54	土佐町	土居	10		県道
55	土佐町	溜井	11	1	町道
56	土佐町	南泉	9		町道
57	土佐町	南泉	16		町道
58	土佐町	境			県道
59	土佐町	和田			林道
60	土佐町	和田	5		林道
61	土佐町	和田	3		林道
62	土佐町	和田			県道
63	土佐町	和田	9		県道
64	土佐町	相川	3		県道
65	土佐町	地藏寺			林道
66	土佐町	地藏寺	1		
67	土佐町	栗ノ木	3		林道
68	土佐町	和田			林道
69	土佐町	栗ノ木			林道
70	土佐町	栗ノ木	2		林道
71	土佐町	西石原	15		林道
72	土佐町	西石原			県道
73	土佐町	西石原			町道
74	土佐町	西石原			県道
75	土佐町	東石原	5		県道
76	土佐町	有間			県道
77	土佐町	有間	2		林道
78	土佐町	笹ヶ谷	1		林道
79	土佐町	笹ヶ谷	2		林道
80	土佐町	笹ヶ谷	5		林道
81	土佐町	地藏寺	3		町道
82	土佐町	地藏寺			県道
83	土佐町	地藏寺			県道
84	土佐町	東石原	21	1	
85	土佐町	東石原	5		町道
86	土佐町	西石原	10		県道
87	土佐町	西石原	3		林道
88	土佐町	西石原			林道
89	土佐町	西石原			林道
90	土佐町	笹ヶ谷			町道
91	土佐町	東石原			県道
92	土佐町	地藏寺			林道
93	土佐町	栗ノ木		1	林道

危険地区 番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
94	土佐町	床鍋	5		国道
95	土佐町	有間	1		町道
96	土佐町	和田	13		町道
97	土佐町	平石	25		町道
98	土佐町	地藏寺			町道
99	土佐町	田井	5		県道
100	土佐町	田井	8		林道
101	土佐町	伊勢川			町道
102	土佐町	地藏寺			町道
103	土佐町	伊勢川	2		町道
104	土佐町	高須	7		町道
105	土佐町	白石	5		林道
106	土佐町	中地藏寺	7		町道

(7) 地すべり危険地区（林野庁所管）

民有林直轄以外

危険地区 番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
1	土佐町	段治里	16		県道
2	土佐町	大淵	17		林道
3	土佐町	井尻	6		県道
4	土佐町	上津川	10		林道
5	土佐町	中地藏寺	10		県道
6	土佐町	有間	10		林道
7	土佐町	瀬戸	3		県道

(8) ため池危険地区（農村振興局所管）

市町村名	名称	所在地	貯水量 (m ³)	受益地 (ha)	決壊等による被害想定					
					農地 (ha)	住宅 (戸)	農業 施設	延長又 は数量	公共 施設	延長又 は数量
土佐町	溜井大池	溜井	41,000	98.0	10.5	18			集会所 神社	1ヶ所 1ヶ所
土佐町	引地の池	高須	1,350	0.4	0.3	1				
土佐町	鉄砲辻の池	東石原	1,500	1.5	0.8					
土佐町	猪遊の池	溜井	140	0.5	0.2					
土佐町	赤藪東池	溜井	290	0.5	0.1					
土佐町	旭岩の池	溜井	700	0.5	0.1					
土佐町	西桜の下池	溜井	400	0.3	0.2					
土佐町	べらい天の池	高須	350	0.3	0.1					
土佐町	留山の上池	溜井	200	0.3	0.1		ハウス	0.02ha		
土佐町	溜井池	溜井	100	0.2	0.2					
土佐町	西桜の上池	溜井	490	0.2	0.2					
土佐町	赤藪上池	溜井	40	0.2	0.2					

市町村名	名称	所在地	貯水量 (m ³)	受益地 (ha)	決壊等による被害想定					
					農地 (ha)	住宅 (戸)	農業 施設	延長又 は数量	公共 施設	延長又 は数量
土佐町	赤藪下池	溜井	120	0.2	0.2					
土佐町	ヨコットの池	南泉	450	0.2	0.2					
土佐町	キソヲの池	溜井	330	0.2	0.2					
土佐町	黒岩の上池	地藏寺	64	1.5	0.1					
土佐町	テンドヲの池	東石原	70	0.2	0.1					
土佐町	旭岩の上池	溜井	120	0.1	0.1					
土佐町	旭岩の下池	溜井	60	0.1	0.1					
土佐町	日浦の池	相川	120	0.1	0.1	1				
土佐町	仲代池	相川	100	0.8	0.6					

(9) 地すべり危険地区（農村振興局所管）

整理 番号	市町村名	地域名	指定面積 (ha)	人家戸数	公共施設 建物	農業施設		備考
						農道	水路	
46	土佐町	白石上	18.20	2		200m	200m	
47	土佐町	上津川下	37.50	7		200m	1,700m	
51	土佐町	相川上	44.90	4		400m	200m	
52	土佐町	中村	48.00	13		300m	500m	
53	土佐町	一ノ久保	35.60	4	学校	500m	400m	

(10) 重要水防箇所（県管理）

沿岸名	河川名	所轄土木事務所名	責任市町村名	特に危険な場所及び対策							溢流・決壊等を予想した被害				避難施設
				左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想される 危険状況	水防工法	公共 施設	一般 戸数	人口 (人)	耕地 (ha)	
吉野川	吉野川	本山	土佐町	右	1,000	右	1000	土佐町中島	溢水	土俵積	2	80	200	2.0	小中学校
吉野川	平石川	本山	土佐町	左 右	1,500 1,500	左 右	1,000 500	土佐町西石原	溢水	土俵積	3	75	195	28.0	コミュニ ティセン ター文 化会館
吉野川	地藏寺川	本山	土佐町	左 右	1,250 700	左 右	1,250 700	土佐町田井	溢水	土俵積	2	127	518	12.0	小中学校
吉野川	地藏寺川	本山	土佐町	左 右	300 700	左 右	50 100	土佐町南泉	溢水	土俵積		23	70	20.0	集会所
吉野川	地藏寺川	本山	土佐町	右	500	右	200	土佐町中尾	溢水	土俵積		27	78	10.0	中央福祉 セン ター
吉野川	地藏寺川	本山	土佐町	右	200	右	100	土佐町床鍋	溢水	土俵積	0	5	20	0	中央福祉 セン ター

(11) 土砂災害警戒区域

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	指定年月日	自然現象の種類	砂防・急傾法指定
363-06-004	下モ田谷	土佐郡土佐町田井	H23. 9. 30	土石流	1
363-06-005	谷の本小谷	土佐郡土佐町田井	H23. 9. 30	土石流	1
363-06-006	谷の本谷	土佐郡土佐町田井	H23. 9. 30	土石流	1
I -874	岡	土佐郡土佐町田井	H23. 9. 30	急傾斜地の崩壊	1
I -883	駒野	土佐郡土佐町土居	H23. 9. 30	急傾斜地の崩壊	

3 危険物等施設

	製造所	貯蔵所							取扱所				計
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売	一般	
土佐町		1			6		4		6			2	19

4 土場（貯木場）及び原木市場

県内原木市場

原木市場		所在地	総面積 (ha)	有効貯材 面積 (ha)	貯材能力 (1回当たり) (m ³)	年間受入量 (m ³)
嶺北	(中江産業)	土佐郡 土佐町田井	0.60	0.50	2,000	12,000

5 過去の災害記録

災害発生日	区 分	被災地域、被害状況
昭和 9.9.21	室戸台風	安芸郡を中心に死者94人、行方不明者28人
10.8.27~30	台風5号	幡多郡、高岡郡を中心に死者11人、行方不明者5人
21.12.21	南海道地震	南海道沖（マグニチュード8.1）県内の死者670人、行方不明者9人
36.9.16	台風18号 （第2室戸台風）	高知県全域、総雨量1212mm 死者1人、行方不明者1人
38.8.8	台風9号	県西部を中心に死者15人、行方不明者4人
45.8.21	台風10号 （土佐湾台風）	県中央部、高知市を中心に死者・行方不明者13人
47.7.4~8	豪雨	高知県中部を中心に総雨量843mm 死者60人、行方不明者1人
50.8.17	台風5号	幡多地方、県中央部を中心に総雨量939mm 死者72人、行方不明者5人
51.9.8~13	台風17号	高知市はじめ県中央部 死者6人、行方不明者3人
55.8.3~11	豪雨	総雨量（足摺岬）879mm、死者4人
平成 5.7.27~28	台風5号	総雨量（本川）676mm、死者3人

※ 死者・行方不明者を含む災害のみ掲載

6 避難施設一覧

(1) 指定避難所

(単位：㎡、人)

	施設名	住 所	延べ床面積	収容可能人員
1	松ヶ丘コミュニティーセンター	田井 3163	165.25	50
2	農村環境改善センター	田井 1450	1330	250
3	おこぜハウス	田井 1667	575.42	90
4	田井町民体育館	田井 979	775	150
5	土佐町小中学校体育館	宮古野 1	1142	200
6	土佐町小中学校武道館	宮古野 1	176	50
7	中央基幹集落センター	土居 284-1	767.6	90
8	保健福祉センター	土居 206	2202.72	200
9	相川町民体育館	高須 305-1	861	100
10	相川コミュニティーセンター	高須 305	1252	100
11	和田町民体育館	和田 1085-1	480	100
12	南川会館	南川 1224-2	194	60
13	瀬戸町民体育館	瀬戸 654-2	443	100
14	瀬戸コミュニティーセンター	瀬戸 658	446.94	100
15	石原町民体育館	西石原 1228	496	100
16	石原コミュニティーセンター	西石原 1228	1158.01	100
17	地藏寺町民体育館	地藏寺 1233-1	1314	150
18	役場地蔵寺支所	地藏寺 1211	852	100
19	平石町民体育館	地藏寺 3172-1	1279.9	100
20	平石コミュニティーセンター	地藏寺 3172	825	100

(2) 指定緊急避難場所

(単位：㎡、人)

	施設名	住 所	延べ床面積	収容可能人員
1	伊勢川集会所	田井 4328-2	119.52	50
2	松ヶ丘コミュニティーセンター	田井 3163	165.25	50
3	上野上集会所	田井 2141	51	10
4	上野多目的集会施設	田井 1581-2	246.35	40
5	農村環境改善センター	田井 1450	1330	250
6	おこぜハウス	田井 1667	575.42	90
7	田井多目的集会施設	田井 1201-3	171.14	50
8	田井町民体育館	田井 979	775	150
9	中島集会所	田井 958-4	206.95	50
10	三島多目的集会施設	田井 503-2	98.96	30
11	道の駅土佐さめうら	田井 448-4	231	30
12	土佐町小中学校体育館	宮古野 1	1142	200
13	土佐町小中学校武道館	宮古野 1	176	50

	施設名	住 所	延べ床面積	収容可能人員
14	大河内消防屯所	境 1426-9	110	20
15	大谷集会所	土居 118-1	126.25	40
16	中央基幹集落センター	土居 284-1	767.6	90
17	中村集会所	土居 353-1	119	30
18	上ノ土居集会所	土居 331-1	148	30
19	陣ノ内集会所	土居 275-1	102	30
20	保健福祉センター	土居 206	2202.72	200
21	老人憩いの家	土居 1017-2	98.99	30
22	相川多目的集会施設	相川 407-1	270.7	50
23	相川町民体育館	高須 305-1	861	100
24	相川コミュニティーセンター	高須 305	1252	100
25	高須集落センター	高須 454-3	128.42	40
26	白石集会所	南泉 572-2	80.53	20
27	南泉集会所	南泉 187	76.13	20
28	宮古野ふれあい交流館	宮古野 165-2	128.85	40
29	松木野集会所	溜井 1821-5	56	10
30	溜井多目的集会施設	溜井 1366-2	97.85	20
31	南境集会所	境 60-5	60.48	20
32	東境集会所「泉の里」	境 329-3	63.76	20
33	和田町民体育館	和田 1085-1	480	100
34	南川分団消防屯所	南川 1437-1	110	20
35	南川会館	南川 1224-2	194	60
36	南川中村集会所	南川 457-1	29	10
37	瀬戸町民体育館	瀬戸 654-2	443	100
38	瀬戸コミュニティーセンター	瀬戸 658	446.94	100
39	峰石原集会所	東石原 2140-1	79	50
40	石原町民体育館	西石原 1228	496	100
41	石原コミュニティーセンター	西石原 1228	1158.01	100
42	東石原集会所	東石原 938-1	102	40
43	地藏寺町民体育館	地藏寺 1233-1	1314	150
44	役場地蔵寺支所	地藏寺 1211	852	100
45	中地藏寺集会所	地藏寺 1232-1	98.2	20
46	立割集会所	地藏寺 665-2	79.63	20
47	平石消防屯所	地藏寺 3050-1	110	20
48	平石町民体育館	地藏寺 3172-1	1279.9	100
49	平石コミュニティーセンター	地藏寺 3172	825	100
50	中央福祉センター	土居 989-1	281.7	80
51	土佐町児童館	土居 989-1	188.4	40

	施設名	住 所	延べ床面積	収容可能人員
52	中島城ノ台ふれあい集会所	田井 878-3	74.2	10

7 空中消火用ヘリポート

名 称	中大型別	所在地
さめうらふれあい広場	中	田井6591

8 災害対策用ヘリコプター発着場

名 称	所在地	発着場面積
町民グラウンド	田井1670	100×60
土佐町小中学校グラウンド	宮古野1	100×70
相川運動公園	地藏寺537-2	60×60
地藏寺町民グラウンド	地藏寺1121	70×50
石原町民グラウンド	西石原1230	70×40
さめうらふれあい広場	田井6591	50×50
南川（大瀧）広場	南川1087-2	40×17
森ヘリポート	土居319-1	20×20
黒丸ヘリポート	瀬戸644-1	20×20

9 し尿処理施設

事業主体	種類	規模	所在地
嶺北広域行政事務組合	酸化	40kl/a	長岡郡本山町木能津2935

10 ごみ処理施設

事業主体	処理能力	所在地
嶺北広域行政事務組合	16 t /日	長岡郡本山町木能津字長野3708-11

11 水門・樋門等一覧表

管理機関名	河川名（港湾名）	名称	所在地	受託機関	施設の内容
土佐町	吉野川水系地藏寺川	水門	土佐町床鍋	土佐町駒野新井堰水利組合	捲上式自動転倒ゲート W=15.0×H=1.5

12 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

名 称	所在地
医療法人十全会早明浦病院 (介護老人保健施設レイクビューさめうら)	土佐郡土佐町田井1372
社会福祉法人厚敬会特別養護老人ホームトキワ苑 (デイサービスセンターときわ、医務室)	土佐郡土佐町田井1377-29
土佐町児童館	土佐郡土佐町土居989-1
土佐町保健福祉センター	土佐郡土佐町土居206
土佐町小中学校	土佐郡土佐町宮古野 1

13 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

名 称	所在地
医療法人十全会早明浦病院 (介護老人保健施設レイクビューさめうら)	土佐郡土佐町田井1372
社会福祉法人厚敬会特別養護老人ホームトキワ苑 (デイサービスセンターときわ、医務室)	土佐郡土佐町田井1377-29
医療法人田井医院	土佐郡土佐町田井 1457
デイサービスたい	土佐郡土佐町田井 1456-1
デイサービス元気村たい	土佐郡土佐町田井 1445-1
グループホーム花みずき	土佐郡土佐町土居 1057
土佐町小中学校	土佐郡土佐町宮古野 1
土佐町児童館	土佐郡土佐町土居 989-1
西川歯科診療所	土佐郡土佐町田井 1370-9
特定非営利活動法人れいほくの里どんぐり	土佐郡土佐町田井 1488-1

14 協定一覧

協定先	住 所	連絡先
吹田市（相互応援協定）	大阪府吹田市泉町1-3-40	TEL：06-6384-1231
高知県消防政策課 （消防防災ヘリコプター支援協定）	高知市丸ノ内1-2-20	TEL：088-823-9318
高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 宿毛市 土佐清水市 四万十市 香南市 香美市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村 本山町 大豊町 大川村 いの町 仁淀川町 中土佐町 佐川町 越知町 梶原町 日高村 津野町 四万十町 大月町 三原村 黒潮町 （相互応援協定）	高知市本町4-1-24 室戸市浮津25-1 安芸市矢ノ丸1-4-40 南国市大そね甲2301 土佐市高岡町甲1894-1 須崎市山手町1-7 宿毛市希望ヶ丘1 土佐清水市天神町11-2 四万十市中村大橋通4-10 香南市野市町西野2706 香美市土佐山田町宝町1-2-1 東洋町生見758-3 奈半利町乙1659-1 田野町1828-5 安田町安田1850 北川村野友甲1530 馬路村馬路443 芸西村和食甲1262 本山町本山636 大豊町津家1626 大川村小松27-1 いの町1700-1 仁淀川町大崎200 中土佐町久礼6602-2 佐川町甲1650-2 越知町越知甲1970 梶原町梶原1444-1 日高村本郷61-1 津野町永野471-1 四万十町琴平町16-17 大月町弘見2230 三原村来栖野346 黒潮町入野5893	TEL：088-822-8111 TEL：0887-22-1111 TEL：0887-34-1111 TEL：088-863-2111 TEL：088-852-1111 TEL：0889-42-2311 TEL：0880-62-1111 TEL：0880-82-1111 TEL：0880-34-1111 TEL：0887-56-0511 TEL：0887-53-3111 TEL：0887-29-3111 TEL：0887-38-4011 TEL：0887-38-2811 TEL：0887-38-6711 TEL：0887-32-1212 TEL：0887-44-2111 TEL：0887-33-2111 TEL：0887-76-2113 TEL：0887-72-0450 TEL：0887-84-2211 TEL：088-893-1111 TEL：0889-35-0111 TEL：0889-52-2211 TEL：0889-22-1111 TEL：0889-26-1111 TEL：0889-65-1111 TEL：0889-24-5111 TEL：0889-55-2311 TEL：0880-22-3111 TEL：0880-73-1111 TEL：0880-46-2111 TEL：0880-43-2111
高知市、南国市、土佐市、香南市 香美市、本山町、大豊町、大川村 いの町、仁淀川町、佐川町、越知町 日高村（中央圏域における広域避難に 関する協定）	同 上	同 上
嶺北森林管理署 （無人航空機等活動協定）	本山町本山850	TEL：0887-76-2110
高知県医師会 （医療救護に関する協定）	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター4F	TEL：088-824-8366
高知県薬剤師会 香長土支部 （医療救護活動及び医薬品等の供給に 関する協定） 高知調剤薬局 田井店 エール薬局 さめうら店	土佐町田井1489-1 土佐町田井1372-5	TEL：0887-82-2720 TEL：0887-70-1500
四国コカ・コーラボトリング株式会社 （株）	高知市池字遅越282-32	TEL：0120-509-459

(救援物資提供に関する協定)		
協定先	住 所	連絡先
高知県農業協同組合 (応急生活物資供給等に関する協定)	土佐町土居284-1	TEL : 0887-82-2800
嶺北電気工事業組合 (電気設備等の復旧に関する協定)	土佐町田井966	TEL : 0887-82-0454
国土交通省四国地方整備局 (情報交換及び支援に関する協定)	香川県高松市サンポート高松3-33	TEL : 087-851-8061
高知県建築士会 (被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定)	高知市本町4-2-15	TEL : 088-822-0255
四国電力株式会社 (災害時協力協定)	高知市本町4-1-11	TEL : 088-822-9211
NTT西日本株式会社 高知支店 (特設公衆電話)	高知市帯屋町2-5-11	TEL : 088-804-0055
株式会社末広 (応急生活物資供給等に関する協定) (避難所施設利用に関する協定)	土佐町田井1353-2	TEL : 0887-82-0128
NPO法人さめうらプロジェクト (緊急輸送協定)	土佐町田井452	TEL : 0887-70-1541
有限会社嶺北観光自動車 (緊急輸送協定)	土佐町田井1491-1	TEL : 0887-82-0199
ヤフー株式会社 (情報発信協定)	東京都千代田区紀尾井町1-3	TEL : 03-6898-3912 TEL : 03-6898-6084
有限会社川田石油 (応急生活物資供給等に関する協定)	土佐町田井1004-1	TEL : 0887-82-0906
NPO法人コメリ災害対策センター (物資供給協定)	新潟県新潟市南区清水4501-1	TEL : 025-371-4185
日本ムービングハウス協会 (応急仮設住宅建設に係る協定)	北海道札幌市清田区美しが丘三条 10-2-15	TEL : 079-435-0355

土佐町地域防災計画

令和8年3月

発行 土佐町防災会議
編集 土佐町総務課

〒781-3492
高知県土佐郡土佐町土居 194
TEL 0887-82-0480
FAX 0887-82-2681